

令和5年度

熊本市包括外部監査の結果報告書

令和6年3月

熊本市包括外部監査人

公認会計士 奥村 栄隆

令和6年3月25日

熊本市包括外部監査人 奥村 栄隆

令和5年度熊本市包括外部監査の監査結果について

地方自治法第252条の37第5項及び包括外部監査契約第7条の規定に基づき、次のとおり監査報告書を提出いたします。

目次

第1章 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由	1
(3) 監査の対象とした部局	1
(4) 監査対象年度	2
3 監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 実施した監査手続	2
4 監査の結果の記載方法	3
5 外部監査の実施期間	3
6 監査の実施者	3
7 利害関係	3
8 略称等	4
第2章 監査対象の概要	5
1 補助金等の定義	5
2 補助金等に係る市のルール	6
(1) 熊本市補助金等交付規則	6
(2) 各事業の補助金交付要綱等	7
(3) その他	8
3 市の補助金等に係る取組	9
(1) 補助金等に係る財政状況	9
(2) 補助金に係る行財政改革計画	10
(3) 令和5年度予算の執行について（財政局長通達）	12
(4) 熊本市補助金制度の見直し基準（財政課）	12
(5) 補助金等評価シートによる事業内容の確認	14
4 市の機構図	15
5 監査対象事業	16
(1) 監査対象事業の選定方法	16
(2) 監査対象として選定した補助金等	18
第3章 監査の視点及び実施した監査手続	23

1	監査の視点	23
2	実施した監査手続	28
(1)	補助金等に係る概要の把握	28
(2)	詳細監査対象補助金等の選定	28
(3)	詳細監査対象補助金等の調査	28
3	監査の実施状況	28
第4章	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	29
1	概要	29
(1)	監査の結果及び意見の件数	29
(2)	監査の結果及び意見の一覧	29
2	監査の結果及び意見（総論）	45
(1)	補助金等事業に係る全般事項	45
3	監査の結果及び意見（各論）	63
(1)	政策局	63
(2)	文化市民局	67
(3)	健康福祉局	88
(4)	こども局	204
(5)	環境局	260
(6)	経済観光局	287
(7)	農水局	318
(8)	都市建設局	381
(9)	教育委員会事務局	425

第1章 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

補助金等に関する事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由

地方自治法によれば、地方公共団体は公益上必要がある場合に、補助金を市民や団体等に支出することができる（以下、負担金、補助金及び交付金を合わせて「補助金等」という。）。

補助金等の支出は、地方公共団体において広く活用されている行政手法の一つであり、特定の事業、研究等を促進するなど、地方自治を取り巻く諸課題の解決に役立っている。

一方で、補助金等は相当の反対給付を受けることなく行う無償譲渡の性質を有しているため、「補助金等の長期化による惰性化・既得権化」や、「補助金等への依存体質の醸成」といった問題を孕んでいる。

そのため、補助金等の支出に当たっては、透明性及び公正性の確保が強く求められるとともに、補助金等の不断の見直しが必要不可欠である。

熊本市（以下「市」という。）においても、補助金等は広く各部局において活用されている。

また、市においては、平成27年度に補助金等の一斉見直しを実施するとともに、毎年度初めに財政局長通達を発出して、補助金等の公共性、必要性、金額の妥当性等について検証し、常に見直しを検討する必要がある旨、周知しているところである。

さらに、市は、昨今の新型コロナウイルス感染症に関連する様々な補助金等の支出を行っているところである。

以上のことを踏まえ、補助金等に関する事務の執行について、合規性、有効性、経済性及び効率性等の観点から包括外部監査を実施することは有用であると考えられるため、令和5年度包括外部監査の特定の事件として選定した。

(3) 監査の対象とした部局

監査対象部局は以下のとおりである。

監査対象部局（総論）	
財政局	総務局

監査対象部局		
政策局	こども局	農水局
文化市民局	環境局	都市建設局
健康福祉局	経済観光局	教育委員会事務局

(4) 監査対象年度

令和4年度（ただし、必要に応じて令和5年度及び令和3年度以前の過年度についても対象とする。）

3 監査の方法

(1) 監査の視点

ア 合规性

補助金等に関する事業及び事務が、地方自治法等の関連法規に従い適切に行われているか。

イ 有効性

補助金等に関する事業及び事務が、目的を達成するため効果的に行われているか。
補助金等に関する事業及び事務が、公益上の必要性に基づき行われているか。

ウ 経済性及び効率性

補助金等に関する事業及び事務が、費用対効果を踏まえて行われているか。
補助金等に関する事業及び事務が、効率的に行われているか。

エ 透明性

補助金等に関する事業及び事務が、明確な根拠及びプロセスに従って行われているか。

(2) 実施した監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。なお、詳細については「第3章 監査の視点及び実施した監査手続」に記載している。

ア 補助金等に係る概要の把握

補助金等に係る関係法令、条例、規則及び要綱等の確認を実施するとともに、所管課

が作成した「補助金等評価シート」や財政課等が作成した「補助金制度実務研修(テキスト)」の内容を把握した。

イ 詳細監査対象補助金等の選定

市が実施する補助事業を網羅的に把握するとともに、重要性が高いと判断した詳細監査対象補助金等を選定した。

ウ 詳細監査対象補助金等の調査

選定した詳細監査対象補助金等について、関係書類の閲覧並びに担当者への質問などを実施した。

4 監査の結果の記載方法

監査の結果の記載方法は、以下のとおりである。

< 結果及び意見の区分 >

区分	説明
結果	法令、条例、規則等の形式的又は実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまでは言えないものの、社会通念上適切でないものあり、是正すべき事項又はそれに準じるもの
意見	指摘には該当しないが、何らかの改善措置を検討することが市の事務の執行に資すると考えられる事項

5 外部監査の実施期間

令和5年5月から令和6年3月まで

6 監査の実施者

包括外部監査人	奥村 栄 隆	公認会計士
補助者	中村 裕 彦	公認会計士
同	塩塚 正 康	公認会計士、行政実務経験者
同	目久美 将	公認会計士
同	養原 妙 子	アシスタント、行政実務経験者

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡 例
S	昭和	S62 = 昭和 62 年
H	平成	H12 = 平成 12 年
R	令和	R1 = 令和元年

また、表中の数値については単位未満を四捨五入しており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「0」としている。

第2章 監査対象の概要

1 補助金等の定義

補助金等の支出の総論的な法的根拠として、地方自治法では、次のとおり規定されている。(個別の補助金等については、各々の条例、要綱等を法的根拠としている。)

<地方自治法>

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

「公益上必要がある場合」とは、補助金等を支出することができる事業は公益性が認められなければならない、加えて、必要性、公平性、有効性及び効率性を全て満たしている場合とされている。また、これら公益性、公平性等の意味するところは以下のとおりである。

<公益性等の意味>

項目	内容
公益性	広く住民の生活向上に寄与する
必要性	社会情勢や自治体の施策に適合し、官民の役割分担の中で行政が関与する必要がある
公平性	特定の団体等に限定されず、他団体との間で公平性が保たれている
有効性	目的、目標が適切に設定されている
効率性	費用対効果が高い

なお、補助金等の性質については一般的に以下のとおりとなる。

<補助金等の性質>

補助金	国、地方公共団体等が特定の事務又は事業(産業の助成、社会福祉、公共事業等)を実施する者に対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいう。
負担金	国、地方公共団体等が事故の利害に関係のある事務又は事業に関して、法令により自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金をいう。
交付金	国が特定の目的をもって交付する給付金であり、法律に基づく義務的なものと任意的なものがある。 ・義務的なもの...国が地方公共団体に対し財源を配分するもの、税の代替的なもの、国の特定の事務を行う地方公共団体に対する所要経費を給付するもの等

	・ 任意的なもの...地方公共団体等が行う事務に要する経費でその性質上特別の理由により、実質的に国が負担をする必要があることにより交付するもの等
助成金	特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭であり、経費の性格としては補助金と同様であるが、予算計上の経費の性格から特段の理由で助成することとされている場合に使われている。
利子補給金	資金の借入れに係る利子の支払に要する経費の一部又は全部に充てるために、国、地方公共団体等が金銭を補給することをいう。

出所：補助金等適正化法講義

2 補助金等に係る市のルール

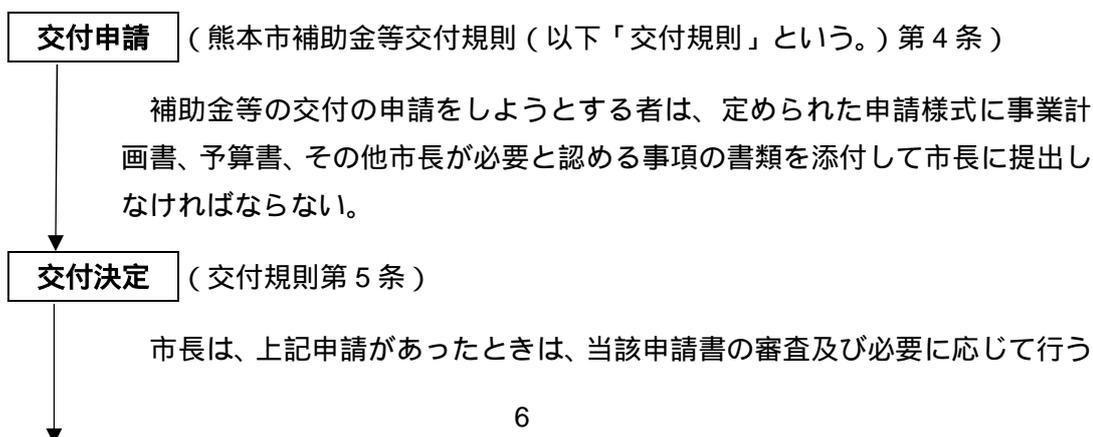
前記「1 補助金等の定義」で述べた性質をもつ補助金等は、地域活性化や産業振興等の行政課題を解決する有効な手段として重要な役割を担っているが、一方で直接的な反対給付を伴わない支出であることから長期に継続化(既得権化)され、補助事業者の依存体質の助長により自主性、自立性が阻害される等の問題も指摘されるところである。

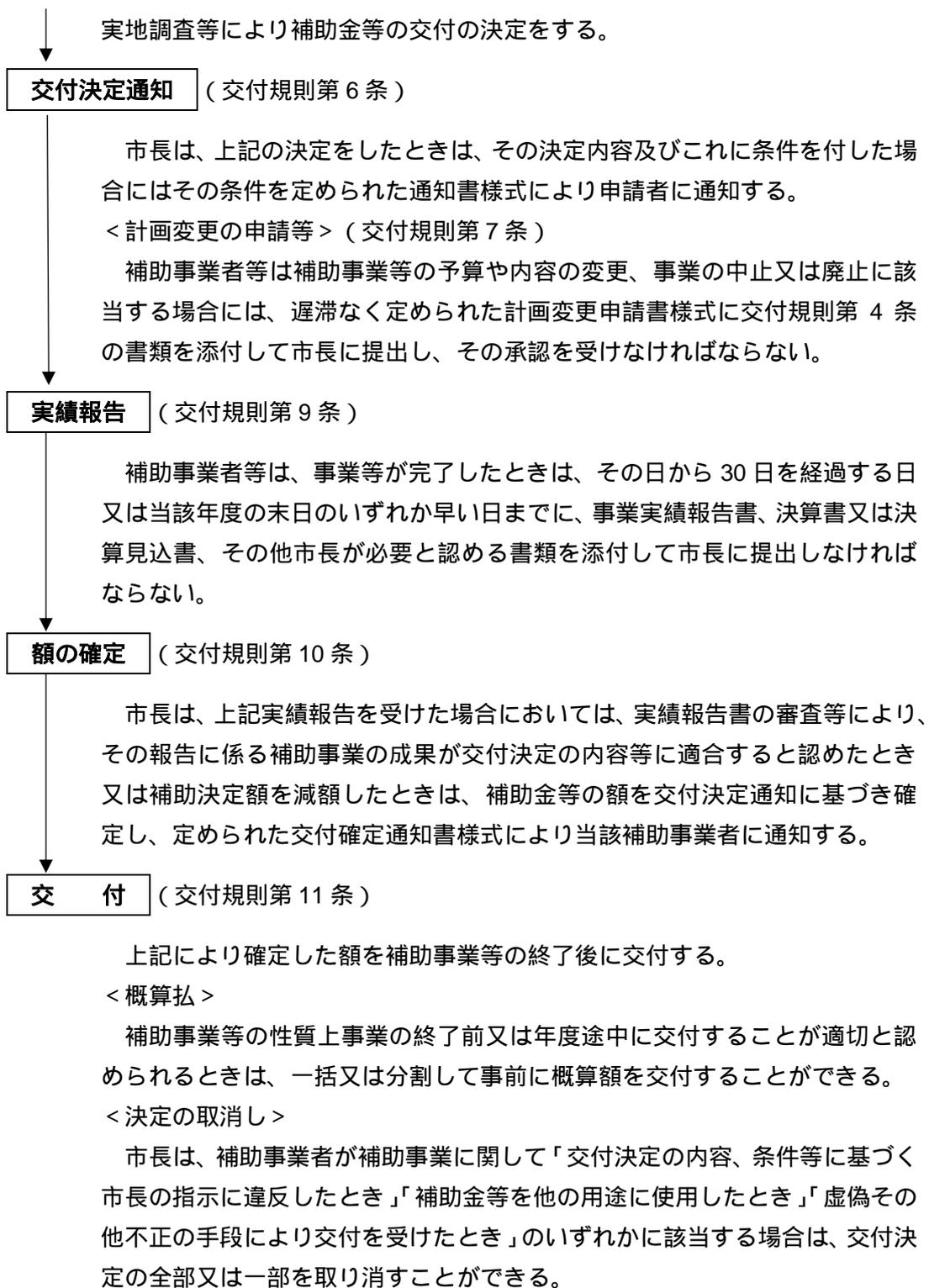
また、補助金等は、主な財源が市税であることから、市民への説明責任が求められ、補助制度の検証や不断の見直しを行うことが重要となっている。このため市は、補助制度の透明性及び公正性の確保や不断の見直しについて補助金交付等の手続を定めた市補助金等交付規則、市長が補助金等担当職員に対して補助金交付の実施についての指示命令事項を示した交付要綱等を制定し、補助制度に関して必要な実務上の知識を押さえる目的で作成した研修テキストを用いて研修会を実施し、適正な補助金の執行についての(財政局長)通達を発出している。

なお、以上の規則、要綱、研修テキスト等についての概要は以下のとおりとなる。

(1) 熊本市補助金等交付規則

補助金制度における補助金交付等の手続を定めた規則であり、大まかな手続の流れは以下のとおりである。





(2) 各事業の補助金交付要綱等

位置づけとしては、市長が補助金等担当職員に対し、補助金交付の実施についての指示命令事項を示すために制定するものである。対市民ではなく対職員向けの内部文書

であるため、補助のルールを要綱に定めたからといってそれだけで市民に対して効力を生じるものではない。

交付手続については、各事業の補助金交付要綱に規定しなくても上記交付規則が適用されるが、当該制度のルールに関する情報を要綱に一元化でき、実務上の一覧性及び利便性を高めることができるという利点があるため、交付規則と同じ手続規定であっても各事業の補助金交付要綱に明記することが多くみられる。

(3) その他

ア 補助金制度実務研修（テキスト）

毎年度、補助金担当者向けに研修が行われているが、その際使用するテキストである。「市が」「市民・事業者に対して」交付する補助金をテーマにしている。（国庫補助金に関する財務処理上のポイント等は省略している。）

研修テキスト作成当時（令和2年）市の補助金事業数が300～400件、当初予算額約59億円となっており、補助金制度の構築と運用は、市の行政事務の中でもウエイトが大きいこと、担当者の知識及び理解がまちまちで法政課への相談が多いこと、補助金関係の住民監査請求数の3分の1は住民訴訟にまで発展していること（無視できないリーガルリスク）等を鑑み、補助金制度に関し必要な実務上の知識を押さえることを目的としてこのテキストが作成された。このテキストは6つの章で構成されており、概要は以下のとおりである。

<研修テキスト>

章	タイトル	内容
第1章	補助金の仕組	補助金とは何か、補助金の分類、法的性格、市補助金等交付規則の位置づけ等
第2章	補助金の公益性の確認	公益上の必要性、公益上の必要性の判断基準、公益性が問題となった事件（判例）等
第3章	補助金の有効性の確認	有効性の原則、効果の測定、有効性が問題となった訴訟事件、既着手の事業に対する補助の可否等
第4章	補助金の制度設計	適切な制度設計、制度見直しチェックポイント等
第5章	補助金交付要綱の策定	交付要綱の位置づけ、規定内容、決裁、交付事務の流れ等
第6章	補助金に関するその他の留意事項	公募の周知における留意点、補助金に係る返還金の取扱い、補助金制度と内部統制等

出所：補助金制度実務研修（テキスト）

イ 令和5年度予算の執行について（財政局長通達）

補助金及び交付金の執行について、「交付対象事業の公益性や公平性など公費支出の

対象としての適性について厳格な審査を実施した上で交付決定を行うこと。」としている。また、補助金等の執行に係る決裁において、財務課長又は主務課長への合議事項の定めもなされており、毎年度初めに発出して適正な補助金の執行について全職員に周知している。

3 市の補助金等に係る取組

(1) 補助金等に係る財政状況

市の過去 5 年度分の一般会計の歳出における決算状況は下表のとおりであり、歳出決算総額に占める補助費等(1)の割合は、令和 2 年度を除き約 5~6%となっている。(令和 2 年度については、国の新型コロナウイルス感染症関連の各種事業経費、市の緊急家賃支援事業経費等が増加したことにより、補助費等が突出している。)

また、義務的経費(2)の歳出決算総額に占める割合は約 50~60%と高い水準で推移しており、人口減少等によって市税収入が伸び悩む中、新たな政策に回す財源が確保困難になる、いわゆる「財政の硬直化」が生じている。その義務的経費を除いた経費に占める補助費等の割合を算出すると、約 11%~15%となっている。

- (1) 監査対象とした補助金等はこの補助費等に主に含まれているが、社会資本の整備に関するものは「普通建設事業費」、社会保障に関するものは「扶助費」として別に分類されている。
- (2) 人件費(市職員の給料等の経費)、扶助費(生活保護や保育関連等の経費)、公債費(借入金の返済に係る経費)の 3 つを合わせた経費。この経費は毎年必ず支出が必要な固定経費である。

< 歳出決算額の推移 >

(単位：億円)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
歳出決算総額 A	3,780	3,883	4,444	4,164	3,994
補助費等(1)の額 B	185	203	946	234	242
歳出決算総額に占める補助費等の割合 B/A	4.9%	5.2%	21.3%	5.6%	6.1%
義務的経費(2) C (歳出決算総額に占める割合 C/A)	2,078 (55.0%)	2,128 (54.8%)	2,210 (49.7%)	2,460 (59.2%)	2,366 (59.1%)
義務的経費を除いた経費に占める補助費等の割合 B/(A-C)	10.9%	11.6%	42.3%	13.7%	14.9%

出所：市ホームページの財政関連資料から監査人作成

なお、令和 3 年度及び令和 4 年度の一般会計における節別区分(「負担金、補助及び

交付金」)による決算額について、令和3年度の決算額は380億円、令和4年度の決算額は589億円となっており、義務的経費を除いた経費に占める割合は、それぞれ22.3%、36.2%とかなり高い割合となっている。

(2) 補助金に係る行財政改革計画

これまででない人口減少社会の到来、少子高齢化の進行等の社会情勢の大幅な変動によって市税収入の伸び悩みや社会保障費の増加が見込まれる中、市は、多様化する市民ニーズに対して限られた財源で将来にわたり持続可能な行政サービスを提供する体制を構築し、質の高い市政運営を行っていくため様々な行財政改革計画を策定し、取り組んでいる。

その中で、補助金等に係る行財政改革計画等は第3次行財政改革推進計画、集中改革プラン、第4次行財政改革推進計画、そして直近の第5次行財政改革推進計画で策定されており、概要は以下のとおりとなっている。

<行財政改革計画一覧>

計画名	計画期間	内 容
第3次 行財政 改革推 進計画	平成16年度から 平成20年度まで	<p>財政健全化の具体的取組の一つとして「補助金の見直し」が挙げられている。</p> <p>運営費補助については、必要性和効果について個々具体的に精査を行い、当面平成16年度から18年度までの3年間において、総額の少なくとも1割削減を目標として定め、その見直しに取り組む。</p> <p>事業費補助についてもその効果等について検証し、補助制度ごとの見直しに取り組む。</p> <p>【検証結果】...目標達成</p> <p>131項目の見直しを実施し、23百万円(平成15年度比14.1%減)を削減した。</p>
集中改 革プラン(1)	平成17年度から 平成21年度まで	<p>事務事業の再編・整理等の具体的取組の一つとして「補助金の見直し」が挙げられている。</p> <p>要綱等の整備により交付手続の明確化を図る。</p> <p>補助金見直し方針・基準を策定し、補助の必要性、事業効果、金額の妥当性等について全庁統一的な基準で精査を行う。</p> <p>平成18年度に「補助金見直し基準」を策定した(詳細：後述(4))</p>
第4次 行財政	平成21年度から 平成25年度まで	<p>計画の目標の一つである「効率的で質の高い市政運営の推進」の中の「財政の健全化」の実施プログラムとし</p>

計画名	計画期間	内 容
改革計画		<p>て「補助金の見直し」が挙げられている。</p> <p>「補助金見直し基準」に基づき、個別補助金について今後の方針を明確にすることを目標として、3年ごとに各種補助金の必要性や効果等を検証し、継続的な見直しに取り組む。</p> <p>【検証結果】…目標達成</p> <p>平成21年度、24年度は3年ごとの補助金見直しの年に該当していたため、個別補助金について方針を決定し、各年度予算編成において進捗管理を行った。</p>
第5次行財政改革計画	平成26年度から平成30年度まで	<p>時代の変化を捉えた効率的・効果的な行政運営の推進の事務事業のゼロベースでの見直しプログラムとして「補助金の見直し」が挙げられている。</p> <p>補助金見直し基準に基づき、3年ごとに全補助金の見直しを検討するほか、各年度の予算編成時において進捗確認を行う。</p> <p>【検証結果】…目標達成</p> <p>毎年度の当初予算編成等において、事業の必要性・有効性（費用対効果）を確認するなど補助金等の見直しの進捗管理を行った。</p> <p><平成27年度の一斉見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な見直し内容 (ア) 補助金等の終期・見直し設定 (イ) 補助金等の制度改善等 (ウ) 団体運営補助（類似を含む）一律削減 ・見直し件数・削減効果額（H27 H28 削減効果額） 132件・162,758千円

出所：市作成の各プランの冊子から監査人作成

- (1) 国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(総務省通知)において、全ての自治体に一律の条件の下策定・公表することが求められた各自治体の行政改革の取組を分かりやすく明示した計画。
- 市は、行財政改革の取組を基本としつつ国が示した項目に合わせて簡潔に再編・整理する形で策定。

(3) 令和5年度予算の執行について（財政局長通達）

「補助金及び交付金の執行について」において、「交付対象事業の公益性や公平性など公費支出の対象としての適性について厳格な審査を実施した上で交付決定を行うこと。また、補助金の公共性、必要性、金額の妥当性について検証し、常に見直しを検討すること。」とし、毎年度初めに発出して全職員に周知している。

(4) 熊本市補助金制度の見直し基準（財政課）

平成18年度に策定された（直近では平成27年6月5日制定）。概要は以下のとおりである。

<熊本市補助金制度の見直し基準の概要>

<p>【補助金の性格分類による見直しの方向性】</p> <p>既存補助金の性格分類ごとにその見直しの方向性や見直しに当たって特に留意すべき事項が挙げられている。</p>
<p>【目標設定と評価の観点】</p> <p>評価に当たり、以下の統一的な観点からの比較考量が行われるとともに数値化を基本とした明確な目標設定と、それに基づく費用対効果等の評価が行われることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業の公益性・唯一性・社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応・補助金額の妥当性・補助対象経費の妥当性・実施手法の効率性・事業効果を測るための項目・指標と目標設定の考え方・費用対効果
<p>【終期の設定】</p> <p>補助金交付が長期・固定化、既得権化することを排し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものが随時見直され、新たな必要性の高いものを取り入れることができるよう定期的に見直しを行う仕組みの導入が必要であるため、終期を設定するもの。</p> <p>原則として3年の終期を設定する。（短期的に効果を問われるものは1,2年の終期を設定することも考えられる。）終期において補助金の継続を希望することは可能。</p>
<p>【補助率のあり方】</p> <p>補助金は、自主的に公益的な事業を行うことに対する支援であるとの考え方にに基づき、補助率は原則2分の1以下とする。政策的な判断に基づき2分の1を超えるものについては、十分な検討を要する。</p>

【補助の統合・融合化】

活動内容の統合、融合化を図ることにより、費用面での効率化が図られ、事業内容も有効度が増すことが期待される。

間接補助については、地域や事業分野の実情に精通した団体を通じて補助することによって効率的な配分を行うことが可能となり、市の事務負担も軽減されるというメリットがある一方、個々の事業の必要性や効果等について十分な評価を行うことが難しいという側面もある。補助金の内容に応じて最適な方式を選択する必要がある。

【予算の範囲内での計画的な実行】

査定の趣旨を踏まえ既定予算の範囲内での執行を担保するために原則として各補助金要綱等に「予算の範囲内で補助する」旨及び申請総額が予算額を超える場合の対応（先着順締切、抽選等）を明記する。

【補助金の評価システムの構築】

補助金評価シートの作成及び活用、外部評価委員会による評価及び見直しが定められている。

出所：「熊本市補助金制度の見直し基準（財政課）」から監査人作成

(5) 補助金等評価シートによる事業内容の確認

毎年度の当初予算編成等において、各局が作成する「補助金等評価シート」(様式：以下のとおり)により、事業の必要性、有効性(費用対効果)についての確認を行い、補助金等の見直しの進捗管理を行っている。

< 補助金等評価シート >

【評価項目】		担当課 ()					
補助金等の名称							
交付要綱	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/>	制定日					
歳出予算事業名					予算区分	<input type="checkbox"/> 常 <input type="checkbox"/> 策	
R5年度(2023年度)予算要求額	千円	国県補助	<input type="checkbox"/> 補助	…補助率(国 県)	<input type="checkbox"/> 独		
実施計画							
根拠法令等	<input type="checkbox"/> 有					<input type="checkbox"/>	
評価対象年度	R2年度	事業(補助)開始年度		終期設定	<input type="checkbox"/>	(年度) <input type="checkbox"/>	
補助事業の概要							
補助の目的							
補助の必要性							
費用対効果							
指標	単位	実績				目標	
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
実施計画掲載 成果指標1							
実施計画掲載 成果指標2							
[新] 結果指標							
事業目標							
結果指標の把握方法							

4 市の機構図

令和5年4月1日現在の機構図は以下のとおりである。

< 機構図 >



5 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

本報告書における監査テーマである補助金等に関する事務の執行について、次のとおり監査対象事業を選定した。

ア 母集団である監査対象事業シートの作成

令和4年度に支出した補助金等について、下記(ア)と(イ)を合わせて母集団である「一般会計及び特別会計」シートを作成した。

(ア) 一般会計分

市の補助金等の支出の全体像を把握するため、監査事務局が作成した「令和4年度(2022年度)負担金、補助及び交付金調書<一般会計>」を入手した。

各課が回答するに当たって該当がない場合も「なし」と回答するようにしており、全ての課からの回答を確認した。

(イ) 特別会計分

「補助金調書」の項目について、該当する課へ回答を依頼した。

回答シート作成時に、令和3年度の「負担金及び補助金調書」(財政課が議会へ提出する資料)を参考に特別会計分全ての補助金等を洗い出し、対象課には「交付金額」の欄の記入を依頼し、全てのシートに入力があることを確認した。

また、「一般会計及び特別会計」シートの項目は次のとおりである。

<「一般会計及び特別会計」シートの項目>

所属部署(予算主務課)/旧所属課/会計/款/項/目/支出科目/件名(補助金等名)/交付先/交付金額(単位:円)令和4年度 令和3年度/国・県補助金の有無/事業概要及び積算内容(国・県補助金:有 負担割合、額など)/主務課と違う時のみ予算執行課(室)名

なお、所管課は補助金ごとに補助金等評価シートを作成して予算要求時に財政課へ提出しているが、その補助金等評価シート(令和4年予算要求時資料、すなわち令和2年度補助金に対する評価)を入手して漏れなく母集団に含まれているかを確認した結果、補助金等評価シートを作成した補助金(未執行のものは除く)については、全て補助金調書に記載されていた。

イ 詳細監査対象補助金等の選定

「ア 母集団である監査対象事業シートの作成」の中から、次の抽出基準によりサンプルを選定した。ただし、「経済観光局」所管の補助金のうち、令和4年度包括外部監

査の対象となった事業については監査の実施から間が空いていないこと、また、公営企業に対する一般会計補助金については操出基準などの別の論点が中心となるため、詳細監査対象から除いた。

< 選定基準と選定件数補助金 >

選定基準	件数
【補助金】 金額基準 10,000 千円以上。 ただし、同名同種の補助金については、その中から 1 件抽出する。	80 件
件名に「運営費補助金」と記載があるものからサンプルで抽出。	3 件
令和 4 年度の交付金額が 100 万円以下で、かつ、前年度と同額のものからサンプルで抽出。	3 件
【負担金、交付金】 金額的重要性（10,000 千円以上）の高いもののうち、重要性が高いと判断されるものからサンプルで抽出。	5 件
合計	91 件

：選定された補助金等の中には複数の選定基準を満たすものもあるが、いずれか一つの選定基準を満たすものとして件数を数えている。

また、詳細監査の対象とした補助金等については、関連文書の閲覧及び所管部署に対する質問に先立ち、次の項目の情報提供を各所管部署に依頼し、各補助金等の概要を把握した。

< 詳細監査における調査項目 >

【概要】 補助金等の名称 / 所属部署 / 根拠規程等 / (根拠規定等) 制定日 / 歳出予算事業名 / 実施計画 / 交付先 (最終交付先) / 対象事業の概要 / 交付目的 / 交付の必要性 / 費用対効果 / 公募・非公募の別 / 公募の場合：応募要件 () / 非公募の場合：非公募の理由 () / 終期設定の有無 / 開始年度 / 終期年度 / 直近の補助金等見直しの実施年度 / 補助金等の算出方法 () / 補助対象経費 () / 成果指標の内容 / 成果指標を設定していない場合は、その理由 () 該当する場合のみ記載 【3 年推移】 (令和 2 年度から令和 4 年度まで) 予算額 / 決算額 / 財源 (市・国・県・その他) / 交付先数 / 成果指標 (目標) / 成果指標 (実績)
--

選定した詳細監査対象の補助金等は「(2) 監査対象として選定した補助金等」に記載している。

(2) 監査対象として選定した補助金等

「(1) 監査対象事業の選定方法 イ 詳細監査対象補助金等の選定」に記載した選定基準に従い選定した補助金等は、次のとおりである。

< 詳細監査の実施対象とした補助金等 >

	部局課	補助金等の名称
政策局		
危機管理防災部		
1	防災対策課	熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金
文化市民局		
市民生活部		
2	地域活動推進課	地域公民館運営費補助金（南区総務企画課実施分）
3	北区役所	地域公民館建設費補助金（北区総務企画課実施分）
4	地域活動推進課	町内自治振興補助金（中央区総務企画課実施分）
5	生活安全課	熊本中央地区防犯協会運営費補助金
健康福祉局		
健康福祉部		
6	健康福祉政策課	熊本市傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金
7	健康福祉政策課	熊本市社会福祉協議会運営費補助金
8	健康福祉政策課	日常生活自立支援事業補助金
9	健康福祉政策課	熊本市自宅再建利子助成事業補助金
10	健康福祉政策課	熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金
高齢者支援部		
11	高齢福祉課	軽費老人ホーム事務費補助金
12	高齢福祉課	公益社団法人熊本市シルバー人材センターが行う高齢者対策事業に係る補助金
13	高齢福祉課	熊本市老人クラブ連合会事業補助金
14	高齢福祉課	熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金
15	高齢福祉課	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
16	介護事業指導課	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金
17	介護事業指導課	熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金
18	介護事業指導課	熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金(繰越分)
19	介護事業指導課	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 感染対策

	部局課	補助金等の名称
20	介護事業指導課	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 感染対策(繰越分)
21	介護保険課	熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
障がい者支援部		
22	障がい福祉課	熊本市手をつなぐ育成会運営費補助金
23	障がい福祉課	熊本市社会福祉協議会に対する補助金(法人後見事業)
24	障がい福祉課	障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金
25	障がい福祉課	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
26	障がい福祉課	熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金(繰越明許)
保健衛生部		
27	医療政策課	熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金
28	感染症対策課	高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金
こども局		
こども育成部		
29	こども支援課	妊産婦健康診査補助金
30	こども支援課	分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金
31	保育幼稚園課	熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金(令和3年度からの繰越分)
32	保育幼稚園課	熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金
33	保育幼稚園課	私立保育所等延長保育促進事業費補助金
34	保育幼稚園課	幼稚園型一時預かり事業
35	保育幼稚園課	熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金(令和3年からの繰越分)
36	保育幼稚園課	熊本市保育所等感染症対策改修整備事業費補助金
37	保育幼稚園課	熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金(延長保育事業・一時預かり事業(令和3年度からの繰越分))
38	保育幼稚園課	保育士等処遇改善事業
39	保育幼稚園課	熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金
40	保育幼稚園課	熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金(保育所等)
41	保育幼稚園課	熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金
こども福祉部		
42	こども家庭福祉課	熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助

	部局課	補助金等の名称
		金
43	こども家庭福祉課	熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金
44	こども家庭福祉課	熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金
環境局		
環境推進部		
45	脱炭素戦略課	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金
46	水保全課	熊本市水田湛水等助成金
資源循環部		
47	廃棄物計画課	熊本市市民リサイクル活動助成金
48	廃棄物計画課	ごみステーション管理支援補助金
49	浄化対策課	合併処理浄化槽設置補助金
50	浄化対策課	熊本市し尿くみ取り料助成金
経済観光局		
産業部		
51	経済政策課	熊本市E C展開支援事業補助金
52	商業金融課	地域商業機能複合化推進事業費補助金
53	商業金融課	新型コロナ伴走支援型利子補給補助金
54	商業金融課	物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業補助金
観光交流部		
55	観光政策課	熊本県観光連盟負担金
56	観光政策課	観光客誘致事業補助金（旅行商品割引事業分）
57	観光政策課	観光客誘致事業補助金（広域観光連携事業分）
スポーツ・イベント部		
58	スポーツ振興課	熊本市スポーツ協会運営事業補助金
59	イベント推進課	令和4年度熊本城マラソン実行委員会負担金
農水局		
農政部		
60	農業政策課農水ブランド戦略室	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金
61	農業支援課	令和3年度(2021年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業)補助金
62	農業支援課	令和4年度(2022年度)経営所得安定対策等推進事業費補助金(熊本地域)

	部局課	補助金等の名称
63	農業支援課	令和3年度畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)(令和3年度補正)補助金
64	農業支援課	令和4年度(2022年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業)補助金
北東部農業振興センター		
65	農業振興課	熊本市夢と活力ある農業推進事業
66	農業振興課	農地利用効率化等支援交付金
67	農業振興課	農業次世代人材投資資金
68	農業振興課	熊本市畜産経営継続緊急支援事業支援金
西南部農業振興センター		
69	農業振興課	熊本市夢と活力ある農業推進事業
70	農業振興課	農業次世代人材投資資金
71	基盤整備課	経営体育成基盤整備事業補助金
72	基盤整備課	県営松の木堰地区かんがい排水事業補助金
73	基盤整備課	水害予防事業補助金
都市建設局		
交通政策部		
74	交通企画課	熊本都市バス株式会社路線確保維持補助金
75	交通企画課	熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(地域間幹線系統確保維持補助金)
76	交通企画課	熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(市施策系統確保維持補助金)
77	交通企画課	熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(自主運行系統確保維持補助金)
78	交通企画課	熊本城周遊バス運行費補助金
79	移動円滑推進課	熊本市鉄道安全輸送設備等事業補助金
80	移動円滑推進課	熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金
81	移動円滑推進課	熊本市タクシー事業者燃料費高騰支援事業補助金
82	移動円滑推進課	熊本市航路事業者緊急支援事業補助金
83	自転車利用推進課	熊本市民営自転車等駐車場短時間無料制度補助金
住宅部		
84	住宅政策課	熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金
85	住宅政策課	熊本市被災マンション建替え支援補助金
森の都推進部		

	部局課	補助金等の名称
86	みどり政策課	第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会負担金
教育委員会事務局		
教育総務部		
87	放課後児童育成課	熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金
学校教育部		
88	指導課	熊本市私立学校補助金
89	指導課	熊本市私立高等学校部活動育成事業補助金
90	指導課	熊本市立中学校運動部活動運営費補助金
91	指導課	生徒の体育大会遠征費補助金

第3章 監査の視点及び実施した監査手続

1 監査の視点

本監査は、「第1章 監査の概要 3 監査の方法 (1)監査の視点」に記載したとおり、合規性の視点はもとより、有効性、経済性及び効率性の視点にも留意して実施した。

また、市は説明責任を果たすために、事業内容の情報公開を積極的に行うべきという観点から、透明性という視点も加えた。

さらに、補助事業を行うにあたっては、市における他の事業と同様、いわゆる「PDCA サイクル」に基づき実施しているため、本監査においても PDCA サイクルの各段階にどのような課題があるか検討を行った。

すなわち、「Plan：補助金の制度設計」「Do：補助金交付の実施」「Check：補助金の点検・分析・評価」「Action：改善実施」の業務の流れに沿って、以下のとおり各段階における詳細な監査の視点を設定した上で、監査を実施した。

なお、詳細な監査の視点については、市における補助事業の実施状況とともに、過去の他自治体の包括外部監査における指摘事項等も参考にしている。

<業務の段階ごとの詳細な監査の視点>

業務の流れ	詳細な監査の視点
【Plan】 補助金の制度設計	交付要綱が作成されていない、内容（交付の目的等）が不十分である。
【Plan】 補助金の制度設計	（補助対象経費にいわゆる固定資産のような財産が含まれる場合において、）処分制限財産に関する規定がない。
【Plan】 補助金の制度設計	補助金等の必要性に疑義がある。
【Plan】 補助金の制度設計	補助金制度が、交付目的達成のための手段として適切か、疑義がある。
【Plan】 補助金の制度設計	類似の補助金があり、整理統合すべきである。
【Plan】 補助金の制度設計	補助金から委託費・負担金に切り替えるべきである。
【Plan】 補助金の制度設計	団体育成補助（運営費補助）から事業補助に切り替えるべきである。
【Plan】 補助金の制度設計	補助金交付対象団体について、公平性の観点から問題がある（他の類似団体にも対象を広げるべき）
【Plan】 補助金の制度設計	非公募であるがその理由が明確でない、公募とすべきである。

業務の流れ	詳細な監査の視点
【Plan】 補助金の制度設計	補助対象事業の内容が不明確である。
【Plan】 補助金の制度設計	補助対象経費の内容が不明確である（補助率、補助の上限が定められていない、具体的ではない）
【Plan】 補助金の制度設計	補助金の対象経費として不適切なものがある（交際費・飲食費等）。
【Plan】 補助金の制度設計	補助金の対象経費として慎重を期するものがあるが、文書化が不十分である（役員人件費等）
【Plan】 補助金の制度設計	補助金額の算定方法に疑義がある（収益事業に係る利益が控除されていない、必要経費ではなく規模等で一律支給等）
【Plan】 補助金の制度設計	消費税の仕入税額控除が加味されていない（補助対象経費から減額されていない、もしくは事後的な報告及び返還に関する明文がない）
【Plan】 補助金の制度設計	「熊本市暴力団排除条例」に従い、暴力団排除に関する確認を行っていない。（具体的には、誓約書・同意書を入手していない）
【Plan】 補助金の制度設計	交付要綱に暴力団排除に関する条項が設置されていない。
【Plan】 補助金の制度設計	前金払（概算払）の理由の文書化及びその審査が不十分である。
【Plan】 補助金の制度設計	定期的な見直しのための終期が交付要綱に設定されていない。
【Do】 補助金交付の実施	交付規則や交付要綱に従った手続が実施されていない。
【Do】 補助金交付の実施	交付申請書の内容に不備・不足がある。
【Do】 補助金交付の実施	交付先である任意団体の、団体としての実質的な自立性に疑義がある。
【Do】 補助金交付の実施	市役所内に設置した任意団体への補助について適切性に疑義がある。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	実績報告が期限後提出となっているにもかかわらず、特段の対応がないまま支給されている。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	申請者の実績報告書類に不整合がある。

業務の流れ	詳細な監査の視点
【Check】 補助金の点検・分析・評価	実績報告に係る確認が不十分である。また、確認したことの証拠が残っていない。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	交付先から提出される収支決算書の内容に疑義があるにも関わらず、市における検証（相手先への確認や、確認したことへのメモ）がない、不十分である。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	交付先から提出される収支の内訳や、補助対象経費に係る資料が不十分である。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	実績報告上、補助対象事業とその他の事業、補助対象経費とその他の経費が明確に区分されていない。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	確定した補助金額の算定過程が明確ではない、文書化されていない。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	交付要綱上の補助対象経費以外の支出に補助金等が支給されている。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	前金払（概算払）の場合に、余剰金の返還がなされていない。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	実績報告審査の具体的方法（現地調査含む）について、十分でない（不明確である）。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	現地調査が実施されていない。もしくは、しない場合はその理由が合理的か。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	審査調書には結果のみが記載され、具体的な手続等が不明確である。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	審査書類が膨大であり、非効率的である。
【Check】	補助金事業について、実際に当該事業を実施しているかどうか、

業務の流れ	詳細な監査の視点
補助金の点検・分析・評価	事業報告書からでは不明確である。また、市は事業の実施状況を確認していない。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	事業評価単位の見直し（分割する・集約する）が必要である。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	事業評価上、定量的な成果指標がない、交付の目的に照らして適当ではない。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	アンケート調査や指標の設定等が不十分である。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	補助金等の効果測定や、継続の必要性に係る文書化が不十分である。
【Check】 補助金の点検・分析・評価	例外的な支給について、文書化が不十分である。
【Action】 補助金の改善実施	過去の包括外部監査における指摘・意見が改善されていない。
【Action】 補助金の改善実施	補助金の終期が設定されておらず、補助金の必要性について定期的なゼロベースでの見直しがなされていない。
【Action】 補助金の改善実施	予算額と実績額に大幅な乖離があるにもかかわらず、当該理由の分析や、次年度の金額見直し等がない。
【Action】 補助金の改善実施	補助金額の妥当性について、例えば、少なくとも直近3か年において例年どおりの金額が予算として算定され、これが事実上補助金の金額となっているが、当該金額の妥当性について検討した根拠資料がない。
【Action】 補助金の改善実施	申請者の、自主財源確保のための指導が実施されていない（運営費補助金）。
【Action】 補助金の改善実施	自己財源が十分であるにも関わらず、補助金の交付が見直されていない（運営費補助金）。
【Action】 補助金の改善実施	処分制限財産の制限期間中の状況確認が実施されていない。

業務の流れ	詳細な監査の視点
【Action】 補助金の改善実施	補助金の実績について、ホームページなどで情報公開しているか。
その他	各補助金に特有の課題・論点があるか。

出所：監査人作成

なお、市の補助金制度実務研修（テキスト）では、補助事業を行う場合のPDCAサイクルの重要性を以下のように説明している。

<制度マネジメントの方法（PDCAサイクル）>

⑧ 制度マネジメントの方法（PDCA）

▶ 補助金制度のマネジメントにおいても、**PDCAサイクルを確実に回すこと**が、補助金の有効性を維持するために絶対不可欠です。

▶ 特に重要なのは**CとA**です。

※ 「P→Dのスケジュールは念入りなのに、C・Aのための時間と労力は確保していない」という悪い傾向が見られますので、注意しましょう。

▶ 仮に成果指標が不達成でも、CとAが機能していれば、適切な「次の展望」が描けます。

- 1 不達成原因にマッチした有効な改善策を施すことによって、十分な成果が上がる制度にリニューアルできる。
- 2 現時点で有効な改善策をとれないとわかれば、早期にやめる判断をし、行政資源を別の有望施策に回すことができる。

※ 例えば「成果指標に達しなくても、2年以内に目標の〇割以上に達し、かつ、期待できる改善策もあるなら、3年目の継続も可。逆に、〇割未満ならば有無を言わず終了」のように、**あらかじめ明確な撤退基準を持ってチェックしていく**のも、「上手な店じまい」の方法です。

67

⑧ 制度マネジメントの方法（PDCA）

【参考：PDCAを上手く回すポイント（平成30年度「リーガルリスク・マネジメント研修」レジュメ一部改変）】※ 補助金に限らない一般論です。

P (計画)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ チーム全員で検討をすること。デスクワーク組だけで考えた計画では、現場の「ヒヤリ・ハット」が反映できない。現場の当事者意識を高く保つことが重要。 ▶ 施策のアイデアは多い方が良い。案を数多く出すコツは「いい・悪い」「使える・使えない」といった判断や批判をせず、フリーハンドで考えること。 ▶ 施策の実施のプロセスは、必ず可視化すること。「いつまでに・誰が・何をするのか」をチームで共有すれば、日ごと・週ごと・月ごとのTo Doの確認ができ、適正に進捗管理できるし、無茶なスケジュールになっていないかも確認できる。
D (実行)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 施策実施の「意義」を課のメンバー全員で共有すること。施策の必要性に共感が得られていなければ、実行に向けたモチベーションが上がらず、計画実施の不徹底につながる。 ▶ 管理職が本気を見せること。部下に丸投げして報告があるまで放置するような態度だと、部下は「それほど優先順位が高くないかな？」と疑問に感じてしまう。実施されている現場に行き、自分で直接実施状況を見聞きすることが大切。 ▶ すぐに着手すること。締め切りが先であっても、早めに着手すれば、想定外のトラブルや計画の穴にも対応できる。
C (評価)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画どおりに施策が実施されたかどうかを確認するだけでなく、施策が本当に有効に機能しているかどうかまで評価することが重要。苦情やミスが生じていないか、個人の資質に頼った対応になっていないか、現場職員が「やりづらさ」を感じていないか、手段が目的化してしまっていないかなど、計画と実際のギャップを明らかにする。 ▶ 必ず現場を確認し、実際に携わっている当人に直接聴くこと。 ▶ 悪い情報の報告を奨励するため、責任追及より原因追及を優先する姿勢を日頃から示しておくこと。
A (改善)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ どんな細かい点でもよいから、必ず何らかの改善をすること。 ▶ 改善策の検討は、チーム全員が参加すること（Pと同じ）。 ▶ 自課の部分最適ばかりを追わず、局や市としての全体最適を考慮すること。その結果として必要になる他部署への提案や調整を厭わないこと。

68

出所：研修資料

2 実施した監査手続

(1) 補助金等に係る概要の把握

補助金等に係る関係法令、条例、規則及び要綱等の確認を実施するとともに、所管課が作成した「補助金等評価シート」や財政課等が作成した「補助金制度実務研修(テキスト)」の内容を把握した。

(2) 詳細監査対象補助金等の選定

市が実施する補助事業を網羅的に把握するとともに、重要性が高いと判断した詳細監査対象補助金等を選定した。

詳細監査対象補助金等の選定方法及び選定結果については、「第2章 監査対象の概要 5 監査対象事業」に記載している。

(3) 詳細監査対象補助金等の調査

選定した詳細監査対象補助金等について、関係書類の閲覧並びに担当者への質問などを実施し、本章の「1 監査の視点」に記載した詳細な監査の視点について調査を行った。

また、補助事業全般に関する調査として財政課に、補助事業におけるデジタル化に関する調査としてデジタル戦略課にヒアリングを行った。

3 監査の実施状況

「2 実施した監査手続」に記載した監査手続については、次の日程で実施した。

< 監査の実施状況 >

実施時期	項目	対象部局等
令和5年 6月13日～7月11日	補助金等に係る概要 の把握	全部局
7月17日～19日	詳細監査対象補助金 等の選定	政策局、文化市民局、健康福祉局、こども局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、教育委員会事務局
8月21日～12月1日	詳細監査対象補助金 等の調査(個別)	政策局、文化市民局、健康福祉局、こども局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、教育委員会事務局
12月14日、27日	詳細監査対象補助金 等の調査(全般)	財政課、デジタル戦略課

第4章 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 概要

監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見(以下「監査の結果及び意見」という。)については、全庁的にかかわる補助金等全般に係るものと、選定したそれぞれの詳細監査対象補助金等に係るものとに分けて記載することとし、前者を「2 監査の結果及び意見(総論)」、後者を「3 監査の結果及び意見(各論)」に記載している。

補助事業については各所管課において実施するものであるが、全庁的な課題として対応すべき内容については、「2 監査の結果及び意見(総論)」に記載している。市においては、まず、全庁的な視点での課題の認識と、それに対する適切な対応をお願いしたい。

また、全庁的な課題として認識した内容に関して、市全体としての方針が決まれば、実際に対応するのは補助金等の所管課となる。本監査において選定した詳細監査対象補助金等に係る課題等については、「3 監査の結果及び意見(各論)」に記載したところであるが、各論に記載した内容にとどまらず、全庁的な課題についても網羅的に各所管課へ周知徹底をはかるとともに、適切に課題へ対応していただきたい。

さらに、今回、詳細監査対象補助金等に選定していない補助金等についても、「2 監査の結果及び意見(総論)」及び「3 監査の結果及び意見(各論)」に記載した内容を踏まえて、課題を識別し、適切に対応することを期待したい。

(1) 監査の結果及び意見の件数

< 監査の結果及び意見の件数 >

区分	結果	意見	計
監査の結果及び意見(総論)	件	9件	9件
監査の結果及び意見(各論)	49件	205件	254件
計	49件	214件	263件

(2) 監査の結果及び意見の一覧

< 監査の結果及び意見の一覧(総論) >

区分		意見結果及び意見の項目
結果	意見	
		補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について
		補助事業の終期の設定及び見直しプロセスの明確化について
		補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の状況確認について
		処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について

区分		意見結果及び意見の項目
結果	意見	
		補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について
		補助金申請に係る利便性向上の検討について
		実績確認の強化について
		補助事業の特性に応じた指標の設定と補助金の事後的な評価について
		補助事業の内容及び実施結果に関する情報公開の強化について

< 監査の結果及び意見の一覧（各論） >

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
政策局				
危機管理防災部				
防災対策課	【No.1】 熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金			処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について
				補助事業の終期の設定について
				成果指標の設定について
				補助金の有効性について
文化市民局				
市民生活部				
地域活動推進課	【No.2】 地域公民館運営費補助金(南区総務企画課実施分)			役員手当の妥当性の確認について
				繰越金がある場合の補助金の必要性の検討について
				会計決算書の妥当性の検証について
				補助金の概算払の必要性について
				補助事業の終期設定について
				市職員による補助金実績報告の記載について
				補助金の成果指標について
北区役所	【No.3】 地域公民館建設費補助金(北区総務企画課)			処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について
				補助事業の終期の設定について

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
	実施分)			補助金の必要性について
				補助金の成果指標について
地域活動推進課	【No.4】 町内自治振興補助金 (中央区総務企画課 実施分)			繰越金がある場合の補助金の必要性の 検討について
				補助対象事業及び補助対象経費の明確 化について
				補助金の算定方法について
				補助事業の終期の設定について
生活安全課	【No.5】 熊本中央地区防犯協 会運営費補助金			補助事業の終期の設定について
				関係書類等の整備について
				成果指標の設定について
健康福祉局				
健康福祉部				
健康福祉政策課	【No.6】 熊本市傷痍軍人及び 戦没者遺族等の援護 事業実施団体に対す る補助金			処分制限財産に係る定義及び取扱いの 明確化について
				運営費補助金として交付する場合の再 検討事項について
				補助金額の妥当性について
				消費税の仕入税額控除に係る確認につ いて
				補助事業の終期の設定について
				実績確認の強化について
健康福祉政策課	【No.7】 熊本市社会福祉協議 会運営費補助金			補助金交付要綱において明示すべき事 項について
				概算払の必要性について
				補助事業の終期の設定について
				実績確認の強化について
				補助対象事業会計が黒字になった場合 の運営費補助金の取扱いについて
健康福祉政策課	【No.8】 日常生活自立支援事 業補助金			補助金交付要綱において明示すべき事 項について
				消費税の仕入税額控除に係る確認につ いて

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
				概算払の必要性について
				補助事業の終期の設定について
				実績確認の強化について
健康福祉政策課	【No.9】 熊本市自宅再建利子 助成事業補助金			補助金交付要綱における暴力団排除条 項の設置及び確認の検討について
				補助金交付の事後検証の検討について
健康福祉政策課	【No.10】 熊本市医師会看護専 門学校運営事業に対 する補助金			補助金交付要綱において明示すべき事 項について
				補助対象事業会計が黒字になった場合 の運営費補助金の取扱いについて
				消費税の仕入税額控除に係る確認につ いて
				実績確認の強化について
				成果指標の設定の再検討について
				補助事業の終期の設定について
				補助金額の妥当性について
高齢者支援部				
高齢福祉課	【No.11】 軽費老人ホーム事務 費補助金			補助金交付要綱における趣旨の明文化 について
				補助金交付の対象となる事務費につい て（施設資金借入金元金償還）
				補助金交付の対象となる事務費につい て（繰入金と積立金）
				補助金交付の対象となる事務費につい て（賞与引当金）
				処分制限財産の管理について
高齢福祉課	【No.12】 公益社団法人熊本市 シルバー人材センタ ーが行う高年齢者対 策事業に係る補助金			補助金交付要綱の未作成について
				補助対象事業者の業況判断について
				補助金交付対象事業の収支予算につい て
				消費税の仕入税額控除について
高齢福祉課	【No.13】 熊本市老人クラブ連			補助金交付要綱の未作成について
				処分制限財産に関する運用について

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
	合会事業補助金			補助対象経費の範囲について 実績報告における補助対象事業費の内訳について
高齢福祉課	【No.14】 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金			補助金交付申請時の添付書類について
高齢福祉課	【No.15】 社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金			実績報告書の記載不備について
介護事業指導課	【No.16】 熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金			補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の必要性について
				補助事業の終期の設定について
介護事業指導課	【No.17】 熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金 【No.18】 熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金（繰越分）			補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の必要性について
				補助事業者が実施する委託業務に係る契約手続について
				補助金額の確定後に支出された経費の取扱いについて
				実績報告書の適時の提出について
				補助事業の終期の設定について
介護事業指導課	【No.19】 熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 感染対策 【No.20】 熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 感染対策（繰越分）			補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する報告の必要性について
				補助事業の終期の設定について
介護保険課	【No.21】 熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急			補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について
				少額の交付に関する有効性及び費用対

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
	支援金			効果の検証について
障がい者支援部				
障がい福祉課	【No.22】 熊本市手をつなぐ育成会運営費補助金			補助対象団体の公募化について
				消費税仕入控除税額について
				補助事業の終期の設定について
				補助金の算定過程について
				成果指標の設定について
				自主財源の確保について
障がい福祉課	【No.23】 熊本市社会福祉協議会に対する補助金(法人後見事業)			補助金の決定方法について
				消費税仕入控除税額について
				補助金の概算払について
				補助事業の終期の設定について
				補助金の算定方法について
				現地調査について
障がい福祉課	【No.24】 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金			消費税仕入控除税額について
				補助事業の終期の設定について
				補助金の交付手続について
				現地調査について
				成果指標の設定について
				補助金の重複の有無について
障がい福祉課	【No.25】 社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金			消費税仕入控除税額について
				成果指標の設定について
障がい福祉課	【No.26】 熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金(繰越明許)			消費税仕入控除税額について
				現地調査について
				成果指標の設定について
				自己資金の有無の確認について
				補助金の重複の有無について
				事務処理の期限について
保健衛生部				
医療政策課	【No.27】 熊本中央地域二次救			交付要綱における補助対象事業の明確化について

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
	急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金			補助額算定に用いる基準額の根拠の明確化及び定期的な見直しの必要性について
				補助事業の終期の設定について
感染症対策課	【No.28】 高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金			間接補助に係る留意事項の明確化及び実績確認の実施について
				暴力団排除に係る施策の実施について
				概算払の必要性について
				実績確認の強化について
				補助金交付要綱の設置の検討について
				アンケート調査の実施の検討について
こども局				
こども育成部				
こども支援課	【No.29】 妊産婦健康診査補助金			補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検討について
				補助事業の終期の設定について
				補助金申請に係る利便性向上の検討について
こども支援課	【No.30】 分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金			補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検討について
保育幼稚園課	【No.31】 熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金(令和3年度からの繰越分)			消費税の仕入税額控除に係る確認について
	【No.32】 熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金			補助事業の終期の設定について
保育幼稚園課	【No.33】 私立保育所等延長保			補助金交付要綱における趣旨規定のあり方について

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
	育促進事業費補助金			補助対象経費の具体的規定化について 交付申請時と実績報告時の添付書類における収入項目の整合性について
保育幼稚園課	【No.34】 幼稚園型一時預かり事業			補助金交付要綱における趣旨の明文化について
				補助対象経費の具体的規定化について
				利用状況報告について
				交付申請書の審査について
保育幼稚園課	【No.35】 熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金(令和3年からの繰越分)			処分制限財産の規定における金額基準について
				慎重な検討を要する補助対象経費の審査について
保育幼稚園課	【No.36】 熊本市保育所等感染症対策改修整備事業費補助金			監査を実施した結果、記載すべき結果及び意見は特段発見されなかった。
保育幼稚園課	【No.37】 熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金(延長保育事業・一時預かり事業(令和3年度からの繰越分))			処分制限財産の規定における金額基準について
保育幼稚園課	【No.38】 保育士等処遇改善事業			本補助金に係る交付要綱の制定の必要性について
保育幼稚園課	【No.39】 熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金			補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について
保育幼稚園課	【No.40】 熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急			補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について
				少額の交付に関する有効性及び費用対

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
	支援金（保育所等）			効果の検証について
保育幼稚園課	【No.41】 熊本市私立保育所等 障がい児保育事業費 補助金			処分制限財産に係る定義及び取扱いの 明確化について
				消費税の仕入税額控除に係る確認につ いて
				補助事業の終期の設定について
				実績確認の強化について
こども福祉部				
こども 家庭福 祉課	【No.42】 熊本市ひとり親家庭 高等職業訓練促進資 金貸付事業費補助金			補助事業の終期の設定について
				成果指標の設定について
				事務の効率性について
こども 家庭福 祉課	【No.43】 熊本市次世代育成支 援対策施設整備費補 助金			補助事業の終期の設定について
				成果指標の設定について
				自己資金の活用について
こども 家庭福 祉課	【No.44】 熊本市児童養護施設 等の生活向上のため の環境改善事業補助 金			処分制限財産について
				消費税仕入控除税額について
				補助事業の終期の設定について
				成果指標の設定について
環境局				
環境推進部				
脱炭素 戦略課	【No.45】 熊本市省エネルギー 機器等導入推進事業 補助金			処分制限財産の制限期間中の状況確認 について
水保全 課	【No.46】 熊本市水田湛水等助 成金			補助対象経費の内容の明確化について
				補助金交付要綱における暴力団排除条 項の設置及び確認の検討について
				補助事業の終期の設定について
				実績確認の強化について
				決算書における実績額の記載方法につ

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
				いて
				湛水を行う農家の減少について
資源循環部				
廃棄物 計画課	【No.47】 熊本市市民リサイクル活動助成金			実績報告等のチェックに係る記録について
廃棄物 計画課	【No.48】 ごみステーション管理支援補助金			暴力団排除に係る施策の実施について
				補助事業の終期の設定について
				実績確認の強化について
浄化対 策課	【No.49】 合併処理浄化槽設置補助金			補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検討について
				補助事業の終期の設定について
浄化対 策課	【No.50】 熊本市し尿くみ取り料助成金			具体的な補助金額算定の検討について
				補助事業の終期の設定について
経済観光局				
産業部				
経済政 策課	【No.51】 熊本市 E C 展開支援事業補助金			事後検証の検討について
商業金 融課	【No.52】 地域商業機能複合化推進事業費補助金			収益納付に関する具体的な基準について
商業金 融課	【No.53】 新型コロナ伴走支援型利子補給補助金			交付申請の受付期限に関する疎明記録について
商業金 融課	【No.54】 物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業補助金			プレミアム商品券の实在性について
				プレミアム商品券の販売先の正当性について
観光交流部				
観光政 策課	【No.55】 熊本県観光連盟負担			負担金額の根拠について

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
	金			
観光政策課	【No.56】 観光客誘致事業補助金(旅行商品割引事業分)			監査を実施した結果、記載すべき結果及び意見は特段発見されなかった。
観光政策課	【No.57】 観光客誘致事業補助金(広域観光連携事業分)			監査を実施した結果、記載すべき結果及び意見は特段発見されなかった。
スポーツ・イベント部				
スポーツ振興課	【No.58】 熊本市スポーツ協会運営事業補助金			補助金交付要綱の設置及び補助金交付要綱に明示すべき事項について
				概算払の必要性について
				補助事業の終期の設定について
				市役所内の任意団体に対する補助金交付の妥当性について
				スポーツ協会における運営基金に対する補助対象経費の整理について
				間接補助に関する対応の検討について
イベント推進課	【No.59】 令和4年度熊本城マラソン実行委員会負担金			市が事務局を行う任意団体における課税関係の確認について
農水局				
農政部				
農業政策課 農水ブランド戦略室	【No.60】 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金			処分制限財産について
				消費税仕入控除税額について
				補助事業の終期の設定について
農業支援課	【No.61】 令和3年度(2021年度)産地パワーアップ			処分制限財産について
				消費税仕入控除税額について

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
	事業(産地生産基盤パワーアップ事業)補助金			補助事業の終期の設定について
農業支援課	【No.62】 令和4年度(2022年度)経営所得安定対策等推進事業費補助金(熊本地域)			補助事業の終期の設定について
				成果指標の設定について
農業支援課	【No.63】 令和3年度畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)(令和3年度補正)補助金			処分制限財産について
				消費税仕入控除税額について
				補助事業の終期の設定について
農業支援課	【No.64】 令和4年度(2022年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業)補助金			処分制限財産について
				消費税仕入控除税額について
				補助事業の終期の設定について
				成果指標の設定について
北東部農業振興センター				
農業振興課	【No.65】 熊本市夢と活力ある農業推進事業			処分制限財産を処分した場合の取扱いの明確化について
				補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検討について
				補助事業の終期の設定について
				補助事業ごとの成果指標の設定について
農業振興課	【No.66】 農地利用効率化等支援交付金			処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について
				補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検証について
				概算払の理由の明確化について
				補助事業の終期の設定について

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
農業振興課	【No.67】 農業次世代人材投資資金			補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について
				補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検証について
				補助事業の終期の設定について
				補助事業に対応した成果指標の設定について
農業振興課	【No.68】 熊本市畜産経営継続緊急支援事業支援金			補助金の効果に係る事後的検証について
西南部農業振興センター				
農業振興課	【No.69】 熊本市夢と活力ある農業推進事業			処分制限財産を処分した場合の取扱いの明確化について
				補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検討について
				補助事業の終期の設定について
				補助事業ごとの成果指標の設定について
農業振興課	【No.70】 農業次世代人材投資資金			補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について
				補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検証について
				補助事業の終期の設定について
				補助事業に対応した成果指標の設定について
基盤整備課	【No.71】 経営体育成基盤整備事業補助金			補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検証について
				補助事業の終期の設定について
基盤整備課	【No.72】 県営松の木堰地区かんがい排水事業補助金			補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検証について
				補助事業の終期の設定について
基盤整備課	【No.73】			市所有施設の管理に関する委託の検討

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
備課	水害予防事業補助金			について
				補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検証について
都市建設局				
交通政策部				
交通企画課	【No.74】 熊本都市バス株式会社路線確保維持補助金			補助対処経費について
交通企画課	【No.75】 熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(地域間幹線系統確保維持補助金)			補助対象経費について
				交付要綱と様式上の記載箇所に係る不整合について
交通企画課	【No.76】 熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(市施策系統確保維持補助金)			補助対象経費について
交通企画課	【No.77】 熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(自主運行系統確保維持補助金)			補助対象経費について
交通企画課	【No.78】 熊本城周遊バス運行費補助金			仕入税額控除の取扱いについて
移動円滑推進課	【No.79】 熊本市鉄道安全輸送設備等事業補助金			暴力団排除に係る施策の実施について
				補助事業の終期の設定について
				指標の設定の再検討について
移動円滑推進課	【No.80】 熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金			実績確認の強化について
移動円	【No.81】			補助金申請に係る利便性向上の検討に

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
滑推進課	熊本市タクシー事業者燃料費高騰支援事業補助金			について
移動円滑推進課	【No.82】 熊本市航路事業者緊急支援事業補助金			補助対象経費の内容の明確化について
				実績確認の強化について
自転車利用推進課	【No.83】 熊本市民営自転車等駐車場短時間無料制度補助金			補助事業の終期の設定について
				実績確認の強化について
住宅部				
住宅政策課	【No.84】 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金			処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について
				補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について
				補助事業の終期の設定について
				実績報告書の適時の入手について
住宅政策課	【No.85】 熊本市被災マンション建替え支援補助金			補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検討について
				補助事業の終期の設定について
森の都推進部				
みどり政策課	【No.86】 第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会負担金			監査を実施した結果、記載すべき結果及び意見は特段発見されなかった。
教育委員会事務局				
教育総務部				
放課後児童育成課	【No.87】 熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金			補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び確認の検討について
				概算払の必要性について
学校教育部				
指導課	【No.88】			補助金の必要性及び補助額の見直しに

部局課	補助金等の名称	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
	熊本市私立学校補助金			について
				消費税の仕入税額控除に係る確認について
				暴力団排除に係る施策の実施について
				概算払の必要性について
				補助事業の終期の設定について
				実績確認の強化について
指導課	【No.89】 熊本市私立高等学校 部活動育成事業補助金			補助金の必要性及び補助額の見直しについて
				消費税の仕入税額控除に係る確認について
				暴力団排除に係る施策の実施について
				概算払の必要性について
				補助事業の終期の設定について
				実績確認の強化について
指導課	【No.90】 熊本市立中学校運動 部活動運営費補助金			補助対象経費の具体化について
				補助事業の終期の設定について
				振興会における積立金保有の妥当性について
				間接補助に関する対応の検討について
指導課	【No.91】 生徒の体育大会遠征 費補助金			補助事業の終期の設定について

2 監査の結果及び意見（総論）

(1) 補助金等事業に係る全般事項

ア (意見)補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について

【現状】

市は、地方自治法その他、熊本市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及び熊本市補助金制度の見直し基準」（財政課。平成 27 年 6 月 5 日制定。以下「見直し基準」という。）に従い、補助金交付を行っている。

また、市は、初めて補助金業務を担当する職員を含めた補助金実務担当者向け資料として、また、新たな補助金事業の創設の際にも参考となる資料として、「補助金制度実務研修」（法制課・財政課。以下「研修資料」という。）を策定し、補助金交付の適正な執行に取り組んでいるところである。

交付規則、見直し基準及び研修資料については、それぞれ目的及び内容が異なっており、以下のような特徴・課題を有している。

< 補助金に係る各種規程等の目的・内容及び課題 >

名称	目的・内容	特徴・課題
交付規則	（目的） 補助金等に係る予算の執行の適正化を図る。 （内容） 補助金等の交付に関する事務の取扱いについて基本的事項を規定する。	・あくまでも基本的事項を規定しているものであり、市における補助金の適正執行に係る具体的な指針を示しているものではない。
見直し基準	（目的） 公共が関与する必要性や費用対効果など、補助金の「評価の観点」から、個別補助金の見直しを統一的に行う。 （内容） 既存補助金の性格分類ごとにその見直しの方向性や見直しに当たって特に留意すべき事項を記載する。	・平成 27 年の制定から改正されておらず、市の具体的な指針として項目が不足しているものがある。 ・年度当初の「予算の執行について（通達）」において、補助金及び交付金の執行について「常に見直しを検討すること」としているが、本監査における監査対象補助金を検討した結果、「見直し基準」の内容が補助事業実施部局に周知徹底されているとは言いがたい。
研修資料	（目的）	・当該研修資料は、補助金の定

名称	目的・内容	特徴・課題
	<p>行政事務のなかでもウェイトが大きいものの一つである補助金制度の構築と運用について、担当者の知識・理解がまちまちで、法制課への相談も多く、住民監査請求といった無視できないリーガルリスクがあることから、補助金制度に関し必要な実務上の知識を押さえるために活用。</p> <p>(内容)</p> <p>第1章 補助金の仕組みを知ろう 第2章 補助金の公益性の確認 第3章 補助金の有効性の確認 第4章 補助金の制度設計 第5章 補助金交付要綱の策定 第6章 補助金に関するその他の留意事項</p>	<p>義、公益性及び有効性といった前提となる事項から、制度設計、交付要綱の策定、成果指標の設定、制度の見直しに至るまで、補助金制度に係る内容がほぼ網羅的かつ具体的に記載されているという点で、非常に有意義な資料である。</p> <p>・一方で、本研修資料はあくまでも補助金実務担当者が自己学習で使用するいわば「教材」であって、市が補助金の適正執行に関して統一的な指針を示す「文書」とまでは言えない。</p>

出所：監査人作成

市は、補助金の適正執行を行うために必要となる具体的な指針が記載された文書(以下「ガイドライン」という。)について、現状では特段作成していない。

なお、令和4年度熊本市包括外部監査報告書では、ガイドライン策定の必要性について以下のように述べている。

<令和4年度熊本市包括外部監査報告書におけるガイドラインに関する意見>

<p>(意見) 補助金の支給対象について</p> <p>当事業の補助金交付の根拠要綱として定めている「観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金交付要綱」においては、補助の対象となる事業として、下記のように記載されており、具体的な補助対象の費目については定められていない。</p> <p>～中略～</p> <p>このため、毎年の事業費の対象をコンベンション協会が変更・調整することにより予算の上限まで補助金を請求することも可能な状況であると考えられる。このような状況を回避するために、補助金の性質に基づいて補助の対象を明確にし、要綱やガイドライン等のルールで定めることが必要である。</p> <p>参考として、大分県日田市の事例を紹介する。同市では「補助金の適正化に関するガイドライン」を作成し、補助対象経費の範囲を補助金の性質別分類に基づいて以下</p>

のとおり定めている。

(補助対象経費となる経費の範囲)

～ 中略 ～

市においても全ての補助金に共通する同様のガイドライン等を作成して、補助金の適切な運用を進める必要がある。

出所：令和 4 年度熊本市包括外部監査報告書 173～176 ページ

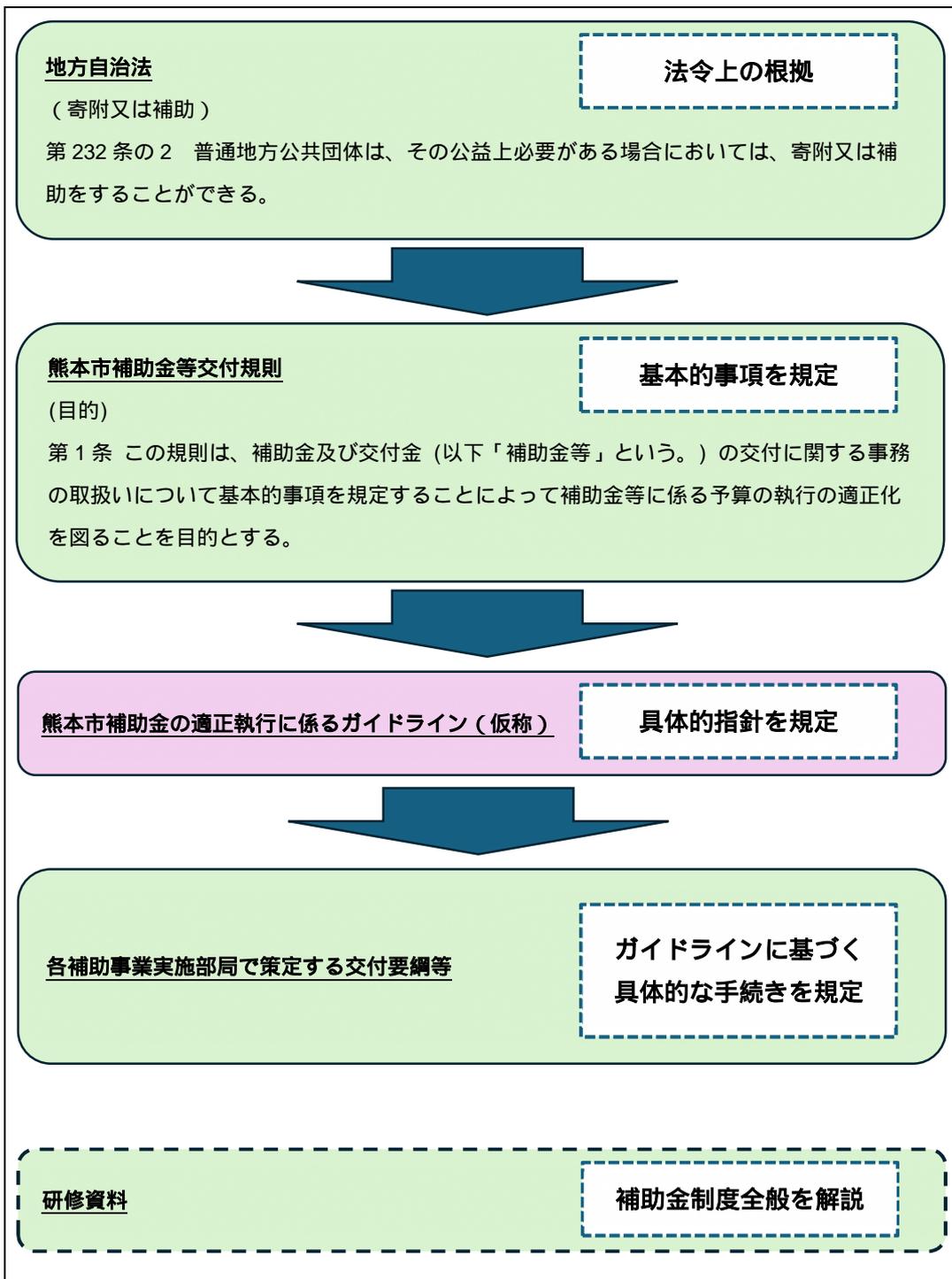
【意見】

市は、補助金の執行に関して、市の統一的な具体的指針を明確化し、公平性・透明性の確保及び市民への説明責任の遂行を適切に実施することで、補助金の適正な執行を行うため、ガイドラインを策定することが望ましい。なお、見直し基準については、制定から 10 年近く経過したことから、その内容をガイドラインに織り込むことを前提に、廃止することが望ましい。

また、交付規則や補助金毎の交付要綱があるなかで、ガイドラインの位置づけについて明確にすることが望ましい。

ガイドラインの位置づけについて、イメージで示すと以下のとおりである。

<ガイドラインの位置づけ（イメージ図）>



出所：監査人作成

ガイドラインに規定する項目については、以下のものが考えられる。

<ガイドラインに規定する項目（例示）>

- ・ 成果指標の設定と評価
- ・ 終期の設定及び見直しプロセスの明確化
- ・ 補助対象者、補助対象経費等の明確化
- ・ 実績報告の適切な入手及び審査の妥当性確保
- ・ 処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化
- ・ 補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の状況確認
- ・ 補助金申請等のオンライン化への対応
- ・ 補助金の内容及び成果に関する情報公開 等

出所：監査人作成

ガイドラインの策定にあたっては、本章で述べる補助金の各課題を踏まえ、以下の事項に特に留意されたい。

<ガイドライン策定に係る留意事項>

○ガイドラインの周知徹底の必要性

- ・ 補助事業を実施するのは各補助事業実施部局であるため、ガイドラインの趣旨及び内容が当該部局に周知徹底されなければ、ガイドラインは単なる「絵に描いた餅」となることに留意する。
- ・ ガイドラインの周知徹底の状況については、各課任せにすることなく、制度所管課である財政課等が周知の状況を確認することで、ガイドラインの実効性が初めて確保されることに留意する。

○ガイドラインの適時の見直しの必要性

- ・ 「ガイドラインを作成したら終わり」ではなく、ガイドライン自体も、市を取り巻く環境や時代の変化に対応して、適時に見直す必要があることに留意する。

出所：監査人作成

イ (意見)補助事業の終期の設定及び見直しプロセスの明確化について

【現状】

補助事業の終期の設定に関して、見直し基準では以下のように定め、「全ての補助金について原則として3年の終期を設定」することとしている。

< 終期の設定 (見直し基準) >

(2) 終期の設定

補助金の交付が漫然と長期・固定化、既得権化することを排し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものが随時見直される一方で、新たな必要性の高いものは時期を逃さず取り入れることができるよう、定期的に見直しを行う仕組みの導入が必要である。

このため、全ての補助金について原則として3年の終期を設定し、終期において目標達成度の評価をおこなうべきである。ただし、非常に短期的に効果を問われるものについては、1、2年の終期を設定することも考える。

なお、終期の設定は、補助金の継続交付を否定するものではなく、終期において補助金の継続を希望することは可能とする。

出所：見直し基準

また、研修資料では、終期の設定に関して、さらに具体的に以下のとおり記載されている。

< 終期の設定 (研修資料) >

成果指標の設定 (実務上のポイント)

～中略～

2 現状の把握と分析

～中略～

本市財政課の「補助金見直し基準」では、原則として3年の終期を設定することとされていますが、中途年度にも達成指標を設定し、中途指標に達しなければ「効果薄」と判断し、早期の見直しや撤退の判断材料とすることもおススメです。

スケジュールリング (サンセット方式)

- 補助金交付の制度に終期を設定し、一定期間の経過とともに制度終了とする設計 (いわゆる「サンセット方式」) の採用を検討する必要があります。
- サンセット方式の利点は、次のとおりです。
 - 1 補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。
 - 2 運営費補助において、一定期間しか補助金が交付されないことをあらかじめ

<p>め明らかにしておくことにより、交付の終了を契機とした<u>交付団体の自立を促す</u>ことができる。</p> <p>➤ なお、本市の「補助金見直し基準」(平成27年6月5日財政発第55号)では、次のようにサンセット方式を原則とすることが定められています。</p> <p>「全ての補助金について<u>原則として3年の終期を設定し、終期において目標達成度の評価をおこなう</u>べきである。ただし、非常に短期的に効果を問われるものについては、1、2年の終期を設定することも考える。」</p> <p>終期において補助金の継続を希望することは可能です。</p> <p>➤ サンセット方式を採用する場合(制度の終期を設定する場合)の要綱の規定の仕方は、第5章で説明します。</p>
<p>制度見直しのチェックポイント</p> <p>～中略～</p> <p>補助金の終期を設定しているか(設定していないならば、終期設定できるか)。</p> <p>～後略～</p>
<p>その他の見直しポイント</p> <p>長期補助金への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度創設から20年、30年と続いている補助金もありますが、その時々々のニーズに合った補助金を交付するという観点(有効性の観点)から、<u>制度開始時と同様の必要性が本当に現時点でもあるのか</u>を検討し、事業目的が達成されているものや、社会情勢の変化により事業効果が薄れているものは、速やかに廃止するようにします。 ・また、<u>終期を設定しておくなどの制度設計の変更</u>が望ましいといえます(少なくとも、成果指標の見直しや費用対効果の確認は、必ず定期的に実施すること)。
<p>「補助金の制度設計」まとめ</p> <p>～中略～</p> <p>➤ 補助金制度の実施期間に終期を設定すること(サンセット方式)は有効な手法。積極的に導入を。</p>
<p>第5章 補助金交付要綱の策定</p> <p>～中略～</p> <p>附則</p> <p>【テンプレ】制度の終期を設定する場合(サンセット方式)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</p>

この場合において、失効日前に令和5年4月以降の制度継続が決まった場合は、速やかに、附則第2項中「令和5年3月31日」を次の終期となる年月日に改めるための要綱改正手続をとる必要があります。

出所：見直し基準

このように、見直し基準では、補助金の終期について「全ての補助金について原則として3年の終期を設定」することを定めるとともに、研修資料では「補助金制度の実施期間に終期を設定すること（サンセット方式）は有効な手法。積極的に導入を。」として積極的な終期設定を促している。また、終期設定を行う場合の交付要綱への記載方法に至るまで、詳細に記載がなされている。

しかし、本監査において監査対象補助金を検討した結果、終期の設定がなされている補助金はほとんどなかった。

【意見】

終期を設定していない理由を補助事業実施部局に質問したところ、多くの部局から「本事業は現在のところ終わる予定がなく、継続する必要があるため」「終期は設定していないが、補助金の必要性については別途計画において検討を行い、また、毎年度の予算要求において補助金評価シート等により必要性の検討を行っているため」といった趣旨の回答を得た。

しかし、見直し基準や研修資料にも記載されているとおり「終期の設定は、補助金の継続交付を否定」するものではなく、事業が終わる予定がないことをもって終期設定を行わないことは理由とはならない。

また、別途計画や予算要求時において、補助金の必要性について検討していたとしても、あえて交付要綱において終期を設定し、補助金の継続にハードルを設けることで、安易な補助金の継続を未然に防止することが可能となる。

さらに、終期の更新に関する交付要綱改正の決裁を行う際に、当該決裁文書において補助金の効果の分析、評価及び必要性等について文書化することにより、補助金の必要性を「見える化」する効果も期待できる。

よって、市は、見直し基準及び研修資料に記載された終期の設定について、その趣旨も含めて周知徹底することが望ましい。

なお、市は、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、現在、見直し基準及び研修資料に記載されている終期の設定に係る市の統一的な具体的指針について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。

また、ガイドラインにおいて、終期の更新に係る交付要綱改正の決裁で最低限検討す

べき項目・視点をあらかじめ明文化し、補助事業実施部局に周知徹底することが望ましい。

終期を迎えた要綱の継続に関する検証の視点については、例えば「福岡市補助金ガイドライン」を参考にされたい。なお、検証した内容については、決裁文書において文書化することに留意する。

< 終期を迎えた要綱の継続に関する検証の視点 >

すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか。
今後も補助による効果が十分に期待できるか。
その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

出所：福岡市補助金ガイドライン

ウ (意見)補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の状況確認について

【現状】

本監査において監査対象補助金を検討したところ、複数の補助金について、補助対象経費に消費税等が含まれており、消費税等の仕入税額控除が発生する可能性があるにも関わらず、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告を補助対象事業者から入手していない事案が検出された。

また、当該報告の方法等に関して、交付要綱において規定していない事案も複数検出された。

市は、補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の状況確認について、市の統一的な具体的指針を明示しておらず、補助事業実施部局が消費税額に係る仕入税額控除にどのように対応すればよいか、不明確な状況にある。

【意見】

補助対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

また、自治体職員は消費税実務に不慣れである場合が多く、補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の認識が不足しており、交付対象事業者への確認が必要か否か、判断することも難しいのではないかと考えられえる。

よって市は、補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の状況確認に係る市の統一的な具体的指針を定めるとともに、補助事業実施部局に周知徹底することが望ましい。

なお、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、補助対象経費に含まれる消費税額に係る仕入税額控除の状況確認に係る市の統一的な具体的指針について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。

また、消費税に関する基礎知識については、研修資料において記載するとともに、職員に対して知識の習得を促すことが望ましい。

エ (意見)処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について

【現状】

本監査において監査対象補助金を検討したところ、複数の補助金について、交付要綱において処分制限財産に係る定義及び取扱いが定められておらず、対応がなされていない事案が検出された。

また、交付要綱において処分制限財産に係る定義及び取扱いが定められているものの、処分制限財産の状況把握などの具体的な運用ができていない事案も検出された。

処分制限財産に係る定義及び取扱いについては、交付規則において定められておらず、具体的な対応は補助事業実施部局に委ねられている。

【意見】

固定資産のような財産は、1年以上の期間に亘って使用可能であり、補助金交付の後年度に譲渡等の処分が行われると、補助金の交付目的を逸するだけでなく、処分により換金可能性がある場合は不正等のリスクも招きかねない。

また、処分制限財産に係る定義及び取扱いについて、市の統一的な具体的指針がなければ、具体的な対応は補助事業実施部局に委ねられることになり、対応が部局によってまちまちになる可能性が否定できない。

よって、市は、処分制限財産に関して、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等に係る規定を交付要綱に明記することを担保するため、処分制限財産に係る定義及び取扱いに係る市の統一的な具体的指針を明確にすることが望ましい。

なお、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、処分制限財産に係る定義及び取扱いに係る市の統一的な具体的指針について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。

オ (意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

<暴力団の排除に関する総合的な施策の推進>

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、本監査において監査対象補助金を検討したところ、複数の補助金について、交付要綱に、暴力団排除条項に該当する条項は設置されておらず、また、実際に特段の対応が実施されていない事案が検出された。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。

具体的には、市の統一的な具体的指針として、暴力団排除条項に係る取り組み方法を明示するとともに、各補助金の交付要綱において、暴力団排除に係る確認を実施する旨の規定を設けることが望ましい。

なお、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、暴力団排除条項に係る取り組み方法に係る市の統一的な具体的指針について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。

カ (意見)補助金申請に係る利便性向上の検討について

【現状】

市は、地域課題や価値観、ライフスタイルの変化等に伴い市民ニーズが多様化する中で、行政のデジタル化に取り組んでいく観点から、市役所における行政サービスのデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進している。

具体的には、市は、令和2年11月に「熊本市行政サービスDXアクションプラン」を公表するとともに様々な取組を行っているが、当該アクションプランのリーディングプロジェクトの1つとして、令和4年度から、まちづくり関連補助金の申請をオンラインでできる取組を行っている。

<まちづくり関連補助金のオンライン申請の取組>

手続②：まちづくり関連補助申請手続

※現時点での候補手続 11手続 約7,000件
→町内自治会や校区単位の地域団体向けの代表的な補助制度について
オンライン申請できる状態をめざす

- | | |
|------------------|---------------------|
| ①町内自治振興補助金 | ②防犯灯補助金 |
| ③ごみステーション管理支援補助金 | |
| ④地域公民館運営費補助 | ⑤地域公民館借家料補助 |
| ⑥校区自治協議会運営補助金 | ⑦校区青少年健全育協議会運営費補助金 |
| ⑧校区防犯協会補助金 | ⑨老人クラブ活動助成金・健康増進助成金 |
| ⑩シルバーヘルパー活動助成金 | ⑪公園愛護会助成金 |

出所：市資料

上記補助金等について、令和4年度のオンラインによる申請率は約30%程度であったとのことである。

市によれば、オンライン申請によることで利便性向上が図られたが、一方で、申請者によってはデジタル環境が無い、紙申請と併用せざるを得ず市役所側の管理が煩雑である等の課題もあるとのことである。また、今後も補助金等に係るオンライン申請を拡充する方針であり、そのための準備を行っているとのことである。

【意見】

市が補助金等に係る利便性向上のためにオンライン申請に取り組み、かつ、今後も拡充方針であることは十分に評価できる。

しかし、補助金等のオンライン申請には課題もあると考えられることから、市は、次の内容を踏まえつつ、より一層、オンライン申請の仕組みを活用することが望ましい。

< 補助金等のオンライン申請に係る留意事項 >

- ・ 令和 4 年度から施行されている補助金のオンライン申請について、各課に対してアンケート調査等を実施し、オンライン申請に係る課題を整理すること。
- ・ 上記課題整理を踏まえ、オンライン申請に馴染みやすい補助金等を判別すること。具体的には、多数の申請者が想定される、申請者のスマホ保有率が高い等デジタル環境の浸透度が高い、申請に当たっての添付資料が少なく済む等の補助金等は比較的オンライン申請に馴染みやすいと考えられる。
- ・ 申請がオンラインでなされる場合は、補助金の実績報告に係る原始証憑の確認が難しいケースも考えられることから、サンプルベースで確認を行う等、実績確認の有効性を確保すること。
- ・ オンライン申請を導入したとしても、紙申請と併用せざるを得ないケースも想定される。この場合は、市役所内ではオンライン申請と紙申請の両方を処理する必要が生じ、管理体制が二重になってしまう等業務負担増となる。このため、負担増となる業務内容や程度、それらに対する対策を事前に検討しておくこと。
- ・ 「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、オンライン申請の導入に係る留意事項等を記載し、各部局で取り組む際の指針になるよう明示すること。
- ・ 以上を踏まえ、補助金等に係るオンライン申請の拡充へ向けて、庁内体制の整備、進捗管理等を整理したロードマップを策定し、庁内で共有すること。

出所：監査人作成

キ (意見)実績確認の強化について

【現状】

各部局の補助金等に対して本監査を実施したところ、多数の補助金において、市は、補助金額の確定に当たって実績報告書や収支決算書等の内容や数値の確認を行っているものの、当該実績報告書等の金額の根拠となる領収書、レシート、賃金台帳、会計伝票等の原始証憑の確認を行っていなかった。

【意見】

補助事業者が、誤って実績報告書に原始証憑の金額と異なる金額を記載した場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されるリスクが生じかねない。また、補助事業者が意図的に原始証憑の金額と異なる金額を実績報告書に記載することで、補助金が私的に流用されるリスク等も生じかねない。

このため、市は、補助金額の支出内容の把握においては、原則として原始証憑の確認を行い、実績報告に係る確認の強化を図ることが望ましい。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられることから、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

例えば、補助対象経費に人件費が含まれる場合は、具体的な金額把握が重要であるとともに、比較的金額が大きい場合が多く、慎重な実績確認が必要と考えられる。また、補助事業者が補助金申請業務に不慣れである場合は、実績報告書の記載誤りも生じやすくなるため、同様に慎重な実績確認が必要と考えられる。

このように、各補助金の状況に応じて、どの程度まで原始証憑の確認を行うべきか判断を要することから、前述のリスク等を各補助金の状況に照らして、交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を行うことが望ましい。

なお、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たっては、実績報告に係る確認の強化について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。

ク (意見)補助事業の特性に応じた指標の設定と補助金の事後的な評価について

【現状】

各部局の補助金等に対して本監査を実施したところ、補助事業に係る成果指標の設定について、次のような事例が発見された。

<成果指標の設定に係る発見事項>

- ・ 指標の設定が可能と考えらえるが、指標の設定がされていないものがある。
- ・ 指標が設定されているが、補助事業の実態と不整合や関連性が低いと考えられるものがある。
- ・ 成果指標(アウトカム指標)の設定が不可能として、特段の指標を設定していないものがある。
- ・ 指標が設定されているが、より相応しい指標の設定が可能であると考えられるものがある。

出所：監査人作成

【意見】

市が補助事業を実施するのは、対象となる事業や活動に高い公益性が認められるためである。また、補助金等の財源となるのは市民等から徴収された貴重な税金であることから、公益性に加え、公平性や有効性についても十分配慮されることも必要である。

このような補助事業の性質を踏まえ、公益性、公平性、有効性等が十分に図られていることを検証するため、「補助金等を財源として、事業活動をどの程度実施するか」という活動指標(アウトプット指標)の設定、及び、「補助事業を実施することで、どの程度の効果を期待するか」という成果指標(アウトカム指標)の設定の検討が必要であると考えます。

すなわち、活動指標や成果指標の設定について十分な検討を行わずに補助事業が実施された場合、当該補助事業の効果が把握できないだけでなく、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると言わざるを得ない。

もっとも、補助事業の特性によって指標の設定が困難であることも想定されるが、その場合であっても指標の設定に係る検討は必要であると考えます。

よって、市においては、全ての補助事業について、本補助金等の特性に応じて活動指標及び成果指標の設定について検討を行い、補助事業の内容に整合した指標を設定することが望ましい。その際、可能な限り、活動指標及び成果指標の両指標をそれぞれ設定することが望ましいが、成果指標の設定が難しい場合は、活動指標の設定を行うことが望ましい。

なお、上記の指標の検討及び設定については、「ア(意見) 補助金の適正執行に係るガイドラインの策定及び周知徹底について」に記載した補助金に係るガイドラインの策定に当たって、指標の必要性及び選定に関する考え方を明記する等により、市全体に周

知徹底することが望ましい。

豊橋市では、次のとおり、「補助金等の適正化ガイドライン」において指標の設定等について明示していることから参考にされたい。

< 豊橋市における補助金に係る指標の設定 >

(6) 評価指標及び目標の設定について

補助金等の制度創設は、社会情勢等に敏感に反応し、適切な時期に速やかに行うことが重要ですが、目的を達成した後や効果が薄くなってからも補助金等を交付し続けることがないよう、制度設計に当たり、当該補助金等により今ある課題をどの程度解消したいか、いつまでに解消したいかなど、評価指標及び目標を設定する必要があります。

なお、評価指標は『表3 補助金等の性質分類による評価指標設定の考え方』に基づき、見直し検討時に客観的な評価が可能なものとしします。

表3 補助金等の性質分類による評価指標設定の考え方

分類		評価指標	(例)
団体運営費補助金		行政の代行・補完として、公益的な団体を支援することによる波及効果を測定できる指標を設定	<ul style="list-style-type: none"> 当該団体による取組実績 当該分野における各種計画の指標 等
事業費補助金	イベント事業費補助金	集客、地域活性化など、イベント等の趣旨や目的に沿う指標を設定	<ul style="list-style-type: none"> 当該イベントにおける参加者数 市外からの来訪者数 等
	建設事業費補助金	助成する対象となる施設等について、公益上の必要性や同類施設等の充足性の視点による指標を設定	<ul style="list-style-type: none"> 市内の同類施設の数、整備面積 施設の利活用状況 等
	その他事業費補助金	補助によって得られる効果等を測定できる指標を設定	<ul style="list-style-type: none"> 当該分野における各種計画の指標 各種普及率、実施率 等

出所：豊橋市補助金等のガイドライン

ケ (意見)補助事業の内容及び実施結果に関する情報公開の強化について

【現状】

市は、各補助金等の補助金交付要綱等は市ホームページで公表しているものの、補助金等に係る事業概要、事業目的、実施結果等を取りまとめた情報を市ホームページ等で公表していない。

ただし、市の各部局では、毎年度、各補助事業について補助金等評価シートを作成しており、財政部局へ当該シートを提出している。補助金等評価シートとは、補助金等の名称、予算要求額、事業概要、事業目的、事業の必要性、指標等が記載されたシートであり、予算編成等において活用されている。しかし、補助金等評価シートは市ホームページ等には未掲載であり、一般に公開されていない。

【意見】

補助事業の財源は市民等から徴収された貴重な税金であり、透明性や客観性を担保する観点から、市は、現在、市ホームページで公表している補助金等交付要綱等の情報に加え、補助事業の内容及び実施結果について、市民等に対して広く情報公開することが望ましい。

具体的には、毎年度、補助事業が終了した後に、補助金等の名称、事業概要、事業目的、事業の必要性、補助事業者、補助金等の額、指標等を取りまとめ、市ホームページ等を通じて市民等へ公表することが考えられる。

なお、前述のとおり、市では各補助金について補助金等評価シートを作成していることから、改めて説明責任を果たす観点から、当該シートについて必要に応じて情報を加える等して市ホームページで公表することが考えられる。

3 監査の結果及び意見（各論）

(1) 政策局

ア 【No.1】熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金
所管部署	政策局危機管理防災部防災対策課
根拠規程等	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱 熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱
制定日	平成 27 年 4 月 16 日 平成 27 年 10 月 6 日
歳出予算事業名	土砂災害危険住宅移転促進事業
実施計画	無
交付先（最終交付先）	個人（土砂災害特別警戒区域内に居住する方）
対象事業の概要	土砂災害特別警戒区域内に居住する方々の安全な区域への住宅移転を促進する。現在居住する住宅の除却、県内の安全な区域への移転が交付要件であり、移転先住宅の建設・購入費用等最高 300 万円の補助を行う。
交付目的	土砂災害特別警戒区域内に居住する方々の移転を促進し、土砂災害の被災者を出さないようにすることを目的とする。
交付の必要性	土砂災害特別警戒区域等内の居住者の生命及び身体を保護するため必要である。
費用対効果	土砂災害特別警戒区域内に居住する方々の移転を促進することで、土砂災害による被災者がでないようにする効果が期待される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱第 4 条を満たす個人
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成 27 年度
終期年度	-

直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	住宅移転等に伴う経費に相当する額の合計（ただし、300万円を限度とする。）
補助対象経費	住宅除却費等、移転経費、住宅の建設・購入費等、土地の調査費
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	補助対象区域が県内全域に広がっており、移転については申請者の都合に合わせて行われるため、指標の設定が困難。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		9,097	6,000	14,882
決算額		9,097	5,530	14,882
（財源）	市			
	国			
	県	9,097	5,330	14,882
	その他			
交付先数		4	2	5

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			
成果指標（実績）			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について

【現状】

熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、補助対象経費に住宅の建設・購入費等が含まれているが、処分制限財産に関して規定されていない。

【意見】

本補助金は、土砂災害特別警戒区域内に居住する方々の移転を促進し、土砂災害の被災者を出さないようにすることを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。

よって、市は、処分制限財産に関して処分制限の対象となる経費・処分制限期間等を要綱において規定することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「県内に約2万数千箇所の土砂災害特別警戒区域があり、その中に約2万件の住家が存在しています。土砂災害から県民・市民の命と暮らしを守るための事業として継続が必要であるため、現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

市は、補助金の成果指標を設定してない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「県全体としては目標値を設定してありますが、市単独では目標を設定しておりません。移転先市町村が本事業の申請窓口となるため、市外からの申請となる場合もあります。県単位で実施されている事業であるため、市単独で目標設定は困難です」とのことである。

しかしながら、市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。

(意見)補助金の有効性について

【現状】

県内に約2万数千箇所の土砂災害特別警戒区域があり、その中に約2万件の住家が存在しているのに対し、本補助金の交付実績は、令和2年度は4件、令和3年度は2件、令和4年度は5件となっている。

【意見】

近年の地球温暖化に伴い世界中で自然災害が頻発しており、熊本県においても平成28年の熊本地震、令和2年7月豪雨等の自然災害が起きており土砂災害特別警戒区域に住家がある県民・市民の移転は、重要性が高まっていると考えられる。しかしながら、現状の補助金の交付実績件数では土砂災害特別警戒区域に住家がある全ての県民・市民の移転がいつ達成できるのか見通しが立たない状況である。

よって、市は、土砂災害特別警戒区域内に居住する方々の移転を促進し、土砂災害の被災者を出さないようにするという目的を達成するための手段として補助金が有効なのかどうか検討することが望ましい。

(2) 文化市民局

ア 【No.2】地域公民館運営費補助金（南区総務企画課実施分）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	地域公民館運営費補助金（南区総務企画課実施分）
所管部署	文化市民局市民生活部地域活動推進課
根拠規程等	社会教育法 地域公民館要綱 熊本市地域公民館運営費補助実施要綱
制定日	昭和 50 年 9 月 1 日
歳出予算事業名	地域公民館活動助成経費
実施計画	2-1-1 参画と協働による地域活動の推進
交付先（最終交付先）	地域公民館
対象事業の概要	地域公民館の運営にかかる経費を補助する。
交付目的	地域社会における住民の自主活動と生涯学習の振興及び地域づくりを図ることを目的とする。
交付の必要性	地域公民館で行われる学習活動や地域活動は、市の施策の一つである生涯学習の振興や地域づくりに貢献しており、助成は必要と考える。
費用対効果	それぞれの地域公民館が地域における自主活動の場として、活発な活動・運営を行っており効果が上がっている。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	地域における自主的活動の場として活発な活動運営が期待される地域公民館で、地域公民館要綱第 5 条に規定する届出がなされているもの。
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 50 年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	補助上限は 150 千円。 積算の算定基礎は以下の通り。 1.均等割

	校区公民館：1館につき10万円 町内公民館：1館につき4万5千円 2.施設割 1館につき2万円 3.世帯割 町内公民館のみ1世帯につき25円
補助対象経費	補助対象団体の運営を公正かつ円滑に行うための事務等に要する経費
成果指標の内容	地域コミュニティセンターの設置数
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		11,714	11,684	11,689
決算額		11,618	11,679	11,695
(財源)	市	11,618	11,679	11,695
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		164	164	164

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	75	75	75
成果指標(実績)	75	75	75

(イ) 監査の結果及び意見

(意見) 役員手当の妥当性の確認について

【現状】

市は、補助対象経費に役員手当を含めてよいこととしているが、役員手当の金額の妥当性について検証していない。また、市は、活動の少ない地域公民館の役員手当が活動の多い地域公民館の役員手当より多くなっていないかどうかの確認をしていない。

役員手当に関する市の考え方は以下のとおりである。

< 役員手当に係る市の見解 >

地域公民館は世帯数、活動規模、活動内容等、実情は様々であり、それを取りまと

める役員の活動の質、量もそれぞれに異なり、それに伴う労務負担もまた千差万別です。地域によっては役員の担い手不足から、少数の役員に過大な負担がかかるケースも見受けられます。

このような事情から地域公民館の役員手当について一律の基準を設けることは、かえって地域ごとの実情を無視し、役員の担い手不足に拍車をかけ、活動を阻害することになりかねないと考えます。現在支払われている役員手当は、地域公民館ごとの実情を踏まえ、公民館加入者の総意により定められた、妥当性のあるものと考えております。

出所：市回答

【意見】

上記市の見解にもあるとおり、役員手当の支払額については一律の基準を設けることは難しく、地域公民館の実情に応じて公民館加入者の総意により決められるべきであると考えます。

一方、市における補助金支出の妥当性確保の観点からは、補助対象経費の内容を適正に審査することが求められる。

本補助金における役員手当の金額の妥当性については、その審査が難しいと考えられるが、例えば、公民館の運営に携わっていない、又は、公民館の運営への関与が乏しい役員に役員手当を支払っていないかどうかなどの視点で妥当性を検証するとともに、審査内容として記録することが望ましい。

(意見)繰越金がある場合の補助金の必要性の検討について

【現状】

令和4年度 A 公民館会計決算書によると、支出合計 398,697 円、前年度繰越金 1,470,918 円、翌年度繰越金 1,763,329 円、国債 3,950,000 円となっており、支出合計額を大幅に上回る繰越金があるほか、国債も保有している状況にある。

このような状況において、補助金を交付する必要性について、市の見解は以下のとおりである。

<繰越金が多くなっている状況に係る市の見解>

このような案件の場合、繰越金が増えている原因については、公民館の建替えや修繕等のための積み立て、または、コロナ禍で活動が縮小していたため繰越金が多くなっているなどを聞き取りで把握しています。

また、このような場合、通常使用する会計口座と積立用の口座を分けて管理する、複数の会計担当者で管理する、館長を含めた役員全員で口座の出入金を定期的に確認する等、適切な会計管理のために必要な助言を行っています。

出所：市回答

【意見】

前述のとおり、令和4年度 A 公民館会計決算書によれば、A 公民館については支出合計額を大幅に上回る繰越金があるほか、国債も保有している。

このような状況にある場合、補助金の支給の必要性があるかどうか、補助金が公民館の活動に対して適切に充てられたのかどうか、繰越金や国債の管理状況は適切かどうか等について、より慎重に検討すべきである。

よって、市は、支出合計額を大幅に上回る繰越金を保有している公民館へ補助金を支給することの必要性について慎重に検討することが望ましい。

また、繰越金が増えている公民館については、地域社会における住民の自主活動と生涯学習の振興及び地域づくりが十分に実施できているか検討するとともに、繰越金が増えている原因を把握することが望ましい。

さらに、多額の繰越金や国債等の換金可能性の高い有価証券等を保有している公民館については、今後の資金の使用計画を把握するとともに不正の発生防止のために講じられている対策等を把握しておくことが望ましい。

(意見)会計決算書の妥当性の検証について

【現状】

令和4年度 B 公民館会計決算書によると、収入合計 533,022 円、支出合計 533,022 円、前年度繰越金 0 円、翌年度繰越金 0 円となっている。

なお、市は補助事業者に対して、会計決算書等の実績報告において、監事監査の実施に関する報告を義務付けていない。

【意見】

通常、1年間地域公民館を運営した結果の会計決算書が、収入合計と支出合計が同額になることは想定しづらいが、市は、このことに関し会計決算書の妥当性を検証していない。

また、繰越金がゼロだった場合、補助金の入金があるまで活動費を支払うことが出来ないため、地域公民館の運営をスムーズに行うことは困難が伴うと懸念されるが、市は繰越金がゼロである地域公民館の運営に支障が生じていないかどうか把握していない。

さらに、会計決算書について監事監査がなされない場合、横領等の不正や会計決算書の誤謬に気づくことが出来ず、会計決算書の妥当性が損なわれているおそれがある。

よって、市は、収入額と支出額が同額の場合など会計決算書の妥当性に懸念が生じた場合は、会計決算書の妥当性について検証することが望ましい。

また、市は、繰越金がゼロの場合など、公民館の運営に支障をきたすおそれがある場合は、状況を把握したうえで適切に対応することが望ましい。

さらに、会計決算書の妥当性を担保するために、補助事業者に対して、会計決算書等の実績報告において、監事監査の実施に関する報告を求めることが望ましい。

(意見)補助金の概算払の必要性について

【現状】

市は、ほぼ全ての公民館に対して補助金の概算払を実施していた。

【意見】

補助金は、原則として確定払とすべきであるが、資金繰り等の必要性がある場合には例外的に概算払が認められる。従って、支出額に対して繰越金が十分にある場合にも概算払を行うことは合理的な理由を欠くことになる。また、概算払を行った場合は、補助金の概算払額が確定額を下回った場合は、返還の手続きが必要となり事務負担が増えることとなる。

よって、市は、補助金の概算払を行う際には資金繰り等の合理的な理由があるのか否か慎重に検討したうえで概算払を行うことが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「運営費補助は地域公民館の活動に欠かせないものであるため、継続が必要であり現時点では終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)市職員による補助金実績報告の記載について

【現状】

C 公民館の補助金実績報告書を閲覧したところ、筆跡が市の担当者によるものと思われるものがあつた。

市によれば、提出書類の審査時に空欄があつた場合、相手方に連絡し了承を得たうえ

で職員が追記している、とのことである。

【意見】

補助金実績報告書を市の担当者が記載した場合、補助金の不適切な支給がなされていたのではないかと疑念を惹起するおそれがある。

よって、市は、原則として補助金実績報告書への記載は地域公民館の担当者が行うよう指導を徹底するとともに、相手方に連絡し了承を得たうえで職員が追記する場合には、職権により職員が追記した旨の記録を残すことが望ましい。

(意見)補助金の成果指標について

【現状】

地域公民館要綱において、「地域公民館は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の自主性と創造性を生かし、地域の連帯意識及び福祉の向上と、まちづくりに寄与することを目的とする。」と定められている。また、本補助金の成果指標は、地域コミュニティセンターの設置数となっている。

【意見】

地域コミュニティセンターの設置数は、本補助金の目的との関連性が乏しいと思われる、補助金の目的を達成しているかどうかを判定する指標としては市民の理解が得られないおそれがある。

よって、市は、本補助金の目的を達成しているかどうか判別する指標として別の成果指標の必要性を検討することが望ましい。

(意見)補助金の算定方法について

【現状】

地域公民館要綱において、「地域公民館は、地域社会における住民の自主活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の自主性と創造性を生かし、地域の連帯意識及び福祉の向上と、まちづくりに寄与することを目的とする。」と定められている。

また、本補助金は、均等割・施設割・世帯割に基づいて算定されているが、市は補助金の算定に用いる4月1日現在の世帯数の正確性を検証するためのデータを有していない。

世帯数の正確性の確認方法について、市に質問したところ、以下のとおり回答を得た。

< 世帯数の正確性の確認方法 >

世帯数については市の住民データで照合することが困難なことにより、当該補助金を申請する団体から提出される交付申請書において把握し、前年から大きな異動がある場合は理由を確認するなど、4月1日時点の算定に足る数字として扱って

るものです。

出所：市回答

【意見】

補助金の算定方法が、均等割・施設割・世帯割に基づいており補助金の目的との関係が分かりづらくなっている。また、市では世帯数の正確性を確認するためのデータを有しておらず、前述のとおり前年度からの増減比較を行うにとどまっており、正確性が担保されていない数値に基づき補助金を算定することは問題である。

よって、市は、補助金額の算定にあたって、正確な数値が把握できない世帯数を用いない方法を検討することが望ましい。

その場合、「地域社会における住民の自主活動の推進と生涯学習の振興を図る」という本補助金の目的を反映した補助金の算定方法について検討することが望ましい。

イ 【No.3】 地域公民館建設費補助金(北区総務企画課実施分)

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	地域公民館建設費補助金(北区総務企画課実施分)
所管部署	北区役所区民部総務企画課
根拠規程等	社会教育法 地域公民館要綱 熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱 熊本市地域公民館建設費補助実施基準
制定日	平成 6 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	地域公民館活動助成経費
実施計画	2-1-1 参画と協働による地域活動の推進
交付先(最終交付先)	万楽寺公民館、植木 5 丁目西公民館
対象事業の概要	建設に要した経費の 2 分の 1 上限 7,500 千円
交付目的	地域社会における住民の自主活動と生涯学習の振興及び地域づくりを図ることを目的とする。
交付の必要性	公民館活動を継続するための修繕であり、修繕することで、住民の危険を未然に防ぐことにつながる。また、公民館の建設は、公民館活動の場を確保するため大変重要である。
費用対効果	新しく建設された公民館が目に見えるため、地域住民の意識を高揚させ、生涯学習やまちづくり等、より多くの公民館利用に繋がり、まちづくり推進に大きな効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	地域公民館要綱第 2 条で規定された地域公民館(同要綱第 5 条に基づき提出された地域公民館現況票において館の種別が兼用でないものに限る)であること。
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成 6 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度

補助金等の算出方法	補助対象経費の2分の1
補助対象経費	建物本体建設工事及び附帯設備に係る工事
成果指標の内容	地域コミュニティセンターの設置数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		15,000		14,401
決算額		15,000		14,401
(財源)	市	15,000		14,401
	国			
	県			
	その他			
交付先数		2		2

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	75	75	75
成果指標(実績)	75	75	75

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について

【現状】

熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱(以下「要綱」という。)及び熊本市地域公民館建設費補助実施基準(以下「基準」という。)において、処分制限財産に関して規定されていない。

【意見】

本補助金は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図ることを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。

よって、市は、処分制限財産に関して処分制限の対象となる経費・処分制限期間等を要綱又は基準において規定することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)補助金の必要性について

【現状】

要綱において「この要綱は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の建設事業及び営繕事業に対し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に基づき熊本市地域公民館建設・営繕費補助金（以下「補助金」という。）として一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。」と規定されている。また、市は、本補助金を支給された地域公民館の稼働実績を把握していない。

【意見】

地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るためという目的に鑑みると、空き家の利用、賃貸、地域コミュニティセンターの利用等の手段があり地域公民館の建設は必ずしも必要ではないと考えられる。また、市民の納付する税金には限りがあること、稼働率が低い地域公民館も相当数存在する可能性があること、少子高齢化社会が進行しており今後、空き家は増えることが見込まれること、地域住民の全てが地域公民館の建設費の負担を望んでいるわけではないこと等を考慮しても本補助金の必要性は必ずしも高いとは考えられない。

よって、市は、地域公民館の建設に対して補助金を支給することの必要性を慎重に検討するが望ましい。

(意見)補助金の成果指標について

【現状】

地域公民館要綱において、「地域公民館は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の自主性と創造性を生かし、地域の連帯意識及び福祉の向上と、まちづくりに寄与することを目的とする。」と定められている。

また、本補助金の成果指標は、地域コミュニティセンターの設置数となっている。

【意見】

地域コミュニティセンターの設置数は、本補助金の目的との関連性が乏しいと思われる、補助金の目的を達成しているかどうかを判定する指標としては市民の理解が得られないおそれがある。

よって、市は、本補助金の目的を達成しているかどうか判別する指標として別の成果指標の必要性を検討することが望ましい。

ウ 【No.4】町内自治振興補助金（中央区総務企画課実施分）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	町内自治振興補助金(中央区総務企画課実施分)
所管部署	文化市民局市民生活部地域活動推進課
根拠規程等	町内自治振興補助金交付規則
制定日	昭和 47 年 4 月 26 日
歳出予算事業名	町内自治振興育成経費
実施計画	住民自治活動の支援
交付先（最終交付先）	町内自治会
対象事業の概要	町内自治会の育成・支援のため運営費の一部を助成し、財源の安定化と活動の活性化を図る。
交付目的	これからのコミュニティづくりは、地域住民自らが主体的に地域活動を展開し、行政と協働しながら、住みよく暮らしやすい地域社会を形成していくことが重要である。 このため、町内自治会に対する助成を行い、住民自治の確立を目指す。
交付の必要性	住民の主体的なまちづくりへの取り組みを支援することにより、コミュニティが活性化する。
費用対効果	住民自治の基礎的団体を支援することにより、コミュニティの推進が図られる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	町内会、町内自治会及びこれに準ずる団体であって、その代表者からの届出に基づき市長が認めたもの。
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 47 年度
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	毎年 4 月 1 日現在の町内自治会等の加入世帯数に応じ算出した均等割額及び世帯割額の合算額・均等割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

	(1) 200 以下の世帯が属する町内自治会等 年額 60,000 円 (2) 201 以上 400 以下の世帯が属する町内自治会等 年額 65,000 円 (3) 401 以上 800 以下の世帯が属する町内自治会等 年額 70,000 円 (4) 801 以上の世帯が属する町内自治会等 年額 75,000 円 ・世帯割額は、1 世帯当たり年額 600 円とする。
補助対象経費	-
成果指標の内容	町内自治会加入率
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		226,541	228,183	229,282
決算額		66,759	66,897	67,701
(財源)	市	66,759	66,897	67,701
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		241	241	241

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)	85.00%	85.25%	85.50%
成果指標 (実績)	84.86%	85.26%	85.46%

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)繰越金がある場合の補助金の必要性の検討について

【現状】

市の資料をサンプルで閲覧したところ、例えば A 町内自治会の令和 4 年度自治会会計予算書によると、繰越金 5,241,157 円、支出合計 6,941,997 円(うち予備費 5,297,597 円)となっており、支出合計額を大幅に上回る繰越金がある状況があった。

支出合計額を大幅に上回る繰越金がある状況について市に質問したところ、以下の回答を得た。

< 繰越金が多くなっている状況に係る市の見解 >

繰越金の増加は、昨今の新興感染症による町内自治会活動の制限による支出の減少とマンション等の建設による町内自治会会員の増加による収入増加が一つの要因となっていました。

今後は、新興感染症の 5 類移行に伴い町内自治会活動が再開し、支出の増加が見込まれるとともに、防犯灯の新設や防犯カメラの設置など地域の防犯力の向上のための支出や高齢化に伴う敬老祝い等への支出増加を見込んだ町内会費の使用計画を行っています。

出所：市回答

【意見】

前述のとおり、令和 4 年度の A 町内自治会の支出合計額を大幅に上回る繰越金がある状況にある。

このような状況にある場合、補助金の支給の必要性があるかどうか、補助金が町内自治会の活動に対して適切に充てられたのかどうか、繰越金の管理状況は適切かどうか等について、より慎重に検討すべきである。

よって、市は、支出合計額を大幅に上回る繰越金を保有している町内自治会へ補助金を支給することの必要性について慎重に検討することが望ましい。

また、繰越金が増えている町内自治会については、町内自治活動等が十分に実施できているか検討するとともに、繰越金が増えている原因を把握することが望ましい。

さらに、多額の繰越金を保有している町内自治会については、今後の資金の使用計画を把握するとともに不正の発生防止のために講じられている対策等を把握しておくことが望ましい。

(結果)補助対象事業及び補助対象経費の明確化について

【現状】

町内自治振興補助金交付規則(以下「規則」という。)において、「第 1 条 この規則は、市が町内自治活動及び地域住民への連絡調整に関し交付する補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。」と補助金の趣旨が記載してあるが、同規則において補助対象事業及び補助対象経費は定められていない。

補助対象事業及び補助対象経費について市に質問したところ、以下の回答を得た。

< 補助対象事業及び補助対象経費 >

ご指摘の補助対象事業及び補助対象経費については、町内自治活動及び地域住民への連絡調整に関する事業に伴う経費であり、町内自治会が行う活動や運営全般が

対象となります。

なお、町内自治会が行う活動等については、自治会の総会などにおいて予算化され認められたものであることを申し添えます。

出所：市回答

【指摘事項】

補助金の執行にあたり、補助対象事業及び補助対象経費が明確でなければ、補助金の申請及び額の確定に係る審査において、判断基準が不明確となり、適切な補助金執行の妨げとなる可能性がある。

市の見解によれば、補助対象事業は「町内自治会が行う活動や運営全般」であり、補助対象経費は「町内自治活動及び地域住民への連絡調整に関する事業に伴う経費」とのことであるが、対象となる／ならない事業、対象となる／ならない経費が極めて不明瞭であると言わざるを得ない。

よって、市は、規則において補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。

なお、町内自治会に対する補助金に関して、補助対象事業及び補助対象経費をどのように定めるか、「福岡市町内会活動支援事業補助金」を参考にされたい。

< 補助対象事業及び補助対象経費の規定例 >

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内会が実施する次の各号に掲げる事業のうち、住民に周知して実施するものとする。

- (1) 活動や運営に係る情報発信に関する事業
- (2) 地域防災力の向上に資する事業
- (3) 安全・安心な地域づくりに資する事業
- (4) 未加入者への加入促進に資する事業
- (5) 住民同士の交流促進に資する事業
- (6) その他地域の活性化や課題解決につながる事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 市の他の補助金の交付や現物の支給の対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りでない
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

(5) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(6) 資機材や物品の購入だけで目的を達成できる事業

第 5 条 補助金を交付する対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費及び補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費については、補助対象外とする。

別表 補助対象外経費

経費区分	内容
人件費	補助対象団体の役員等の役職に対する手当
団体の経常的な運営費	事務室の賃借料、コピー機のリース料等
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査などの活動の中心となる部分の委託
食糧費	<p>団体役員・スタッフの打ち上げ・懇親会等。 ただし、酒類代を除く事業実施のため必要な、昼食代、弁当代、茶菓代は補助対象とし、限度額を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼食代・弁当代 1 人 500 円以内(ただし、講師については 1 人 1,000 円以内とする。) ・茶菓代 1 人 200 円以内

出所：福岡市町内会活動支援事業補助金交付要綱

(結果)補助金の算定方法について

【現状】

本補助金の趣旨は、規則に町内自治活動及び地域住民への連絡調整であると定められている。

また、本補助金は、毎年 4 月 1 日現在の町内自治会等の加入世帯数に応じて算出した均等割額及び世帯割額の合算で算定されている。

なお、町内自治会等の加入世帯数は、本補助金を申請する団体から提出される交付申請書において把握している。

【指摘事項】

市は、町内自治会等の加入世帯数の正確な把握に努めているとのことであるが、町内自治会等の加入世帯数についてはあくまでも補助対象団体からの申請がベースとなっており、世帯数が正確であることの確認ができない。

正確であることが確認できない世帯数を根拠に補助金を算定することは、補助金額が誤る可能性が否定できない。

よって、市は、活動実績に応じた補助金の算定を行うなど、正確な数値を把握できる指標に基づく補助金の算定方法の必要性について検討すべきである。

なお、「（結果）補助対象事業及び補助対象経費の明確化について」で述べたように、本補助金について補助対象事業及び補助対象経費を明確にすることで、活動実績に応じた補助金の算定が可能となる点に留意する必要がある。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「熊本市は他の自治体に比べ自治会の加入率は高い方であり、地域の活動が認められているから、加入率が高くなっており、補助金も役に立っていると考えているため、継続が必要であり現時点では終期は設定していません。」とのことである。

しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

エ 【No.5】熊本中央地区防犯協会運営費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本中央地区防犯協会運営費補助金
所管部署	文化市民局市民生活部生活安全課
根拠規程等	熊本市地区防犯協会（連合会）補助金交付要綱
制定日	平成 21 年 12 月 1 日
歳出予算事業名	防犯団体助成
実施計画	-
交付先（最終交付先）	熊本中央地区防犯協会
対象事業の概要	熊本市内 4 警察署（熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志）内にある地区防犯協会（連合会）の運営費を補助するもの。
交付目的	防犯思想の普及徹底、青少年の非行防止、犯罪誘引環境を浄化するなど、犯罪のない明るく住みよい地域づくりの推進を目的に設立されており、その運営費を補助し、同協会（連合会）への活動を支援するため。
交付の必要性	各地区において所管する校区等防犯協会を総括し、各地区での防犯活動推進の一翼を担い、市民の防犯意識の高揚に大きく貢献しており、補助は必要である。
費用対効果	地区ごとに設立されており、本市単独で防犯活動を実施するよりも効率的である。また、警察署内に事務所があるため、県警察署とのパイプも強く、人的ネットワークの形成にも役立っている。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	-
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	交付申請により予算書を確認し算出。

補助対象経費	活動費、会議費、広報啓発費、地域団体に対し防犯灯又は防犯カメラの設置を支援するための補助に要する経費、調査研修又は指導に要する経費など。
成果指標の内容	補助金交付先（熊本中央地区防犯協会、熊本東地区防犯協会、熊本南地区防犯協会、熊本北合志地区防犯協会連合会）が実施する防犯灯設置事業の実施件数
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		4,008	4,008	3,428
決算額		4,008	4,008	3,428
（財源）	市	4,008	4,008	3,428
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	180	180	180
成果指標（実績）	174 《11》	156 《15》	144 《13》

注1：成果指標（目標）は、4地区防犯協会の目標数。

注2：成果指標（実績）は、4地区防犯協会の実績数。

《 》は中央地区防犯協会の実績数。

(イ) 監査の結果及び意見

（意見）補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「防犯思想の普及徹底、青少年の非行防止、犯

罪誘因環境を浄化するなど、犯罪のない地域づくりを推進するための事業には終わりがなく継続が必要であるため、現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)関係書類等の整備について

【現状】

要綱において「補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならないこととする。」と規定しているが、関係書類等の保存期間等について規定していない。

【意見】

補助金の返還可能期間である5年以内に関係書類等を廃棄した場合、本来、補助金の返還を受けるべき事象が生じた際に関係書類等の保存期間が要綱で規定されていないため、補助事業者が関係書類等を廃棄し補助金の返還の是非を適切に判断することが出来なくなるおそれがある。

よって、市は、要綱において関係書類等の保存期間、保存媒体等の必要な要件を規定することが望ましい。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

補助金の趣旨は、要綱において「防犯思想の普及徹底、青少年の非行防止、犯罪誘因環境を浄化するなど、犯罪のない地域づくりを推進すること」と記載されており、成果指標を防犯灯の新規設置件数としている。

【意見】

防犯灯の新規設置件数を補助金の成果指標としているが、例えば防犯思想の普及徹底という補助金の目的との関係が希薄であり、市民の理解が得られないおそれがある。市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか（目標達成度）についても説明責任を負っている。成果指標が補助金の目的と関係がない又は希薄である場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

よって、市は、補助金の成果指標について、補助金との関係が明白で市民からの理解が得られやすいように設定することが望ましい。

(3) 健康福祉局

ア 【No.6】熊本市傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金
所管部署	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
根拠規程等	・熊本市補助金等交付規則 ・傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金交付要綱
制定日	平成 18 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	各種団体助成
実施計画	3 章 3 節 地域福祉活動の担い手への支援強化
交付先（最終交付先）	熊本市遺族連合会
対象事業の概要	戦没者遺族の福祉向上のため、公的扶助（特別弔慰金等）の周知や、戦没者追悼式への参列、市内慰霊巡拝等の平和祈念活動を実施している。
交付目的	遺族連合会の維持継続に要する経費の一部や、会員活動への助成を行うことで、戦没者遺族の福祉向上を図る。
交付の必要性	熊本市遺族連合会の本市福祉行政における意義・役割に鑑み、団体存続や会員活動を市が支援することは、英霊顕彰や戦没者遺族の福祉増進を図るうえで公益上の必要性が認められる。
費用対効果	団体の円滑な運営や事業実施を支援することにより、戦没者遺族の福祉向上に寄与している。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	熊本市遺族連合会は、熊本市に居住する戦没者の遺族で構成され、戦没者遺族の福祉向上を図ることを目的とした団体であり、他に同様の役割を担う団体が存在しないため
終期設定の有無	無
開始年度	少なくとも平成 4 年以前
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	平成 28 年度

補助金等の算出方法	予算の範囲内で申請に基づき決定する。
補助対象経費	援護事業実施に要する消耗品費、印刷製本費、通信費、交通費、会場使用料等
成果指標の内容	校区慰霊祭開催数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	727	727	727
決算額	727	727	727
(財源)	市		
	国		
	県		
	その他		
交付先数	1	1	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	10	10	10
成果指標(実績)	5	3	1

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について

【現状】

市は、熊本市傷痍軍人及び戦没者遺族等の援護事業実施団体に対する補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)において、補助対象経費は、消耗品費、印刷製本費、通信費、交通費、会場使用料等の経費とする旨を定めている。

< 補助対象経費 >

第4条 補助の対象となる経費は、前条の事業を実施するために要する消耗品費、印刷製本費、通信費、交通費、会場使用料等の経費とする。

出所：本補助金交付要綱

本補助金に係る事業実績報告書によれば、補助対象経費にプリンターの記載があり、1年以上の期間に亘って使用可能な物品等に対して補助金が交付されている。

< 令和4年度決算書(抜粋) >

(単位:円)

科目	決算額	付記
消耗品	268,903	事務用品、プリンター他

出所: 令和4年度決算書を基に監査人作成

市へ、補助対象経費にいわゆる固定資産のような財産が含まれる場合に、補助事業者に対して当該財産の管理状況等を継続して把握しているか質問したところ、特段の事後把握は行っていないとのことである。

【意見】

固定資産のような財産は、1年以上の期間に亘って使用可能であり、補助金交付の後年度に譲渡等の処分が行われると、補助金の交付目的を逸するだけでなく、処分により換金可能性がある場合は不正等のリスクも招きかねない。

よって、市は、補助対象経費にいわゆる固定資産のような財産を含む場合には、次のような点を整理の上、運用することが望ましい。

- ・市補助事業者に対して譲渡等の処分を制限すべき財産(以下「処分制限財産」という。)の定義を決定する。
- ・本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明示し、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等を決定する。
- ・補助事業者が、本補助金要綱に記載した処分制限財産に関する管理を適切に実施しているかについて、定期的にモニタリングを行うことを検討する。

(結果)運営費補助金として交付する場合の再検討事項について

【現状】

本補助金交付要綱における補助対象事業は、次のとおりであり、補助金交付要綱を見る限り、本補助金は、特定の事業に対して補助を行う事業費補助金であると考えられる。

< 補助対象事業 >

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のいずれかの事業とする。

- (1) 傷痍軍人及び戦没者遺族等の福祉向上のための相談指導、研修活動及び講演会の開催事業
- (2) 傷痍軍人及び戦没者遺族等に対する情報提供等事業
- (3) 戦没者慰霊祭開催等の英霊顕彰事業
- (4) その他特に市長が認める事業

出所: 本補助金交付要綱

しかし、毎年度の当初予算編成等において、各局が作成する「補助金等評価シート」では、本補助金の名称は「熊本市遺族連合会運営費補助金」と記載され、また、本補助金に係る令和4年度決算書では、事業毎の収支の記載等はなかった。

このため、市に対して、本補助金は、事業費補助金であるか、または、団体の運営自体に対して補助を行う運営費補助金であるかを質問したところ、運営費補助金とのことである。

【指摘事項】

本補助金は、補助金交付要綱上は事業費補助金と考えられるものの、実態は運営費補助金であり、形式と実態が乖離している。運営費補助金であれば、補助対象団体の運営自体に補助金を交付することの公益性等が問われることとなるが、本補助金について明確に運営費補助金である旨を定めた文書は無く、補助金の交付の妥当性にも疑義が生じかねない。

よって、市は、本補助金について運営費補助金として交付する場合には、事業費補助金となっている補助金交付要綱の文言を改めるとともに、補助金の交付目的、補助対象事業者としての公益性、補助金を交付する期間、補助対象経費の妥当性、交付すべき補助金額等を再検討した上で、本補助事業を実施すべきである。

(意見)補助金額の妥当性について

【現状】

補助金等概要シートによれば、本補助金は、少なくとも直近3か年において毎年度同額が予算及び決算として計上されている。

【意見】

本来、補助金は実施されている事業内容等に基づき、具体的な補助金額が算定されるべきである。しかし、本補助金について、毎年度同額の補助金が交付されていることについて、金額の妥当性や金額の根拠等を把握できる文書は無かった。

また、本補助金は、前述のとおり運営費補助金としての実態を有しているため、具体的な補助金額を算定することなく、安易に毎年度同額の補助金が計上されてきたとも考えられる。

よって、市においては、補助事業者における事業内容等を把握した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にすることが望ましい。

(意見)消費税の仕入税額控除に係る確認について

【現状】

本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記

載されていない。また、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。

【意見】

消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、上記のとおり補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。

よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、本補助金交付要綱において、消費税に係る仕入税額控除の取扱いを記載することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、補助金(額の確定)チェックリストを作成している。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。

イ 【No.7】熊本市社会福祉協議会運営費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市社会福祉協議会運営費補助金
所管部署	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
根拠規程等	熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱
制定日	平成 18 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	社会福祉協議会助成経費
実施計画	-
交付先（最終交付先）	熊本市社会福祉協議会
対象事業の概要	地域福祉の推進母体である熊本市社会福祉協議会に対し、その活動を支援する。
交付目的	地域における社会福祉を増進させることを目的とする熊本市社会福祉協議会の運営にかかる費用について補助を行うもの。
交付の必要性	住民の福祉活動への参加に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉を増進させることを目的とする熊本市社会福祉協議会の活動に対して助成を行うことは、地域福祉の向上に寄与する。
費用対効果	民間団体では供給することができない、社会福祉協議会の各種活動に対して助成を行い、地域福祉を向上させ、介護・医療等の総合的な社会的コストの抑制を図る。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	熊本市社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり。他の団体が存在しないため。
終期設定の有無	無
開始年度	少なくとも平成 18 年度
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	平成 30 年度
補助金等の算出方法	熊本市社会福祉協議会の全体の人件費の内、委

	託料・補助費で賄うことができない人件費を積算し、予算を設定。予算の範囲内で補助を行う。
補助対象経費	人件費
成果指標の内容	無
成果指標を設定していない場合は、その理由	熊本市社会福祉協議会の団体の性質上成果指標の設定が困難であるため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
予算額	177,364	151,319	152,002	
決算額	177,364	151,319	144,476	
(財源)	市	177,364	151,319	144,476
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数	1	1	1	

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	-	-	-
成果指標(実績)	-	-	-

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金交付要綱において明示すべき事項について

【現状】

熊本市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に対する補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)における補助対象事業、補助対象経費及び補助金額は、次のとおりである。

< 補助対象事業 >

<p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市社協の運営にかかる事業</p> <p>(2) 福祉金庫貸付事業</p> <p>(3) 日常生活自立支援事業</p> <p>(4) 法人後見事業</p>
--

(5) 校区社会福祉協議会活動支援事業

(6) 校区社協行動計画策定支援事業

(7) その他特に市長が認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条各号に定める補助対象事業に要する経費とする。ただし、前条第1号については、他の補助金、委託料及び自主財源が充当される経費をその対象から除くものとする。

(中略)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該補助事業にかかる予算の範囲内で市社協の申請に基づき、審査のうえ決定するものとする。

出所：本補助金交付要綱

本補助金は第2条第1号の運営にかかる事業に対して補助を行うものである。しかし、運営にかかる事業という具体的な事業は存在せず、実態は、団体の運営自体に対する補助金となっている。このため、運営費補助金なのか、事業費補助金なのかが本補助金交付要綱上、判然としない。

次に、本補助金の補助金等交付申請書及び補助事業実績報告によれば、市社協における各部署の職員人件費相当に対して補助金が交付されている。しかし、第3条のとおり、補助対象経費は人件費に対する補助であることは明示されていない。

さらに、第4条には補助金の額の記載があるが、予算の範囲内で審査の上決定することのみ規定されており、具体的な補助金額の算定方法が明示されていない。

【指摘事項】

上記のとおり、本補助金は本補助金交付要綱において、運営費補助金か事業費補助金か判然とせず、補助対象経費は人件費であることが明示されておらず、また、補助金額の算定方法の明示もない。

結果として、具体的な補助金内容は本補助金交付要綱からは把握できず、補助金としての妥当性に問題があると言わざるを得ない。

よって、市は、本補助金交付要綱において、運営費補助金であることを明示するとともに、人件費が補助対象経費である旨、及び、補助金額の具体的な算定方法を併せて明示すべきである。

(結果)概算払の必要性について

【現状】

熊本市補助金等交付規則には、次のとおり、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。

< 概算払について >

(補助金等の交付)

第 11 条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

出所：熊本市補助金等交付規則

本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金交付要綱では概算払に関する規定がない。また、本補助金における概算払に関する決裁文書を閲覧する限り、補助事業等の性質上概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。

【指摘事項】

本補助金は人件費を補助する運営費補助金であることから、概算払の必要性は理解できる。しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。

よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期

待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、また、貸金台帳等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。

(意見)補助対象事業会計が黒字になった場合の運営費補助金の取扱いについて

【現状】

本補助金の事業実績報告に添付されている資金収支決算書によれば、補助対象となった法人管理事業会計の当期資金収支差額は、20,253千円と黒字になっている。

<令和4年度 法人管理事業会計資金収支決算書>

(単位:千円)

勘定科目		決算
事業活動による収支	収入	155,535
	支出	149,584
	事業活動資金収支差額	5,951
その他の活動による収支	収入	19,505
	支出	5,203
	その他の活動資金収支差額	14,302
当期資金収支差額合計		20,253

出所：事業実績報告を基に監査人作成

前述のとおり、本補助金は団体の運営に対する運営費補助金である。このため、補助

対象事業会計が黒字である場合は、過大に補助金を交付している可能性がある。市へ、本補助金を交付した結果、補助対象事業会計が黒字になった場合、補助金を減額する等の検討を行っているか質問したところ、特段の検討は行っていないとのことである。

【意見】

運営費補助金とは団体の運営自体に補助金を交付するものであり、運営に必要な金額を過不足なく交付することが重要である。この点、本補助金では、補助金を交付した結果、補助対象事業会計が約 2 千万円の黒字になっており、過大に交付しているように見える。また、市は、補助金交付により、補助対象事業会計が黒字になった場合などのような対応を行うべきか検討していない。

よって、市は、本補助金が団体の運営に対する運営費補助金であることを踏まえ、適切な補助金額を交付する観点から、補助金を交付した結果、補助対象事業会計が黒字になった場合には、補助金を減額する等の検討を事前に行っておくことが望ましい。

ウ 【No.8】日常生活自立支援事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	日常生活自立支援事業補助金
所管部署	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
根拠規程等	熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱
制定日	平成 18 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	日常生活自立支援事業
実施計画	-
交付先（最終交付先）	熊本市社会福祉協議会
対象事業の概要	日常生活自立支援事業とは、高齢や障がいにより、1人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、熊本市社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障害のある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業。
交付目的	本市における日常生活自立支援事業の安定的な実施、及びそれによる権利擁護の推進。
交付の必要性	日常生活に支援を要する方が、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援するものであり、地域福祉の推進にあたり必要な事業であるため。
費用対効果	適切な福祉サービスに早期につながることにより、サービス利用者の状態が改善し、介護費用などの増加を抑制することが期待される。 本事業が生活保護世帯の生活の基盤づくりに貢献し、家計の改善により保護受給廃止、生活保護扶助費が抑制されるケースもある等、財政的メリットもある。 また、税金や保険料の滞納を解消する効果も期待できる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	日常生活自立支援事業は、社会福祉法第 80 条の規定により、社会福祉協議会が実施することとなっているため。
終期設定の有無	無

開始年度	平成 19 年頃
終期年度	未定
直近の補助金等見直しの 実施年度	令和 3 年度 (嘱託職員の増員)
補助金等の算出方法	事業にかかる人件費・事務費の見積りから予算を設定。 予算の範囲内で、支払いを行う。
補助対象経費	人件費、事務費
成果指標の内容	無
成果指標を設定していな い場合は、その理由	日常生活に援助を要する方を支援する事業であるため、 利用者数の増加等が事業の目的ではないため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		38,900	43,600	43,800
決算額		38,900	43,600	43,800
(財 源)	市	19,450	21,800	21,900
	国	19,450	21,800	21,900
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)	-	-	-
成果指標 (実績)	-	-	-

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金交付要綱において明示すべき事項について

【現状】

熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)における補助対象事業、補助対象経費及び補助金額は、次のとおりである。

< 補助対象事業 >

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 市社協の運営にかかる事業
 - (2) 福祉金庫貸付事業
 - (3) 日常生活自立支援事業
 - (4) 法人後見事業
 - (5) 校区社会福祉協議会活動支援事業
 - (6) 校区社協行動計画策定支援事業
 - (7) その他特に市長が認める事業
- (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条各号に定める補助対象事業に要する経費とする。ただし、前条第1号については、他の補助金、委託料及び自主財源が充当される経費をその対象から除くものとする。

(中略)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該補助事業にかかる予算の範囲内で市社協の申請に基づき、審査のうえ決定するものとする。

出所：本補助金交付要綱

本補助金は第2条第3号の日常生活自立支援事業に対して補助を行うものである。

本補助金の補助対象経費について、補助金等交付申請書及び補助事業実績報告によれば、日常生活自立支援事業における職員人件費、事務費等に対して補助金が交付されている。しかし、第3条のとおり、補助対象経費は補助対象事業に要する経費との記載があるのみであり、人件費や事務費等の具体的な科目は明示されていない。

さらに、第4条には補助金の額の記載があるが、予算の範囲内で審査の上決定することのみ規定されており、具体的な補助金額の算定方法が明示されていない。

【指摘事項】

上記のとおり、本補助金は本補助金交付要綱において、補助対象経費は人件費や事務費等であることが明示されておらず、また、補助金額の算定方法の明示もない。

結果として、具体的な補助対象経費及び補助金額は本補助金交付要綱からは把握できず、補助金としての透明性に問題があると言わざるを得ない。

よって、市は、本補助金交付要綱において、具体的な補助対象経費の科目、及び、補助金額の具体的な算定方法を明示すべきである。

(意見)消費税の仕入税額控除に係る確認について

【現状】

本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記載されていない。また、市は、市社協から免税事業者である旨を口頭で聞いているとのことだが、そのことが分かる特段の文書等は保存していない。

【意見】

消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、上記のとおり市社協から免税事業者である旨を口頭で聞いているのみであり、文書等は保存していない。

よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、その内容を文書として保存することが望ましい。

(結果)概算払の必要性について

【現状】

熊本市補助金等交付規則には、次のとおり、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。

< 概算払について >

(補助金等の交付)

第 11 条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

出所：熊本市補助金等交付規則

本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金交付要綱では概算払に関する規定がない。また、本補助金における概算払に関する決裁文書を閲覧する限り、補助事業等の性質上概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。

【指摘事項】

本補助金は、日常生活自立支援事業を実施するために必要な人件費や事務費等を補助する補助金であることから、概算払の必要性は理解できる。しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。

よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断す

るため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、また、貸金台帳等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

また、本補助金の事業実績報告に添付されている資金収支決算書によれば、補助対象となった福祉サービス利用援助事業会計の当期資金収支差額は、ゼロである。

<令和4年度 福祉サービス利用援助事業会計資金収支決算書> (単位:千円)

勘定科目		決算
事業活動による収支	収入	45,313
	支出	45,934
	事業活動資金収支差額	1,379
その他の活動による収支	収入	-
	支出	1,379
	その他の活動資金収支差額	1,379
当期資金収支差額合計		-

出所：事業実績報告を基に監査人作成

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ

補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

なお、本補助金の資金収支決算書における当期資金収支差額はゼロとなっているが、収支差額をゼロにするために事務費等で数値を調整している可能性を否定できないことから、特に支出額の確認には留意が必要である。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。

エ 【No.9】熊本市自宅再建利子助成事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市自宅再建利子助成事業補助金
所管部署	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
根拠規程等	熊本市自宅再建利子助成事業補助金交付要綱
制定日	平成 29 年 11 月 13 日
歳出予算事業名	住宅再建利子補給事業（令和 5 年からはすまい再建助成事業に統合）
実施計画	-
交付先（最終交付先）	平成 28 年熊本地震被災者
対象事業の概要	一定の条件（所得要件など）を満たす被災者が自宅再建費用について金融機関から受けた融資に係る利子の補給をおこなう。
交付目的	被災者の自宅再建を促進することを目的とする。
交付の必要性	被災者の中には住宅を再建する意思があっても自己資金が不足している等の理由により、自宅再建の目途が立たない者がおり、そのような者を支援することが必要である。
費用対効果	融資にかかる利子を補給することにより、被災者の再建支援を促進するといった効果が期待される。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	平成 28 年熊本地震の被災者が一定の条件（所得要件など）を満たす場合は、支給対象としているため。
終期設定の有無	有
開始年度	平成 29 年度
終期年度	令和 5 年度（予定）
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	8,500 万円を融資額の上限とし、借入時の住宅金融支援機構における「災害復興住宅融資」の金利及び返済期間を適用し算出。

補助対象経費	扶助費
成果指標の内容	無
成果指標を設定していない場合は、その理由	再建方法は被災者毎に様々であり、成果指標の設定が困難であるため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	145,262	49,968	16,916
決算額	86,902	28,979	16,489
(財源)	市	-	-
	国	-	-
	県	86,902	28,979
	その他	-	-
交付先数	169	44	15

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	-	-	-
成果指標(実績)	-	-	-

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市自宅再建利子助成事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。
(に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助金交付の事後検証の検討について

【現状】

本補助金は、平成 28 年の熊本地震被災者に対して自宅再建を促進することを交付の目的としており、平成 29 年度から交付されている。令和 4 年度の実績は、15 件、16,489 千円であったが、平成 30 年度の実績は 631 件、411,695 千円と多額であった。

< 補助金交付実績 >

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
件数	347	631	558	169	44	15
金額	216,424	411,695	329,739	86,902	28,979	16,489

出所：市資料

補助金交付の適切性と有効性を担保する観点から、交付された補助金について、自宅再建が補助金申請時の予定どおりに実施されているか等に関して、事後的に検証を行っているか質問したところ、特段の事後検証は実施していないとのことである。

【意見】

本補助金の交付目的を踏まえると、迅速かつ広範な補助金交付が求められて来たと考えられる。しかし、補助金である以上、適切性や有効性が担保されるべきことは言うまでもない。

よって、市は、交付された補助金について、次のような観点から事後的に検証を行うことが望ましい。

- ・全件を検証することは難しいと考えられることから、サンプルベースで検証実施を検討する。
- ・自宅再建が補助金申請時の予定どおりに実施されているか。
- ・自宅再建が補助金申請時の予定どおりに実施されていない場合は、どのような理由によるものか。なお、必要に応じて、現地調査を実施する。
- ・本補助金を実施した結果について、補助金の交付目的等を達成しているかアンケート調査実施を検討する。

オ 【No.10】熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金
所管部署	健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課
根拠規程等	・熊本市補助金等交付規則 ・熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金交付要綱
制定日	平成 18 年 3 月 29 日
歳出予算事業名	団体助成
実施計画	3 章 1 節 生涯を通じた健康づくりの推進
交付先（最終交付先）	熊本市医師会看護専門学校
対象事業の概要	優秀な准看護師を安定して市内の医療機関に供給するため、必要な知識・技術等を修得させ、地域社会に貢献しうる有能な人材を育成する。
交付目的	安定した学校運営に必要な経費を補助することで、本市の医療提供体制の保持に必要な人材の確保を図り、市民の健康増進に資することを目的とする。
交付の必要性	看護師等の人材確保の促進に関する法律第 4 条第 4 項に地方公共団体の努力規定があり、今後も補助が必要
費用対効果	本市における医療従事者の人材確保を目的として補助しており、卒業生のほとんどが本市内の各医療施設に就職している。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	熊本市内に各種法人が運営する看護専門学校は複数あるが、団体の公益性の観点から、熊本市医師会が運営する看護専門学校に補助を行っている。
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 50 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	平成 28 年度

補助金等の算出方法	明確な算出基準は無いが、予算の範囲内で決定している。
補助対象経費	看護職員の養成に要する経費の一部
成果指標の内容	卒業者数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	1,163	1,163	1,163
決算額	1,163	1,163	1,163
(財源)	市		
	国		
	県		
	その他		
交付先数	1	1	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	95	95	95
成果指標(実績)	73	51	60

令和3年度の実績が前年に比べ大きく減少しているが、これは、令和2年度から、准看護科の定員が120名から80名へ変更されたため(目標値の下方修正が必要)

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金交付要綱において明示すべき事項について

【現状】

熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)における補助対象事業、補助対象経費及び補助金額は、次のとおりである。

< 補助対象事業等 >

(趣旨)

第1条 この要綱は、有能な看護職員を育成することにより、市民の健康増進を図るため、熊本市医師会看護専門学校運営事業に対する補助金の交付に関し、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(中略)

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業は、第 1 条の趣旨に基づき行われる看護学校運営事業とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金交付の対象となる経費は、看護学校が行う看護職員の養成に要する経費の一部とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、当該予算の範囲内で申請に基づき決定するものとする。

出所：本補助金交付要綱

本補助金は第 3 条に規定のとおり、熊本市医師会が運営する看護専門学校の運営自体に対する補助金となっている。すなわち、運営費補助金である。このため、本補助金の実績報告には、看護専門学校の正味財産増減計算書が添付されている。

次に、本補助金の補助金等交付申請書及び実績報告によれば、看護専門学校の経費のうち、交際費等の科目は補助対象外である旨がメモ書きされている。しかし、第 4 条のとおり、補助対象経費は看護学校が行う看護職員の養成に要する経費の一部との記載があるのみで、具体的な補助対象経費の科目は明示されていない。

さらに、第 5 条には補助金の額の記載があるが、予算の範囲内で決定することのみ規定されており、具体的な補助金額の算定方法が明示されていない。

【指摘事項】

上記のとおり、本補助金については具体的な補助対象経費の科目は明示されておらず、また、補助金額の算定方法の明示もない。

結果として、具体的な補助金内容は本補助金交付要綱からは把握できず、補助金としての妥当性に問題があると言わざるを得ない。

よって、市は、本補助金交付要綱において、具体的な補助対象経費の科目、及び、補助金額の具体的な算定方法を明示すべきである。

(意見)補助対象事業会計が黒字になった場合の運営費補助金の取扱いについて

【現状】

本補助金の事業実績報告に添付されている看護専門学校の正味財産増減計算書によれば、補助対象となった看護専門学校会計の当期経常増減は、1,608 千円と黒字になっている。

< 看護専門学校の正味財産増減計算書 >

(単位：千円)

勘定科目		決算
経常増減の部	経常収益	76,157
	経常費用	74,550
	当期経常増減額	1,608

出所：事業実績報告を基に監査人作成

前述のとおり、本補助金は看護専門学校の運営に対する運営費補助金である。このため、補助対象事業会計が黒字である場合は、過大に補助金を交付している可能性がある。市へ、本補助金を交付した結果、補助対象事業会計が黒字になった場合、補助金を減額する等の検討を行っているか質問したところ、特段の検討は行っていないとのことである。

【意見】

運営費補助金とは団体の運営自体に補助金を交付するものであり、運営に必要な金額を過不足なく交付することが重要である。この点、本補助金では、補助金を交付した結果、補助対象事業会計が1,608千万円の黒字になっており、過大に交付しているように見える。また、市は、補助金交付により、補助対象事業会計が黒字になった場合などのような対応を行うべきか検討していない。

よって、市は、本補助金が団体の運営に対する運営費補助金であることを踏まえ、適切な補助金額を交付する観点から、補助金を交付した結果、補助対象事業会計が黒字になった場合には、補助金を減額する等の検討を事前に行っておくことが望ましい。

(意見)消費税の仕入税額控除に係る確認について

【現状】

本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記載されていない。また、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。

【意見】

消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、上記のとおり補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。

よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、本補助金交付要綱において、消費税に係る仕入税額控除の取扱

いを記載することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、補助金（額の確定）チェックリストを作成している。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、領収書やレシート等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。

(意見)成果指標の設定の再検討について

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「看護専門学校の卒業生数」を成果指標として設定している。

しかし、看護専門学校を卒業した後、熊本市外で就職するケースもあるとのことである。

【意見】

成果指標として、看護専門学校の卒業生数を設定すること自体は問題無いと考える。しかし、卒業後に熊本市外で就職する卒業生もいることを踏まえると、卒業後の就職状況を把握することで、より一層、直接的な補助金の成果につながると考える。

よって、市は、成果指標の設定について、卒業後の就職状況も踏まえた設定について再検討することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)補助金額の妥当性について

【現状】

補助金等概要シートによれば、本補助金は、少なくとも直近 3 か年において毎年度同額が予算及び決算として計上されている。

【意見】

本来、補助金は実施されている事業内容等に基づき、具体的な補助金額が算定されるべきである。しかし、本補助金について、毎年度同額の補助金が交付されていることについて、金額の妥当性や金額の根拠等を把握できる文書は無かった。

また、本補助金は、前述のとおり運営費補助金としての実態を有しているため、具体的な補助金額を算定することなく、安易に毎年度同額の補助金が計上されてきたとも考えられる。

よって、市においては、補助事業者における事業内容等を把握した上で、本補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にすることが望ましい。

カ 【No.11】軽費老人ホーム事務費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	軽費老人ホーム事務費補助金
所管部署	健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課
根拠規程等	熊本市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱
制定日	平成8年4月1日
歳出予算事業名	軽費老人ホーム事務経費
実施計画	
交付先（最終交付先）	18事業所
対象事業の概要	社会福祉法人が設置する軽費老人ホームの運営に対する補助。
交付目的	軽費老人ホームの運営が円滑になされること。
交付の必要性	軽費老人ホームは60歳以上で、かつ、身体機能の低下等が認められ又は高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者を低額な料金で利用させる施設であり、社会的に重要な施設であることから、交付が必要である。
費用対効果	補助金を交付することにより、軽費老人ホーム利用者の負担増の抑制と安定的な福祉サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	軽費老人ホームにのみ交付されるため。
終期設定の有無	
開始年度	平成8年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	事務費の実支出額と設置運営要綱に定める事務費の年間合算額とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費の実徴収額（その額が設置運営要綱に定める本人からの事務費徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）を控除して算出する。

補助対象経費	事務費
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	軽費老人ホームに対する補助であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		533,000	534,000	534,842
決算額		530,561	525,030	534,842
(財源)	市	530,561	525,030	534,842
	国			
	県			
	その他			
交付先数		18	18	18

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱における趣旨の明文化について

【現状】

熊本市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には次のとおり趣旨が規定されているが、これは本補助金に係る事務処理が本補助金交付要綱に基づくことを宣言しているに過ぎず、本補助金の目的や必要性といった本来の意味での趣旨を明確化したものとはなっていない。

< 本補助金の趣旨 >

(趣旨)

第1条 軽費老人ホーム事務費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

出所：本補助金交付要綱

補助金の交付は、次のとおり公益性が必要であるが、本補助金交付要綱では、この公益性の観点からの目的が明示されていない。

< 地方自治法における補助の公益性 >

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。

出所：地方自治法

なお、この理由について担当課に質問を実施したところ、軽費老人ホームについてはそもそも公益性が高いため自明なものとして取り扱ってきた経緯があるが、本補助金交付要綱について、公益性の観点から本補助金の目的や必要性の明記を検討することである。

【意見】

地方自治法における「公益上の必要性」は必ずしも自明ではなく、補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯を勘案して決まるものであり、また、社会情勢等の変化に応じて変容する可能性がある。

よって、市は、補助金の公益性を明らかにするため、本補助金交付要綱にて本補助金の本来の趣旨を明文化することが望ましい。

(結果)補助金交付の対象となる事務費について(施設資金借入金元金償還)

【現状】

本補助金交付要綱には交付額の算定方法、及びその算定基礎となる事務費の範囲が定められている。

< 交付額の算定方法及び事務費の範囲 >

(交付額の算定方法)

第 3 条 補助金の交付額は、事務費実支出額と事務費基準額(規定に定めるサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から、事務費の本人からの徴収額を控除して得た額以内とする。

(交付の条件)

第 4 条 (中略)

(1) 事務費とは、施設を運営するために必要な職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、渉外費、諸会費、雑費、保健衛生費、経理区分間繰入金支出、固定資産取得支出、人件費積立預金積立支出、修繕積立預金積立支出、備品購入積立預金積立支出等に充当する経費であること。

出所：本補助金交付要綱

本補助金資料を閲覧したところ、第4条(1)では明確に規定されていない「施設資金借入金元金償還(支出)」が事務費として取り扱われている事例が発見された。仮にこの「施設資金借入金元金償還(支出)」を対象経費から除外した場合、第3条に基づき算定される交付決定額が減額される可能性がある。

なお、担当課に質問を実施したところ、施設資金借入金元金償還(支出)については、本補助金要綱及び国通知に規定されていないことから、補助対象とする根拠がないため、事務費として取り扱わないこととするとのことである。

【指摘事項】

一般的に、施設設備資金に係る借入金償還支出は多額になるケースが多く、補助対象の事務費に含めるのであれば、本補助金交付要綱への明記は必須である。

また、第4条(1)には「固定資産取得支出」も含まれているが、発見された事例において、借入金で購入した固定資産が補助対象事務費として取り扱われていたとすれば、市としては二重補助したことになる(この点について、担当課からの明確な回答は得ない)。

したがって、市は、単に借入金償還支出を対象経費として明確化するのではなく、借入金償還支出及び固定資産について補助対象とすることの妥当性を慎重に検討した上で、補助対象事務費を明確化する必要がある。

(意見)補助金交付の対象となる事務費について(繰入金と積立金)

【現状】

前項に記載のとおり、補助対象となる事務費については、第4条にその範囲が定められているが、次のとおり「経理区分間繰入金支出」や各種「積立支出」も事務費に含められている。

< 交付額の算定方法及び事務費の範囲 >

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、事務費実支出額と事務費基準額(規定に定めるサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から、事務費の本人からの徴収額を控除して得た額以内とする。

(交付の条件)

第4条 (中略)

(1) 事務費とは、施設を運営するために必要な職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、渉外費、諸会

費、雑費、保健衛生費、経理区分間繰入金支出、固定資産取得支出、人件費積立預金積立支出、修繕積立預金積立支出、備品購入積立預金積立支出等に充当する経費であること。

出所：本補助金交付要綱

この点、これらの支出に補助金が利用された場合、他事業の赤字補填や積立資産の形成を助成することになり、本来の趣旨(軽費老人ホーム事業における利用料減免補助)が形骸化する可能性がある。

担当課によれば、軽費老人ホーム事務費の国庫補助についての交付要綱(昭和40年4月1日)(社第168号)(厚生事務次官通知)3-(1)により、事務費とする条件に、施設を運営するために必要な、人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費であることと明示されていることを参考に、事務費の範囲として取り扱っているとのことである。

【意見】

本補助金交付要綱第3条にあるとおり、本補助金には事実上の上限(事務費基準額)が定められており、また交付手続の運用において上記支出の内容について、その妥当性を確認する対応も考えられるが、制度設計段階で無条件に「事務費」として扱うことは望ましくない。

そのため、市においては、「経理区分間繰入金支出」や各種「積立支出」については事務費として取り扱う際の条件を付すなど、補助対象か否かに関する基準を明確化の上、本補助金交付要綱において明文化することが望ましい。

(意見)補助金交付の対象となる事務費について(賞与引当金)

【現状】

実績報告時の添付書類である補助金精算額内訳書に、「賞与引当金繰入」を補助対象事務費として含めている事例があった。しかし、賞与引当金繰入は本補助金交付要綱では補助対象事務費として明記されていない。

< 交付額の算定方法及び事務費の範囲 >

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、事務費実支出額と事務費基準額(規定に定めるサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から、事務費の本人からの徴収額を控除して得た額以内とする。

(交付の条件)

第4条 (中略)

(1) 事務費とは、施設を運営するために必要な職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給

与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、渉外費、諸会費、雑費、保健衛生費、経理区分間繰入金支出、固定資産取得支出、人件費積立預金積立支出、修繕積立預金積立支出、備品購入積立預金積立支出等に充当する経費であること。

出所：本補助金交付要綱

本補助金の補助対象団体は全て社会福祉法人であり、社会福祉法人会計基準に基づき、資金収支計算書と事業活動計算書といった計算書類が作成される。

賞与引当金繰入は事業活動計算書の科目であり、本補助金交付要綱に記載された補助対象事務費も事業活動計算書の科目を想定していると考えられる。

担当課によれば、軽費老人ホーム事務費の国庫補助についての交付要綱（昭和40年4月1日）（社第168号）（厚生事務次官通知）3 - (1)により、事務費とする条件に、施設を運営するために必要な、人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費であることと明示されていることを参考に、事務費の範囲として取り扱っているとのことである。

【意見】

一般的に、補助金の交付は、資金支出を伴う経費に対して行われるものであり、引当金のように、将来の見積りに基づいた資金支出を伴わない経費科目については、補助対象とすることは慎重な判断を要すると考える。

よって、市は、賞与引当金繰入のような資金支出を伴わない科目を補助対象とするかを慎重に検討した上で、補助対象とする場合には、本補助金交付要綱において明示することが望ましい。なお、補助対象とするか否かは、非資金項目という科目の性質を踏まえ、補助金額への影響等を把握した上で、検討することが望ましい。

(意見)処分制限財産の管理について

【現状】

本補助金交付要綱第4条（交付の条件）の(4)～(6)には、処分制限財産の規定が設けられているが、対象となる財産の行方等に関する管理が実施されていない。

< 交付の条件 >

（交付の条件）

第4条（中略）

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

出所：本補助金交付要綱

【意見】

本補助金の補助対象経費には、固定資産取得支出が含まれているため、補助金を財源として固定資産を購入した場合は処分等が制限されることとなる。

また、「（結果）補助金交付の対象となる事務費について（施設資金借入金元金償還）」に記載のとおり、固定資産については二重補助の問題が生じかねない状況にある。

処分制限財産に関する上記の条文は、あくまで補助対象事業者が遵守すべき規定であるが、本補助金の性質や現状の運用状況から判断して、市としても処分制限財産の管理の必要があると考える。

よって、市は、適正な事務執行を担保するため、補助対象とした固定資産については、継続して使用状況等を把握する等の対応を検討することが望ましい。

キ 【No.12】公益社団法人熊本市シルバー人材センターが行う高齢者対策事業に係る補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	公益社団法人熊本市シルバー人材センターが行う高齢者対策事業に係る補助金
所管部署	健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則
制定日	
歳出予算事業名	シルバー人材センター助成等
実施計画	
交付先（最終交付先）	公益社団法人熊本市シルバー人材センター
対象事業の概要	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 36 条に基づき、シルバー人材センターで実施している事業を活性化し、高齢者の生きがいや社会参加・就業機会の確保を行うとともに高齢化社会に対応した高齢者福祉の充実を図るため、本市からシルバー人材センターへ助成を行うもの。
交付目的	定年退職者その他の高齢退職者（以下「高齢者」という。）の意欲及び能力を生かし、その生きがいを高めるとともに社会参加の促進を図ることを目的とする。
交付の必要性	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 36 条に基づき、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業（以下「就業」という。）を希望する高齢者に対し、その希望に応じた就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるよう努める必要があり、その一環として、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置された公共的・公益的な非営利団体であるシルバー人材センターへ助成を行う。
費用対効果	助成金を交付することにより、シルバー人材センターの事業を活性化し、高齢者の生きがいや社会参加・就業機会の確保を行い、高齢社会に対応した高齢者福祉の充実を図ることができ

	る。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置され都道府県知事より公益社団法人の認定を受けた公益社団法人 熊本市シルバー人材センターを対象とした助成金であるため
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 62 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	
補助対象経費	会議費、活動費、事務費、通信・交通費、人件費 その他補助対象事業の実施に要する経費。 (ただし、慶弔費、寄付、交際費、負担金、退職積立金、繰越金、予備費、その他補助対象事業の実施に要しない経費はその対象から除くものとする。)
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	高年齢者の職業生活の充実その他福祉の増進に資することを目的とした助成であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額	40,800	40,800	40,800
決算額	40,800	40,800	40,800
(財源)	市	40,800	40,800
	国	市経由ではないが、国からの財源あり。	
	県		
	その他		
交付先数	1	1	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			
成果指標（実績）			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱の未作成について

【現状】

本補助金に関しては、熊本市独自の補助金交付要綱は作成されておらず、「熊本市補助金等交付規則」に基づいて交付している状況にある。

担当課への質問によれば、補助金交付要綱を作成していない理由としては、本補助金は特定の相手方（1団体のみ）に年に1回だけ交付する性質のものであり、補助金交付要綱等を定めることなく市長決裁のみで実施することも可能であることから、補助金交付要綱を作成しない方法を選択し、予算の範囲内において補助金を交付しているとのことである。

なお、少なくとも直近3期の市による補助額は40,800千円で、同額で推移している。

【意見】

補助金の交付には、地方自治法に定められているとおり、公益性が存在しなければならない。

< 地方自治法における補助の公益性 >

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。

出所：地方自治法

この「公益上の必要性」は必ずしも自明ではなく、補助金交付の目的、趣旨及び効用等を勘案して決まるものであり、また、社会情勢の変化に応じて、質的にも量的にも変容する可能性があるため、不断の見直しが必要となる。

そういった補助金本来の趣旨を明確にし、不断の見直しを図るための根本基準が補助金交付要綱に他ならないことから、上記理由は、要綱を作成しない積極的な根拠とはなりえない。

もちろん、補助金交付要綱の作成は絶対必須ではなく、例えば「特定の相手方に1回だけ交付する補助金（単発の補助金交付）」で要綱化するメリットはないものの、本補助金は過去から継続しており、当てはまらない。

したがって、市は、事務処理を明確にし、本補助金の目的や趣旨に関する客観性を担

保するためにも、補助金交付要綱を作成することが望ましい。

(意見)補助対象事業者の業況判断について

【現状】

補助対象事業者である公益社団法人熊本市シルバー人材センターの業況は次のとおりである。

<直近3期の業況(単位:千円)>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当期経常増減額	1,064	+12,938	+13,865
正味財産	+46,888	+59,826	+73,692

出所:定時総会議案書(正味財産計算書、貸借対照表)を基に監査人作成

上表は法人全体の業況であり、必ずしもシルバー人材センター事業単体の業績を示すものではないが、全体として業況は安定しているものと評価できる。

このような中で、市による補助額が横ばいで推移している点について担当課に質問したところ、経常利益の直近2期は黒字であるものの、以前は赤字が継続した時期もあるとのことである。ただし、予算策定時の協議の中で、業況について議論になったことはないとのことである。

なお、令和4年度の「当初歳出予算要求書」を閲覧したところ、事業内容や根拠法令、及び効果が記載されているのみで、決算業況には触れられていなかった。

【意見】

一般的に、補助金の交付によって、補助対象事業者の自立性が阻害されてはならず、むしろ依存体質を排除しなければならないと考えられる。

換言すれば、補助金の必要性や効果を判断するにあたって、対象事業者の業況は重要な指標となるものであり、市としても継続してモニタリングしていく必要がある。

したがって、市は、補助対象事業者の業況を把握した上で、当該業況を踏まえ、業況が厳しくなった場合は補助金額の増加を検討するといった補助金額の検討を行う際の基礎資料とすることが望ましい。

(意見)補助金交付対象事業の収支予算について

【現状】

補助金交付申請書に添付された「令和4年度収支予算内訳」には、各部門別の収支予算が明らかにされているが、その中で「現役サポート事業」の予算を抜粋すると次のとおりであった。

< 令和4年度収支予算：現役サポート事業（単位：千円） >

	令和4年度	備考
収入予算	43,779	受取連合交付金 32,000 千円 熊本市補助金 11,779 千円
支出予算	25,990	人件費 18,881 千円 事業費 25,990 千円
差引	+17,789	

出所：令和4年度収支予算内訳（現役世代サポート事業）

上表によれば、受取連合交付金(国補助)だけで32,000千円の収入があり、予算上、同事業の総事業費25,990千円を賄えている状況にある。

この点を担当課に質問したところ、「事業別の収支まで確認するような目線はなかった」とのことである。

【意見】

補助対象事業は、事業者が実施するすべての事業に及ぶということであり、直ちに補助額に影響することはないと認識している。

ただし、収支状況は事業別に異なるのが通常である。

このため、市は、補助金の必要性や有効性を判断する1つの基準として、事業別収支を審査項目に追加のうえ、その結果を文書化することが望ましい。

(意見)消費税の仕入税額控除について

【現状】

一般的に、補助金の制度設計に当たっては、消費税の仕入税額控除の影響を加味すべきであるが、本補助金に関しては補助金交付要綱が作成されていないため、その点が明らかではなかった。

担当課への質問によれば、「補助対象事業者は(消費税の)課税事業者ではあるが、補助対象経費に比較して補助額の割合が低いため、仕入税額控除の論点が補助額に影響するような積算とはなっていない。」との回答を得た。

また、「これまで消費税について、補助対象経費と対象外経費のどちらとすべきかを申請団体に明示したことがなかったため、次年度の補助金交付手続きにおいて新たに条件設定の上、通知する。」とのことである。

【意見】

補助金の局面における消費税の取扱いに関しては、上記回答のように補助対象経費に(消費税を)含めるか否かの対応のほか、補助対象事業者に対して「仕入控除税額報

「報告書」の提出を求める方法もある。

よって、市は、補助金事務のあるべき姿を総合的に検討のうえ、今後の対応を定め、その結果を補助金交付要綱等に明文化し、実行することが望ましい。

ク 【No.13】熊本市老人クラブ連合会事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市老人クラブ連合会事業補助金
所管部署	健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則 老人福祉法第 13 条 在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成 4 年 3 月 2 日厚生省発老第 19 号）別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」
制定日	
歳出予算事業名	老人クラブ団体助成
実施計画	
交付先（最終交付先）	熊本市老人クラブ連合会
対象事業の概要	単位老人クラブ活動の充実を図るためにリーダー養成やスポーツ活動等、広域的な各種事業を実施する熊本市老人クラブ連合会へ助成を行うもの
交付目的	平成 21 年 6 月 15 日付け老発第 0615001 号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」の「（別紙）老人クラブ活動等事業実施要綱」に基づく老人クラブ活動等事業の実施にあたり、指定都市は「指定都市老人クラブ連合会」と連携を図るとともに当該連合会に対する支援に努めることと規定されている。熊本市老人クラブ連合会が実施する活動に対し補助を行うことにより、高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進することを目的とする。
交付の必要性	在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成 4 年 3 月 2 日厚生省発老第 19 号）別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」（以下「国補助金要綱」という。）に基づく在宅福祉事業費補助金を活用し、熊本市老人クラブ連合会に補助することで、高齢者の社会参加や生きがいづくり、ひいては高齢者の孤立をなくし介護予防の促進に

	繋がる。
費用対効果	補助金を交付することにより、熊本市老人クラブ連合会の活動を促進することで、高齢者の社会参加や生きがいづくり、高齢者の精神的・身体的な健康増進、介護予防の促進に繋がる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	老人クラブ事業として、市老人クラブ連合会が行う活動を対象とした助成金であるため
終期設定の有無	無
開始年度	不明
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	
補助対象経費	会議費、活動費、事務費、通信・交通費、人件費 その他補助対象事業の実施に要する経費。ただし、慶弔費、寄付、交際費、負担金、退職積立金、繰越金、予備費、その他補助対象事業の実施に要しない経費はその対象から除く。 (国補助対象経費について 国補助金要綱第4 項の表の高齢者地域福祉推進事業費の項に規定する老人クラブ連合会事業に係る対象経費。指定都市老人クラブ連合会事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料)
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的とし、老人クラブの活動促進のための助成であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		10,620	10,620	10,620
決算額		10,620	10,620	10,620
(財源)	市	7,192	7,192	7,566
	国	3,428	3,428	3,054
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱の未作成について

【現状】

本補助金に関しては、熊本市独自の補助金交付要綱は作成されておらず、「熊本市補助金等交付規則」に基づいて交付している状況にある。

担当課への質問によれば、補助金交付要綱を作成していない理由として、本補助金は特定の相手方(1団体のみ)に年に1回だけ交付する性質のものであり、補助金交付要綱等を定めることなく市長決裁のみで実施することも可能であることから、補助金交付要綱を作成しない方法を選択し、予算の範囲内において補助金を交付しているとのことである。

【意見】

補助金の交付には、地方自治法に定められているとおり、公益性が存在しなければならない。

< 地方自治法における補助の公益性 >

<p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。</p>
--

出所：地方自治法

この「公益上の必要性」は必ずしも自明ではなく、補助金交付の目的、趣旨及び効用等を勘案して決まるものであり、また、社会情勢の変化に応じて、質的にも量的にも変容する可能性があるため、不断の見直しが必要となる。

そういった補助金本来の趣旨を明確にし、不断の見直しを図るための根本基準が補助金交付要綱に他ならないことから、上記理由は、要綱を作成しない積極的な根拠とはなりえない。

もちろん、補助金交付要綱の作成は絶対必須ではなく、例えば「特定の相手方に1回だけ交付する補助金（単発の補助金交付）」で要綱化するメリットはないものの、本補助金は過去から継続しており、当てはまらない。

したがって、市は、事務処理を明確にし、本補助金の目的や趣旨に関する客観性を担保するためにも、補助金交付要綱を作成することが望ましい。

(意見)処分制限財産に関する運用について

【現状】

前項のとおり、本補助金に関して熊本市独自の補助金交付要綱は存在しない。

しかし、国補助に関する交付要綱「在宅福祉事業費補助金交付要綱」(以下「国要綱」という。)において、本市は国からの補助を受けるに当たって、間接補助金の受領先へ交付の条件を付さなければならない旨が規定されている。

具体的には、国要綱5(交付の条件) 間接補助事業に係る場合(2)イによって、熊本市老人クラブ連合会は、以下のような処分制限財産の規制を受ける。

<国要綱5(交付の条件) 間接補助事業に係る場合(2)イ>

(2) 都道府県、指定都市、中核市が、間接補助金を民間団体に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

出所：国要綱

この点、担当課に質問を実施したところ、「熊本市として処分制限財産に関して明確に対応した実績はない。」との回答を得ている。また、「単価30万円以上の財産購入の可能性はある。」とのことであった。

【意見】

処分制限財産に関する規制は、補助金の交付目的が形骸化しないための重要なルールであり、補助金一般に求められる基本的な要件とも考えられる。

また、質問の回答によれば、当該規制が影響しうる状況にあるとのことである。

よって、市は、補助金交付要綱を策定して処分制限財産の内容を明示する、もしくは

別の方法で文書化する等して、本補助金を財源に購入された固定資産が適切に管理されているかを把握する等適切な対応を実施することが望ましい。

(意見)補助対象経費の範囲について

【現状】

本補助金については、熊本市独自の交付要綱はないものの、担当者によれば、以下の項目が補助対象経費の範囲になるとのことである。

< 補助対象経費の範囲 >

会議費、活動費、事務費、通信・交通費、人件費その他補助対象事業の実施に要する経費。

ただし、慶弔費、寄付、交際費、負担金、退職積立金、繰越金、予備費、その他補助対象事業の実施に要しない経費はその対象から除く。

(国補助対象経費について 国補助金要綱第4項の表の高齢者地域福祉推進事業費の項に規定する老人クラブ連合会事業に係る対象経費。指定都市老人クラブ連合会事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料)

出所：補助金概要シート（熊本市作成）

上表の後段括弧書きが国要綱に規定された補助対象経費であるが、これらの記載は前段の補助対象経費の項目と必ずしも名称が一致していない。市によれば、これは市単費での独自の補助金交付も行っているためであり、不整合が生じているわけではないとのことである。しかし、項目の名称は異なっており、前段と必ずしも整合していないように見える。

【意見】

上表のように不整合に見えるのは、市として補助対象とすべき経費の内容を検討し、その範囲を明確には定めていないためと考えられる。

よって、市は、本補助金の趣旨に立ち返り、国要綱との名称の整合性も含め、改めてあるべき補助対象経費の内容を確認するとともに、それを明文化することが望ましい。

(意見)実績報告における補助対象事業費の内訳について

【現状】

熊本市老人クラブ連合会から熊本市へ提出された補助事業報告書によれば、「3 補助対象事業費内訳」として「別紙令和4年度（2022年度）決算報告書のとおり」との記載があるだけで、内訳についての資料は添付されておらず、また、決算報告書と補助対

象事業費の関係も明確ではなかった。

担当課へ質問を実施したところ、補助金申請にあたり提出される「補助金申請内訳（令和4年度）」の項目を決算書から抽出し、審査時に積算を行い精査している。項目毎の金額に誤りがないことも電話でのやり取りによって補助対象事業費の内訳について聴き取りし、確認したとのことである。また、審査時に積算を行った資料については紙で出力して綴っていないが、電子データとして記録を残しているとのことである。

【意見】

補助金額は補助対象事業費が定まってはじめて確定するものであり、そのために補助事業者へ実績報告を義務付けているものである。

本補助金については、前述のとおり、決算書からの項目の抽出による精査及び電話による確認を行っているとのことであり、かつ、電子データとしては記録を残しているとのことである。

しかし、資料を閲覧する限り、内訳の未添付や決算報告書と補助対象事業費の関係も明確でない等のため、審査の過程や内容は不明瞭であった。

したがって、市は、実績報告書と決算報告書の内容に不整合がないことについて、根拠となる資料を入手するとともに、実施した審査の過程や内容を文書に記載することが望ましい。

ケ 【No.14】熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金
所管部署	健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課
根拠規程等	熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱（改正 令和 4 年 3 月 4 日 健康福祉局長決裁）
制定日	昭和 62 年 6 月 1 日
歳出予算事業名	老人クラブ団体助成
実施計画	
交付先（最終交付先）	老人クラブ活動等事業の実施について（平成 13 年 10 月 1 日老発第 390 号厚生労働省老健局長通知）に定める単位老人クラブに該当する組織（令和 4 年度 503 団体）
対象事業の概要	地域において高齢者の奉仕活動やスポーツ・文化活動等を行う単位老人クラブに対する助成
交付目的	高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的とする。
交付の必要性	在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成 4 年 3 月 2 日厚生省発老第 19 号）別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」（以下「国補助金要綱」という。）に基づく在宅福祉事業費補助金を活用し、単位老人クラブに助成することで、高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進するために必要。
費用対効果	助成金を交付することにより、単位老人クラブの活動を促進することで、高齢者の社会参加や生きがいづくり、ひいては高齢者の孤立をなくし、高齢者の精神的・身体的な健康増進、介護予防の促進に繋がる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	

非公募の場合：非公募の理由	活動期間の条件を満たした活動を行う全ての単位老人クラブを対象とした助成金であるため
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 62 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 3 年度
補助金等の算出方法	<p>助成金額は、次により算出された額の合計額を上限とし、助成対象事業費と左記算出額とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>【老人クラブ活動助成金】 年額 48,000 円 (年度途中で活動の開始又は休止(解散を含む。)があった場合には、活動のない月について、老人クラブ活動助成金を月割りで減額して交付)</p> <p>【老人クラブ健康助成金】 年額 5,000 円 (9 ヶ月以上の活動があれば満額助成)</p>
補助対象経費	<p>国補助金要綱第 4 項の表の高齢者地域福祉推進事業費の項に規定する老人クラブ事業に係る対象経費であって、第 6 条の規定による交付決定があった年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに生じたものとする。</p> <p>(老人クラブ事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料)</p>
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	<p>高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的とし、単位老人クラブの活動促進のための助成であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため</p>

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額	28,620	27,999	27,878
決算額	27,224	26,595	24,984

(財源)	市	18,150	17,731	16,657
	国	9,074	8,864	8,327
	県			
	その他			
交付先数		520	503	472

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金交付申請時の添付書類について

【現状】

「熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱」(以下、「本補助金交付要綱」という。)では、以下のような書類を、交付申請に当たって添付するよう規定されている。

< 交付申請時の添付書類 >

<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 助成金の交付の申請をしようとする単老(以下「申請者」という。)は、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。</p> <p>(1) 年間活動計画書</p> <p>(2) 収入支出予算書</p> <p>(3) 会員名簿</p> <p>(4) 会則</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類</p>

出所：本補助金交付要綱

交付申請書を閲覧したところ、「会則」の添付がない単老老人クラブが発見された。担当課へ質問したところ、令和2年度以前までは毎年度会則の提出を求めていた。オンライン申請システムの導入に伴う取扱い変更の中で、令和3年度以降は申請者側の負担軽減の一環として、令和2年度以前に申請した団体のうち、執行課である区役所福祉課へ提出済みの会則から変更がない場合は、新たに会則の提出を求めず、会則に変更があった場合のみ提出とした。ただし、新規申請団体は提出を必須としている。執行課における提出済みの会則の保管・管理方法は各区役所で取扱いが異なり、申請団体の

会則を綴ったファイルを作成・管理をしている区と、過年度のファイルに綴ったままの区があるとのことである。

【指摘事項】

本補助金交付要綱に、変更の有無に応じた取扱いが明記されていない以上、会則の提出は毎年度の申請時において添付が必須なものと解釈するのが自然である。

よって、市は、本補助金交付要綱に記載のとおり会則を入手すべきである。なお、会則の入手を求めない等、弾力的な運用が望ましいということであれば、速やかに補助金交付要綱を改正すべきである。

コ 【No.15】社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
所管部署	健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課
根拠規程等	熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金 交付要綱
制定日	令和4年12月28日
歳出予算事業名	社会福祉施設等物価高騰対策
実施計画	
交付先（最終交付先）	25 施設
対象事業の概要	軽費老人ホーム、養護老人ホーム
交付目的	コロナ禍において物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等が、物価高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく安定的な福祉サービスの提供が行えるようにすることを目的とする。
交付の必要性	社会福祉施設等においては物価高騰による負担増について利用者への価格転嫁が困難であることから、安定的な福祉サービスの提供ができるよう、社会福祉施設等に対し支援する必要がある。
費用対効果	社会福祉施設等を支援することにより、利用者の負担増の抑制と安定的な福祉サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	交付要綱別表1～4に定める社会福祉施設等
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	有
開始年度	令和4年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	交付基準額に交付対象利用者数を乗じた額 (訪問系サービス及び里親は定額)
補助対象経費	光熱水費、食材費、消耗品費、その他市長が必要と認める経費

成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	物価高騰対策としての緊急的な支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額				16,700
決算額				15,252
(財源)	市			
	国			15,252
	県			
	その他			
交付先数				25

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)実績報告書の記載不備について

【現状】

「熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱」(以下、「本補助金交付要綱」という。)の第4条には、本補助金に係る対象経費が次のように定められている。

< 対象経費 >

<p>(対象経費)</p> <p>第4条 交付対象となる経費は、交付対象者が負担する次に掲げる経費とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に生じたものとする。</p> <p>(1) 光熱水費</p> <p>(2) 食材費</p> <p>(3) 消耗品費</p> <p>(4) その他市長が必要と認める経費</p>

出所：交付要綱

実績報告書の<支出の決算>には、上表(1)～(4)に対応する科目名とそれぞれの具体的な金額が記載されていた。

この点、<支出の決算>のうち「その他」に多額の金額を記載した実績報告書の事例

があった。これに関連して、第4条(4)に規定された「その他市長が必要と認める経費」に該当するか否かに関して、市としての判断に係る記録が見られなかった。

【意見】

本補助金の趣旨は物価高騰対策にあり、緊急性の観点から円滑な交付が必要な状況にあったことは確かであり、上記の発見事例は単純な形式上の不備とも考えられる。

しかしながら、実績報告は補助金を確定させるうえで重要な事務手続である。記載方法のチェックを含め、今後の審査体制をより一層整備していくことが望ましい。

サ 【No.16】熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金
所管部署	健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課
根拠規程等	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱
制定日	平成 30 年 3 月 30 日
歳出予算事業名	老人福祉施設整備費助成
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等の整備（創設） 事業計画「はつらつプラン」に基づき、創設施設数を計画。 ・創設以外の整備 介護施設等に対し意向調査を実施し、意向に基づき整備数を計画。
交付先（最終交付先）	株式会社 桜会 社会福祉法人 諒和会（2 事業所） 社会福祉法人 愛誠会（2 事業所） 医療法人 裕和会 医療法人 起生会 社会福祉法人 上ノ郷福社会 社会福祉法人 陽光 社会福祉法人 くまもと芳寿会 医療法人 寺尾会
対象事業の概要	<p>高齢者に対する必要な介護サービスを提供することを目的とし、事業計画「はつらつプラン」に基づき、社会福祉法人等が行う老人福祉施設等の整備に要する費用の一部助成を行うもの。</p> <p>また、介護施設等に対し意向調査を実施し、意向に基づき介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備、既存特養及び併設ショート多床室のプライバシー保護改修、介護療養型等の老健等への転換整備、介護施設等の看取り環境整備、共生型サービス事業所整備、介護職員の宿舍施設整備に要する費用の一部を助成するもの。</p>

交付目的	介護施設等の入所申込者のうち、在宅で介護度の重い方など真に入所が必要な方たちの数は依然として高い状態にあるため、その解消に向けた施設の整備を行う。また、地域包括ケアの拠点を整備することで、介護が必要となった高齢者が住みなれた地域で生活できるよう支援を行う。
交付の必要性	はつらつプランの整備計画数を確実に達成するためには、施設の開設を円滑に行うことが必要である。また、はつらつプランに掲げる介護サービスの質の向上を実現するためには、より高い理念をもった事業者の参入を図ることが必要である。当該補助金を交付することにより、事業者の開設にかかる経費の負担を軽減することで施設の円滑な開設やさまざまな事業者の参入に繋がることから、市・事業者ともに必要不可欠な補助金である。
費用対効果	県から補助を受けながら事業者に補助を実施し、円滑な開設準備を事業者に行わせることで、本市の介護サービスの着実な体制整備が可能になる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等の整備（創設） 施設整備の採択を受けた法人。 ・創設以外の整備 熊本市内の介護施設等の施設内の環境整備や改修等の計画が補助要件に合致する法人。
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成 8 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	<p>各補助事業の基準額による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等の整備（創設） グループホーム 33,600 千円/施設 小規模多機能型居宅介護事業所

	<p>41,100 千円/施設 介護療養型医療施設等の転換 2,240 千円/床</p> <p>・創設以外の整備 創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕 1,128 千円/床 多床室のプライバシー保護のための改修 734 千円/床 共生型サービス事業所の整備 1,029 千円/施設 介護職員の宿舍施設整備 補助対象経費の 3 分の 1</p>
補助対象経費	工事費、工事請負費、工事事務費、需用費、備品購入費
成果指標の内容	<p>・老人福祉施設等の整備（創設） 市内の床数又は施設数(介護保険事業計画「はつらつプラン」に基づき、創設施設数を設定。)</p> <p>・創設以外の整備 なし</p>
成果指標を設定していない場合は、その理由	施設内の環境整備や改修等は、もともとの施設の状況及び利用者・家族や職員の意向等にもよるため指標を設定することが難しいため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		131,825	185,929	353,953
決算額		84,995	184,901	332,756
(財源)	市	7,500	20,000	7,500
	国			
	県	77,495	164,901	325,256
	その他			
交付先数		4	4	9

< 補助金等の効果 (成果指標) >

老人福祉施設等の整備 (創設) のみ

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	・特別養護老人ホーム (広域型)	・特別養護老人ホーム (広域型)	・特別養護老人ホーム (広域型)

	<p>1,964 床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 518 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,205 床 ・小規模多機能型居宅介護 66 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 10 か所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 か所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,299 床 	<p>1,964 床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 518 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,196 床 ・小規模多機能型居宅介護 55 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 9 か所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4 か所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,334 床 	<p>2,024 床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 518 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,232 床 ・小規模多機能型居宅介護 56 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 10 か所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 か所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,414 床
成果指標（実績）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型） 1,964 床 ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 489 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,142 床 ・小規模多機能型居宅介護 52 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 9 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型） 1,964 床 ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 489 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,187 床 ・小規模多機能型居宅介護 49 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 8 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型） 1,964 床 ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 518 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,223 床 ・小規模多機能型居宅介護 47 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 8 か所

	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 か所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,253 床 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4 か所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,280 床 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 か所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,354 床
--	---	---	---

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の必要性について

【現状】

熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によれば、補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告について以下のとおり規定している。

< 補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告について >

（補助金の交付の条件）

第 5 条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）への補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 12 号）により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならないものとする。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を市に納付しなければならないものとする。

出所：交付要綱

この点につき、市へヒアリングを行ったところ、年に 1 回調査を行っており、補助対象事業者から消費税等に係る仕入れ控除税額の報告を受けているとのことであった。そこで、当該報告に係る資料を閲覧したところ、市が補助対象事業者から入手した報告書は、宛先が県に対するものであった。

< 市が入手した報告書（一部） >

令和 X 年 X 月 X 日
熊本県知事 蒲島 郁夫 様
（補助事業者）
住所 XXXX
氏名 社会福祉法人 XXXX

理事長 XXXX

令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

令和2年10月27日付け 介保発 1021号により交付決定のあった令和2年度熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金について熊本県健康福祉補助金等交付要項第12条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

(以下、省略)

出所：令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

この報告書は、熊本県健康福祉補助金等交付要項第12条第1項に基づき、「熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金」に係る消費税等の仕入れ控除税額について「熊本県知事」をあて先として提出されたものである。

< 熊本県健康福祉補助金等交付要項における規定 >

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者(監査人注：この場合、市町村を指す)は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

出所：熊本県健康福祉補助金等交付要項

< 熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要領における規定 >

第4 補助金に付す条件

(略)

(2) 事業者に対し市町村が補助をすることにより実施する特別対策事業に対して県が補助金を交付する場合

(略)

(キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合(仕入れ控除税額が0円の場合も含む。)は、別記第11号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市町村長に報告しなければならない。

また、この助成金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を市町村に納付しなければならない。

出所：熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要領

しかし、本補助金の交付要綱第 11 条第 1 項第 7 号に規定された「市長」あての報告書については受領していない。

【指摘事項】

県からの間接補助とはいえ、本補助金を交付する主体はあくまでも市であるため、市の交付要綱に従い、市長あての報告書の提出を合わせて求める必要がある。

なお、実質的には県知事あての報告書の内容と同じであるため、県知事あての報告書を受領したことをもって市長あての報告書も受領したとみなす旨の規定を市の要綱に明記する方法も一案である。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定していない。

なお、市によれば、「熊本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらつプラン）において、各介護サービス事業の施設整備の必要性を 3 年に 1 度見直しを行い、あわせて補助金を継続して交付することの妥当性を検証している。また、本補助金は予算の範囲で市長が必要と認めた額を支出するところ、毎年度の予算編成において、財政部局ともその必要性・妥当性について検証が行われている。」とのことである。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

本補助金については、事業の必要性の見直しを定期的に行うとともに、補助金の継続交付の妥当性についても検討を行っているとのことであるが、その実効性をより担保するためにも、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後期待できるか等を検討することが望ましい。

シ 【No.17,18】 熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金
所管部署	健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課
根拠規程等	熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金交付要綱
制定日	平成 22 年 3 月 11 日
歳出予算事業名	老人福祉施設等開設準備経費助成事業
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>老人福祉施設等の開設準備</u> 事業計画「はつらつプラン」に基づき、創施設設数を計画。 ・ <u>開設準備以外</u> 介護施設等に対し意向調査を実施し、意向に基づき整備数を計画。
交付先（最終交付先）	株式会社 藤院 社会福祉法人 白川直会会（2 事業所）
対象事業の概要	<p>高齢者に対する必要な介護サービスを提供することを目的とし、事業計画「はつらつプラン」に基づき整備した介護施設等が、開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、開設準備に要する費用の一部助成を行うもの。</p> <p>また、介護施設等に対し意向調査を実施し、意向に基づき介護療養型等の老健等への転換整備、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に要する費用の一部を助成するもの。</p>
交付目的	介護施設等の入所申込者のうち、在宅で介護度の重い方など真に入所が必要な方たちの数は依然として高い状態にあるため、その解消に向けた施設の整備を行う。また、地域包括ケアの拠点を整備することで、介護が必要となった高齢者が住みなれた地域で生活できるよう支援を行う。
交付の必要性	はつらつプランの整備計画数を確実に達成する

	ためには、施設の開設を円滑に行うことが必要である。また、はつらつプランに掲げる介護サービスの質の向上を実現するためには、より高い理念をもった事業者の参入を図ることが必要である。当該補助金を交付することにより、事業者の開設にかかる経費の負担を軽減することで施設の円滑な開設やさまざまな事業者の参入に繋がることから、市・事業者ともに必要不可欠な補助金である。
費用対効果	県から補助を受けながら事業者に補助を実施し、円滑な開設準備を事業者に行わせることで、本市の介護サービスの着実な体制整備が可能になる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>老人福祉施設等の開設準備</u> 施設整備の採択を受けた法人。 ・ <u>開設準備以外</u> 熊本市内の介護施設等が大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入計画について、当該計画が補助要件に合致する法人。
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成 21 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法	各補助事業の基準額による。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>老人福祉施設等の開設準備</u> 特定施設入居者生活介護事業所 839 千円/定員 ・ <u>開設準備以外</u> 大規模修繕に併せ行う介護ロボ・ICT導入経費 420 千円/定員
補助対象経費	需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料、工事請負費

成果指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等開設準備 市内の床数又は施設数(介護保険事業計画「はつらつプラン」に基づき、創設施設数を設定。)
成果指標を設定していない場合は、その理由	<ul style="list-style-type: none"> ・開設準備以外 なし
	施設内の大規模改修や ICT 等の導入は、もともとの施設の状況及び利用者・家族や職員の意向等にもよるため指標を設定することが難しいため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
予算額	103,000	233,800	254,200	
決算額	25,386	90,343	37,248	
(財源)	市			
	国			
	県	25,386	90,343	37,248
	その他			
交付先数	2	4	2	

< 補助金等の効果 (成果指標) >

老人福祉施設等の整備 (創設) のみ

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム (広域型) 1,964 床 ・特別養護老人ホーム (地域密着型) 518 床 ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 1,205 床 ・小規模多機能型居宅介護 66 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム (広域型) 1,964 床 ・特別養護老人ホーム (地域密着型) 518 床 ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 1,196 床 ・小規模多機能型居宅介護 55 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 9 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム (広域型) 2,024 床 ・特別養護老人ホーム (地域密着型) 518 床 ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 1,232 床 ・小規模多機能型居宅介護 56 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護

	<ul style="list-style-type: none"> 10 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,299 床 	<ul style="list-style-type: none"> 10 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,334 床 	<ul style="list-style-type: none"> 10 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,414 床
成果指標（実績）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型） 1,964 床 ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 489 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,142 床 ・小規模多機能型居宅介護 52 箇所 ・看護小規模多機能型居宅介護 9 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,253 床 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型） 1,964 床 ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 489 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,187 床 ・小規模多機能型居宅介護 49 箇所 ・看護小規模多機能型居宅介護 8 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,280 床 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型） 1,964 床 ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 518 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,223 床 ・小規模多機能型居宅介護 47 箇所 ・看護小規模多機能型居宅介護 8 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,354 床

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金（繰越分）
所管部署	健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課
根拠規程等	熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金交付要綱

制定日	平成 22 年 3 月 11 日
歳出予算事業名	老人福祉施設等開設準備経費助成事業
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等の開設準備 <p>事業計画「はつらつプラン」に基づき、創施設設数を計画。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設準備以外 <p>介護施設等に対し意向調査を実施し、意向に基づき整備数を計画。</p>
交付先（最終交付先）	<p>株式会社 桜会</p> <p>社会福祉法人 諒和会（3 事業所）</p> <p>株式会社 ケンプロ</p> <p>医療法人 裕和会</p> <p>医療法人 起生会</p> <p>社会福祉法人 愛誠会（2 事業所）</p> <p>社会福祉法人 上ノ郷福祉会（2 事業所）</p>
対象事業の概要	<p>高齢者に対する必要な介護サービスを提供することを目的とし、事業計画「はつらつプラン」に基づき整備した介護施設等が、開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、開設準備に要する費用の一部助成を行うもの。</p> <p>また、介護施設等に対し意向調査を実施し、意向に基づき介護療養型等の老健等への転換整備、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に要する費用の一部を助成するもの。</p>
交付目的	<p>介護施設等の入所申込者のうち、在宅で介護度の重い方など真に入所が必要な方たちの数は依然として高い状態にあるため、その解消に向けた施設の整備を行う。また、地域包括ケアの拠点を整備することで、介護が必要となった高齢者が住みなれた地域で生活できるよう支援を行う。</p>
交付の必要性	<p>はつらつプランの整備計画数を確実に達成するためには、施設の開設を円滑に行うことが必要である。また、はつらつプランに掲げる介護サービスの質の向上を実現するためには、より高</p>

	い理念をもった事業者の参入を図ることが必要である。当該補助金を交付することにより、事業者の開設にかかる経費の負担を軽減することで施設の円滑な開設やさまざまな事業者の参入に繋がることから、市・事業者ともに必要不可欠な補助金である。
費用対効果	県から補助を受けながら事業者に補助を実施し、円滑な開設準備を事業者に行わせることで、本市の介護サービスの着実な体制整備が可能になる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等の開設準備 施設整備の採択を受けた法人。 ・開設準備以外 熊本市内の介護施設等が大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入計画について、当該計画が補助要件に合致する法人。
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成 21 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 2 年度
補助金等の算出方法	<p>各補助事業の基準額による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等の開設準備 グループホーム 839 千円/定員 定期巡回・随時対応課型訪問介護看護事業所 14,000 千円/施設 介護療養型医療施設等の転換整備 219 千円/定員 ・開設準備以外 大規模修繕に併せ行う介護ロボ・ICT導入 経費 420 千円/定員
補助対象経費	需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料、工事請負費

成果指標の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等開設準備 市内の床数又は施設数(介護保険事業計画「はつらつプラン」に基づき、創設施設数を設定。) ・開設準備以外 なし
成果指標を設定していない場合は、その理由	施設内の大規模改修や ICT 等の導入は、もともとの施設の状況及び利用者・家族や職員の意向等にもよるため指標を設定することが難しいため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		40,939	39,433	137,510
決算額		31,741	39,433	129,891
(財源)	市			
	国			
	県	31,741	39,433	129,891
	その他			
交付先数		5	2	7

< 補助金等の効果 (成果指標) >

老人福祉施設等の整備 (創設) のみ

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム (広域型) 1,964 床 ・特別養護老人ホーム (地域密着型) 518 床 ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 1,205 床 ・小規模多機能型居宅介護 66 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム (広域型) 1,964 床 ・特別養護老人ホーム (地域密着型) 518 床 ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 1,196 床 ・小規模多機能型居宅介護 55 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 9 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム (広域型) 2,024 床 ・特別養護老人ホーム (地域密着型) 518 床 ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 1,232 床 ・小規模多機能型居宅介護 56 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護

	<ul style="list-style-type: none"> 10 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,299 床 	<ul style="list-style-type: none"> 10 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,334 床 	<ul style="list-style-type: none"> 10 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,414 床
成果指標（実績）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型） 1,964 床 ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 489 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,142 床 ・小規模多機能型居宅介護 52 箇所 ・看護小規模多機能型居宅介護 9 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,253 床 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型） 1,964 床 ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 489 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,187 床 ・小規模多機能型居宅介護 49 箇所 ・看護小規模多機能型居宅介護 8 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,280 床 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（広域型） 1,964 床 ・特別養護老人ホーム（地域密着型） 518 床 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1,223 床 ・小規模多機能型居宅介護 47 箇所 ・看護小規模多機能型居宅介護 8 箇所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 箇所 ・特定施設入居者生活介護（混合型） 1,354 床

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の必要性について

【現状】

熊本市老人福祉施設等開設準備経費助成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によれば、補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告について以下のとおり規定している。

< 補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告について >

第 11 条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、補助事業者は、様式第 8 号により、速やかに、遅くとも事業完了日の属する翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者は、当該仕入控除税額の全額又は一部を本市に納付しなければならない。

出所：交付要綱

この点につき、市へヒアリングを行ったところ、年に 1 回調査を行っており、補助対象事業者から消費税等に係る仕入れ控除税額の報告を受けているとのことであった。そこで、当該報告に係る資料を閲覧したところ、市が補助対象事業者から入手した報告書は、宛先が県に対するものであった。

< 市が入手した報告書（一部） >

令和 X 年 X 月 X 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

(補助事業者)

住所 XXXX

氏名 社会福祉法人 XXXX

理事長 XXXX

令和 3 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

令和 3 年 3 月 12 日付け 介保発第 1394 号により交付決定のあった令和 2 年度熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金について熊本県健康福祉補助金等交付要項第 12 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

(以下、省略)

出所：令和 3 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

この報告書は、熊本県健康福祉補助金等交付要項第 12 条第 1 項に基づき、「熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金」に係る消費税等の仕入控除税額について「熊本県知事」をあて先として提出されたものである。

< 熊本県健康福祉補助金等交付要項における規定 >

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者 (監査人注：この場合、市町村を指す) は、補助事業完了後に

消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第 11 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

出所：熊本県健康福祉補助金等交付要項

< 熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金における規定 >

第 4 補助金に付す条件

(略)

- (3) 県が、市町村が事業者の実施する事業(以下、「市町村補助対象事業」という。)に対して補助金を交付する(以下、「市町村補助事業」という。)事業に対して補助金を交付する場合

(略)

- (キ) 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合も含む。)は、速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、市町村長に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

出所：熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金交付要領

しかし、市は本補助金の交付要綱第 11 条第 1 項第 7 号に規定された「市長」あての報告書については受領していない。

【指摘事項】

県からの間接補助とはいえ、本補助金を交付する主体はあくまでも市であるため、市の交付要綱に従い、市長あての報告書の提出を合わせて求める必要がある。

なお、実質的には県知事あての報告書の内容と同じであるため、県知事あての報告書を受領したことをもって市長あての報告書も受領したとみなす旨の規定を市の要綱に明記する方法も一案である。

(結果)補助事業者が実施する委託業務に係る契約手続について

【現状】

市は交付要綱において、補助事業者が補助事業を行うために締結する契約について、次のように定めている。

< 補助事業を行うために締結する契約 >

第 11 条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(11) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続に準拠しなければならない。

出所：交付要綱

本補助金に係る資料を閲覧したところ、工事契約については市が行う契約手続に準拠した方法（指名競争入札）により実施されていたが、一部の委託契約については随意契約により行うなど、市が行う契約手続に準拠した方法ではない方法により契約がなされているものが複数あった。

【指摘事項】

市が、補助事業者に対して、補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続に準拠するよう求めているのは、社会福祉施設等の施設整備には公費が投入されることに鑑み、一般の施設整備に比べ、一層高い透明性や公平性が必要とされるためである。

そのため、工事契約にとどまらず、委託契約（一定金額以上の契約）についても、市が行う契約手続に準拠した方法、すなわち競争的な方法により契約を行うことが必要である。

よって、市は、交付要綱に従い、委託契約についても市が行う契約手続に準拠して実施するよう、補助事業者に対して指導する必要がある。

(結果) 補助金額の確定後に支出された経費の取扱いについて

【現状】

本補助金について、資料を閲覧したところ、実績報告日の前に納品は完了しているものの、実績報告日後に補助対象経費に係る支払いを行っている事例が散見された。

例えば、以下のような事例が検出された。

< 実績報告日後に支出があった事例 >

納品書日付：令和 5 年 2 月 15 日

実績報告書日付：令和 5 年 3 月 30 日

交付確定日付：令和 5 年 3 月 31 日

施設開設日：令和 5 年 4 月 1 日

交付対象経費の支払日：令和 5 年 4 月 11 日

補助金に係る請求書：令和 5 年 5 月 3 日

支出命令起案日：令和 5 年 5 月 12 日

出所：市資料より監査人作成

市によれば、納品書により購入した物品の納品が実績報告書日事前になされていることを確認しており、特段の個別の決裁等は行っていないとのことであった。

【指摘事項】

補助対象事業の範囲について、補助対象経費に関する契約、納品、請求及び支払いを指すとするのであれば、支払が完了していないものは補助対象事業が完了しているとは原則としては言えない。

また、交付要綱や募集要項等には、いつの時点までに支出された経費について補助対象として認めるのか、特段明記されていない。

よって市は、交付要綱又は募集要項において、事業の完了のタイミングをどのように定義するのか(事業の範囲に支払まで含めるのか)を明示するとともに、実績報告書の提出段階で支払が完了していない場合の取扱い(例えば、遅くとも補助金の請求までには支払いを完了するなど)を明示する必要がある。

(結果)実績報告書の適時の提出について

【現状】

本補助金の交付要綱によれば、実績報告書の提出期限について、次のとおり定められている。

< 実績報告書の提出期限 >

(実績報告)

第 8 条 実績の報告は、様式第 5 号により行うものとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して 25 日を経過した日又は当該事業を実施する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。ただし、事業が翌年度にわたるときは、事業の完了の日から起算して 25 日を経過した日とする。

出所：交付要綱

資料閲覧を行った結果、補助事業の完了日が令和 5 年 1 月 27 日であったものの、実績報告書の日付は令和 5 年 2 月 28 日となっており、交付要綱で定められた実績報告書の提出期限を超過している。

市によれば、事業完了から実績報告書の提出が遅延する場合、補助事業者から理由書を入手し、遅延する理由を確認する場合もあるとのことであるが、本件については理由書の入手は行っていなかった。

【指摘事項】

市は、補助事業者が交付要綱に従い実績報告書を適時に提出するよう、指導する必要がある。また、実績報告書の提出が遅延する場合には、理由書の入手を行い、理由が相当と認められるかどうか確認する必要がある。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定していない。

なお、市によれば、「熊本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（くまもとはつらつプラン）において、各介護サービス事業の施設整備の必要性を3年に1度見直しを行い、あわせて補助金を継続して交付することの妥当性を検証している。また、本補助金は予算の範囲で市長が必要と認めた額を支出するところ、毎年度の予算編成において、財政部局ともその必要性・妥当性について検証が行われている。」とのことである。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

本補助金については、事業の必要性の見直しを定期的に行うとともに、補助金の継続交付の妥当性についても検討を行っているとのことであるが、その実効性をより担保するためにも、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

ス 【No.19,20】熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 感染対策

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 感染対策
所管部署	健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課
根拠規程等	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱
制定日	平成30年3月30日
歳出予算事業名	感染防止対策経費（介護施設等）
実施計画	介護施設等に対し意向調査を実施し、意向に基づき整備数を計画。
交付先（最終交付先）	医療法人 瑞恭会（2事業所） 医療法人 敬（2事業所） 社会福祉法人 諒和会（3事業所） 社会福祉法人 寿量会 株式会社 SEED
対象事業の概要	新型コロナウイルス感染症感染発生時対応及び感染拡大防止の観点から、介護施設等における簡易陰圧装置の設置に必要な経費の補助及び生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備への支援を行う。
交付目的	介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に要する費用の一部を助成するもの。
交付の必要性	当該補助金を交付することにより、事業者の新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる経費の負担を軽減することで施設の継続的な運営に繋がることから、市・事業者ともに必要不可欠な補助金である。
費用対効果	県から補助を受けながら事業者に補助を実施し、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための環境整備を事業者に行わせることで、本市の介護サービスの継続的な運営が可能になる。
公募・非公募の別	公募

公募の場合：応募要件	熊本市内の介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための環境整備計画が補助要件に合致する法人。
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	令和2年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	簡易陰圧装置設置経費支援 4,320千円/台 ゾーニング環境整備経費支援（面会室の整備） 3,500千円/施設
補助対象経費	備品購入費、工事費、工事請負費、工事事務費
成果指標の内容	なし
成果指標を設定していない場合は、その理由	施設内の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の成果について、指標を設定することが難しいため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		157,800	199,400	66,500
決算額		10,836	26,598	22,299
（財源）	市			
	国			
	県	10,836	26,598	22,299
	その他			
交付先数		5	9	5

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			
成果指標（実績）			

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金 感染対策（繰越分）
所管部署	健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課

根拠規程等	熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱
制定日	平成30年3月30日
歳出予算事業名	感染防止対策経費（介護施設等）
実施計画	介護施設等に対し意向調査を実施し、意向に基づき整備数を計画。
交付先（最終交付先）	医療法人 室原会 社会福祉法人 百八会 株式会社 ウェルケア九州（2事業所） 株式会社 SEED 社会福祉法人 和創会（5事業所） 社会福祉法人 くまもと芳寿会 社会福祉法人 心和会 社会福祉法人 真光会（3事業所） 社会福祉法人 愛誠会
対象事業の概要	新型コロナウイルス感染症の感染発生時対応及び感染拡大防止の観点から、介護施設等における簡易陰圧装置の設置に必要な経費の補助及び生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備への支援を行う。
交付目的	介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に要する費用の一部を助成するもの。
交付の必要性	当該補助金を交付することにより、事業者の新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる経費の負担を軽減することで施設の継続的な運営に繋がることから、市・事業者ともに必要不可欠な補助金である。
費用対効果	県から補助を受けながら事業者に補助を実施し、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための環境整備を事業者に行わせることで、本市の介護サービスの継続的な運営が可能になる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	熊本市内の介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための環境整備計画が補

	助要件に合致する法人。
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	令和2年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	簡易陰圧装置設置経費支援 4,320千円/台 ゾーニング環境整備経費支援（面会室の整備） 3,500千円/施設 ゾーニング環境整備経費支援（玄関室の設置） 1,000千円/か所 ゾーニング環境整備経費支援（従来型個室・多 床室のゾーニング） 6,000千円/か所
補助対象経費	備品購入費、工事費、工事請負費、工事事務費
成果指標の内容	なし
成果指標を設定していない場合は、その理由	施設内の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の成果について、指標を設定することが難しいため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額			18,284	64,925
決算額			18,194	59,883
（財源）	市			
	国			
	県		18,194	59,883
	その他			
交付先数			3	9

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			
成果指標（実績）			

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の必要性について

【現状】

熊本市高齢介護福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によれば、補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告について以下のとおり規定している。

<補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告について>

（補助金の交付の条件）

第5条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）への補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならないものとする。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を市に納付しなければならないものとする。

出所：交付要綱

この点につき、市へヒアリングを行ったところ、年に1回調査を行っており、補助対象事業者から消費税等に係る仕入れ控除税額の報告を受けているとのことであった。そこで、当該報告に係る資料を閲覧したところ、市が補助対象事業者から入手した報告書は、宛先が県に対するものであった。

<市が入手した報告書（一部）>

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

令和X年X月X日

（補助事業者）

住所 XXXX

氏名 社会福祉法人 XXXX

理事長 XXXX

令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

令和2年10月27日付け 介保発1021号により交付決定のあった令和2年度熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金について熊本県健康福祉補助金等交付要項第12条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

(以下、省略)

出所：令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

この報告書は、熊本県健康福祉補助金等交付要項第12条第1項に基づき、「熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金」に係る消費税等の仕入れ控除税額について「熊本県知事」をあて先として提出されたものである。

< 熊本県健康福祉補助金等交付要項における規定 >

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者(監査人注：この場合、市町村を指す)は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

出所：熊本県健康福祉補助金等交付要項

< 熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要領における規定 >

第4 補助金に付す条件

(略)

(2) 事業者に対し市町村が補助をすることにより実施する特別対策事業に対して県が補助金を交付する場合

(略)

(キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合(仕入れ控除税額が0円の場合も含む。)は、別記第11号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市町村長に報告しなければならない。

また、この助成金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を市町村に納付しなければならない。

出所：熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要領

しかし、本補助金の交付要綱第11条第1項第7号に規定された「市長」あての報告書については受領していない。

【指摘事項】

県からの間接補助とはいえ、本補助金を交付する主体はあくまでも市であるため、市

の交付要綱に従い、市長あての報告書の提出を合わせて求める必要がある。

なお、実質的には県知事あての報告書の内容と同じであるため、県知事あての報告書を受領したことをもって市長あての報告書も受領したとみなす旨の規定を市の要綱に明記する方法も一案である。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定していない。

なお、市によれば「当該補助は予算の範囲で市長が必要と認めた額を支出するところ、毎年度の予算編成において、財源である国及び県の補助事業の内容を踏まえ、市の財政部局ともその必要性・妥当性について検証が行われている」とのことである。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

本補助金については、市は毎年度の予算編成において補助金の必要性及び妥当性について検証を行っているとのことであるが、その実効性をより担保するためにも、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

セ 【No.21】熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
所管部署	健康福祉局高齢者支援部介護保険課
根拠規程等	熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金 交付要綱
制定日	令和4年12月28日
歳出予算事業名	社会福祉施設等物価高騰対策
実施計画	
交付先（最終交付先）	1,307 事業所
対象事業の概要	介護保険事業所が行う福祉サービスの提供
交付目的	コロナ禍において物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等が、物価高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく安定的な福祉サービスの提供が行えるようにすることを目的とする。
交付の必要性	社会福祉施設等においては物価高騰による負担増について利用者への価格転嫁が困難であることから、安定的な福祉サービスの提供ができるよう、社会福祉施設等に対し支援する必要がある。
費用対効果	社会福祉施設等を支援することにより、利用者の負担増の抑制と安定的な福祉サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	交付要綱別表1～4に定める社会福祉施設等
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	有
開始年度	令和4年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	交付基準額に交付対象利用者数を乗じた額 (訪問系サービス及び里親は定額)
補助対象経費	光熱水費、食材費、消耗品費、その他市長が必要と認める経費

成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	物価高騰対策としての緊急的な支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため なお、各事業所に本支援金についてアンケートをとり、効果測定を行っている。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額				234,700
決算額				161,565
(財源)	市			
	国			161,565
	県			
	その他			
交付先数				1,307

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について

【現状】

熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金(以下「本支援金」という。)の対象経費は、次のとおりである。

< 対象経費 >

(対象経費) 第4条 交付対象となる経費は、交付対象者が負担する次に掲げる経費とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に生じたものとする。 (1) 光熱水費 (2) 食材費 (3) 消耗品費 (4) その他市長が必要と認める経費
--

出所：熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱

これらの対象経費については、消費税等の対象となるもの(課税仕入)であるが、実

績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。

また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。

その点につき、市に質問を行ったところ、以下の回答を得た。

<本支援金に係る消費税等に係る仕入税額控除に関する市の見解>

報告を受ける予定はない。
介護サービスは非課税取引となるため事業者には納税義務はない。
また、その他のサービスについては、一年間の対象経費から利用者負担（当該経費に充当すべき利用者からの消費税も含めた個人負担金）を引いた経費を支援の対象としており、支援額確定の段階で事業者が利用者から受け取った消費税分は控除しているため、当課の本事業の交付金について、消費税及び地方消費税の報告は要しないこととしている。

出所：市回答

確かに介護サービスにかかる収入は非課税売上であるが、それをもって直ちに対象事業者には納税義務がないことにはならない。例えば、対象事業者が収益事業など行っており、基準期間における課税売上高が1千万円を超えている場合には、当該対象事業者は消費税の課税事業者となる。

また、当該対象事業者が消費税計算を簡易課税ではなく本則課税により行っている場合、補助対象経費として支出した額に含まれる消費税額について、仕入税額控除を行っている可能性がある。

【指摘事項】

補助対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として支援金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本支援金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書を手に入れ、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めべきである。

(意見)少額の交付に関する有効性及び費用対効果の検証について

【現状】

本支援金の交付実績額が1件当たり3万円未満の比較的少額の交付先件数は666件であり、件数全体(1,307件)の約半数に相当する。

本支援金の趣旨は、「コロナ禍において物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等が物価高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく、安定的な福祉サービスの提供が行える」ようにすることにあるが、果たして、少額の支援金でどの程度「安定的な福祉サービスの提供」に資する補助金であったか、検討の余地がある。

【意見】

例え少額であったとしても、交付を受けた事業者にとっては、物価高騰に対して「役に立った」ことに異論はない。

しかし、市が交付する支援金である以上、効果の十分性や費用対効果についても検討する必要がある。

市は、交付対象事業者からアンケートを取っているため、当該アンケートも踏まえながら、本支援金が物価高騰に対して十分な効果があったのか、また、費用対効果に問題はなかったか、事後的に分析を行うことが望ましい。

ソ 【No.22】熊本市手をつなぐ育成会運営費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市手をつなぐ育成会運営費補助金
所管部署	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
根拠規程等	(1)熊本市補助金等交付規則 (2)熊本市障害者の福祉の向上に資する団体に対する補助金交付要綱
制定日	(1)昭和 43 年 10 月 1 日 (2)平成 18 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	障がい福祉団体助成
実施計画	
交付先（最終交付先）	社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会
対象事業の概要	育成会運営費の補助
交付目的	障害のある人が住み慣れた地域で暮らし、誰もが自分の能力を活かして平等に社会に参加できる環境づくりを推進するという本市の趣旨を理解し、障害のある方の福祉の向上に寄与することを目的とした活動を行う団体の運営費等に対する補助することを目的とする。
交付の必要性	障害のある人が住み慣れた地域で暮らし、誰もが自分の能力を活かして平等に社会に参加できる環境づくりを推進するという観点から活動を行う団体に補助を行い、障害者の福祉の向上を推進することが必要である。
費用対効果	補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上といった効果が期待される。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	予算措置
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 61 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	熊本市障害者の福祉の向上に資する団体に対する補助金交付要綱

	第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。 ただし補助対象経費がこれを下回る場合は、当該補助対象経費の額とする。 別表（第5条関係）に定める金額 850 千円が上限
補助対象経費	・団体の運営のために必要な人件費及び事務費 ・団体の実施する事業に要する経費 ・その他特に市長が必要と認める経費
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	成果指標の設定が趣旨にそぐわないため。なお、本補助金について実施団体は事業報告書の提出を行うこととしている。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位:千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		850	850	850
決算額		850	850	850
(財源)	市	850	850	850
	国			
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助対象団体の公募化について

【現状】

熊本市障害者の福祉の向上に資する団体に対する補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第2条において以下のとおり補助対象団体が規定されており、特定の事業者に限定されていない。しかしながら、別表(第5条関係)において、10の事業者が記載されており公募は実施されていない。

< 補助対象団体 >

補助金等の交付の対象となる団体は、営利を目的とせず、代表者の定めがあり、か

つ、組織及び運営について規約等のあるもので、障害者（障害児を含む。以下同じ。）を対象に自立、又は社会参加を支援するための次の各号のいずれかの事業を実施する団体とする。

- (1) 障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）に対する日常生活や就労等の相談、指導及び支援に関する事業
- (2) 障害者等に対する研修会、講演会等の開催に関する事業
- (3) 障害者等に対する各種文化交流やスポーツ大会の開催に関する事業
- (4) 障害者等に対する地域での交流の推進に関する事業
- (5) 障害福祉に関する知識の普及・啓発に関する事業
- (6) 障害福祉に関する情報の提供に関する事業

2 前項に規定する団体は、次の各号に掲げる要件の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 活動年数3年以上で、安定的な運営を行っているもの。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

出所：要綱

【指摘事項】

市の担当者の説明によれば、要綱の目的にかなう事業者は限定されているため公募を実施していないとのことである。しかしながら、今後も要綱の目的を満たす事業者が限定されるか否かは不明であり、要綱の別表において対象事業者を予め限定することは補助金の既得権化を促すことになり、他の事業者の応募機会を制限することにもなりかねず、補助金を受領する機会の公平性の観点から問題がある。

よって、市は、本補助金について公募すべきである。

(意見)消費税仕入控除税額について

【現状】

市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。

【意見】

仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。

よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の

返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「補助対象事業者が運営を行っている以上は補助を継続する必要があるため、現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(結果)補助金の算定過程について

【現状】

要綱の別表(第5条関係)において、補助対象事業者ごとに補助金額が規定されているが、その算定過程が不明である。

【指摘事項】

市の担当者へのヒアリングによると、「各年度の予算に基づいて、補助対象事業者ごとの補助金額を決めている」とのことであるが、補助金の既得権益化、透明性等の観点から懸念があり、市民の理解を得られないおそれがある。

よって、市は、要綱において補助対象経費のうち補助する割合を予め定めること、上限は予算によることなどを規定する必要がある。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

市は、補助金の成果指標を設定してない。

【意見】

市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が

設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。

(意見)自主財源の確保について

【現状】

市は、補助対象事業者に自主財源の確保について指導を行っていない。

この点につき市の担当者へのヒアリングによると、「補助対象事業者が中長期計画・ビジョンを策定しこれを実行中のため、市としては進捗を注視しているため自主財源の確保について指導を行う必要はないと考えている」とのことである。

【意見】

補助対象事業者の中長期計画・ビジョンを閲覧したところ、自主財源の確保については直接記載されておらず、補助金の受領を前提とした運営がなされているおそれがある。本来、補助対象事業者は各自の自主財源に基づき運営されるべきものであり、補助金の受領を前提とした運営は問題がある。

よって、市は、補助対象事業者が自主財源に基づき運営が出来るよう指導することが望ましい。

タ 【No.23】熊本市社会福祉協議会に対する補助金（法人後見事業）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市社会福祉協議会に対する補助金（法人後見事業）
所管部署	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
根拠規程等	(1)熊本市補助金等交付規則 (2)熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱
制定日	(1)昭和 43 年 10 月 1 日 (2)平成 18 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	成年後見制度法人後見支援事業
実施計画	
交付先（最終交付先）	社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
対象事業の概要	後見等の業務を適切に行うことができる人材の育成を行い、その活動を支援するための法人後見を安定的に行うことができる組織体制の構築をする。
交付目的	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る。
交付の必要性	障がい者の権利擁護を図るため、後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備する必要がある。
費用対効果	後見等の業務を適切に行うことができる法人の確保
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	熊本市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱に定める対象事業であるため。
終期設定の有無	
開始年度	平成 27 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	

補助金等の算出方法	当該補助事業にかかる予算の範囲内で市社協の申請に基づき、審査のうえ決定するもの。
補助対象経費	人件費、事務費、事業費、
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	成果指標の設定が趣旨にそぐわないため。なお、事業完了後は事業報告書の提出を行うこととしている。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		20,676	28,060	27,640
決算額		17,204	21,712	23,936
(財源)	市	4,301	5,428	5,984
	国	8,602	10,856	11,968
	県	4,301	5,428	5,986
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金の決定方法について

【現状】

熊本市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に対する補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4条において「補助金の額は、当該補助事業にかかる予算の範囲内で市社協の申請に基づき、審査のうえ決定するものとする。」と規定されているが、審査基準は設けられていない。

【意見】

審査基準が設けられていない場合、審査が恣意的な結果をもたらすおそれがある。よって、市は、審査基準の必要性を検討することが望ましい。

(意見)消費税仕入控除税額について

【現状】

市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。

【意見】

仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。

よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。

(意見)補助金の概算払について

【現状】

補助対象事業者は、補助金概算交付申請書において、補助金等の概算交付申請理由として「法人後見事業の実施にあたり必要な支出を行うため」と記載しているのみであり、資金繰りの必要性等については記載していない。

【意見】

補助金は原則として確定払を行い、資金繰り等の必要性がある場合に例外的に概算払が可能になるものである。安易に概算払を認めると、資金繰り等の必要性がない場合にも補助金を概算払することとなり問題である。

よって、市は、補助金等概算交付申請書において、概算交付の申請理由を適切に記載するよう補助対象事業者を指導するとともに、資金繰り等の必要性に関する説明資料として資金繰り表等の疎明資料の入手の必要性について検討することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交

付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)補助金の算定方法について

【現状】

補助対象事業者の資金収支計算書(決算)によると、事業活動収入計 29,024,598 円、事業活動支出計 27,448,598 円、事業活動収支差額 1,576,000 円となっているが、補助金の返還は行っていない。

【意見】

事業活動収支がプラスになっており、1,576,000 円については補助金の返還を要請すべきと考えるが、要綱上、補助対象経費が「補助対象事業に要する経費」とされるのみで補助金以外の収入を補助対象経費から除いていないため要綱に基づいた補助金の返還を要請することが出来ない。補助対象経費について補助金以外の収入を除くことで補助金額を減額することが可能となる。

よって、市は、要綱において補助対象経費から補助金以外の収入を除くことの是非を検討することが望ましい。

(意見)現地調査について

【現状】

市は、補助対象事業者に対して特段の理由なく現地調査を行っていない。

【意見】

現地調査を行うことで、補助対象事業者の緊張感が醸成され補助金の適切な執行に寄与するとともに、補助金の不適切な執行を予防・発見することに寄与すると考えられる。

よって、市は、要綱において補助対象事業者に対する現地調査が可能なことを明記し、定期的に現地調査を実施することが望ましい。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

市は、補助金の成果指標を設定してない。

【意見】

市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が

設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。

チ 【No.24】 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金
所管部署	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
根拠規程等	熊本市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱
制定日	令和2年9月4日
歳出予算事業名	障害福祉サービス等提供体制の継続支援事業
実施計画	
交付先（最終交付先）	47 事業所
対象事業の概要	
交付目的	新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、障害福祉サービス等の提供体制に対する影響をできる限り小さくすることを目的とする。
交付の必要性	必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援する必要がある。
費用対効果	安定的な福祉サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	実施要綱第2条を満たす者
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	令和2年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	補助金交付要綱第4条に定める金額
補助対象経費	補助金交付要綱第3条に定める経費
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	感染者等が発生した際のかかりまし経費に対しての支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐ

	わないため。
--	--------

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		1,831	21,707	R3 4 繰越：11,200 2月補正：49,075
決算額		1,775	8,979	19,010
(財源)	市	592	2,993	6,337
	国	1,183	5,986	12,673
	県			
	その他			
交付先数		10	44	47

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)消費税仕入控除税額について

【現状】

市は、熊本市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。

【意見】

仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。

よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「コロナウイルスへの感染がいつ発生するか分からないこと、施設の特性上コロナウイルスに感染すると命への影響がある場合も想定されることから、現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(結果)補助金の交付手続について

【現状】

熊本市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要項(以下「要綱」という。)第5条において、収支予算書(第2号様式)の提出が求められているが、収支予算書を入手していない補助対象事業者が多数あった。

【指摘事項】

補助金の申し込みの際に全ての必要書類が提出されていない場合、不適切な補助金支給を惹起することとなり、問題である。

よって、市は、要綱において定められた必要書類を入手のうえ適切に補助金の交付手続を実施すべきである。

(意見)現地調査について

【現状】

市は、補助対象事業者に対して特段の理由なく現地調査を行っていない。

【意見】

現地調査を行うことで、補助対象事業者の緊張感が醸成され補助金の適切な執行に寄与するとともに、補助金の不適切な執行を予防・発見することに寄与すると考えられる。

よって、市は、要綱において補助対象事業者に対する現地調査が可能なことを明記し、定期的に現地調査を実施することが望ましい。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

市は、補助金の成果指標を設定してない。

【意見】

市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。

(意見)補助金の重複の有無について

【現状】

市は、介護事業所に対して補助金の重複が生じていないかどうかは確認しているが、熊本県等の同様の補助金と重複が生じているかどうかは確認していない。

【意見】

市は、熊本県等の同様の補助金と重複が生じていないかどうか確認していないため、仮に熊本県等で同様の補助金を支給している場合、補助対象事業者は補助金を二重に受領することが可能となり問題である。

よって、市は、要綱において熊本県等の同様の補助金を受領している場合は補助金を支給しないこと、補助金の申込時に補助対象事業者から熊本県等から同様の補助金は受領していないことに関する宣誓書の入手等の必要性を検討することが望ましい。

ツ 【No.25】社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
所管部署	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
根拠規程等	熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金 交付要綱
制定日	令和4年12月28日
歳出予算事業名	社会福祉施設等物価高騰対策
実施計画	
交付先（最終交付先）	792 事業所
対象事業の概要	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス
交付目的	コロナ禍において物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等が、物価高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく安定的な福祉サービスの提供が行えるようにすることを目的とする。
交付の必要性	社会福祉施設等においては物価高騰による負担増について利用者への価格転嫁が困難であることから、安定的な福祉サービスの提供ができるよう、社会福祉施設等に対し支援する必要がある。
費用対効果	社会福祉施設等を支援することにより、利用者の負担増の抑制と安定的な福祉サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	交付要綱別表2に定める障がい者福祉施設等
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	有
開始年度	令和4年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	交付基準額に交付対象利用者数を乗じた額 (訪問系サービスは定額)
補助対象経費	光熱水費、食材費、消耗品費、その他市長が必要

	と認める経費
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	物価高騰対策としての緊急的な支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額			57,400
決算額			45,230
(財源)	市		
	国		45,230
	県		
	その他		
交付先数			792

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)消費税仕入控除税額について

【現状】

熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金(保育所等)(以下「本支援金」という。)の対象経費は、次のとおりである。

< 対象経費 >

(対象経費)
第4条 交付対象となる経費は、交付対象者が負担する次に掲げる経費とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に生じたものとする。
(1) 光熱水費
(2) 食材費
(3) 消耗品費
(4) その他市長が必要と認める経費

出所：熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱

これらの対象経費については、消費税等の対象となるもの(課税仕入)であるが、実績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。

また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。

【指摘事項】

対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として支援金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本支援金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

市は、補助金の成果指標を設定してない。

【意見】

市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか（目標達成度）についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。

テ 【No.26】熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金（繰越明許）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金（繰越明許）
所管部署	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課
根拠規程等	熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱
制定日	平成 30 年 3 月 30 日
歳出予算事業名	障害者支援施設等耐震化整備等支援事業
実施計画	
交付先（最終交付先）	（福）慶信会、（福）大輪会
対象事業の概要	障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備等を促進する。
交付目的	障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等の実施し、障がい児・障がい者が利用する施設等の安全・安心を確保することを目的とする。
交付の必要性	障害者支援施設等は、災害等発生時に自力で避難することが困難な方々が多く利用しており、利用者の安心・安全を確保するために耐震化整備等を行う必要がある。
費用対効果	障害者支援施設等の耐震化整備等を支援することにより、災害時等における被害を軽減する効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	交付要綱第 2 条に定める障害福祉施設等
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	有
開始年度	令和 4 年度
終期年度	令和 5 年度
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	補助金交付要綱第 4 条に定める金額
補助対象経費	補助金交付要綱第 3 条に定める事業に係る経費

成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	災害等発生時の利用者の安全を確保するための支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		R2 現年：7,400	R3 現年：68,500 R2 3 繰越：6,311	R4 現年：19,600 R3 4 繰越：50,399
決算額		R2 現年：0	R3:現年：0 R2 3：6,311	R4 現年：0 R3 4 繰越：48,771
(財源)	市	R2 現年：0	R3:現年：0 R2 3：2,104	R4 現年：0 R3 4 繰越：16,257
	国	R2 現年：0	R3:現年：0 R2 3：4,207	R4 現年：0 R3 4 繰越：32,514
	県			
	その他			
交付先数		1	1	2

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)消費税仕入控除税額について

【現状】

市は、熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。

【意見】

仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。

よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けること、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。

(意見)現地調査について

【現状】

市は、補助対象事業者に対して特段の理由なく現地調査を行っていない。

【意見】

現地調査を行うことで、補助対象事業者の緊張感が醸成され補助金の適切な執行に寄与するとともに、補助金の不適切な執行を予防・発見することに寄与すると考えられる。

よって、市は、要綱において補助対象事業者に対する現地調査が可能なことを明記し、定期的に現地調査を実施することが望ましい。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

市は、補助金の成果指標を設定していない。

【意見】

市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

よって、市は、例えば、耐震基準を満たしていない施設の減少数など、補助金の成果指標を設定することが望ましい。

(意見)自己資金の有無の確認について

【現状】

市は、補助金の支給時に自己資金の有無を確認していない。

【意見】

本来、障害福祉施設等の整備は各補助対象事業者自らの資金により行うべきものである。自己資金が潤沢な補助対象事業者にまで補助金を支給することは問題があり、市民の理解を得られないおそれがある。

よって、市は、補助金の支給時に自己資金の有無を確認することが望ましい。

(意見)補助金の重複の有無について

【現状】

市は、補助金の重複が生じているかどうか確認していない。

【意見】

市は、同様の補助金と重複が生じていないかどうか確認していないため、仮に補助対象事業者が同様の補助金を受領している場合、補助対象事業者は補助金を二重に受領することが可能となり問題である。

よって、市は、要綱において同様の補助金を受領している場合は補助金を支給しないこと、補助金の申込時に補助対象事業者から同様の補助金は受領していないことに関する宣誓書の入手等の必要性を検討することが望ましい。

(結果)事務処理の期限について**【現状】**

支出負担行為の事務処理が期限内になされていなかった。

【指摘事項】

支出負担行為等の事務処理が期限内に実施されない場合、補助対象事業者が実施する事業の進捗・資金繰り等に影響を与えるおそれがあり問題である。

よって、市は、支出負担行為等の事務処理を期限内に実施すべきである。

ト 【No.27】熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金
所管部署	健康福祉局保健衛生部医療政策課
根拠規程等	医療法および昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生労働省医政局長通知
制定日	
歳出予算事業名	救急医療対策経費
実施計画	
交付先（最終交付先）	熊本市医師会 ほか 4 医療機関
対象事業の概要	熊本中央救急医療圏において、二次救急の病院が輪番制にて初期救急病院等から搬送される重症患者を受け入れるための体制を確保するもの
交付目的	熊本中央救急医療圏において、休日又は夜間に入院治療を必要とする重症救急患者の受け入れ体制の確保を目的とする。熊本中央救急医療圏において、二次救急の病院が輪番制にて初期救急病院等から搬送される重症患者を受け入れるための体制を確保するもの。経費については、熊本中央救急医療圏を構成する 3 市・5 町・1 村で負担金に関する協定書を締結し、それぞれの人口割合に応じて負担している。
交付の必要性	市民が必要時に適切な医療サービスを受けることができるよう医療体制の整備が必要
費用対効果	救急医療の確保は、市民が安心して生活するための基盤整備であり、その効果は金額以上のものがある
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	輪番病院は、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、入院を要する(第二次)救急医療機関としての診療機能

	を有する病院である必要があるため。
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 53 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	61,500 円 × 当番日数
補助対象経費	病院群輪番制病院運営に必要な給与費
成果指標の内容	休日、夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療が確保されない時間が 0 であること
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位 : 千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		26,138	26,138	26,138
決算額		25,707	26,138	26,138
(財源)	市	21,697	21,697	21,830
	国			
	県			
	その他	5,179	5,179	5,046
交付先数		4	4	4

< 補助金等の効果(成果指標) >

(単位 : 達成率(%))

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)	100	100	100
成果指標 (実績)	100	100	100

(イ) 監査の結果及び意見

(結果) 交付要綱における補助対象事業の明確化について

【現状】

熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金(以下「本補助金」という。)の補助対象事業は、(ア) 補助金等の概要に記載のとおり、「熊本中央救急医療圏において、二次救急の病院が輪番制にて初期救急病院等から搬送される重症患者を受け入れるための体制を確保するもの」である。

しかし、「熊本中央地域二次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金交付要項」(以下「交付要項」という。)には補助対象事業の記載がない。

【指摘事項】

補助対象事業を明確にして、もって適切な補助金執行に資するため、市は、交付要項に補助対象事業を明記する必要がある。

(結果)補助額算定に用いる基準額の根拠の明確化及び定期的な見直しの必要性について

【現状】

本補助金の補助額の算定方法は以下のとおりである。

< 補助額の算定方法 >

第3条 補助額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

1 基準額	2 対象経費
次により算出された額 61,500 円 × 診療日数	病院群輪番制病院の運営に必要な次に掲げる経費 給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)

出所：交付要項

基準額と実支出額を比較して、補助額を算定することとなるが、実際には実支出が大きくなるため、実質的には基準額で補助額が算定されることとなる。

そのため、基準額の設定は補助額に大きな影響を与えることになる。

そこで、基準額で用いる 61,500 円という単価について、その根拠を市に質問したところ、「もともと国の補助を受け、広域的な事業として県が実施していた事業を市が引継いでいるものである。積算についても県実施時の基準額(医師給与をベースとしている)を引継いでいるが、長年の引継ぎの中で根拠となる資料は残っていない状況である。なお、基準額については他都市の単価との比較を行い、同様の基準額であることを確認しており、特段の問題がないと認識している。」との回答であった。

【指摘事項】

補助金額の算定にあたり、基準額の単価は非常に重要な要素となるため、当該単価の根拠は重要であるが、現状ではその根拠資料が文書として明確に残っておらず不明確であると言わざるを得ない。

よって、市は、補助金額の算定にあたり用いる基準額の単価の根拠を明確に文書化する

るとともに、定期的な見直しを実施すべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定していない。

市によれば、「本事業は熊本中央救急医療圏を構成する3市・5町・1村で実施する広域的事業であり、県の医療圏の設定や保健医療計画とも関連し、本市単独での終期設定が極めて困難な事業である。なお、コロナ以前は、本事業の会議を開催し、実施市町村等との意見聴取や調整を行っていたが、コロナ以降開催できておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しが行えていない状況である。」とのことである。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

なお、補助金の終期設定については、必ずしも補助金の継続が否定されるものではない。そのため、終期の更新の際に、広域的事業その他の事情に鑑みて、必要性の有無を十分検討したうえで終期の更新を行うことで、広域的な事業の継続性に対応できるものと考えられる。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

ナ 【No.28】 高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援事業補助金
所管部署	健康福祉局保健衛生部感染症対策課
根拠規程等	実施伺（市長決裁）
制定日	令和4年4月1日
歳出予算事業名	高齢者向け新型コロナウイルスワクチン接種移動支援経費
実施計画	「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」について
交付先（最終交付先）	12団体
対象事業の概要	重症化リスクの高い高齢者が、コロナワクチン接種の機会を逸することがないように、接種会場までの移動を支援する。タクシー利用料の一部を助成するため、利用券を交付する。
交付目的	重症化リスクの高い高齢者の接種率の向上に寄与することを目的とする。
交付の必要性	重症化リスクの高い高齢者の移動支援という観点からタクシー利用料の一部助成を行い、接種を推進することが必要である。
費用対効果	重症化リスクの高い高齢者の移動支援を実施することにより、ワクチン接種の機会を確保することが容易になり、高齢者の感染予防及び重症化リスクの低減といった効果が期待される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	道路交通法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業について、法第4条の規定に基づき許可を受けた事業者。
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	令和6年3月31日
開始年度	令和3年度
終期年度	令和5年度
直近の補助金等見直しの実施年度	

補助金等の算出方法	補助対象経費の全額
補助対象経費	タクシー券の利用料金、事務費
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	全ての接種希望者が利用するものでなく、接種を希望する高齢者の一部の方の移動経費を支援するため把握が困難。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		90,830	40,790
決算額		73,040	31,171
(財源)	市	0	0
	国	73,040	31,171
	県	0	0
	その他	0	0
交付先数		14	12

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)間接補助に係る留意事項の明確化及び実績確認の実施について

【現状】

本補助金については、補助金交付要綱は策定されておらず、実施伺に基づき補助金が交付されている。実施伺において補助事業者は、次のとおり定められている。

< 補助対象事業者 >

一般社団法人熊本市タクシー協会 一般社団法人熊本県福祉タクシー協会 上記の他、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業について、法第4条の規定に基づき許可を受けた事業者
--

出所：市資料

事業の実施主体は、各タクシー事業者であるが、一般社団法人熊本市タクシー協会

(以下「市タクシー協会」という。)又は一般社団法人熊本県福祉タクシー協会(以下「県福祉タクシー協会」という。)の会員である各タクシー事業者は、事業者自身が補助金交付申請等を行うのではなく、市タクシー協会又は県福祉タクシー協会が補助金交付申請等を行う。その後、市タクシー協会又は県福祉タクシー協会は、市から交付を受けた補助金を各タクシー事業者へ配付する制度設計になっている。

すなわち、本補助金は、市タクシー協会又は県福祉タクシー協会を介して各タクシー事業者に対して補助金交付が行われる間接補助の性質を有している。

このため、市に対して、間接補助を行う場合の市タクシー協会又は県福祉タクシー協会が従うべき留意事項等、及び間接補助が適切に実施されたかの確認について質問したところ、間接補助は市タクシー協会又は県福祉タクシー協会に任せており、市が指示した留意事項は特段なく、間接補助が適切に実施されたかの実績確認までは行っていないとのことである。

【指摘事項】

間接補助が実施される場合、市からは最終的に各タクシー事業者へ補助金が交付されたか把握し辛い。特に、間接補助が適切に実施されたかの実績確認を行っていないことは、不正等が生じる可能性を否定できないことから、問題が大きいと言わざるを得ない。

よって、市は、市タクシー協会又は県福祉タクシー協会が補助金を各タクシー事業者へ配付する際に従うべき留意事項等について明確に定めるとともに、間接補助が適切に実施されたかの実績確認を行うべきである。

(意見)暴力団排除に係る施策の実施について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

<暴力団の排除に関する総合的な施策の推進>

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、本補助金には補助金交付要綱が策定されておらず、補助金交付の基礎となる実施伺においても暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

なお、市によれば、暴力団排除に係る確認については、原則として市タクシー協会又は県福祉タクシー協会を介したものであるため、特段実施していないとのことである。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。

具体的には、実施伺において暴力団排除条項に係る規定を定めるとともに、当該規程に基づき、暴力団排除に係る確認を実施することが望ましい。

(結果)概算払の必要性について

【現状】

熊本市補助金等交付規則には、次のとおり、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。

<概算払について>

(補助金等の交付)

第11条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

出所：熊本市補助金等交付規則

本補助金では概算払により補助金が交付されているが、概算払に関する決裁文書を閲覧する限り、補助事業等の性質上概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。

【指摘事項】

本補助金は、高齢者向けに新型コロナウイルスワクチン接種を促すための補助金でありタクシー事業者に負担を強いることから、概算払の必要性は理解できる。しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。

よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書、使用済タクシーチケットの半券等の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書等の具体的な確認方法について質問したところ、実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、また、領収書、賃金台帳等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

また、本補助金の実績報告に添付されているタクシーチケットの半券を確認したところ、使用者の署名が未記載のものが散見された。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

なお、本補助金では、タクシーチケットへの使用者の署名が交付要件となっているが、署名が無いものが散見され、結果として、交付要件を満たしていないものがあると考えられる。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。また、タクシーチケットへの使用者の署名については、原則は署名を求めるとしつつも、使用者が高齢者であることを踏まえると、タクシー事業者側で加筆することも考えられることから、交付要件の緩和も考慮することが望ましい。

(意見)補助金交付要綱の設置の検討について

【現状】

前述のとおり、本補助金については、補助金交付要綱は策定されておらず実施伺に基

づき補助金が交付されている。

しかし、上記のとおり、間接補助に係る留意事項は明確化されておらず、実績確認の実施についても適切に実施されていなかった。また、暴力団排除に関する事項についても特段の対応がなされていない。さらに、概算払の実施についても明文化はされていない。

【意見】

上記を踏まえると、他の補助金と同様に、本補助金においても補助金交付要綱を策定し、細かな要件等を明示することが補助金交付に係る実効性を高めるとともに、透明性を図ることができると考えられる。

よって、市においては、本補助金について各種の要件等を詳細に定めた補助金交付要綱の作成を検討することが望ましい。

(意見)アンケート調査の実施の検討について

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「全ての接種希望者が利用するものでなく、接種を希望する高齢者の一部の方の移動経費を支援するため把握が困難」であることを理由として、成果指標を設定していない。

この点、趣意は理解できるが、本補助金に係る成果を把握することは重要であると考えられる。このため、市へ、本補助金について利用者やタクシー事業者に対して補助金実施に係るアンケート調査を実施したか質問したところ、特段実施していないとのことである。

【意見】

本補助金は、新型コロナウイルス感染症に関連して高齢者福祉の観点から令和3年度から実施されたものである。補助金交付に係る有効性や効率性を把握する観点から利用者やタクシー事業者に対して満足度や課題等についてアンケート調査を実施することは、今後の補助金事業に資するものであると考えられる。

よって、市は、上記の観点を踏まえ、利用者やタクシー事業者に対してアンケート調査の実施を検討することが望ましい。

(4) こども局

ア 【No.29】妊産婦健康診査補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	妊産婦健康診査補助金
所管部署	こども局こども育成部こども支援課
根拠規程等	熊本市妊婦健康診査補助金交付要綱
制定日	平成 21 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	妊婦・乳児健康診査委託事業
実施計画	-
交付先(最終交付先)	個人
対象事業の概要	里帰り出産など県外医療機関で受けた妊婦健康診査費用の補助金。
交付目的	県外医療機関で受診した妊婦についても、市内医療機関同様の取扱いとする。
交付の必要性	県外医療機関で受診した妊婦についても、市内医療機関同様の取扱いとするため。
費用対効果	妊産婦健康診査補助を実施することにより、経済的な負担の軽減を図る。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	里帰り出産などで県外医療機関を受診した方
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	平成 21 年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	既定の範囲内
補助対象経費	妊婦健康診査
成果指標の内容	-
成果指標を設定していない場合は、その理由	市内・県外の割合が不明のため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額	16,200	16,554	13,500

決算額		12,564	9,666	10,110
(財源)	市	12,564	9,666	10,110
	国			
	県			
	その他			
交付先数		440	336	373

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市妊産婦健康診査補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

<暴力団の排除に関する事項の記載例>

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。 (に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)補助金申請に係る利便性向上の検討について

【現状】

本補助金は、補助金受給を希望する個人が、必要書類に記載等を行い、書面で市区役所へ提出することで申請手続が実施されている。

スマートフォン等を利用して、インターネット経由で申請を行えるような制度設計にはなっていない。

【意見】

市が実施している補助金事業のうち、町内自治振興補助金(地域活動推進課所管)ごみステーション管理支援補助金(ごみ減量推進課所管)等はインターネット経由で申

請が行える。これは、市全体で行政サービス DX 化の一環で実施されているものである。

本補助金については、一般市民個人が対象であり、比較的申請件数も多いが、現状では紙による申請のみが認められる。

よって、市は、本補助金の利便性の向上を踏まえ、今後はスマートフォン等を利用したインターネット経由による申請の可能性について、検討することが望ましい。

イ 【No.30】分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金
所管部署	こども局こども育成部こども支援課
根拠規程等	熊本市分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金交付要綱
制定日	令和2年12月1日
歳出予算事業名	妊産婦総合支援事業
実施計画	—
交付先（最終交付先）	分娩前新型コロナウイルス感染症検査実施医療機関、個人
対象事業の概要	国が定める「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊婦総合対策事業」に基づき、新型コロナウイルス感染症に不安を抱いている妊婦を対象として実施した分娩前新型コロナウイルス感染症検査に対する費用の補助金。
交付目的	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、妊婦の日常生活等が制約され、自身や赤ちゃんの健康等について、不安を抱えながら生活している妊婦等も多い。当市では不安を抱えている妊婦が、かかりつけの産婦人科医と相談し、適切な説明を受けた上で、本人が希望する場合、分娩前に新型コロナウイルス感染の有無を確認するために実施したウイルス検査費用の一部を助成する。
交付の必要性	新型コロナウイルス流行下において、妊婦は日常生活が制約され自身のみならず子どもの健康等についても不安を抱えて生活している状況にある。このことから妊婦に寄り添った支援の実施が必要である。
費用対効果	事業の性質上費用対効果の考慮はしていない。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	分娩予定日の概ね2週間前の妊婦及び医療機関等

非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	有
開始年度	令和2年度
終期年度	令和5年度
直近の補助金等見直しの実施年度	令和5年度
補助金等の算出方法	上限20,000円
補助対象経費	検査費用
成果指標の内容	-
成果指標を設定していない場合は、その理由	事業の性質上、成果指標の設定はしていない。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		84,000	76,400	97,000
決算額		15,040	75,000	90,968
(財源)	市			
	国	15,040	75,000	90,968
	県			
	その他			
交付先数		21	105	104

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとと

もに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市分働前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、助成申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

<暴力団の排除に関する事項の記載例>

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。
(に✓を記入)

出所：監査人作成

ウ 【No.31,32】熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金（令和3年度からの繰越分）
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金交付要綱
制定日	平成30年3月30日
歳出予算事業名	児童福祉施設整備費助成
実施計画	まちづくりの重点的取組 1（1）だれもが安心して子育てできる環境の整備
交付先（最終交付先）	ひまわり保育園（2ヶ年事業の2ヶ年目）
対象事業の概要	児童福祉施設等の整備を図るために、整備を行う社会福祉法人等に対し、補助金を支給するもの。
交付目的	保育所及び認定こども園等の整備に要する経費について補助を行うことにより、子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進すること及び保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。
交付の必要性	熊本市内の保育所及び認定こども園について、旧耐震基準により建築確認が行われた施設が15施設残存しており、安心・安全な保育のため早急な整備が求められている。 （旧耐震施設）保育所 11施設 認定こども園 4施設 （令和4年4月1日時点）
費用対効果	補助金交付により旧耐震施設の整備が促進され、安心・安全な保育の実施に寄与する。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	交付要綱第3条1項に定める児童福祉施設等
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成8年度
終期年度	

直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	交付要綱第4条に定めるとおり
補助対象経費	本体工事費、保育所開設準備費、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮施設設工事費(改築・増改築の場合)
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	新耐震基準施設における施設整備の需要については、経年や児童数の推移、法人の経営状況等、様々な要因によって常に変化し、把握が困難であるため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		1,491,063	1,428,907	542,095
決算額		655,463	1,072,566	277,201
(財源)	市	218,487	357,521	92,400
	国	436,976	715,045	184,801
	県			
	その他			
交付先数		4	5	2

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金交付要綱
制定日	平成30年3月30日
歳出予算事業名	児童福祉施設整備費助成
実施計画	まちづくりの重点的取組 1(1)だれもが安心して子育てできる環境の整備

交付先（最終交付先）	熊本市の出保育園（2ヶ年事業の1ヶ年目）
対象事業の概要	児童福祉施設等の整備を図るために、整備を行う社会福祉法人等に対し、補助金を支給するもの。
交付目的	保育所及び認定こども園等の整備に要する経費について補助を行うことにより、子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進すること及び保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。
交付の必要性	熊本市内の保育所及び認定こども園について、旧耐震基準により建築確認が行われた施設が15施設残存しており、安心・安全な保育のため早急な整備が求められている。 （旧耐震施設）保育所 11施設 認定こども園 4施設 （令和4年4月1日時点）
費用対効果	補助金交付により旧耐震施設の整備が促進され、安心・安全な保育の実施に寄与する。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	交付要綱第3条1項に定める児童福祉施設等
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成8年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	交付要綱第4条に定めるとおり
補助対象経費	本體工事費、保育所開設準備費、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮設施設工事費（改築・増改築の場合）
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	新耐震基準施設における施設整備の需要については、経年や児童数の推移、法人の経営状況等、様々な要因によって常に変化し、把握が困難であるため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位:千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		1,491,063	1,428,907	542,095
決算額		655,463	1,072,566	277,201
(財源)	市	218,487	357,521	92,400
	国	436,976	715,045	184,801
	県			
	その他			
交付先数		4	5	2

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)消費税の仕入税額控除に係る確認について

【現状】

本補助金交付要綱において、次のとおり、消費税の仕入税額控除に係る記載がある。

< 消費税の仕入税額控除に係る記載 >

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。

(中略)

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第13号により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

出所：本補助金交付要綱

このため、市へ、令和4年6月及び令和5年6月までに提出された消費税に係る仕入控除税額報告書の写しを提出依頼したところ、市から提出はなかった。

【指摘事項】

消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、本補助金交付要綱に記載のとおり、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

エ 【No.33】私立保育所等延長保育促進事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	私立保育所等延長保育促進事業費補助金
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金 交付要綱（以下「要綱」という。）
制定日	平成 12 年 11 月 15 日
歳出予算事業名	私立保育所等延長保育促進経費
実施計画	第 3 章 第 5 節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
交付先（最終交付先）	153 施設
対象事業の概要	私立保育所等における延長保育の実施に要する経費の一部を補助する。
交付目的	私立保育所等における延長保育の実施及び充実に向けた支援を行うことで、本市の保育ニーズに適切に応えることを目的とする。
交付の必要性	本市において、多様化する保育ニーズに対応し、子育て支援体制の充実を図るためには、延長保育を行う私立保育所等への支援が必要である。
費用対効果	延長保育を行う私立保育所等への補助を行うことで、本市における子育て支援体制を充実させる効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	私立保育所、認定こども園、地域型保育事業
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	平成 12 年度
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	【標準時間延長の場合】 延長保育時間及び平均対象児童数に基づく交付基準額（詳細は要綱を参照） 【短時間延長の場合】 延長保育時間に基づく交付基準額に平均対象児

	童数を乗じた額（詳細は要綱を参照）
補助対象経費	延長保育の実施に要する経費（人件費、給食費、その他経費）
成果指標の内容	待機児童数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
予算額	140,000	150,000	150,000	
決算額	92,430	103,603	104,771	
（財源）	市	30,812	34,535	34,925
	国	30,809	34,534	34,923
	県	30,809	34,534	34,923
	その他	0	0	0
交付先数	154 施設	154 施設	153 施設	

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	0	0	0
成果指標（実績）	0	0	0

(イ) 監査の結果及び意見

（意見）補助金交付要綱における趣旨規定のあり方について

【現状】

「熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱」（以下「本補助金交付要綱」という。）には次のとおり趣旨が規定されているが、これは本補助金に係る事務処理が本補助金交付要綱に基づくことを宣言しているに過ぎず、本補助金の目的や必要性といった本来の意味での趣旨を明確化したものとはなっていない。

< 本補助金の趣旨 >

（趣旨） 第1条 この要綱は、熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。
--

出所：本補助金交付要綱

補助金の交付は、次のとおり公益性が必要であるが、本補助金交付要綱では、この公

益性の観点からの目的が明示されていない。

< 地方自治法における補助の公益性 >

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。

出所：地方自治法

【意見】

地方自治法における「公益上の必要性」は必ずしも自明ではなく、補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯を勘案して決まるものであり、また、社会情勢等の変化に応じて変容する可能性がある。

よって、市は、補助金の公益性を明らかにするため、本補助金交付要綱にて本補助金の本来の趣旨を明文化することが望ましい。

なお、例えば、国が定める「延長保育事業実施要綱」の「1 事業の目的」が参考になる。

< 1 事業の目的 >

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。

こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

出所：延長保育事業実施要綱

(意見)補助対象経費の具体的規定化について

【現状】

本補助金交付要綱の第 3 条では、交付対象経費が次のように規定されている。

< 交付基準額及び交付対象経費の内容 >

(交付基準額及び交付対象経費)

第 3 条 補助金の交付基準額は、標準時間延長については別表 1、短時間延長については別表 2 に定める額とする。また、補助金の交付対象経費は、補助を受ける年度中(第 6 条の規定による交付決定前の期間を含む。)の延長保育の実施に要する経費を対象とし、この中には、人件費、給食費その他延長保育を実施するために必要となる経費を含むものとする。

出所：本補助金交付要綱を基に下線部監査人記載

上記下線部の「その他経費」について、具体的な補助実績を担当課へ質問したところ、

主に水道光熱費が該当するとのことであり、実際に交付申請書や実績報告書の添付書類（予算書など）を閲覧したところ、回答のとおりであった。

【意見】

本補助金交付要綱の当初制定が平成 12 年 11 月 15 日であることに鑑みれば、補助対象経費の具体的な内容も概ね固まっているものと推察される。また、事務処理の安定性を図るためには、「その他」として柔軟に対応する余地は可能な限り小さくすることが望ましい。

本補助金の必要性や十分性を議論する契機ともなるため、市としては、これまでの補助対象経費の内容と実績を整理し、本補助金交付要綱に別掲する等により明示することが望ましい。

(意見)交付申請時と実績報告時の添付書類における収入項目の整合性について

【現状】

本補助金交付要綱の第 4 条では、交付額の算定方法について次のとおり定められている。

< 交付額の算定方法 >

第 4 条 補助金の交付額は、第 3 条に定める交付基準額と交付対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に 100 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

出所：本補助金交付要綱

担当課への質問によれば、ここでの「寄付金その他の収入額」とは、おやつ代等の実費負担額を意味するとのことである。

この点、添付書類として徴求している交付申請時の予算書と実績報告時の決算書（見込書）において、収入項目を対比すると下表のとおりであった。

< 収入項目の記載事例 >

予算書 (交付申請時)	決算書 (実績報告時)
補助金収入	熊本市補助金
利用料収入	寄付金その他の収入
運営費収入	自己資金

出所：実績報告書、交付申請ファイル

これに関して、交付申請書では「利用料収入」の予算が立っていたにもかかわらず、

実績報告書では、「寄附金その他の収入」がゼロとなっている（収入のうち補助金以外は「自己資金」となっている。）事例があった。

【意見】

上述のとおり、交付申請時と実績報告時で、記載する項目の対応関係が必ずしも明らかではなく、本補助金交付要綱に基づいて補助金が算定されているかの客観性が担保できていない状況にある。

よって、市は、本補助金交付要綱上の「寄附金その他の収入」がどの範囲の収入を指すのかを明確にした上で、様式上の項目を統一する等して、交付額が正確な算定され、客観的に金額把握できるようにすることが望ましい。

オ 【No.34】幼稚園型一時預かり事業

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	幼稚園型一時預かり事業
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市一時預かり（幼稚園型）事業費補助金交付要綱
制定日	平成 27 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	幼稚園型一時預かり事業
実施計画	第 3 章第 5 節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
交付先（最終交付先）	70 施設
対象事業の概要	子ども・子育て支援新制度(施設型給付)に移行した幼稚園、認定こども園の在籍園児(1号認定の子ども)を対象として、平日の教育時間(4時間)前後及び長期休業期間に行う預かり保育に係る補助。(実施園に補助)
交付目的	従来(私学助成)の幼稚園が子ども・子育て支援新制度(施設型給付)に円滑な移行ができるよう幼稚園(施設型給付)・認定こども園が園児を対象に行う一時預かり事業への助成を行う。子ども・子育て支援事業の一環として、児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
交付の必要性	認定こども園等が積極的に一時預かり事業を行うことができるようになり、子どもを預けたい家庭に間接的に貢献できる。
費用対効果	本事業を行うことで、園が一時預かり事業により積極的に取り組むようになり、保護者の育児負担軽減に貢献できると考えられるため、経費以上の効果が期待できる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	幼稚園、認定こども園
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	なし

開始年度	平成 27 年度
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	-
補助金等の算出方法	交付要綱別表参照
補助対象経費	人件費その他一時預かり事業を実施するために必要な経費
成果指標の内容	待機児童数
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		92,700	108,000	105,000
決算額		82,436	91,434	101,838
(財源)	市	27,480	30,478	33,946
	国	27,478	30,478	33,946
	県	27,478	30,478	33,946
	その他			
交付先数		58	64	70

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱における趣旨の明文化について

【現状】

「熊本市一時預かり(幼稚園型)事業費補助金交付要綱」(以下「本補助金交付要綱」という。)の第 1 条には次のとおり趣旨が規定されているが、これは本補助金に係る事務処理が本補助金交付要綱に基づくことを宣言しているに過ぎず、本補助金の目的や必要性といった本来の意味での趣旨を明確化したものとはなっていない。

< 本補助金の趣旨 >

(趣旨) 第 1 条 この要綱は、熊本市一時預かり(幼稚園型)事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、熊本市補助金等交付規則(昭和 43 年規則第 44 号。以

下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

出所：本補助金交付要綱

補助金の交付は、次のとおり公益性が必要であるが、本補助金交付要綱では、この公益性の観点からの目的が明示されていない。

< 地方自治法における補助の公益性 >

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる。

出所：地方自治法

【意見】

地方自治法における「公益上の必要性」は必ずしも自明ではなく、補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯を勘案して決まるものであり、また、社会情勢等の変化に応じて変容する可能性がある。

よって、市は、補助金の公益性を明らかにするため、本補助金交付要綱にて本補助金の本来の趣旨を明文化することが望ましい。

(意見)補助対象経費の具体的規定化について

【現状】

本補助金交付要綱の第 4 条では、補助対象経費が次のように規定されている。

< 第 4 条 (補助対象経費) >

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象経費は、補助を受ける年度中(第 6 条の規定による交付決定前の期間を含む。)の事業に要する経費で、人件費その他一時預かり事業を実施するために必要な経費とする。

出所：交付要綱

上記下線部にある「その他経費」について、具体的な補助実績を担当課へ質問したところ、主におやつ代、水道光熱費、教材費が実績として該当するとのことである。

また、人件費には法定福利費も含むということであった。

【意見】

これまでの本補助金の交付実績から判断して、補助対象経費の具体的な内容は概ね固まっているものと推察される。また、事務処理の安定性を図るためには、「その他」として柔軟に対応する余地はなるべく小さくすることが望ましい。

よって、市においては、本補助金の必要性や十分性を議論する契機ともなるため、こ

れまでの補助対象経費の内容と実績を整理し、本補助金交付要綱に別掲することが望ましい。

(結果)利用状況報告について

【現状】

本補助金交付要綱第 11 条において、補助対象事業者である幼稚園等に対して、一時預り事業の利用状況の報告を義務付けている。

< 利用状況報告 >

(利用状況報告)

第 11 条 補助事業を行う幼稚園等の代表者は、毎月の一時預かり事業児童利用状況報告書(様式第 9 号)を翌月の 10 日までに提出するものとする。

出所：本補助金交付要綱

この点、毎月の報告状況を確認したところ、本補助金交付要綱に基づく運用とはなっておらず、実績報告時に一括して審査しているとのことであった。

また、実態に合わせて本補助金交付要綱を改正する方向で、課内で検討中とのことであった。

【指摘事項】

国からの要請もあり、施設側の負担を軽減する趣旨で現状の運用となっているとのことであるが、現在の運用は、本補助金交付要綱の規定に抵触している。

よって、市は、原則として本補助金交付要綱の規定のとおり、毎月の報告を求めるべきである。なお、実態に合わせて改正を検討中とのことであるが、現状が本補助金交付要綱の規定に抵触している以上、速やかに改正すべきである。

(意見)交付申請書の審査について

【現状】

交付申請時の予算書及び対象事業費の集計に関して、次のような記載ミス等が見られた。

- ・職員俸給の積算根拠(時給×時間数×日数×月数)と、計算結果が相違。
- ・(補助)対象事業費の集計上、処遇改善手当を積算。
- ・光熱費予算について、年間予定総額のうち 4h/12h(一時預かり時間/開所時間)を積算。

担当課への質問によれば、補助対象事業者の認識誤りや課内担当者の確認漏れの可

能性があるとのことである。

【意見】

上述の事案は、いずれも補助金交付額に影響するような誤りではないものの、市においては、適正な事務執行の観点から、改めて確認・チェック体制を万全にすべきと考える。とくに、処遇改善手当については二重補助の可能性も出てくるので、申請事業者への注意喚起や明瞭に区分けするために申請書様式を整備するなどの対応が望ましい。

カ 【No.35】熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金（令和3年からの繰越分）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金（令和3年からの繰越分）
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金交付要綱
制定日	令和2年3月25日
歳出予算事業名	保育所新型コロナウイルス感染症対策経費
実施計画	
交付先（最終交付先）	142施設
対象事業の概要	保育所等の職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助するもの。
交付目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、本市の子どもを安心して育てることができる環境整備を図るため。
交付の必要性	保育所等の施設内での感染拡大防止のためには、物品購入や手当等の経費が発生することから、支援を行う必要がある。
費用対効果	保育所等を支援することにより、安定的な保育サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	交付要綱別表（第3条、第4条関係）2補助対象施設に定める施設
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	令和2年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	施設の利用定員に応じて補助基準額が設定されている。
補助対象経費	・超過勤務手当や休日勤務手当等、感染症対策

	のために非常勤職員を雇用した場合の賃金 ・職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入にかかる経費 ・感染症対策に関する研修受講又は研修実施に係る経費 ・感染対策のための備品等の購入に係る費用 ・施設の消毒で、業者に委託して実施するものに係る費用
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	新型コロナウイルス感染症対策としての緊急的な支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		420,744	297,000	81,578
決算額		186,152	180,306	42,580
(財源)	市			
	国	186,152	180,306	42,580
	県			
	その他			
交付先数		308	314	142

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産の規定における金額基準について

【現状】

「熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金交付要綱」(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、交付の条件として以下のように処分制限財産の規定が設けられている。

< 交付の条件 >

(交付の条件) 第7条 (中略)

(9) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、取得し、又は効用の増加があったときから 15 年間、市長の承認を受けな
いで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、破棄、又は
担保に供してはならないこと。

出所：本補助金交付要綱

この点、実績報告書を閲覧したところ、オゾン水生成機 330,000 円や哺乳瓶殺菌庫
233,000 円など、上記に規定された「取得財産等」に該当しうる備品購入費が補助対象
経費となっていた。

しかし、本補助金交付要綱では金額基準が明確に規定されていないため、処分制限の
及ぶ財産に該当するか明らかではない。

【意見】

補助事業者は、上記の規程を踏まえると本補助金にて購入した財産を管理する必要
があるが、その範囲を定める客観的な基準がなければ、本補助金交付要綱の遵守状況を
安定的に自己チェックすることは難しい。また、市として処分制限財産の管理状況を確
認するにあたっては、対象を絞り込まなければ実効性を担保できない。

したがって、市は、本補助金交付要綱に金額基準を設けることにより客観的な範囲を
明記することが望ましい。

(結果)慎重な検討を要する補助対象経費の審査について

【現状】

本補助金交付要綱によれば、次のとおり、別表参照により補助対象事業及び補助対象
経費が規定されている。

< 補助の対象 >

(補助の対象)

第 3 条 補助金の交付の対象（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定めるもの
とする。ただし、補助金の交付の申請を行う日の属する年度に実施するものに限
る。

出所：本補助金交付要綱

< 補助対象経費 >

(1) 勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等、通常
業務で想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などで法人（施
設）の給与規定に基づく手当等、感染症対策のために非常勤職員を雇用した場合の
賃金

- | |
|---|
| (2) 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入にかかる経費 |
| (3) 感染症対策に関する研修受講又は研修実施に係る経費 |
| (4) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられる備品等の購入に係る費用 |
| (5) 施設の消毒で、業者に委託して実施するものに係る費用 |

出所：本補助金交付要綱別表（第3条、第4条関係）から抜粋

この点、実績報告書を閲覧したところ、次のような事例が補助対象経費として認められていた。

職業紹介料 903,320 円（別表(1)に該当）

パソコン代 168,850 円（別表(4)に該当）

まず の職業紹介料については、補助対象経費(1)が「手当」や「賃金」と規定しているものの、職業紹介料自体は明示されておらず、補助対象経費となるか不明瞭である。

また、 のパソコン代については、感染拡大防止の観点からリモートワークが推奨される中での経費とも考えられるが、その汎用性から通常業務にも利用できる備品であり、感染拡大防止と直接紐づくとは必ずしも言えない。よって、同様に補助対象経費となるか不明瞭である。

これらの点について担当課へ質問を実施したところ、申請事業者から事前に質問を受けるなかで、経費の内容について聴き取りし、補助対象か否かを判断のうえ回答したとのことであった。

ただし、その判断に係る記録や証跡は実績報告書等において文書化されていない。

【指摘事項】

新型コロナウイルスの感染拡大防止という、緊急を要する事態であることに鑑みれば、各施設の多様なニーズに対して柔軟に対応することは適切ともいえる。

しかし、上記の事例は少なくとも本補助金交付要綱に照らして補助対象経費と認められるか不明瞭であり、慎重な判断を要する経費と考えられる。

よって、市は、本補助金交付要綱において補助対象経費とし認めることに判断を要する場合は、課内での協議メモや判断根拠を文書として残し、事務処理の客観性を担保すべきである。

キ 【No.36】熊本市保育所等感染症対策改修整備事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市保育所等感染症対策改修整備事業費補助金
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市保育所等感染症対策改修整備事業費補助金交付要綱
制定日	令和4年3月1日
歳出予算事業名	保育所等感染症対策改修整備事業
実施計画	
交付先（最終交付先）	83 施設
対象事業の概要	感染拡大防止のために必要となる改修や設備の整備等に必要経費を補助する事業。
交付目的	保育所等における新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に必要経費を補助し、子どもや職員における感染症を予防するため。
交付の必要性	保育所等の施設内での感染拡大防止のためには、改修や設備の整備等の経費が発生することから、支援を行う必要がある。
費用対効果	保育所等を支援することにより、安定的な保育サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	交付要綱別表（第5条関係）2 対象施設に定める施設
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	令和3年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）交付要綱で定められた金額（1施設当たり 1,029,000 円）

補助対象経費	保育環境改善等事業（感染症対策のための改修整備等事業）を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）備品購入費。
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	新型コロナウイルス感染症対策としての緊急的な支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額			243,000	243,000(187,615)
決算額			55,325	59,865
（財源）	市			11,172
	国		55,325	48,693
	県			
	その他			
交付先数			77	83

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			
成果指標（実績）			

(イ) 監査の結果及び意見

監査を実施した結果、記載すべき結果及び意見は特段発見されなかった。

ク 【No.37】熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金（延長保育事業・一時預かり事業（令和3年度からの繰越分））

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金（延長保育事業・一時預かり事業（令和3年度からの繰越分））
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金交付要綱
制定日	令和2年3月25日
歳出予算事業名	延長保育・一時預かり新型コロナウイルス感染症対策経費
実施計画	
交付先（最終交付先）	60施設
対象事業の概要	保育所等の職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助するもの。
交付目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、本市の子どもを安心して育てることができる環境整備を図るため。
交付の必要性	保育所等の施設内での感染拡大防止のためには、物品購入や手当等の経費が発生することから、支援を行う必要がある。
費用対効果	保育所等を支援することにより、安定的な保育サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所で延長保育事業・一時預かり事業補助金の交付を受ける施設
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	令和2年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度

補助金等の算出方法	補助対象経費の 10/10 上限額 延長保育：利用定員に応じて 15 万～25 万円
補助対象経費	一時預かり：30 万円
成果指標の内容	-
成果指標を設定していない場合は、その理由	新型コロナウイルス感染症対策としての緊急的な支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
予算額	117,247	61,000	37,880	
決算額	65,622	14,269	18,886	
(財源)	市			
	国	65,622	9,513	12,591
	県		4,756	6,295
	その他			
交付先数	125	59	60	

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)	-	-	-
成果指標 (実績)	-	-	-

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産の規定における金額基準について

【現状】

「熊本市保育所等新型コロナウイルス感染症対策経費補助金交付要綱」(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、交付の条件として以下のように処分制限財産の規定が設けられている。

< 交付の条件 >

(交付の条件) 第 7 条 (中略) (9) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)は、取得し、又は効用の増加があったときから 15 年間、市長の承認を受けな い いで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、破棄、又は

担保に供してはならないこと。

出所：本補助金交付要綱

この点、実績報告書を閲覧したところ、空気清浄機 132,000 円など、上記に規定された「取得財産等」に該当しうる備品購入費が補助対象経費となっていた。

しかし、本補助金交付要綱では金額基準が明確に規定されていないため、処分制限の及ぶ財産に該当するかが明らかではない。

【意見】

補助事業者は、上記の規程を踏まえると本補助金にて購入した財産を管理する必要があるが、その範囲を定める客観的な基準がなければ、本補助金交付要綱の遵守状況を安定的に自己チェックすることは難しい。また、市として処分制限財産の管理状況を確認するにあたっては、対象を絞り込まなければ実効性を担保できない。

したがって、市は、本補助金交付要綱に金額基準を設けることにより客観的な範囲を明記することが望ましい。

ケ 【No.38】 保育士等処遇改善事業

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	保育士等処遇改善事業
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金 交付要綱
制定日	令和3年12月20日
歳出予算事業名	保育士等処遇改善事業
実施計画	
交付先（最終交付先）	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設
対象事業の概要	令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。 また、併せて、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用を教育・保育施設等に対して補助する。
交付目的	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。
交付の必要性	幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため
費用対効果	
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	熊本市内の認可施設に限定されるため

終期設定の有無	
開始年度	令和3年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	補助対象経費の10分の10
補助対象経費	人件費（施設） 事務費（自治体）
成果指標の内容	保育士等の賃金改善
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額			597,000	繰越明許
決算額			119,750	451,410
（財源）	市			
	国		119,750	451,410
	県			
	その他			
交付先数			259	262

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			577,004
成果指標（実績）			587,187

(イ) 監査の結果及び意見

（結果）本補助金に係る交付要綱の制定の必要性について

【現状】

保育士等処遇改善事業（以下「本補助金」という。）については、交付要綱を策定しておらず、市長決裁によって実施されている。また、補助金交付に係る具体的なルールについては、国で定めた「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づいている。

しかし、以下の事項については、国実施要綱では定められておらず、また市長決裁にもなく、方針が不明確である。

- ・概算交付を認めているか否か
- ・実績報告等の提出スケジュール

- ・交付額よりも賃金改善実績額の方が少額だった場合に、返還ではなく、補助対象期間後の給与等に充当することの可否

特に、交付額よりも交付額よりも賃金改善実績額の方が少額だった場合において、国実施要綱では以下のように原則として返還を求めることとしているのに対し、市は補助対象事業者に対して返還を求めることなく、補助対象期間後の給与等に充当することを許容している。

< 国実施要綱の規定 >

8. 留意事項

- (1) 事業実績報告書等により、教育・保育施設等において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全部又は一部について返還させる。

出所：国実施要綱

すなわち、「返還をさせずに補助対象期間満了後の給与等に充当する」という取扱いについては、国実施要綱には記載のない取扱いであるにも関わらず、市長決裁にも記載はなく、その根拠が不明確である。

【指摘事項】

補助金の交付にあたっては、交付の都度、市長決裁を受ければ、市の交付要綱を定める必要は必ずしもない。

しかし、前述のとおり、市長決裁において定められなかった事項について、国実施要綱においてもなお詳細の定めがない場合、拠るべき根拠が不明瞭となり、適切な補助金の執行が困難となる。

よって、市は、国実施要綱に定めがない事項については、市長決裁により明確にするか、市の交付要綱を作成し根拠を明確にする必要があった。

コ 【No.39】熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金交付要綱
制定日	令和4年8月18日
歳出予算事業名	保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業
実施計画	
交付先（最終交付先）	306 施設
対象事業の概要	物価高騰対策として給食食材費の一部補助し、給食費の負担軽減を行う事業。
交付目的	コロナ禍において物価高騰の影響を受ける保育所等が、給食食材高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく安定的な保育サービスの提供が行えるようにすることを目的とする。
交付の必要性	保育所等においては給食食材の高騰による負担増について利用者への価格転嫁が困難であることから、安定的な保育サービスの提供ができるよう、保育所等に対し支援する必要がある。
費用対効果	保育所等を支援することにより、利用者の負担増の抑制と安定的な保育サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設の設置者
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	令和4年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	食材費の児童1人当たり単価 7,500 円（主食費

	3,000 円、副食費 4,500 円) 食材費の物価高騰率を 10%と見込んで積算。全ての施設において一律に以下の単価とする。 主食ひとり 1 月あたり 300 円 副食(おやつ含む)ひとり 1 月あたり 450 円
補助対象経費	給食食材費
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	給食食材高騰対策としての緊急的な支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため

: 該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位: 千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額				194,000
決算額				152,683
(財源)	市			
	国			152,683
	県			
	その他			
交付先数				306

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について

【現状】

熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金(以下「本補助金」という。)の補助対象経費は、主食費や副食費(おやつなど)といった給食食材費である。

消費税等の対象となるもの(課税仕入)であるが、実績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。

また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、熊本市保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。

【指摘事項】

補助対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、本補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。

サ 【No.40】熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金（保育所等）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金 (保育所等)
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金 交付要綱
制定日	令和4年12月28日
歳出予算事業名	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業(保育所等)
実施計画	
交付先(最終交付先)	311施設
対象事業の概要	保育所等が行う保育サービスの提供
交付目的	コロナ禍において物価高騰の影響を受ける保育所等が、物価高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく安定的な保育サービスの提供が行えるようにすることを目的とする。
交付の必要性	保育所等においては物価高騰による負担増について利用者への価格転嫁が困難であることから、安定的な保育サービスの提供ができるよう、保育所等に対し支援する必要がある。
費用対効果	保育所等を支援することにより、利用者の負担増の抑制と安定的な保育サービスの提供を行える効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	交付要綱別表1～4に定める社会福祉施設等
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	有
開始年度	令和4年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	交付基準額に交付対象利用者数を乗じた額
補助対象経費	光熱水費、消耗品費、その他市長が必要と認める経費

成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	物価高騰対策としての緊急的な支援であり、成果指標の設定が趣旨にそぐわないため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額				63,270
決算額				49,408
(財源)	市			
	国			49,408
	県			
	その他			
交付先数				311

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)				
成果指標 (実績)				

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について

【現状】

熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金(保育所等)(以下「本支援金」という。)の対象経費は、次のとおりである。

< 対象経費 >

<p>(対象経費)</p> <p>第4条 交付対象となる経費は、交付対象者が負担する次に掲げる経費とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に生じたものとする。</p> <p>(1) 光熱水費</p> <p>(2) 食材費</p> <p>(3) 消耗品費</p> <p>(4) その他市長が必要と認める経費</p>

出所：熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱

これらの対象経費については、消費税等の対象となるもの(課税仕入)であるが、実績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。

また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、熊本市社会福祉施設等物

物価高騰対策緊急支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。

【指摘事項】

対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として支援金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本支援金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。

(意見)少額の交付に関する有効性及び費用対効果の検証について

【現状】

本支援金の交付実績額が1件当たり3万円未満の比較的少額の交付先件数は56件であり、件数全体(311件)の約18%に相当する。

本支援金の趣旨は、「コロナ禍において物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等が物価高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく、安定的な福祉サービスの提供が行える」ようにすることにあるが、果たして、少額の支援金でどの程度「安定的な福祉サービスの提供」に資する補助金であったか、検討の余地がある。

【意見】

例え少額であったとしても、交付を受けた事業者にとっては、物価高騰に対して「役に立った」ことに異論はない。また、緊急的な意味合いや認可外保育施設も含めた網羅的な支援という意味では、金額の多寡により交付の可否を決めるべきではない。

しかし、市が交付する支援金である以上、効果の十分性や費用対効果についても検討する必要がある。

市は、必要に応じて補助対象事業者にアンケートをとり、本支援金が物価高騰に対して十分な効果があったのか、また、費用対効果に問題はなかったか、事後的に分析を行うことが望ましい。

シ 【No.41】熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金
所管部署	こども局こども育成部保育幼稚園課
根拠規程等	熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金 交付要綱
制定日	昭和 56 年 1 月 5 日
歳出予算事業名	私立保育所等障がい児保育助成
実施計画	第 3 章第 5 節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
交付先（最終交付先）	93 施設
対象事業の概要	私立保育所等における障がい児保育の実施に要する経費の一部を補助する。
交付目的	私立保育所等が行う障がい児保育に対して支援を行うことで、本市における障がい児支援体制の充実を果たすことを目的とする。
交付の必要性	本市において、障がい児に対する切れ目のない支援体制を実現するためには、障がい児保育を行う私立保育所等への支援が必要である。
費用対効果	障がい児保育を行う私立保育所等への補助を行うことで、本市における障がい児支援体制を充実させる効果がある。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	私立保育所、幼保連携型認定こども園
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 55 年度
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	対象となる障がい児の等級等に応じた補助基準額に障がい児数を乗じた額（詳細は要綱を参照）
補助対象経費	人件費又は障がい児保育に必要と認められる施設整備費、補助具等の購入費
成果指標の内容	待機児童数

成果指標を設定していない場合は、その理由	
----------------------	--

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位:千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		148,000 (事業総額)	151,000 (事業総額)	233,600 (事業総額)
決算額		137,306	139,321	217,130
(財源)	市	137,306	139,321	217,130
	国			
	県			
	その他			
交付先数		86 施設	87 施設	93 施設

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)		0 人	0 人	0 人
成果指標 (実績)		0 人	0 人	0 人

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について

【現状】

本補助金は、補助対象経費に「施設整備費」及び「補助具等の購入費」といった財産となる可能性があるものが含まれる。

熊本市私立保育所等障がい児保育事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)を閲覧したところ、処分制限財産に関する規定の記載がない。

【意見】

固定資産のような財産は、1年以上の期間に亘って使用可能であり、補助金交付の後年度に譲渡等の処分が行われると、補助金の交付目的を逸するだけでなく、処分により換金可能性がある場合は不正等のリスクも招きかねない。

本補助金については、交付要綱において処分制限財産に関する規定がない。

よって、市は、交付要綱において処分制限財産に関して、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等に係る規定を明記することが望ましい。

(結果)消費税の仕入税額控除に係る確認について

【現状】

本補助金の対象経費は、次のとおりである。

<対象経費>

補助を受ける年度中(第5条の規定による交付決定前の期間を含む。)の事業に要する経費で人件費又は障がい児保育に必要と認められる施設整備費、補助具等の購入費。

出所：交付要綱

これらの対象経費のうち、施設整備費及び補助具等の購入費については、消費税等の対象となるもの(課税仕入)であるが、実績報告にあたりこれらの対象経費に含まれる消費税等を除く旨の規定はない。

また、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、交付要綱上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。

【指摘事項】

対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公

益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認して、額の確定を行っている。

当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、人件費（職員の給料、賃金、諸手当、法定福利費）については出勤簿や賃金台帳などの原始証憑の確認までは行っていないとのことであった。

なお、出勤簿や賃金台帳などについては、市は事業者に提出を求めているが、事業者が任意で提出をしている場合もある。

また、市は、人件費に係る実績報告については、該当する職員の受領印(または署名)を求めている。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

また、市は、人件費に係る実績報告については、該当する職員の受領印(または署名)を求めているが、事業者が負担する法定福利費については事業者しか把握できないため、資料の確認をすべきである。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。

ス 【No.42】熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金
所管部署	こども局こども福祉部こども家庭福祉課
根拠規程等	熊本市ひとり親家庭職業訓練促進資金貸付事業実施要綱 熊本市ひとり親家庭職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱 H28.3.7 雇児発 0307 第 8 号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」 H28.3.7 厚生労働省発雇児 0307 第 8 号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」
制定日	平成 28 年 9 月 1 日（令和 4 年 1 月 20 日改正） 平成 28 年 9 月 1 日（令和 4 年 1 月 19 日改正）
歳出予算事業名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）
実施計画	第 7 次総合計画実施計画 第 3 章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実 第 5 節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援 (8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進
交付先（最終交付先）	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会
対象事業の概要	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会が実施する熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、事業費・事務費の 9/10 を国が、1/10 を本市が負担するもの。
交付目的	自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に

	対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
交付の必要性	経済的な負担が大きい住居の借り上げに必要な資金を貸し付けることで居住の確保と就労促進などに繋げ、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。
費用対効果	市 1/10 の負担で、熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の適切な実施が可能となり、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する効果が期待される。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	「「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」の一部改正について」(令和3年3月31日付け厚生労働省発子0331第10号)において、実施主体については、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の他、都道府県等が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人(以下「都道府県等が適当と認める団体」という。)のいずれかが行うこととしているため。
終期設定の有無	無
開始年度	令和3年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	住宅支援資金1人当たり月額40,000円以内 事務費7,200,000円
補助対象経費	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱別表に定める ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職

	員へ支給されるものに限る（都道府県等が実施する場合に限る。）共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）役務費（通信運搬費、広告料、手数料）委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費
成果指標の内容	-
成果指標を設定していない場合は、その理由	令和4年3月から開始となった新規事業で、申請受付の実績がなく設定が困難だったため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		-	2,100	69,600
決算額		-	1,690	18,760
（財源）	市	-	169	1,876
	国	-	1,521	16,884
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		-	1	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	-	-	-
成果指標（実績）	-	-	-

(イ) 監査の結果及び意見

（意見）補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「ひとり親に関する事業のため現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交

付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

市は、補助金の成果指標を設定してない。

【意見】

市の担当者によれば、「令和4年3月から開始となった新規事業で、申請受付の実績がなく設定が困難だったため成果指標を設定していない。」とのことである。しかしながら、市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

よって、市は、例えば、ひとり親家庭の親の自立を達成した人数など、補助金の成果指標を設定することが望ましい。

(意見)事務の効率性について

【現状】

令和4年度の決算額 18,760,000 円の内訳は、貸付額 11,564,800 円、貸付事務費 7,195,200 円(うち人件費 4,871,082 円、うち物品費 2,324,118 円)となっている。

【意見】

ひとり親の家庭の親に対する貸付額 11,564,800 円に対して、事務費 7,195,200 円を要しており事務の効率性が悪く、上記地方自治法の規定に関し市民の理解を得られないおそれがある。

よって、市は、補助金の支給に際し事務の効率性向上に取り組むよう社会福祉法人熊本市社会福祉協議会に対して指導することが望ましい。

セ 【No.43】熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金
所管部署	こども局こども福祉部こども家庭福祉課
根拠規程等	熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（厚生労働省発雇児第 0612001 号）
制定日	平成 30 年 3 月 31 日 平成 20 年 6 月 12 日
歳出予算事業名	児童福祉施設小規模化整備費助成
実施計画	第 7 次総合計画実施計画 第 3 章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実 第 5 節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援 (7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援
交付先（最終交付先）	社会福祉法人 藤崎台童園
対象事業の概要	熊本県において策定された「熊本県社会的養育推進計画」に沿って実施される児童福祉施設等の設備整備事業に対して、1/2 を国が、1/4 を市が負担するもの。
交付目的	児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を図り、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。
交付の必要性	家庭養育優先原則の観点から、こどもの健全な発達には安定した養育者の下で成長していく環境が不可欠であり、そのためには小規模かつ地域分散化された設備の整備が必要である。
費用対効果	市 1/4 の負担で、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化のための整備を促し、できる限り良好な家庭的環境を確保するとともに質の高い個

	別的なケアの実現に寄与することが期待される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	熊本市所管の児童福祉施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所の整備を行う社会福祉法人等
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成 22 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	国：補助対象経費の 2 分の 1（国補助基準額と対象経費の 2 分の 1 の額を比較して少ない方の額を算定） 市：国交付基準額の 2 分の 1
補助対象経費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費。
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	施設によっては必ずしも工事が必要とはいえ、成果指標の設定になじまないため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		194,530	138,406	16,500
決算額		52,530	138,406	15,155
(財源)	市	17,510	46,135	5,052
	国	35,020	92,271	10,103
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)	-	-	-
成果指標 (実績)	-	-	-

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい

(意見)成果指標の設定について

【現状】

市は、補助金の成果指標を設定していない。

【意見】

市の担当者によれば、「施設によっては必ずしも工事が必要とはいえ、成果指標の設定になじまないため成果指標を設定していない。」とのことである。しかしながら、市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

また、成果指標の設定が困難であれば、活動指標の設定について検討することも有用である。

よって、市は、例えば、本補助事業により「小規模かつ地域分散化された設備の整備」が行われた件数など、補助金の成果指標(または活動指標)を設定することが望ましい。

(意見)自己資金の活用について

【現状】

市の実施した審査資料を閲覧したところ、事業費 19,360,000 円に対し、十分な自己資金を保有していることが確認されている。

【意見】

熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、自己資金を保有しているか否かは補助金交付の要件となっていない。自己資金を十分に保有している事業者は補助金がなくとも施設整備が可能であり、税金を財源とする補助金の必要性に関して疑念が生じる。また、本来、各事業者は利用者の利便に資するよう各自の自己資金により施設を整備することが求められている。

よって、市は、補助金交付の要件に自己資金を十分に保有している場合は除く等の要件を追加することの是非を検討することが望ましい。

ソ 【No.44】熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金
所管部署	こども局こども福祉部こども家庭福祉課
根拠規程等	熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱（雇児発0605第3号） 令和4年度（令和3年度からの繰越分）児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等分）交付要綱（厚生労働省発子第0616第2号）
制定日	令和2年3月24日 平成27年6月5日 令和4年6月16日
歳出予算事業名	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
実施計画	第7次総合計画実施計画 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実 第5節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援 (7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援
交付先（最終交付先）	合同会社ファミリーホームふじのさと 他9施設
対象事業の概要	児童養護施設等が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る事業に対して、経費の1/2を国が、1/2を市が負担するもの。
交付目的	児童養護施設等の入所児童等に対する適切な処遇の確保と新型コロナウイルス感染症の拡大防

	止を図ることを目的とする。
交付の必要性	入所児童等に対する適切な処遇の確保のためには、業務の継続的な実施が不可欠である。
費用対効果	市 1/2 の負担で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのマスク等の備品購入や職員による消毒作業への従事に係る手当の支給を促し、業務の継続的な実施に寄与することが期待される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	熊本市内に存在する児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	令和元年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	補助対象経費の 10/10
補助対象経費	国実施要綱第4の(1)に定める児童養護施設等の業務継続実施支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、備品購入費及び賃借料等
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	施設によって必要な感染防止対策が異なり、一律の成果指標の設定になじまないため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
予算額	95,600	56,800	89,000	
決算額	39,895	27,311	42,612	
(財源)	市	-	13,656	21,306
	国	39,895	13,655	21,306
	県	-	-	-
	その他	-	-	-

交付先数	14	9	10
------	----	---	----

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	-	-	-
成果指標（実績）	-	-	-

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産について

【現状】

熊本市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)において、補助対象経費に設備整備費・備品購入費等が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。

【意見】

本補助金は、児童養護施設等の入所児童等に対する適切な処遇の確保と新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは税金を財源とする補助金から特定の補助金受領者のみが経済的利益を享受することとなり公益性の観点から問題である。

よって、市は、処分制限財産に関して処分制限の対象となる経費・処分制限期間等を要綱において規定することが望ましい。

(意見)消費税仕入控除税額について

【現状】

市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。

【意見】

仮に、補助金受領者が課税事業者だった場合、消費税に補助金を支給することとなり補助金受領者に益税が発生するため、問題である。

よって、市は、補助金受領者が課税事業者なのか免税事業者なのか補助金受領者から報告を求めることが望ましい。また、補助金受領者が課税事業者の場合、補助金受領者より消費税仕入控除税額の報告を受けると、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を受けることなど必要な事項を要綱において規定することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「コロナウイルス感染拡大防止を目的としているため、現時点で終期は設定していません。」とのことである。しかしながら、補助金の終期を設けることで、補助金が漫然と長期・固定化したり、既得権化したりすることを防止し、費用対効果が低くなったものや補助の役割が薄れたものを随時見直すことができる。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

市は、補助金の成果指標を設定してない。

【意見】

市の担当者へのヒアリングによると、「施設によって必要な感染防止対策が異なり、一律の成果指標の設定になじまないため、成果目標は設定していない」とのことである。しかしながら、市は、補助金の目的に公益性があることについてはもちろん、補助金交付の成果がどのように上がっているか(目標達成度)についても説明責任を負っている。成果指標が設定されていない場合、市は、補助金の費用対効果について、市民に対する説明責任を十分に果たすことが出来ないことになるため問題である。

よって、市は、補助金の成果指標を設定することが望ましい。

(5) 環境局

ア 【No.45】熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金
所管部署	環境局環境推進部脱炭素戦略課
根拠規程等	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金 交付要綱
制定日	平成 30 年 7 月 10 日
歳出予算事業名	省エネルギー等推進経費
実施計画	熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画ア クションプラン
交付先（最終交付先）	市民及び事業者
対象事業の概要	E V や太陽光発電設備等の省エネルギー機器等 を導入する者に対し補助金を交付する。
交付目的	「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、 省エネルギー機器等の普及を促進することで、 市民・事業者の地球温暖化対策の推進や災害に 強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を 図る。
交付の必要性	省エネルギー機器の導入や買い替えの促進に必 要である。
費用対効果	補助金の交付によって、省エネルギー機器等の 導入促進が期待される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	省エネルギー機器等を導入する者
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	事業自体に終期設定あり（要綱には設定なし）
開始年度	平成 30 年度
終期年度	令和 20 年度
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度末に見直し（令和 5 年度事業に反映）
補助金等の算出方法	定額（事業者の省エネ設備導入は、対象経費の 3 分の 1）
補助対象経費	省エネルギー機器等の導入経費

成果指標の内容	省エネルギー機器等の導入に係る補助件数
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		80,000	80,000	80,000
決算額		65,775	79,215	77,220
(財源)	市	65,775	79,215	77,220
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		909	1,009	1,002

< 補助金等の効果 (成果指標) >

○太陽光発電設備導入世帯数 (補助件数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	150	150	150
成果指標 (実績)	188	150	150

○蓄電池導入世帯数 (補助件数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	100	100	100
成果指標 (実績)	126	150	150

○住宅関係省エネ設備導入世帯数 (補助件数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	400	400	400
成果指標 (実績)	506	588	579

○事業者向けの省エネ設備導入事業所数 (補助件数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	10	10	10
成果指標 (実績)	23	21	23

○エコカー導入補助台数 (補助件数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	150	100	150
成果指標 (実績)	66	100	100

(イ) 監査の結果及び意見

(意見) 処分制限財産の制限期間中の状況確認について

【現状】

市は、処分制限財産の制限期間中の状況確認を実施していない。

【意見】

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条において、以下のとおり省エネルギー機器等の処分を制限している。

< 処分制限財産に関する規定 >

(省エネルギー機器等の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた省エネルギー機器等(以下「当該省エネルギー機器等」という。)を、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月から起算し、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこととする。

(1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数の期間

(2) 第3条1項第2号から第8号に定める補助金 5年

2 補助金の交付を受けた者は、やむを得ず前項各号で定めた処分制限期間内において当該省エネルギー機器等の売却、廃棄等の財産処分(以下「財産処分」という。)をしようとするときは、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願(様式第18号)を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときは、この限りではない。

3 市長は、当該承認に係る財産処分により補助金の交付を受けた者に収入があったときは、補助金の交付を受けた者が、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月を1として起算し財産処分する月を含む期間(以下「保有期間」という。)に応じて、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、保有期間は年数に換算するものとし、当該年数に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げて正数にする。

4 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。ただし、当該財産処分による収入の額を限度とする。

$$\text{返還額} = \text{補助交付額} \times (1 - \text{保有期間} / \text{処分制限期間})$$

5 前項の規定により算定した返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを

切り捨てる。

出所：交付要綱

しかしながら、補助金受領者が熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願(様式第 18 号)を市に提出せずに、補助金で取得した省エネルギー機器等を処分制限期間中に処分して売却収入を得ることも想定される。

よって、市は、処分制限財産に関してサンプルで現物確認をすることが望ましい。

イ 【No.46】熊本市水田湛水等助成金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市水田湛水等助成金
所管部署	環境局環境推進部水保全課
根拠規程等	熊本市水田湛水等助成金交付要綱 白川中流域における水田湛水の推進に関する協定
制定日	平成 16 年 4 月 22 日
歳出予算事業名	白川中流域かん養推進経費
実施計画	5-2-1-1 地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全
交付先（最終交付先）	水循環型営農推進協議会
対象事業の概要	大津町・菊陽町などの白川中流域における農閑期の転作田で営農の一環として湛水を行う農家に対し、水循環型営農推進協議会を通じて助成金を交付し地下水のかん養を図る。
交付目的	熊本市の水道水源は全て地下水でまかなっており、市民が将来にわたって豊かな地下水を利用できるように、地下水保全対策の一環としてかん養量の増大・保全を目的とする。
交付の必要性	地下水量の保全において、かん養対策は必要不可欠である。特に白川中流域の水田は、他地域と比べ極めて高いかん養能力をもち、また、湛水により浸透した水が平野部に達するのにかかる時間は 5~10 年と見積もられている。したがって本事業は、地下水保全事業として効率が良く、即効性の高い重要な施策であるため、推進することが必要である。
費用対効果	かん養対策による地下水量の保全は、市民の生活を守る上で重要であり、金額換算を成しえない価値の高いものである。特に水田湛水はかん養対策として極めて高い効果を得られることから、その費用対効果は高いと考える。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-

非公募の場合：非公募の理由	水循環型営農推進協議会が助成金の交付対象地域の農家の取りまとめを行っているため。 (協議会を通して農家に交付しているため、農家に関しては公募。その際の応募の要件は熊本市水田湛水等助成金交付要綱第2条の助成対象に該当する水田湛水を行う農家)
終期設定の有無	無
開始年度	平成16年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	令和元年度に交付要綱を改正
補助金等の算出方法	水田湛水費：補助対象経費の2分の1 事務費：水田湛水費に事務経費率をかけた金額
補助対象経費	水田湛水費：耕運費、代かき費、畦塗り費、 水管理費 事務費：人件費、水路管理費、水田湛水確認経費、農家説明会経費、減水深確認経費、 消耗品、事務費
成果指標の内容	水田湛水による人工かん養量(万トン) (=年間湛水面積(延べ面積・月)ヘクタール ×係数(3万トン/ヘクタール))
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		56,400	54,650	54,650
決算額		47,393	45,955	40,494
(財源)	市	47,393	45,955	40,494
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		1(農家数 266)	1(農家数 246)	1(農家数 206)

< 補助金等の効果(成果指標) >

(単位:万トン)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	1,710	1,710	1,710
成果指標(実績)	1,476	1,416	1,245

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助対象経費の内容の明確化について

【現状】

本補助金は、市、大津町、菊陽町及び水循環型営農推進協議会(以下「協議会」という。)が締結した平成26年1月27日付け白川中流域における水田湛水推進に関する協定書に基づき、同地域の水循環型の営農を推進し、もって、熊本市の地下水かん養を図ることを目的として、協議会が実施する水田湛水に対して助成金を交付するものである。

本補助金の種類は、水田湛水の実施に関する助成金(以下「湛水助成金」という。)と水田湛水の事務に関する助成金(以下「事務助成金」という。)からなる。

本補助金のうち事務助成金について、熊本市水田湛水等助成金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)では具体的な補助対象経費が規定されておらず、以下のような金額が定められているのみである。

< 事務費助成金の金額 >

別表第3(第5条関係)	
水田湛水助成金の総額	事務助成金
1,100万円以下	235万円
1,100万円を超え1,650万円以下	340万円
1,650万円を超え2,200万円以下	383万円
2,200万円を超え3,300万円以下	427万円
3,300万円を超え4,400万円以下	471万円
4,400万円を超え5,500万円以下	510万円

出所：本補助金交付要綱

【意見】

補助対象経費算定の基礎となる費目について具体的な定めがない場合、補助事業者の判断により、例えば交際費、役員人件費等の特定の科目が事務助成金の補助対象経費に含まれる可能性がある。結果として、補助事業者の判断で補助対象経費が変動してしまうこととなり、補助金額の妥当性に疑義が生じかねない。

よって、市は、補助対象経費について、具体的な科目等や補助対象経費としては認められない内容等定め、補助事業者の判断により補助金額が変動するのを防ぐことが望ましい。

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

<暴力団の排除に関する総合的な施策の推進>

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、本補助金交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。 (に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、協議会から提出された決算書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該決算書の具体的な確認方法について質問したところ、起票日毎の取引が費目別に集計された「決算書明細」を入手した上で決算書の内容確認を行っているが、領収書等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。

(意見)決算書における実績額の記載方法について

【現状】

市は、補助金額の確定にあたり、協議会から決算書を入手している。

決算書には、事務費に係る決算額については補正後予算額と同じ額が記載されており、補助対象事業に係る実際の決算額が記載されていないため、補助対象事業の全体像が把握できない。

<令和4年度決算書>

収入の部

(単位:円)

款	項	目	補正後 予算額	決算額
1.助成金			40,495,000	40,494,022
	1.助成金		40,495,000	40,494,022
		1.水田湛水助成金	35,785,000	35,784,022
		2.事務助成金	4,710,000	4,710,000
合 計			40,495,000	40,494,022

支出の部

款	項	目	補正後 予算額	決算額
1.助成金			35,785,000	35,784,022
	1.助成金		35,785,000	35,784,022
		1.助成金	35,785,000	35,784,022
2.事務費			4,710,000	4,710,000
	1.事務費		4,710,000	4,710,000
		1.賃金	2,050,000	2,050,000
		2.共済費	350,000	350,000
		3.推進費	520,000	520,000
		4.消耗品費	300,000	300,000
		5.水田湛水確認費	650,000	650,000
		6.湛水田調査費	300,000	300,000
		7.土壌検査費	30,000	30,000
		8.用排水管理費	300,000	300,000
		9.会議費	50,000	50,000
		10.雑費	160,000	160,000
合 計			40,495,000	40,494,022

出所：決算書

そこで、事務費に係る決算額について、市が入手した「決算書明細」に記載された実績額を記載すると、以下のとおりとなる。

<令和4年度決算書（実績額記載）>

収入の部

（単位：円）

款	項	目	決算額	決算額 (実績額)
1.助成金	1.助成金		40,494,022	40,494,022
		1.水田湛水助成金	35,784,022	35,784,022
		2.事務助成金	4,710,000	4,710,000
2.その他	1.その他	1.企業からの協力金	-	1,347,501
合 計			40,494,022	41,841,523

支出の部

款	項	目	決算額	決算額 (実績額)
1.助成金	1.助成金		35,784,022	35,784,022
		1.助成金	35,784,022	35,784,022
2.事務費	1.事務費		4,710,000	6,057,501
		1.賃金	2,050,000	2,378,148
		2.共済費	350,000	479,125
		3.推進費	520,000	873,560
		4.消耗品費	300,000	365,506
		5.水田湛水確認費	650,000	713,718
		6.湛水田調査費	300,000	500,000
		7.土壌検査費	30,000	76,230
		8.用排水管理費	300,000	400,000
		9.会議費	50,000	91,214
		10.雑費	160,000	180,000
合 計			40,494,022	41,841,523

出所：決算書及び決算明細書を基に監査人作成

上記の表によれば、本補助事業を実施するにあたり実際には事務費が 6,057 千円発生したため、市からの助成金ではまかえなかった 1,347 千円については企業からの協力金により負担した状況が伺える。

【意見】

現状の決算書では、事務費部分が実績額で記載がされておらず、事業の全体像が不明確である。

よって市は、決算書に実際発生額を記載するとともに、そのうち助成金充当額がいくらであるかを明示するよう、補助対象事業者に指導することが望ましい。

(意見)湛水を行う農家の減少について

【現状】

「(ア)補助金等の概要」に記載のとおり、直近 3 年間で交付先数が減少傾向にある。それに伴い、成果指標である水田湛水による人工かん養量についても、直近 3 年間で減少傾向となっている。

< 交付先数と水田湛水による人工かん養量の推移 >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付先数 (農家数)	266	246	206
水田湛水による人工かん養量 (万トン)	1,476	1,416	1,245

出所：市資料

【意見】

交付先数及び水田湛水による人工かん養量が年々減少しているのは、そもそも農家数の減少や、土地の開発による農地の減少によるものである。

一方、水道水の 100%を地下水で賄っている市としては、将来における水資源の確保のために、本事業の拡大・推進は非常に重要である。

よって市は、助成金の単価の見直しも含め、水田の湛水に参加する農家を増加させていく取組を速やかに検討、実施していくことが望ましい。

ウ 【No.47】熊本市市民リサイクル活動助成金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市市民リサイクル活動助成金
所管部署	環境局資源循環部廃棄物計画課
根拠規程等	熊本市市民リサイクル活動助成金交付要綱
制定日	平成4年9月1日
歳出予算事業名	市民リサイクル活動助成経費 (令和3年度まで:リサイクル推進経費)
実施計画	熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画
交付先(最終交付先)	芳野中学校 PTA
対象事業の概要	市民リサイクル活動を行う自治会、高齢者団体、子ども会等に対し、実績に応じた助成金を交付する。
交付目的	再資源化等の対象となる物の市民リサイクル活動を活性化し、資源リサイクルの推進を図るとともに地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。
交付の必要性	近年、新型コロナウイルス感染症の影響、少子・高齢化や自治会離れ等により活動自粛や活動登録団体数減少傾向である。地域コミュニティ希薄化の防止や資源リサイクル意識の向上を図るためにも引き続き助成を行う必要がある。
費用対効果	新型コロナウイルスの影響が残存しておりまだ通常の状態ではないことから正確には成果が図れないものの、回収量等に応じた助成を行うことで各団体の活動意欲につながるとともに、市民のリサイクル意識向上及び地域コミュニティ形成の機会となる、といった効果が期待できる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合:応募要件	次の(1)~(5)までのすべての要件を満たす団体。 (1) 市内の住民で構成され、市内で市民リサイクル活動を行う団体であること。 (2) 営利を目的とした団体でないこと。 (3) 登録申請の日前1年以内に廃棄物の処

	<p>理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令 300 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令 35 号） 条例、規則又は助成金に関する市長の指示等に違反し、又はこれらに基づく処分を受けたことがないこと。</p> <p>(4) 市民リサイクル活動を年 2 回以上行うように努める団体であること。</p> <p>(5) 再資源化等の対象となる物の引渡しを適正に行うこと。</p>
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	平成 4 年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 5 年度
補助金等の算出方法	下記の(1)と(2)の合算 (1) 回収品目及び助成金単価に応じた回収量 (2) 実施月数
補助対象経費	-
成果指標の内容	(1) 年間回収量 (2) 登録団体数
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		48,000	48,000	43,000
決算額		28,993	27,148	26,036
(財源)	市	28,993	27,148	26,036
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		585	521	521

< 補助金等の効果（成果指標） >

(1) 年間回収量

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	5,800t	5,800t	5,800t
成果指標（実績）	3,998t	3,614t	3,286t

(2) 登録団体数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	850 件	850 件	850 件
成果指標（実績）	821 件	804 件	785 件

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)実績報告等のチェックに係る記録について

【現状】

市は、市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書について一次チェック及び二次チェックを実施し、チェック日及び担当者名を記載することとしているが、一次チェックの記載が無いもの、二次チェックの記載が無いもの、一次及び二次チェックの両方について記載が無いものが散見された。

この点につき市に確認したところ、回答は以下のとおりであった。

< チェックの記載に関する市の回答 >

チェックを2度実施することは必須と規定しておらず、より正確に審査を行うために実施しているものであり、また、実績報告書の審査記録欄も要綱で定めているものではなく便宜上、追記して活用しているものである。

別途管理しているエクセルデータには一次、二次審査記録があり、実績報告書とエクセルデータの読み合わせ作業を実施している。

実績報告書のチェック履歴の管理方法は実績報告書への記載やデータ管理等、様々な手法が考えられる。

今回の実績報告書は、審査したチェック筆跡はあるものの、実績報告書の審査記録欄に一次チェックの記載が無いもの、二次チェックの記載が無いもの、一次及び二次チェックの両方について記載が無いものが散見されたが、適切なチェックを行った上で正確な助成金交付を行っている。

出所：市回答

【意見】

市回答にあるように、チェックの実施結果については別途エクセルデータにより管理しているとのことであるが、「市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書」における審査記録欄に記載がない場合、外部の目線で客観的に資料を見ると、チェック

を行っていないように誤認してしまう恐れがある。

よって、市は、市民リサイクル活動助成金交付申請書及び実績報告書における審査記録欄への記載を網羅的に行うか、実績報告書の審査記録欄への記載は行わずにエクセルデータにより一元管理することが望ましい。

エ 【No.48】ごみステーション管理支援補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	ごみステーション管理支援補助金
所管部署	環境局資源循環部廃棄物計画課
根拠規程等	ごみステーション管理支援補助金交付要綱
制定日	平成 21 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	環境美化推進経費 (令和 2 年度まで:きれいな街づくり推進経費)
実施計画	第 7 次総合計画実施計画
交付先(最終交付先)	本荘校区第 9 町内自治会
対象事業の概要	ごみステーションを管理している町内自治会等 に対して、補助金を交付するもの。
交付目的	地域の良好な生活環境の向上を図るため。
交付の必要性	ごみステーションは利用する者が管理しなければ ならないと熊本市廃棄物の処理及び清掃に関 する条例で定めており、町内自治会等を中心 に地域住民がごみステーションの清掃や維持・ 管理に経費を要するため。
費用対効果	ごみステーションの美化清掃に必要なほうきや 塵取り購入費用、分別指導者・清掃者への謝 礼金等に活用されごみステーションが清潔に 保たれており、地域の良好な生活環境を維持 できている。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	ごみステーションを管理している町内自治会等
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	-
開始年度	平成 21 年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	世帯数に応じて算出した規定額または予算書 の支出額の低い額が上限額(1,000 円未満端 数切り捨て)
補助対象経費	人件費、消耗品費、印刷製本費、通信費、会 場

	使用料、土地賃借料等
成果指標の内容	ごみ減量やリサイクルなどのごみ問題に関心がある市民の割合
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		42,360	42,360	51,325
決算額		41,648	42,234	49,921
(財源)	市	41,648	42,234	49,921
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		837	847	841

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	令和5年度 95.0%以上		
成果指標(実績)	82.3%	83.5%	84.2%

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)暴力団排除に係る施策の実施について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」とい

う。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、ごみステーション管理支援補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

本補助金の項に係る対応は適切に実施すべきであるため、市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。

具体的には、実施伺において暴力団排除条項に係る規定を定めるとともに、他部署において暴力団排除に係る確認を実施している場合は、その内容を把握して文書として保存することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について、条例により地域で管理することと定めているごみステーションの維持管理に伴う人的・物的必要経費に対する補助であり、一定期間経過により事業としての目標達成や目途がつくような性質ではないため終期設定は困難と考えていることから特段の終期を設定していない。

また、ごみステーションの管理に伴う地域のさらなる負担軽減について自治会等から意見が寄せられていることから、令和4年度に本補助金の増額や、市民アンケートの実施、令和5年度に意見交換会やごみステーションの構造物調査を実施するなど、社会情勢や市民の意見を考慮しながら補助金の妥当性や必要性について見直しを行っており、今後も継続的に検討する方針とのことである。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

本補助金については、前述のとおり、適宜見直しが行われている。しかし、補助金交付要綱に明確に終期の設定を設けた上で、終期の到来に併せて、継続して補助事業の妥当性や必要性を検討する制度設計にすることで、より一層、補助金の固定化、既得権化

等を防ぐことが出来ると考える。

よって、市においては、現在行っている継続的な検討をより強固にする上でも、補助金交付要綱において終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を制度設計として盛り込むことを検討することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、各自治会から提出された決算書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該決算書の具体的な確認方法について質問したところ、決算書の内容確認を行っているが、決算書の審査において疑義が生じた場合には、領収書等の提出や現地調査を実施しているとのことであるが、令和2年度から令和4年度は疑義が生じた案件がなかったため、現地調査は実施しておらず、また、領収書等の原始証憑の確認は行っていないとのことであった。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。

オ 【No.49】合併処理浄化槽設置補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	合併処理浄化槽設置補助金
所管部署	環境局資源循環部浄化対策課
根拠規程等	熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱
制定日	昭和 63 年 10 月 1 日
歳出予算事業名	小型合併処理浄化槽設置費助成事業
実施計画	第 8 章第 8 節 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現
交付先（最終交付先）	申請者（49 人）
対象事業の概要	汚水処理施設の総合的な整備の中で、下水道全体計画区域外等においては、小型合併処理浄化槽の普及を促進し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る必要があるため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換等する者に対して補助金を交付し、生活排水の適正な処理を推進する。
交付目的	下水道全体計画区域外、下水道全体計画区域、下水道事業計画区域内のうち下水道整備が遅れている地域において、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換するものに対して補助金を交付することで、合併処理浄化槽の普及促進並びに公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る。
交付の必要性	令和 2 年 4 月 1 日、浄化槽法の一部を改正する法律が施行され、浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理を向上する法的措置が講じられ、生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽の管理者に対して、助言・指導・勧告することができることとされた。 下水道全体計画区域外等においては、合併処理浄化槽の普及を促進し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る必要があるため、補助金を活用して設置してもらうことで、生活排水

	<p>の適正な処理を推進していく必要がある。</p> <p>また、浄化槽法第 51 条において、国又は地方公共団体は、浄化槽の設置について、必要があると認める場合には、所要の援助その他必要な措置を講ずるように努める旨の規定がある。</p>																			
費用対効果	<p>下水道全体計画区域外等の単独処理浄化槽や汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ転換促進することで、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図ることができる。</p>																			
公募・非公募の別	非公募																			
公募の場合：応募要件	-																			
非公募の場合：非公募の理由	<p>対象者が下水道全体計画区域外、下水道全体計画区域、下水道事業計画区域内のうち下水道整備が遅れている地域に限られるため。</p>																			
終期設定の有無	無																			
開始年度	昭和 63 年度																			
終期年度	-																			
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 5 年度																			
補助金等の算出方法	<p>合併処理浄化槽設置補助金限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>5人槽</th> <th>7人槽</th> <th>10人槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換 (浄化槽本体工事)</td> <td>444,000円</td> <td>486,000円</td> <td>585,000円</td> </tr> <tr> <td>転換 (宅内配管工事)</td> <td colspan="3">300,000円</td> </tr> <tr> <td>単独・くみ取り 撤去工事</td> <td colspan="3">90,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補助限度額			5人槽	7人槽	10人槽	転換 (浄化槽本体工事)	444,000円	486,000円	585,000円	転換 (宅内配管工事)	300,000円			単独・くみ取り 撤去工事	90,000円		
区 分	補助限度額																			
	5人槽	7人槽	10人槽																	
転換 (浄化槽本体工事)	444,000円	486,000円	585,000円																	
転換 (宅内配管工事)	300,000円																			
単独・くみ取り 撤去工事	90,000円																			
補助対象経費	<p>浄化槽本体工事費</p> <p>宅内配管工事費</p> <p>単独処理浄化槽撤去工事費</p> <p>くみ取り便槽撤去工事費</p>																			
成果指標の内容	<p>下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽設置基数(累計)</p>																			
成果指標を設定していない場合は、その理由	-																			

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		116,237	101,633	85,377
決算額		45,281	36,085	39,960
(財源)	市	12,275	10,099	10,796
	国	20,732	15,889	18,370
	県	12,274	10,097	10,794
	その他	-	-	-
交付先数		76	53	49

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	-	-	-
成果指標 (実績)	8,293 基	8,611 基	8,813 基

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補

助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

<暴力団の排除に関する事項の記載例>

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。 (に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

カ 【No.50】熊本市し尿くみ取り料助成金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市し尿くみ取り料助成金
所管部署	環境局資源循環部浄化対策課
根拠規程等	熊本市し尿くみ取り料助成金交付要綱
制定日	平成4年4月1日
歳出予算事業名	し尿収集適正化経費
実施計画	第8章第8節 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現
交付先（最終交付先）	一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者
対象事業の概要	昭和60年度までの度重なる料金の値上げにより、し尿くみ取り料金が市民の大きな負担となっていた。 そこで、平成4年度から市民負担の軽減を図るとともに、くみ取り世帯の点在化による業者の収集コスト増大に伴う経営基盤安定化のため、くみ取り経費の一部を公費負担している。
交付目的	市民の負担を軽減し、し尿処理業者の経営安定化のため。
交付の必要性	し尿収集運搬は、本来、行政が直営又は委託により実施する責務があるが、し尿の処理量が減少する中では、許可制を維持する方が、安価に実施することができる。
費用対効果	-
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	相手方が一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者に限られるため。
終期設定の有無	無
開始年度	平成4年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	-
補助金等の算出方法	基本額（業者許可車両数 / 全許可車両数 × し尿処理業を行った月 / 12 × し尿くみ取り料助成

	金 / 2)) 収集助成額 (業者収集件数 / 全収集件数 × (し尿くみ取り料助成金 / 2))
補助対象経費	-
成果指標の内容	し尿及び浄化槽汚泥処理量
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位 : 千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		81,000	78,570	76,213
決算額		81,000	78,570	76,213
(財源)	市	81,000	78,570	76,213
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		9	9	9

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)	-	-	-
成果指標 (実績)	58,879 KL	58,500 KL	57,449 KL

(イ) 監査の結果及び意見

(結果) 具体的な補助金額算定の検討について

【現状】

本補助金の補助金額の算定については、「補助金等の概要」の「補助金等の算定方法」に記載のとおり、各補助事業者の基本額及び収集助成額を算定した上で、算定結果を根拠に予算額を各補助事業者へ按分して交付している。また、予算額は、過年度の交付実績等を前提に編成されており、各補助事業者が実施するし尿くみ取りに係る経費を積算して編成されているわけではない。

結果として、各補助事業者が実施するし尿くみ取りに係る経費を具体的に算定して補助金額が算定されているわけではない。

市に対して、このような補助金額算定になっている理由を質問したところ、本補助金交付が開始された平成 4 年度から同じ補助金額算定方法となっており、具体的な理由は不明であるとのことである。

【指摘事項】

上記のとおり、本補助金は、過年度の交付実績を基に編成された予算額を各補助事業者へ按分して交付されており、各補助事業者が実施するし尿くみ取りに係る経費を前提に算定されていない。すなわち、本補助事業を実施するに当たり、真に必要な補助金額が算定されているとは言えず、その結果、補助金額の妥当性に問題があると言わざるを得ない。平成4年度から本補助金の算定方法が変更されておらず、また、市で行われている予算のシーリングによる削減等を考えると、各補助事業者への補助金交付額は過少である可能性もあり、その場合は補助事業者へ過度の負担を強いているとも考えられる。

このような現状を踏まえ、市は、本補助事業を実施するに当たり真に必要な補助金額を算定すべきである。

具体的には、各補助事業者へし尿くみ取りに係る収支状況の実績報告を求めるとともに、ヒアリング等を実施し、市として負担すべき補助金額の算定方法を再検討すべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(6) 経済観光局

ア 【No.51】熊本市 EC 展開支援事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市 EC 展開支援事業補助金
所管部署	経済観光局産業部経済政策課
根拠規程等	熊本市 EC 展開支援事業補助金交付要綱
制定日	令和 4 年 3 月 31 日
歳出予算事業名	物産等販路開拓支援事業
実施計画	本補助金は令和 5 年度で終了
交付先（最終交付先）	市内中小企業者、小規模事業者等
対象事業の概要	本市の中小企業者等が新たに EC（電子商取引）市場に参入し、販路開拓・拡大を目指す取組みに対し、必要な経費の一部を助成する。
交付目的	中小企業者等が実施する EC 展開事業に対し必要な経費の一部を補助することで、本市物産の振興を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市経済の活性化に資することを目的とする。
交付の必要性	物産系 EC 市場は、コロナ禍をきっかけに拡大傾向が続いており、販路拡大策の有効な手段のひとつとなっている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業をはじめ、本市域内の中小企業が積極的に EC 展開を図る取組みを支援することで、取引先の増加、売上向上を図る必要がある。
費用対効果	中小企業等が EC 市場参入により販路開拓に繋がりを、ひいては本市産業の振興に資するため、当事業の効果は大きい。 【令和 4 年度実績】 予 算 額：12,500,000 円 対象企業数：28 件 受注件数実績計：9,154 件 売上実績計：57,001,410 円
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	(1) 小規模企業者、中小企業者及び小規模企

	業者、中小企業者を主体とした事業協同組合・協同組合・任意組合 (2) 市税の滞納がないこと (3) 熊本市暴力団排除条例第2条第1～3号の規定に該当しないこと
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	有
開始年度	令和4年度
終期年度	令和5年度
直近の補助金等見直しの実施年度	-
補助金等の算出方法	補助上限額 50 万円 (補助対象経費の2分の1以内)
補助対象経費	EC サイト構築費(構築・改修)、出店料、手数料、翻訳費、広告宣伝費
成果指標の内容	-
成果指標を設定していない場合は、その理由	実績報告書において、成果(売上額、受注件数)欄を設けてあるが、成果検証期間や金額等の設定は成果指標に馴染まないため。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		-	-	12,500
決算額		-	-	10,334
(財源)	市	-	-	5,167
	国	-	-	5,167
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		-	-	28

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	-	-	-
成果指標(実績)	-	-	-

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)事後検証の検討について

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「実績報告書において、成果（売上額、受注件数）欄を設けてあるが、成果検証期間や金額等の設定は成果指標に馴染まない」ことを理由として、成果指標を設定していない。

この点、趣意は理解できるが、本補助金に係る成果を把握することは重要であると考えられる。

このため、市に対して、事後検証として成果を把握するために、補助事業者に対してアンケート調査やヒアリング等を実施しているか質問したところ、検討している段階であり、現時点では未実施とのことである。

【意見】

本補助金の交付目的は、中小企業者の EC 市場への参入及び販路拡大、物産の振興、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市経済の活性化等であり、複数の目的が盛り込まれた補助事業であることが分かる。

このような制度設計を踏まえると、補助金の交付目的がどの程度達成されたか把握するとともに、本補助金の問題点を把握することは、本補助金の有効性を図る上で重要である。

よって、市は、交付された補助金について、次のような観点から、補助事業者に対してヒアリングやアンケート調査等の実施を通じて事後的に検証を行うことが望ましい。なお、検証結果は今後の EC 市場に関する事業の制度設計に活かすことが望ましい。

- ・全件を検証することは難しいと考えられることから、サンプルベースの検証を検討する。
- ・補助金の交付目的がどの程度達成されたか、交付目的ごとに検証する。
- ・本補助金の問題点はどのようなものがあつたか把握するとともに、なぜ問題が生じたのかを検証する。

イ 【No.52】 地域商業機能複合化推進事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	地域商業機能複合化推進事業費補助金
所管部署	経済観光局産業部商業金融課
根拠規程等	地域商業機能複合化推進事業費補助金交付要綱
制定日	令和3年10月20日
歳出予算事業名	地域商業機能複合化推進事業
実施計画	-
交付先（最終交付先）	熊本市上通五丁目商店街振興組合・株式会社オーリック
対象事業の概要	中心市街地の観光案内機能を備え、熊本を代表する飲食店が一同に会した「熊本屋台村」の整備に対する助成。
交付目的	商店街等において、これまでにない新たな機能の導入に係る施設整備等を行い、顧客の属性・消費動向や商店街等のエリアへの波及効果等を調査分析するとともに、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うことで、地域のニーズや新たな需要に対応し、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋げることを目的とする。
交付の必要性	本市の代表的な観光地である熊本城には年間を通して多くの観光客が訪れるが、熊本城地区と商店街アーケード(3モール)がオフィス街等により分断されていることで、中心市街地全体の回遊性が課題となっている。 本市としては、広範囲の商圈を有する商業機能の維持・持続的発展のために、商店街において地域のニーズに沿った、行政では担えない機能を有する施設整備を支援することで、更なる需要の創造と消費の喚起を図っていく必要がある。
費用対効果	・開業後1年間(令和5年5月末)で施設売上高4.7億円、来場者数(レジ客数)24.2万人
公募・非公募の別	公募

公募の場合：応募要件	商店街等組織又は民間事業者（地域のまちづくり、商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	
開始年度	令和3年度
終期年度	令和4年度（予算繰越し）
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	補助対象経費の4分の3（上限額60,000千円）
補助対象経費	商店街等新機能導入促進事業にかかる謝金、旅費、会議費、施設整備費、施設・設備の撤去に係る経費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、店舗改造費、無体財産購入費、備品費、借料・損料、消耗品費、委託費、外注費、補助員人件費、通信運搬費
成果指標の内容	1 施設の来場者数の拡大、2 まちなかコンシェルジュの常駐、3 開発目標（SDGs）、4 まちなか活性化イベントの実施、5 商店街の空き店舗率の改善
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額			60,000	60,000
決算額			0	60,000
（財源）	市		0	20,000
	国		0	40,000
	県			
	その他			
交付先数				1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			1.来場者数 30 万人 2.まちなかコンシェルジュ 18 人

			3.SDGs 17 件 4.イベント 4 万人 5.空き店舗 3 店舗
成果指標（実績）			1.来場者数 25 万人 2.まちなかコンシェルジュ 2 人 3.SDGs 13 件 4.イベント 6 万人 5.空き店舗 5 店舗

(イ) 監査の結果及び意見

（意見）収益納付に関する具体的な基準について

【現状】

地域商業機能複合化推進事業費補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）には、以下のように収益納付が規定されている。

< 収益納付の規定 >

（収益納付）

第 21 条 市長は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間に於いて、当該事業の実施又は取得財産等の運営、貸与により相当の収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

出所：本補助金交付要綱

この点、担当課へ質問したところ、今後の効果報告を受けて検討していくとのことであるが、現状は、収益納付を求める状況や基準などが具体的かつ客観的に定まっていな

【意見】

本条文には、「相当の収益が生じた」あるいは「納付させることができる」等の抽象的な表現が使われており、収益納付がどのような条件で求められるかが不明瞭である。

補助対象事業者にとっては、納付の可能性という今後の事業運営に影響する事態が漠然としており、不安定な状況にあると考えられる。

よって、市は、収益納付を求める具体的な状況や基準を明確に定めた上で、補助対象事業者と共有することが望ましい。

ウ 【No.53】新型コロナ伴走支援型利子補給補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	新型コロナ伴走支援型利子補給補助金
所管部署	経済観光局産業部商業金融課
根拠規程等	熊本市新型コロナ伴走支援型利子補給補助金交付要綱
制定日	令和4年12月23日
歳出予算事業名	新型コロナウイルス伴走支援型利子補給支援事業
実施計画	【7総】第6章第1節2(2)創業・経営革新・事業承継者への支援
交付先(最終交付先)	中小企業者等
対象事業の概要	熊本県制度融資「新型コロナウイルス経営改善資金(伴走支援型)」を利用した事業者に対し、1年間の利子補給を実施する。
交付目的	コロナやエネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた事業者の資金繰りの円滑化を支援する。
交付の必要性	コロナ融資の返済が本格化する中、コロナ等の影響により未だ業況が悪化している事業者の資金繰りの円滑化を図り、事業継続を支援する必要がある。
費用対効果	利子補給の対象融資は、金融機関による伴走支援が借入条件であること、既往債務の一本化が可能であることから、返済軽減と早期の経営改善が期待できる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	令和5年3月31日までに対象融資の申込をした事業者
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	有
開始年度	令和4年度
終期年度	令和6年度
直近の補助金等見直しの実施年度	-

補助金等の算出方法	補助対象利子の全額
補助対象経費	1～12月に支払った利子（融資実行から1年分）
成果指標の内容	保証付き融資の熊本市内代位弁済割合
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	-	-	103,000
決算額	-	-	71,232
（財源）	市	-	-
	国	-	-
	県	-	-
	その他	-	（基金）71,232
交付先数	-	-	641

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	-	-	1.91%
成果指標（実績）	-	-	1.43%

(イ) 監査の結果及び意見

（意見）交付申請の受付期限に関する疎明記録について

【現状】

熊本市新型コロナ伴走支援型利子補給補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）に規定されているとおり、本補助金の交付申請期限は2月末日までであり、令和4年度については令和5年2月28日が受付期限（消印有効）とされている。

< 交付の申請期限等 >

<p>（交付の申請）</p> <p>第5条 申請者は、補助対象期間に支払った約定利子に係る補助金について、交付申請書兼 請求委任兼口座振込依頼書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年、市長に提出しなければならないこととする。</p> <p>(1) 補助金の振込口座の通帳の写し</p> <p>(2) その他、市長が必要であると認める書類</p> <p>2 前項に規定する申請の提出期限は、翌年2月末日までとする。</p>

令和 5 年 3 月以降の受付分に関して、期限内の消印が付された封筒が保存されておらず、外部委託者により作成された「令和 4 年度熊本市利子補給申請受付チェックシート」でも消印有効のチェック項目は無かった。

【意見】

令和 4 年度の本補助金に関して、申請期限超過に伴う不交付決定が 3 件あり、これについては消印付きの封筒が保管されていたが、上述のような期限に間に合った分に関して、記録の保存が不十分であった。

よって、市は、事務処理の客観性を万全とするためにも、上記のチェックシートへ項目を追加する、あるいは消印付きの封筒を保管するなどして、期限日後に受け付けた交付申請書の正当性を担保することが望ましい。

エ 【No.54】物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業補助金
所管部署	経済観光局産業部商業金融課
根拠規程等	①熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱、②市長が定める事業基準IV
制定日	①平成13年4月1日、②令和4年8月25日
歳出予算事業名	物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業
実施計画	-
交付先（最終交付先）	商店街等団体及び企業等
対象事業の概要	商店街等団体や企業等がプレミアム付商品券を販売する事業に対して助成を行う。
交付目的	賑わいの創出と消費の喚起、地域経済の活性化等を支援する。
交付の必要性	物価高騰等の影響により、市民の消費マインド低下や事業者等の売上減少が懸念されることから、当該事業を実施し市民等の消費意欲を喚起する必要がある。
費用対効果	商店街等団体及び企業等がプレミアム付商品券を発行することで、消費者の購買意欲を喚起し、地域経済が活性化することが期待される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	以下(1)～(6)のいずれかに該当する団体であること。 (1)近接している複数の事業者で組織された団体又はその集合体 (2)熊本商工会議所及び各商工会 (3)事業者で設立した事業協同組合及び協業組合 (4)生活衛生同業組合 (5)観光振興や広域的な地域経済の活性化を目的に設立された団体等 (6)常設かつ合計5,000平方メートル以上の店舗面積（小売り・飲食・サービスに供し、消費

	者が往来に使用する建物の床面積を言う。)を有する下記のいずれかの企業 (ア)1店舗で5,000平方メートル以上の店舗面積を有する企業等(複合商業施設、専門店、量販店等) (イ)同一企業(チェーン・フランチャイズ・グループ等、支店の他契約・提携している店舗を含む)内の複数店舗で合計5,000平方メートル以上の店舗面積を有する企業等
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	令和4年度
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	-
補助金等の算出方法	補助対象経費の10分の10(助成限度額あり)
補助対象経費	プレミアム付商品券の販売金額に上乘せされる利用可能額及び事業の実施に要した事務費・広報経費等
成果指標の内容	プレミアム付商品券の消費効果額
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		-	-	840,000
決算額		-	-	315,624
(財源)	市	-	-	-
	国	-	-	315,624
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		-	-	36件(79団体)

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	-	-	約41億円

成果指標（実績）	-	-	約 14 億円
----------	---	---	---------

成果指標（目標）は、補助金分予算全額（818,000 千円）が活用された場合の算出額
 当該事業が、令和 4 年度中にプレミアム付商品券発行支援に関する事業を 2 回（当初
 予算分及び補正予算分）実施したうちの 2 回目であったことや、事業実施の煩雑さ等
 から、想定よりも申請数が伸び悩んだ。

補助金分予算額のうち、一部（498,532 千円）を令和 5 年度へ繰越

（イ）監査の結果及び意見

（意見）プレミアム商品券の実在性について

【現状】

本補助金は、各商店街の取りまとめ団体にて商品券を発行することが前提となっ
 ている。しかし、市は、交付申請から実績報告までの間に、商品券現物の実在性を確認す
 るような書類の提出までは求めておらず、各団体の任意となっている。

【意見】

商品券のプレミアム部分への補助が本補助金の 1 つの柱だが、これは実際にプレミ
 アム商品券が作成・発券されたことが大前提となる。商品券自体は、換金性が高いにも
 関わらず無形性が強く、現物総数の存在を何らかの手段で確認することが望ましい。

（意見）プレミアム商品券の販売先の正当性について

【現状】

市は補助事業者へ、実績報告時に商品券の利用枚数やその換金（利用店舗への支払い）
 に関する証憑は求めているものの、商品券の販売記録までは求めていない。

【意見】

例えば、利用可能店舗自らがプレミアム商品券を購入し、それを自身で換金するよう
 な可能性を想定すると、本補助金の趣旨である物価高騰下での消費喚起が形骸化する。

そのため、販売記録に関する帳簿類を徴求し、相手方が商店街内の個店ではないこと
 を確認することが望ましい。

オ 【No.55】熊本県観光連盟負担金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本県観光連盟負担金
所管部署	経済観光局観光交流部観光政策課
根拠規程等	公益社団法人熊本県観光連盟定款 公益社団法人熊本県観光連盟の入会、退会及び 会費に関する規定
制定日	平成 25 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	九州都市間ネットワーク経費
実施計画	
交付先（最終交付先）	公益社団法人熊本県観光連盟
対象事業の概要	観光 PR 事業、「くまもと再発見の旅」事業、教 育旅行誘致、「旅するくまモンパスポート」事業、 「マンガ県くまもと」構想推進事業、インバウ ンド誘致推進事業、クルーズ船ポートセールス 推進事業、着地型旅行商品の開発、受入環境の 整備、熊本県公式観光サイトによる情報発信 等
交付目的	県内における観光事業の振興を図り、併せて魅 力ある観光地づくりと、国内及び国外からの観 光客誘致のための広域的・積極的な誘致活動を 総合的に推進する団体の会費を負担すること で、本市の観光振興の発展に寄与することを目 的とする。
交付の必要性	本市への観光客誘致をより効果的に行うため には、県と一体となって事業に取り組むことが 必要であるため。
費用対効果	国内外への観光客誘致のためのプロモーション 等について、本市単体で行うよりも県全体とし て魅力を発信することで、より効果的な本市へ の誘客が期待される。
公募・非公募の別	
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成 17 年度

終期年度																	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和2年度(ただし、負担金の額に変更は無し)																
補助金等の算出方法	<p>正会員の年会費については、「公益社団法人熊本県観光連盟の入会、退会及び会費に関する規定」第4条第1号により、以下のとおり規定されている。</p> <p>(年会費)</p> <p>第4条 正会員の年会費については、会員種別に応じて次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)市町村は、100,000円以上とし、人口、宿泊者数に応じた額</p> <p>これに基づき、令和4年度の負担金は、以下の計算により算定しているが、これに加え、本市は県や県観光連盟との連携事業が多いこと、また、県観光連盟が、しろめぐりん(市交通企画課所管)に対して毎年5,000,000円の補助金を交付していることなどを理由として、平成17年度より熊本市の会費については10,000,000円を支出している。</p> <p><令和4年度負担金の算定></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体会費</th> <th>熊本市</th> <th>全県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口割</td> <td>10,000,000円 × (740,822人 / 1,786,170人) =</td> <td>4,147,545円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊客数割</td> <td>10,000,000円 × (13,484,345人 / 36,671,960人) =</td> <td>3,677,018円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4,147,545円 + 3,677,018円 =</td> <td>7,824,563円</td> </tr> </tbody> </table>		全体会費	熊本市	全県	人口割	10,000,000円 × (740,822人 / 1,786,170人) =	4,147,545円		宿泊客数割	10,000,000円 × (13,484,345人 / 36,671,960人) =	3,677,018円				4,147,545円 + 3,677,018円 =	7,824,563円
	全体会費	熊本市	全県														
人口割	10,000,000円 × (740,822人 / 1,786,170人) =	4,147,545円															
宿泊客数割	10,000,000円 × (13,484,345人 / 36,671,960人) =	3,677,018円															
		4,147,545円 + 3,677,018円 =	7,824,563円														
補助対象経費																	
成果指標の内容																	
成果指標を設定していない場合は、その理由	負担金の支出による観光客の入り込みや宿泊者数の増加を把握することが困難であるため。																

: 該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		10,000	10,000	10,000
決算額		10,000	10,000	10,000
(財源)	市	10,000	10,000	10,000
	国			
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)負担金額の根拠について

【現状】

市は、市の観光振興の発展に寄与することを目的として、県内における観光事業の振興を図り、併せて魅力ある観光地づくりと、国内及び国外からの観光客誘致のための広域的・積極的な誘致活動を総合的に推進する団体(公益社団法人熊本県観光連盟。以下「熊本県観光連盟」という。)の会費を負担している。

市は、熊本県観光連盟からの請求に基づき負担金を支出しているが、平成17年度以降、現在に至るまで、毎年度10,000,000円を負担している。

負担金の額は、熊本県観光連盟が定めた「公益社団法人熊本県観光連盟の入会、退会及び会費に関する規定」に基づき算定される。

当該規定に基づき算定された額は、令和4年度については7,824,563円であるが、熊本県観光連盟からの要望により10,000,000円を負担している。

当該規定に基づき算出された金額以上の負担金を支出する理由について、市に質問したところ、以下の回答を得た。

< 熊本県観光連盟の要望に従い負担金を支出する理由 >

- ・ 県内の宿泊者数における本市の割合は約37%を占めていること。
- ・ 県や県観光連盟との連携事業が多々あること。
- ・ 県観光連盟はしろめぐりん(交通企画課所管)に対して、毎年5,000,000円の補助金を交付していること(熊本城周遊バス事業支援要項参照)

出所：公益社団法人熊本県観光連盟への負担金について

【意見】

市が、観光振興の発展に寄与することを目的として、熊本県観光連盟との連携強化を行うことには何ら異論はない。

しかし、市が負担する負担金の根拠となる「公益社団法人熊本県観光連盟の入会、退会及び会費に関する規定」で算出された金額以上の負担金を支出することについては、前述の理由をもってしても根拠が乏しいと言わざるを得ない。

市は、熊本県観光連盟への負担金額について必要性があると認める場合は、負担金額の算出方法の根拠を明確化するため、当該規定の改定を含めて、熊本県観光連盟と協議を行うことが望ましい。

カ 【No.56】観光客誘致事業補助金（旅行商品割引事業分）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	観光客誘致事業補助金（旅行商品割引事業分）
所管部署	経済観光局観光交流部観光政策課
根拠規程等	観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金交付要綱
制定日	平成 26 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	旅行商品割引事業
実施計画	熊本市第 7 次総合計画（6 章 2 節交流人口の増加）
交付先（最終交付先）	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
対象事業の概要	旅行需要喚起事業やテレワーク利用促進事業などの新型コロナウイルス経済対策事業。
交付目的	新型コロナウイルスにより大きく落ち込んでいる旅行需要の下支えや回復を図る。
交付の必要性	本市の観光振興に関わる公益性の高い事業を展開している団体であり、市と一体となった事業展開や課題解決の観点で補助の必要性がある。また、本市の外郭団体であることによる信頼性の高さや公益性から、交付先としての適正性も認められる。
費用対効果	市内宿泊を伴う旅行商品の販売による、観光関連事業者の支援及び旅行需要の下支えや回復が期待される。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	当該団体は、本市の観光振興に関わる公益性の高い事業を展開している団体であり、情報共有や業務連携の観点から、事業目的を達成する上で確実性及び信頼性が認められる為。
終期設定の有無	有
開始年度	令和 4 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	無

補助金等の算出方法	補助対象事業に要する経費の額
補助対象経費	
成果指標の内容	無
成果指標を設定していない場合は、その理由	旅行商品の価格が参加事業者毎に異なるため、販売価格等の検証指標は設定していないが、新型コロナウイルスの影響を受けている旅行需要の下支えや回復を目的としており、補助金の交付決定・変更時において、当該事業による宿泊数の基準（目標）を、314,000泊（旅行需要喚起事業）/1,000回（テレワーク利用促進事業）としている。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		-	-	1,030,000
決算額		-	-	762,700
（財源）	市	-	-	-
	国	-	-	762,700
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		-	-	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	-	-	314,000泊（旅行需要喚起事業） 1,000回（テレワーク利用促進事業）
成果指標（実績）	-	-	239,150泊（旅行需要喚起事業） 1,580回（テレワーク利用促進事業）

(イ) 監査の結果及び意見

監査を実施した結果、記載すべき結果及び意見は特段発見されなかった。

キ 【No.57】観光客誘致事業補助金（広域観光連携事業分）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	観光客誘致事業補助金（広域観光連携事業分）
所管部署	経済観光局観光交流部観光政策課
根拠規程等	観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金交付要綱
制定日	平成 26 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	広域観光連携事業
実施計画	熊本市第 7 次総合計画（6 章 2 節交流人口の増加）
交付先（最終交付先）	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
対象事業の概要	本市への宿泊及び県内市町村への交通・体験等を伴う旅行商品に対する割引を行う。
交付目的	県外からの誘客と県内各地への周遊を喚起する。
交付の必要性	本市の観光振興に関わる公益性の高い事業を展開している団体であり、市と一体となった事業展開や課題解決の観点で補助の必要性がある。また、本市の外郭団体であることによる信頼性の高さや公益性から、交付先としての適正性も認められる。
費用対効果	県外からの誘客及び県内各地への周遊喚起による、観光消費を通じた地域経済の活性化が期待される。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	当該団体は、本市の観光振興に関わる公益性の高い事業を展開している団体であり、情報共有や業務連携の観点から、事業目的を達成する上で確実性及び信頼性が認められる為。
終期設定の有無	有
開始年度	令和 4 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	無

補助金等の算出方法	補助対象事業に要する経費の額
補助対象経費	
成果指標の内容	無
成果指標を設定していない場合は、その理由	旅行商品の価格が参加事業者毎に異なるため、販売価格等の検証指標は設定していないが、旅行商品の販売数県外客及び県内周遊の増加を目的としており、補助金の交付決定時において、当該事業による宿泊数の基準（目標）を15,000泊としている。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		-	-	130,000
決算額		-	-	124,600
（財源）	市	-	-	-
	国	-	-	124,600
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		-	-	1

< 補助金等の効果（成果指標） > 販売目標値及び実績を記載

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	-	-	15,000 泊
成果指標（実績）	-	-	13,598 泊

(イ) 監査の結果及び意見

監査を実施した結果、記載すべき結果及び意見は特段発見されなかった。

ク 【No.58】熊本市スポーツ協会運営事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市スポーツ協会運営事業補助金
所管部署	経済観光局スポーツ・イベント部スポーツ振興課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則
制定日	昭和 43 年 10 月 1 日
歳出予算事業名	各種団体助成
実施計画	4 章 2 節 スポーツ競技力の向上
交付先（最終交付先）	熊本市スポーツ協会
対象事業の概要	スポーツ機会の充実や競技力の向上など、本市スポーツの振興を図るため、校区スポーツ協会を通じた校区住民の健康、体力づくりや競技団体の育成による競技力向上に積極的に取り組んでいる熊本市スポーツ協会運営事業に対し助成を行っている。
交付目的	熊本市スポーツ協会は小学校区を単位とする校区スポーツ協会（96 校区）と各競技スポーツ団体（45 団体）で組織され、本市において地域での生涯スポーツや競技を総括するスポーツ団体として市民スポーツの普及や競技力向上など様々な事業を行っていることから、その活動を支援し連携を図ることで、本市のスポーツの振興を図ることを目的としている。
交付の必要性	熊本市スポーツ協会は、校区スポーツ協会を通じた校区住民の健康増進、体力づくりや競技団体の支援等による競技力の向上に積極的に取り組んでおり本市施策を補完する重要な役割を担っている。本市スポーツの振興を図るため、協会の持続的な運営に向けて支援を行うとともに連携した取組が必要。
費用対効果	スポーツ協会を支援し連携した取組を行うことで、地域でのイベントや競技団体主催の大会、スポーツ講演会の開催など、市民が身近にスポーツに触れ合う機会の創出に大きく寄与してい

	る。 また、県民体育祭において毎年熊本市が総合優勝を果たすなど競技力の向上についても成果がでている。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 21 年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	平成 28 年度
補助金等の算出方法	予算の範囲内で定額補助
補助対象経費	人件費、主催事業費、加盟団体助成費等
成果指標の内容	国民体育大会へ約 250 人出場を目標とし、上位入賞を目指す。また、主催スポーツ参加人数を 2025 年度までに 2,950 人に増加させる。
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		26,747	28,905	29,442
決算額		24,297	25,325	29,442
(財源)	市	24,297	25,325	29,442
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)	250	250	250
成果指標 (実績)	9	12	230

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金交付要綱の設置及び補助金交付要綱に明示すべき事項について

【現状】

本補助金は、熊本市スポーツ協会の運営自体に対して交付される運営費補助金である。

市は、本補助金について補助金交付要綱を設置しておらず、熊本市補助金等交付規則及び補助金交付時に作成する決裁文書に基づき、補助金を交付している。

また、本補助金の補助対象経費については、決裁文書等に明確な記載が無く、熊本市スポーツ協会の運営に係る経費全般に対して補助金が交付されている。

さらに、令和4年度の補助金交付額は29,442千円であるが、補助金額の具体的な算定方法は決裁文書等に記載されておらず、市の予算額がそのまま交付されている。

市に対して、補助金交付要綱が未設置である理由、補助対象経費の具体的な内容及び補助金額が具体的に積算されていない理由について質問したところ、いずれも不明とのことであった。

【指摘事項】

上記のとおり、本補助金は補助金交付要綱が未設置であり、補助対象経費の内容や補助金額の算定方法の明示もない。

結果として、運営費補助金であることは分かるものの、具体的な補助金内容は把握できないことは問題である。

よって、市は、まず、本補助金に係る交付要綱を設置すべきである。そして、補助金交付要綱において、運営費補助金であることを明示するとともに、補助対象経費の内容、補助金額の具体的な算定方法等の細かな要件を明示すべきである。

これにより、補助金交付に係る妥当性を担保し、実効性を高めるとともに、透明性を図ることができる考える。

(結果)概算払の必要性について

【現状】

熊本市補助金等交付規則には、次のとおり、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。

< 概算払について >

(補助金等の交付)

第11条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に

交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

出所：熊本市補助金等交付規則

本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金における概算払に関する決裁文書を閲覧する限り、補助事業等の性質上概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。

【指摘事項】

本補助金は団体の運営に対する運営費補助金であることから、概算払の必要性は理解できる。しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。

よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(結果)市役所内の任意団体に対する補助金交付の妥当性について

【現状】

本補助金の交付先である熊本市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に係る補助金の受給及び資金管理等の状況は次のとおりである。

- ・スポーツ協会には法人格がなく、任意団体である。
- ・スポーツ協会の事務局は、市役所内にある。
- ・スポーツ協会の事務局職員は、市職員が担当している。
- ・スポーツ協会の収入の多くは、本補助金である。

- ・スポーツ協会の事務局を担当する市職員の部局と、本補助金の確定のために事業実績の確認を実施する部局は同じである。

【指摘事項】

【現状】に記載のとおり、スポーツ協会は市役所内にあり、事務局の業務は市が実施しており、また、事業実績の確認も事務局の担当部局が行っている。

結果として、市は、補助金の交付側であるとともに、受給側の事務処理を行っている。このため、補助事業者の自主性に問題が生じる可能性があり、補助金を財源とした各種事業の適切な実施、公益性の担保にも疑念が生じかねない。

よって、市は、スポーツ協会の補助事業者としての妥当性を慎重に検討するとともに、本補助金事業についての市事業としての実施可能性を検討すべきである。なお、スポーツ協会を補助事業者として継続する場合は、スポーツ協会に法人格の取得を促すとともに、事業の実施部署と事業実績の確認部署を分けて事業実施の適切性を担保すること等を検討すべきである。

(意見)スポーツ協会における運営基金に対する補助対象経費の整理について

【現状】

本補助金を受給したスポーツ協会の令和4年度歳入歳出決算の概要は次のとおりである。

< 令和4年度歳入歳出決算の概要 >

(単位:千円)

科目	決算額	備考
歳入の部		
補助金	30,088	熊本市補助金 29,442 熊本県スポーツ協会補助金 646
負担金	3,500	
雑入	2,084	
繰越金	2,478	
合計	38,150	
歳出の部		
総務費	4,765	事務局員給料、交通費、賞与等 3,074 共済費等 1,059 その他 633
主催事業関係経費	1,242	

科目	決算額	備考
広報啓発経費	496	
加盟団体助成費	23,963	校区・スポーツ協会補助（96校区） 14,520 競技団体補助（44団体） 8,784 市杯スポーツ大会補助 490 総合型地域スポーツクラブ交流会補助 170
県民体育祭関係経費	856	
国体出場激励費	1,150	
県体協負担金	738	
予備費	-	
運営基金	2,500	
合計	35,712	

出所：令和4年度歳入歳出決算報告

令和4年度は2,438千円(38,150-35,712)の繰越金が次年度に繰り越されている。

支出項目には運営基金2,500千円が記載されている。このため、運営基金として積み立てられている残高を調査したところ、令和4年度末で9,188千円が積み立てられていた。

市に対して、運営基金を積み立てている目的を質問したところ、スポーツ協会が定めた積立金管理規程において「スポーツ協会業務の円滑な執行を諮るために基金を設置し、運営」する旨が規定されており、具体的な使用内容はスポーツ協会が判断することになるが、事務局職員に係る退職金の積み立て等が想定されているとのことであった。

【意見】

「（結果）補助金交付要綱の設置及び補助金交付要綱に明示すべき事項について」に記載のとおり、本補助金では補助対象経費が明確になっておらず、運営基金の積立額にも補助金が充てられている可能性を否定できない。積立金管理規程によれば「スポーツ協会業務の円滑な執行を諮るため」の運営基金となっており、スポーツ協会の裁量で多様な使用が可能であることから、補助対象経費に運営基金の積立額を含むことは問題があると考えられる。

よって、市は、原則として、スポーツ協会における運営基金の積立額については補助対象経費に含めないことを明確化することが望ましい。なお、運営基金の積立額につい

て補助対象経費に含める場合には、積立金管理規程の目的の文言を本補助金の交付目的と整合させる等、補助金の交付目的と運営基金の目的に齟齬が生じないように、スポーツ協会に対して指導することが望ましい。

(意見)間接補助に関する対応の検討について

【現状】

前項に記載したスポーツ協会の令和4年度歳入歳出決算によれば、スポーツ協会は本補助金を財源として、校区・スポーツ協会補助(96校区)、競技団体補助(44団体)等の加盟団体助成費を支出している。

すなわち、本補助金は、スポーツ協会を介して各スポーツ団体等へ助成が行われる間接補助の性質を有している。

このため、市に対して、再交付先となる各スポーツ団体等における資金管理の状況、不正等の対策が講じられているかを把握しているか質問したところ、事業報告書等を提出してもらっているが資金の管理状況等までは把握していないとのことである。

また、市は、再交付先となる各スポーツ団体等に対して現地調査は実施していない。

【意見】

間接補助が実施される場合、一次的に補助を行う市からは最終的に助成を受けた団体における資金の管理、事業の実施状況は把握し辛く、また、不正等が生じる可能性を否定できない。

よって、市は、適切な補助事業が実施されるように、再交付先となる各スポーツ団体等における資金管理の状況、不正等の対策が講じられているかを把握するとともに、サンプルベースで各スポーツ団体等に対して現地調査を実施することが望ましい。

ケ 【No.59】令和4年度熊本城マラソン実行委員会負担金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	令和4年度熊本城マラソン実行委員会負担金
所管部署	経済観光局スポーツ・イベント部イベント推進課
根拠規程等	
制定日	
歳出予算事業名	熊本城マラソン開催経費
実施計画	
交付先（最終交付先）	熊本城マラソン実行委員会
対象事業の概要	熊本城マラソンの開催
交付目的	熊本城マラソンを開催するため
交付の必要性	熊本城マラソンを開催し、市民スポーツの振興と集客による賑わい創出を図るため
費用対効果	大会開催により、市民スポーツの振興が図られるとともに、県外・市外からの交流人口の増加により、中心市街地等への集客、賑わいの創出、産業・観光の振興に繋がる
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	熊本城マラソン実施主体のため
終期設定の有無	無
開始年度	平成23年度
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	熊本城マラソンの開催に必要となる額
補助対象経費	熊本城マラソンの開催に必要となる経費
成果指標の内容	申込者数、沿道応援者数、経済波及効果
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		45,930	35,087	118,218
決算額		45,930	35,087	118,218
(財源)	市	45,930	35,087	118,218
	国			
	県			
	その他			
交付先数				

< 補助金等の効果(成果指標) >

(申込者数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	(中止)	(中止)	12,650人
成果指標(実績)	(中止)	(中止)	15,811人

(沿道応援者数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	(中止)	(中止)	(前回実績) 17万2千人
成果指標(実績)	(中止)	(中止)	約23万3千人

(経済波及効果)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	(中止)	(中止)	(前回実績) 18億9千百万円
成果指標(実績)	(中止)	(中止)	18億6千万円

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)市が事務局を行う任意団体における課税関係の確認について

【現状】

本負担金は、市民スポーツの振興と集客による賑わい創出を図るため、熊本城マラソンを開催する熊本城マラソン実行委員会に負担金を支出するものである。

令和4年度における熊本城マラソン実行委員会の歳入歳出決算額は以下のとおりである。

< 令和4年度歳入歳出決算額 >

歳入

項目	決算額(円)
参加料	169,984,500
負担金	123,218,000
協賛金	93,272,580
繰越金	10,923,545
雑入	89,635
合計	397,488,260

歳出

項目	決算額(円)
大会運営経費	353,500,000
事務局費	42,168,640
予備費	
合計	395,668,640

歳入(397,488,260円) - 歳出(395,668,640円) = 差引残高(1,819,620円)

次年度繰越額 1,819,620円

出所：熊本城マラソン実行委員会決算報告資料を基に監査人作成

上記協賛金については、広告料収入に該当する可能性があるため、法人税及び消費税に係る課税関係が発生する可能性がある。また、事務局費として事務局嘱託職員報酬等が支出されているため、源泉所得税が発生する。

そこで、各税目に係る課税関係について、市の見解を質問したところ、次のような回答を得た。

< 課税関係に関する市の回答 >

○消費税

インボイス制度に関連して、令和5年5月から税務署と協議を行っている。
税務署との協議の結果、広報展開を行っており対価性が認められることから課税対象となることが分かった。

市は税務署からの回答を受け、税理士と協議を行い、消費税申告手続きの準備を進めている。

○法人税

法人税の課税関係についても、消費税と同様、令和5年5月から税務署と協議を進めている。

令和5年12月下旬に税務署から連絡があり、法人税法上の収益事業34業種に該

当し、法人税申告が必要となる可能性があることから、現在、税理士と申告の必要性や手続き等について協議を進めている。

○源泉所得税

源泉所得税については毎月納付している。

出所：税務署とのやりとりの記録及び市回答を基に監査人作成

【意見】

任意団体であったとしても、状況に応じて申告及び納税の義務が発生する可能性がある。

任意団体である熊本城マラソン実行委員会に関しても、消費税及び法人税に関して、税務署や税理士等の専門家と十分に協議をしながら、適切に対処していくことが望ましい。

なお、市が事務局を行う実行委員会等の任意団体については、課税関係に問題がないか、今一度、全庁的に検討することが望ましい。

(7) 農水局

ア 【No.60】 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金
所管部署	農水局農政部農業政策課農水ブランド戦略室
根拠規程等	熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱
制定日	昭和58年4月1日
歳出予算事業名	食料産業・6次産業化支援事業
実施計画	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業）事業実施計画書
交付先（最終交付先）	株式会社杉養蜂園
対象事業の概要	輸出先国の規制に対応した輸出への取組を支援するため、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業を実施するもの。
交付目的	農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、輸出先国の規制やニーズに対応した輸出への取組を支援するもの。
交付の必要性	人口減少社会を迎える中で、農林漁業者及び食品事業者の所得を確保し、生産基盤を維持・強化するためには、輸出に新たな活路を見出すことが重要であるため、海外ニーズに対応した輸出への取組の支援は必要である。
費用対効果	食品産業の輸出向けHACCP等に対応する施設や機器の整備、並びに体制整備をすることにより、農林水産業及び食品の輸出の拡大の効果が期待される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成30年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度

補助金等の算出方法	輸出向け HACCP 認定取得等の規制対応の場合は、交付対象事業費の 1/2 以内。それ以外は 3/10 以内。
補助対象経費	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業実施要綱に基づき、食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備の取組に要する経費 ア 施設等整備事業 イ 効果促進事業
成果指標の内容	事業実施後 5 年以内の目標年度における輸出額を、現状(事業実施計画書作成時)の輸出額と比較し、交付対象事業費の 1/2 以内の補助の場合は 1 千万円以上、交付対象事業費の 3/10 以内の補助の場合は 5 千万円以上増加させること。
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		5,995	52,919	28,125
決算額		5,995	52,757	27,999
(財源)	市	-	-	-
	国	5,995	52,757	27,999
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)	以下に記載		
成果指標 (実績)			

【令和2年度】

(単位：千円)

年度目標	事業実施年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	6年度目
	(2019年8月期)	(2020年8月期)	(2021年8月期)	(2022年8月期)	(2023年8月期)	(2025年8月期)
成果目標(目標)	534,148	590,164	680,189		730,203	950,264
成果指標(実績)	532,596	640,430	660,679	731,726		

【令和3年度】

(単位：千円)

年度目標	事業実施年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
	(2022年3月期)	(2023年3月期)	(2024年3月期)	(2025年3月期)	(2026年3月期)	(2027年3月期)
成果目標(目標)	100,050	106,050	113,050	121,050	133,050	150,050
成果指標(実績)	96,057	136,401				

【令和4年度】

(単位：千円)

年度目標	事業実施年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
	(2023年3月期)	(2024年3月期)	(2025年3月期)	(2026年3月期)	(2027年3月期)	(2028年3月期)
成果目標(目標)	301,158	310,651	322,518	346,252	369,987	417,455
成果指標(実績)	109,680					

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産について

【現状】

熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱(以下「要綱」という。)において、補助対象に工事が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。

【意見】

本補助金は、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。

よって、市は、処分制限財産に関して、例えば、農林水産省が発出している6次産業

化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付要綱(以下「国要綱」という)に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。

(意見)消費税仕入控除税額について

【現状】

市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。

【意見】

市は、国要綱に基づき消費税を交付対象経費に含めない取扱いをしているが、市の要綱においても消費税仕入控除税額に関する規定を設けておいた方が、明瞭性の観点から望ましいと考えられる。

よって、市は、消費税仕入控除税額に関して、例えば、国要綱に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

イ 【No.61】令和 3 年度(2021 年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業)補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	令和 3 年度(2021 年度)産地パワーアップ事業 (産地生産基盤パワーアップ事業)補助金
所管部署	農水局農政部農業支援課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則 熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱 等
制定日	昭和 43 年 10 月 1 日 昭和 58 年 4 月 1 日 令和 2 年 2 月 28 日
歳出予算事業名	農業生産振興事業(繰越明許)
実施計画	第 7 章第 1 節基本方針 1 (2) 安定した農業生産・集出荷の推進
交付先(最終交付先)	株式会社丸恵
対象事業の概要	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する場合、取組主体に総事業費の 1/2 以内で補助金を交付する。
交付目的	地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るため。
交付の必要性	産地の高収益化を図り、生産者の経営安定を支援するために必要である。
費用対効果	農業用機械・施設整備を行うことで、産地の収益力強化を図ることができる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	J A 等の関係団体と連携し要望調査を実施
終期設定の有無	無
開始年度	平成 27 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	

補助金等の算出方法	補助対象事業費の2分の1以内
補助対象経費	当該事業要綱等で対象と認められる経費
成果指標の内容	低コスト耐候性ハウスの導入面積
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額				154,950
決算額				154,950
(財源)	市			
	国			154,950
	県			
	その他			
交付先数				1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	84ha	84ha	84ha
成果指標(実績)	75ha	77ha	78ha

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産について

【現状】

熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱(以下「要綱」という。)において、補助対象に工事が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。

【意見】

本補助金は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図ることを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。

よって、市は、処分制限財産に関して、例えば、農林水産省が発出している産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。

(意見)消費税仕入控除税額について

【現状】

市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。

【意見】

市は、国要綱に基づき消費税を交付対象経費に含めない取扱いをしているが、市の要綱においても消費税仕入控除税額に関する規定を設けておいた方が、明瞭性の観点から望ましいと考えられる。

よって、市は、消費税仕入控除税額に関して、例えば、国要綱に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

ウ 【No.62】令和4年度(2022年度)経営所得安定対策等推進事業費補助金(熊本地域)

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	令和4年度(2022年度)経営所得安定対策等推進事業費補助金(熊本地域)
所管部署	農水局農政部農業支援課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則 熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱 経営所得安定対策等推進事業実施要綱 等
制定日	昭和43年10月1日 昭和58年4月1日 平成27年4月9日
歳出予算事業名	経営所得安定対策推進事業
実施計画	第7章第1節基本方針1 (2) 安定した農業生産・集出荷の推進
交付先(最終交付先)	熊本地域農業再生協議会
対象事業の概要	国の経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施にあたり、交付金支払いの前提となる地域農業再生協議会が行う推進活動や申請手続、作付面積等の確認業務に必要となる経費に対し定額で補助するもの。
交付目的	国の経営所得安定対策等事業の円滑な推進により、農地の有効活用による食料自給率の向上を図る。
交付の必要性	水田農業における円滑な事業推進を図るためには、生産状況を把握するための確認等の事務経費が必要である。
費用対効果	農地の有効活用により食料自給率の向上が図られる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	特定の事業主体が交付対象であるため
終期設定の有無	
開始年度	平成23年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	

補助金等の算出方法	定額
補助対象経費	当該事業要綱等で対象と認められる経費
成果指標の内容	低コスト耐候性ハウスの導入面積
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		10,868	10,991	12,479
決算額		10,092	10,500	12,169
(財源)	市			
	国	10,092	10,500	12,169
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	84ha	84ha	84ha
成果指標(実績)	75ha	77ha	78ha

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

本補助金は、国の経営所得安定対策等事業の円滑な推進により、農地の有効活用による食料自給率の向上を図ることが目的である。また、本補助金の成果指標は、低コスト耐候性ハウスの導入面積となっている。

【意見】

低コスト耐候性ハウスの導入面積は、本補助金の目的との関連性が理解しづらく補助金の目的を達成しているかどうかを判定する指標としては市民の理解が得られないおそれがある。

よって、市は、本補助金の目的を達成しているかどうか判別する指標として別の成果指標の必要性を検討することが望ましい。

エ 【No.63】令和 3 年度畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)(令和 3 年度補正)補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	令和 3 年度畜産クラスター事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)(令和 3 年度補正)補助金
所管部署	農水局農政部農業支援課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則 熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱 等
制定日	昭和 43 年 10 月 1 日 昭和 58 年 4 月 1 日 平成 28 年 1 月 20 日
歳出予算事業名	(経済対策) 畜産クラスター事業
実施計画	第 7 章第 1 節基本方針 2 (4) 収益性の高い畜産業の推進
交付先(最終交付先)	火の君ポークプロジェクト協議会
対象事業の概要	畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等に対して総合的に支援する。
交付目的	地域全体の収益力の向上に寄与することを目的とする。
交付の必要性	地域の収益性向上という観点から事業実施主体への支援を行い、取組主体の施設整備による生産性向上を推進することが必要である。
費用対効果	施設整備を行うことにより、収益力強化を図ることができる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	事業主体が限定されるため(畜産クラスター計画策定団体) 別途県が関係団体に対し要望調査を実施
終期設定の有無	無

開始年度	平成 27 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	補助対象事業費の 2 分の 1 以内
補助対象経費	当該事業要綱等で対象と認められる経費
成果指標の内容	1 戸当たりの畜産物の産出額
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額			385,997
決算額			385,997
(財源)	市		
	国		385,997
	県		
	その他		
交付先数			1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)	48 百万円	48 百万円	48 百万円
成果指標 (実績)	48 百万円 (H30)	40 百万円 (R1)	44 百万円 (R2)

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産について

【現状】

熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱 (以下「要綱」という。)において、補助対象に工事が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。

【意見】

本補助金は、地域全体の収益力の向上に寄与することを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。

よって、市は、処分制限財産に関して、例えば、農林水産省が発出している畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱 (以下「国要綱」という) に準ずる旨

を要綱において規定することが望ましい。

(意見)消費税仕入控除税額について

【現状】

市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。

【意見】

市は、国要綱に基づき消費税を交付対象経費に含めない取扱いをしているが、市の要綱においても消費税仕入控除税額に関する規定を設けておいた方が、明瞭性の観点から望ましいと考えられる。

よって、市は、消費税仕入控除税額に関して、例えば、国要綱に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

オ 【No.64】令和 4 年度(2022 年度)産地パワーアップ事業(産地生産基盤パワーアップ事業) 補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	令和 4 年度(2022 年度)産地パワーアップ事業 (産地生産基盤パワーアップ事業)補助金
所管部署	農水局農政部農業支援課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則 熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱 等
制定日	昭和 43 年 10 月 1 日 昭和 58 年 4 月 1 日 令和 2 年 2 月 28 日
歳出予算事業名	農業生産振興事業
実施計画	第 7 章第 1 節基本方針 1 (2) 安定した農業生産・集出荷の推進
交付先(最終交付先)	鹿本農業協同組合園芸部会
対象事業の概要	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する場合、取組主体に総事業費の 1/2 以内で補助金を交付する。
交付目的	地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るため。
交付の必要性	産地の高収益化を図り、生産者の経営安定を支援するために必要である。
費用対効果	農業用機械・施設整備を行うことで、産地の収益力強化を図ることができる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	J A 等の関係団体と連携し要望調査を実施
終期設定の有無	無
開始年度	平成 27 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	

補助金等の算出方法	補助対象事業費の2分の1以内
補助対象経費	当該事業要綱等で対象と認められる経費
成果指標の内容	低コスト耐候性ハウスの導入面積
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額			59,531	46,320
決算額			23,112	35,850
(財源)	市			
	国		23,112	35,850
	県			
	その他			
交付先数			1	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	84ha	84ha	84ha
成果指標(実績)	75ha	77ha	78ha

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産について

【現状】

熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱(以下「要綱」という。)において、補助対象に工事が含まれているが、処分制限財産に関して要綱において規定されていない。

【意見】

本補助金は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図ることを目的としており公益性の観点から問題はないと考えられるが、補助金で取得した固定資産から売却収入を得ることは公益性の観点から問題である。

よって、市は、処分制限財産に関して、例えば、農林水産省が発出している産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱(以下「国要綱」という)に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。

(意見)消費税仕入控除税額について

【現状】

市は、要綱において、消費税仕入控除税額に関して規定していない。

【意見】

市は、国要綱に基づき消費税を交付対象経費に含めない取扱いをしているが、市の要綱においても消費税仕入控除税額に関する規定を設けておいた方が、明瞭性の観点から望ましいと考えられる。

よって、市は、消費税仕入控除税額に関して、例えば、国要綱に準ずる旨を要綱において規定することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)成果指標の設定について

【現状】

本補助金は、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図ることが目的である。また、本補助金の成果指標は、低コスト耐候性ハウスの導入面積となっている。令和2年度の決算額は無いにもかかわらず、令和2年度の成果指標（実績）には数値が記載されている。

【意見】

低コスト耐候性ハウスの導入面積は、本補助金の目的との関連性が理解しづらく補助金の目的を達成しているかどうかを判定する指標としては市民の理解が得られないおそれがある。

よって、市は、本補助金の目的を達成しているかどうか判別する指標として別の成果

指標の必要性を検討することが望ましい。

カ 【No.65】熊本市夢と活力ある農業推進事業

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市夢と活力ある農業推進事業
所管部署	農水局北東部農業振興センター農業振興課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則 熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱
制定日	昭和 43 年 10 月 1 日 平成 28 年 3 月 29 日
歳出予算事業名	夢と活力ある農業推進事業
実施計画	7-1-1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進
交付先（最終交付先）	鹿本農業協同組合ほか 35 件
対象事業の概要	高品質化・低コスト化への取組みなど、各区の特性をいかした多様な取組みを支援する。
交付目的	競争力の高い農業の振興を図ることを目的として、農業者や農業者団体等が自ら行う農業経営の高度化に資する多種多様な取組に対して支援を行うことで、農業が本市において夢と活力のある基幹産業として持続的に発展することを目指す。
交付の必要性	本市が全国有数の農業都市として持続的に発展するためには、市独自にきめ細やかな支援を行なうことが必要である。
費用対効果	令和 2 年度実績 35,141 千円 ・推進事業 9 件 有機 J A S 認証取得支援等により安全・安心な農産物生産の推進、農業研修生募集に係る取組の支援により労働力確保・人材育成推進等が図られた。 ・整備事業 67 件 共同利用機械、園芸用施設、鳥獣被害対策用わな等の整備・導入等により、高品質化・低コスト化が図られた。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	事業メニューによって異なるが、以下のいずれ

	<p>かに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者、認定農業者、認定新規就農者（市域に住所を有している者） ・農業協同組合（市域に住所を有している農業者を組合員に含むもの） ・農業者が組織する団体及び農区（構成員が3戸以上であり、かつ市域に住所を有している農業者が構成員の過半を占めるもの） <p>農業者については、経営耕地面積が30a以上または1年間における農産物販売金額が50万円以上であるもの。</p>
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無し
開始年度	平成28年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	1/2以内、1/3以内、定額（事業メニューによって異なる）
補助対象経費	機械等の導入経費や、試験実施、認証取得に要する経費
成果指標の内容	<p>なす：省力化品種導入割合</p> <p>かんきつ：優良品種導入面積（令和元年度からの累計）</p> <p>すいか：上位等級の割合</p> <p>補助事業によるスマート農業の取組件数（令和元年度からの累計）</p>
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		10,051	16,697	10,692
決算額		9,747	16,565	10,692
（財源）	市	9,747	16,565	10,692
	国	-	-	-
	県	-	-	-

	その他	-	-	-
交付先数		30	31	36

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	91%	91%	91%
	40.0ha	40.0ha	40.0ha
	85%	85%	85%
	60件	60件	60件
成果指標（実績）	82%	95%	98%
	16.6ha	27.4ha	35.2ha
	83%	85%	81%
	18件	28件	40件

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産を処分した場合の取扱いの明確化について

【現状】

熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）によれば、処分制限財産に関して以下のとおり規定されている。

< 処分制限財産 >

<p>(財産の処分の制限)</p> <p>第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する財産については、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間をいう。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p>
--

出所：実施要綱

現状の実施要綱では、処分制限財産の処分（売却など）がなされた場合の具体的取扱いについての規定がなく、仮に処分されたとしても補助金等の返還を請求する根拠がない状態となっている。

【意見】

補助金を財源として取得した財産については、その目的に沿った使用をすることで補助金の目的を達成することが可能となる。

そのため、処分制限財産について処分が行われた場合には、補助金の返還を求めることも検討すべきである。

よって市は、補助金の返還を求める根拠として、実施要綱において処分制限財産を処分した場合の取扱いについて規定することが望ましい。

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

<暴力団の排除に関する総合的な施策の推進>

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、実施要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると

考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。
() に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)補助事業ごとの成果指標の設定について

【現状】

本補助金の補助対象事業は、以下のとおりである。

< 補助対象事業 >

別表（第4条関係）

事業名

推進事業

1. 安全安心・環境対策支援事業
2. 新規作物・新技術導入支援事業
3. 鳥獣被害対策支援事業
4. 労働力確保支援事業
5. 農福連携推進事業
6. スマート農業推進事業

整備事業

1. 環境対策整備事業
2. 共同利用機械・施設整備事業

3. 園芸作物整備事業
 4. 災害被害防止整備事業
 5. 畜産整備事業
 6. 家畜防疫対策整備事業
 7. 鳥獣被害対策整備事業
 8. 労働力確保整備事業
 9. 軽労働化整備事業
 10. スマート農業整備事業
- 市長特認

出所：実施要綱

一方、(ア)補助金等の概要に記載のとおり、本補助金の成果指標は以下のとおりとなっている。

<本補助金の成果指標>

- なす：省力化品種導入割合
- かんきつ：優良品種導入面積（令和元年度からの累計）
- すいか：上位等級の割合
- 補助事業によるスマート農業の取組件数（令和元年度からの累計）

出所：市回答

【意見】

成果指標は、補助事業の実施後、本補助金の成果を測定するための指標となるものであるため、補助対象事業との関連性が重要となる。

しかし、市が設定している成果指標については、補助事業によるスマート農業の取組件数以外は、補助対象事業との関連性が乏しく、事業の評価を行うには適していないと考えられる。

よって市は、補助事業の事後的な評価を適切に行うため、成果指標の設定にあたって、補助対象事業ごとに関連する適切な成果指標を設定することが望ましい。

キ 【No.66】農地利用効率化等支援交付金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	農地利用効率化等支援交付金
所管部署	農水局北東部農業振興センター農業振興課
根拠規程等	農地利用効率化等支援交付金実施要綱 熊本市補助金等交付規則 熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱
制定日	令和4年3月30日 昭和43年10月1日 昭和58年4月1日
歳出予算事業名	農地利用効率化等支援交付金
実施計画	7-2-1(2)持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
交付先(最終交付先)	有限会社高森農場
対象事業の概要	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて生産の効率化に取り組む場合の必要な農業用機械・施設等の導入を支援することを目的とする。併せて、農業信用基金協会への補助金の積み増しを行うことにより、金融機関への債務保証を拡大し、中心経営体に対する融資の円滑化等を図るもの。
交付目的	認定農業者等地域の中心経営体が、規模拡大や経営の複合化等に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入等について支援することにより、生産者の負担軽減、計画的返済の実施及び早期の所得増大に寄与するもの。
交付の必要性	農産物の高付加価値化や規模拡大などは農業経営を発展させるに必要な取組であり、このような項目を目標とし、その達成に取り組む担い手を支援することは本市農業振興の観点から必要不可欠である。
費用対効果	付加価値額の拡大、売上高の拡大又は経営コストの縮減など経営発展に関する目標を定め、この目標達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の

	育成に繋がる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	・認定農業者、認定就農者など実質化された人・ 農地プランに位置付けられた中心経営体 ・地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者等
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無し
開始年度	令和4年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	機械等の導入金額の3/10以内
補助対象経費	機械等の導入金額の3/10以内
成果指標の内容	販売農家1戸あたりの経営耕地面積
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		-	-	14,955
決算額		-	-	14,149
(財源)	市	-	-	-
	国	-	-	14,149
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		-	-	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	1.73	1.75	1.76
成果指標(実績)	1.80	1.80	1.81

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について

【現状】

本補助金は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に

向けて生産の効率化に取り組む場合の必要な農業用機械・施設等の導入を支援することを目的として交付されるものであるため、補助対象経費には機械・施設等の財産が含まれる。

熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱(以下「本補助金交付要綱」という。)を閲覧したところ、処分制限財産に関する規定の記載がない。

なお、本補助金は、国による財源負担があるが、国の交付金実施要綱については、処分制限財産に関する規定が明記されている。

【意見】

固定資産のような財産は、1年以上の期間に亘って使用可能であり、補助金交付の後年度に譲渡等の処分が行われると、補助金の交付目的を逸するだけでなく、処分により換金可能性がある場合は不正等のリスクも招きかねない。

本補助金については、国の交付金実施要綱については処分制限財産に関する規定があるものの、本補助金交付要綱においては同様の規定がない。

よって、市は、本補助金交付要綱においても処分制限財産に関して、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等に係る規定を明記することが望ましい。

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

<暴力団の排除に関する総合的な施策の推進>

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施さ

れるべきと考えられる。

しかし、本補助金交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。 (に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)概算払の理由の明確化について

【現状】

補助事業者は、「事業の円滑な推進を図る」ことを理由として、令和5年3月10日付で補助金等概算交付申請書を市に提出した。

市は当該申請書を受け、課内で決裁を行い、令和5年3月13日付で補助事業者に対して補助金等概算交付通知書を発出するとともに、同日付で支出命令を行っている(振込日は令和5年3月20日)。

年度末に近いタイミングでの概算交付申請であったものの、理由には「事業の円滑な推進を図る」との記載しかなかったため、市にさらなる理由を質問したところ、以下の回答を得た。

< 概算払の必要性 >

当事業については熊本県を經由する国庫補助事業であり、熊本県からの交付確定通知は翌年度に発出されます。
--

事業上、助成対象者への支払いおよび助成対象者から業者への支払いを年度内に行うことが定められているため、県からの交付確定通知を待ってから精算払を行うことは不可能になります。

そのため、県からも概算払にて手続きを行うよう指示がっており、たとえ年度末に補助金を支払う状況だとしても概算払にて処理しなければならない、となっております。

しかし、質問により得た回答については、概算払を行う際の決裁文書には記載がなかった。

【意見】

補助金の交付は精算払が原則であり、概算払は必要と認められた場合に限り許容される例外的な取扱いである。そのため、概算払を許容する場合には、その必要性を十分に検討した上で決裁を行う必要がある。

< 概算払の規定 >

(補助金等の交付)

- 第 11 条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後（補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後）に交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金等概算交付申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならないこととする。
- 4 市長は、第 2 項の概算額の交付決定をしたときは、補助金等概算交付通知書(様式第 7 号)により補助事業者等に通知するものとする。

出所：熊本市補助金等交付規則

特に本補助金のように年度末直前での概算交付については、相応の理由が必要であることから、決裁文書において、概算払の必要性を十分に文書化して決裁を行うことが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交

付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

ク 【No.67】農業次世代人材投資資金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	農業次世代人材投資資金
所管部署	農水局北東部農業振興センター農業振興課
根拠規程等	農業人材力強化総合支援事業実施要綱 熊本市補助金等交付規則 熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱
制定日	平成24年4月6日 昭和43年10月1日 昭和58年4月1日
歳出予算事業名	農業次世代人材投資事業
実施計画	2-1-1 担い手の育成・確保の推進
交付先（最終交付先）	新規就農者 18 件
対象事業の概要	経営開始時点で 50 歳未満の独立自営就農者に対し、経営開始 1 年目～3 年目は 150 万円、4 年目～5 年目は 120 万円を定額で交付し、経営発展に向けた取組を促進する。
交付目的	次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者への資金の交付等の取組を行い、農政新時代に必要な人材力の強化を図ることを目的とする。
交付の必要性	本市農業の担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、また将来的な農業者数の維持のためにも、本事業による支援が必要である。
費用対効果	就農希望者や新規就農者への支援を行うことで、将来的な農業の維持・発展が見込まれ、食料自給率の向上、税収の増加等に繋がる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	農業人材力強化総合支援事業実施要綱の交付要件を満たす新規就農者。
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無し
開始年度	平成 24 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度

補助金等の算出方法	定額
補助対象経費	
成果指標の内容	販売農家に占める担い手のシェア
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		40,827	38,302	24,375
決算額		37,328	37,552	24,375
(財源)	市			
	国	37,328	37,552	24,375
	県			
	その他			
交付先数		26	25	18

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	34%	34%	34%
成果指標(実績)	35%	35%	35%

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について

【現状】

市は、農業次世代人材投資資金のうち、「経営開始資金」(以下「本補助金」という。)について事業を行っている。

経営開始資金事業は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付する事業である。

経営開始資金の対象となる経費については、消費税等の対象となるもの(課税仕入)が含まれていると考えられるが、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱(以下「交付要綱」という。)上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。

【指摘事項】

対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書を入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。

なお、本補助金の交付対象者は就農直後であることが想定されているが、いわゆる「インボイス制度」の開始に伴い、就農直後であっても消費税の課税事業者になることを選択している可能性がある点に留意が必要である。

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する

観点から、交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。 (に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)補助事業に対応した成果指標の設定について

【現状】

本補助金の補助対象事業は、以下のとおりである。

< 補助対象事業 >

第2 事業の種類 2 経営開始資金 次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付する事業

出所：(別記2) 就農準備資金・経営開始資金

一方、(ア) 補助金等の概要に記載のとおり、本補助金の成果指標は「販売農家に占める担い手のシェア」と設定している。

【意見】

成果指標は、補助事業の実施後、本補助金の成果を測定するための指標となるものであるため、補助対象事業との関連性が重要となる。

しかし、市が設定している成果指標については、補助対象事業との関連性が乏しく、事業の評価を行うには適していないと考えられる。

よって市は、補助事業の事後的な評価を適切に行うため、成果指標の設定にあたって、補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定することが望ましい。

ケ 【No.68】熊本市畜産経営継続緊急支援事業支援金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市畜産経営継続緊急支援事業支援金
所管部署	農水局北東部農業振興センター農業振興課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則 熊本市畜産経営継続緊急支援事業支援金交付要綱
制定日	昭和43年10月1日 令和4年12月21日
歳出予算事業名	畜産経営継続緊急支援事業
実施計画	7-1-2(4)収益性の高い畜産業の推進
交付先(最終交付先)	(有)富田牧場ほか84件
対象事業の概要	本市に住所を有する畜産経営体(個人・法人)に対し、飼料コスト上昇額を基に畜種ごとに交付単価(定額)を設定、飼養頭羽数に応じた額を交付する。
交付目的	飼料価格の高騰により経営に深刻な影響を受けている畜産農業者に対し、支援金を交付することで経営継続を後押しする。
交付の必要性	飼料の大半を輸入する畜産業では飼料の価格高騰が経営を圧迫しており、畜産経営体の経営継続を後押しするためには必要な事業である。
費用対効果	今後も価格の高止まりが予想される中、支援金を交付することにより、本市畜産経営体の経営力強化及び経営の継続を図ることができる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	あらかじめ交付対象者(熊本市内に住所を有する畜産経営体)の把握ができていたため。
終期設定の有無	無し
開始年度	令和4年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	-
補助金等の算出方法	交付単価

	令和4年2月1日時点において 牛(乳用牛): 15,000 円/頭 牛(肉用牛): 5,700 円/頭 豚: 1,600 円/頭 鶏: 7,000 円/100 羽あたり 馬: 6,600 円/頭 (1 経営体あたり上限 5,000 千円)
補助対象経費	
成果指標の内容	1 戸当たりの畜産物の産出額
成果指標を設定していない場合は、その理由	

: 該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位: 千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		-	-	85,649
決算額		-	-	85,649
(財源)	市	-	-	85,649
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数				85 件

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	48 百万円	48 百万円	48 百万円
成果指標(実績)	48 百万円 (平成30年度)	40 百万円 (令和元年度)	44 百万円 (令和2年度)

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金の効果に係る事後的検証について

【現状】

市は、「(ア)補助金等の概要」にも記載のとおり、本補助金の成果指標として「1 戸当たりの畜産物の産出額」を設定している。

市によれば、当該成果指標を設定した理由は、「物価高騰により畜産経営の継続が困難となる中、本補助金により廃業を踏みとどまることができたかを測定するため」とのことである。

しかし、「1 戸当たりの畜産物の産出額」が減少しなかった理由が、本補助金だけの

影響とは限られないため、本補助金の効果をダイレクトに測定する指標としてはなじまない可能性がある。

また、市は本補助金に関して、補助対象事業者に対するアンケートはとっていない。

【意見】

物価高騰に対する補助金の効果をダイレクトに測定する成果指標の設定は、困難であると思われるが、市は、補助対象事業者に対してアンケートを取るなどして、事後的に本補助金の効果を把握することが望ましい。

コ 【No.69】熊本市夢と活力ある農業推進事業

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市夢と活力ある農業推進事業
所管部署	農水局西南部農業振興センター農業振興課
根拠規程等	熊本市補助金等交付規則 熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱
制定日	昭和 43 年 10 月 1 日 平成 28 年 3 月 29 日
歳出予算事業名	夢と活力ある農業推進事業
実施計画	7-1-1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進
交付先（最終交付先）	熊本市農業協同組合ほか 43 件
対象事業の概要	高品質化・低コスト化への取組みなど、各区の特性をいかした多様な取組みを支援する。
交付目的	競争力の高い農業の振興を図ることを目的として、農業者や農業者団体等が自ら行う農業経営の高度化に資する多種多様な取組に対して支援を行うことで、農業が本市において夢と活力のある基幹産業として持続的に発展することを目指す。
交付の必要性	本市が全国有数の農業都市として持続的に発展するためには、市独自にきめ細やかな支援を行なうことが必要である。
費用対効果	令和 2 年度実績 35,141 千円 ・推進事業 9 件 有機 J A S 認証取得支援等により安全・安心な農産物生産の推進、農業研修生募集に係る取組の支援により労働力確保・人材育成推進等が図られた。 ・整備事業 67 件 共同利用機械、園芸用施設、鳥獣被害対策用わな等の整備・導入等により、高品質化・低コスト化が図られた。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	事業メニューによって異なるが、以下のいずれ

	<p>かに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者、認定農業者、認定新規就農者（市域に住所を有している者） ・農業協同組合（市域に住所を有している農業者を組合員に含むもの） ・農業者が組織する団体及び農区（構成員が3戸以上であり、かつ市域に住所を有している農業者が構成員の過半を占めるもの） <p>農業者については、経営耕地面積が30a以上または1年間における農産物販売金額が50万円以上であるもの。</p>
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無し
開始年度	平成28年度
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	1/2以内、1/3以内、定額（事業メニューによって異なる）
補助対象経費	機械等の導入経費や、試験実施、認証取得に要する経費
成果指標の内容	<p>なす：省力化品種導入割合</p> <p>かんきつ：優良品種導入面積（令和元年度からの累計）</p> <p>すいか：上位等級の割合</p> <p>補助事業によるスマート農業の取組件数（令和元年度からの累計）</p>
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		25,763	14,003	20,008
決算額		25,394	13,386	19,903
（財源）	市	25,394	13,386	19,903
	国	-	-	-
	県	-	-	-

	その他	-	-	-
交付先数		46	60	44

< 補助金等の効果（成果指標） > 全庁分

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	91%	91%	91%
	40.0ha	40.0ha	40.0ha
	85%	85%	85%
	60件	60件	60件
成果指標（実績）	82%	95%	98%
	16.6ha	27.4ha	35.2ha
	83%	85%	81%
	18件	28件	40件

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産を処分した場合の取扱いの明確化について

【現状】

熊本市夢と活力ある農業推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）によれば、処分制限財産に関して以下のとおり規定されている。

< 処分制限財産 >

<p>(財産の処分の制限)</p> <p>第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する財産については、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間をいう。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p>
--

出所：実施要綱

現状の実施要綱では、処分制限財産の処分（売却など）がなされた場合の具体的取扱いについての規定がなく、仮に処分されたとしても補助金等の返還を請求する根拠がない状態となっている。

【意見】

補助金を財源として取得した財産については、その目的に沿った使用をすることで補助金の目的を達成することが可能となる。

そのため、処分制限財産について処分が行われた場合には、補助金の返還を求めることも検討すべきである。

よって市は、補助金の返還を求める根拠として、実施要綱において処分制限財産を処分した場合の取扱いについて規定することが望ましい。

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、実施要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると

考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。
() に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)補助事業ごとの成果指標の設定について

【現状】

本補助金の補助対象事業は、以下のとおりである。

< 補助対象事業 >

別表（第4条関係）

事業名

推進事業

1. 安全安心・環境対策支援事業
2. 新規作物・新技術導入支援事業
3. 鳥獣被害対策支援事業
4. 労働力確保支援事業
5. 農福連携推進事業
6. スマート農業推進事業

整備事業

1. 環境対策整備事業
2. 共同利用機械・施設整備事業

3. 園芸作物整備事業
 4. 災害被害防止整備事業
 5. 畜産整備事業
 6. 家畜防疫対策整備事業
 7. 鳥獣被害対策整備事業
 8. 労働力確保整備事業
 9. 軽労働化整備事業
 10. スマート農業整備事業
- 市長特認

出所：実施要綱

一方、(ア)補助金等の概要に記載のとおり、本補助金の成果指標は以下のとおりとなっている。

<本補助金の成果指標>

- なす：省力化品種導入割合
- かんきつ：優良品種導入面積（令和元年度からの累計）
- すいか：上位等級の割合
- 補助事業によるスマート農業の取組件数（令和元年度からの累計）

出所：市回答

【意見】

成果指標は、補助事業の実施後、本補助金の成果を測定するための指標となるものであるため、補助対象事業との関連性が重要となる。

しかし、市が設定している成果指標については、補助事業によるスマート農業の取組件数以外は、補助対象事業との関連性が乏しく、事業の評価を行うには適していないと考えられる。

よって市は、補助事業の事後的な評価を適切に行うため、成果指標の設定にあたって、補助対象事業ごとに関連する適切な成果指標を設定することが望ましい。

サ 【No.70】 農業次世代人材投資資金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	農業次世代人材投資資金
所管部署	農水局西南部農業振興センター農業振興課
根拠規程等	農業人材力強化総合支援事業実施要綱 熊本市補助金等交付規則
制定日	平成 24 年 4 月 6 日 昭和 43 年 10 月 1 日
歳出予算事業名	農業次世代人材投資事業
実施計画	2-1-1 担い手の育成・確保の推進
交付先（最終交付先）	新規就農者 18 件
対象事業の概要	経営開始時点で 50 歳未満の独立自営就農者に対し、経営開始 1 年目～3 年目は 150 万円、4 年目～5 年目は 120 万円を定額で交付し、経営発展に向けた取組を促進する。
交付目的	次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者への資金の交付等の取組を行い、農政新時代に必要な人材力の強化を図ることを目的とする。
交付の必要性	本市農業の担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、また将来的な農業者数の維持のためにも、本事業による支援が必要である。
費用対効果	就農希望者や新規就農者への支援を行うことで、将来的な農業の維持・発展が見込まれ、食料自給率の向上、税収の増加等に繋がる。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	農業人材力強化総合支援事業実施要綱の交付要件を満たす新規就農者。
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無し
開始年度	平成 24 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	定額

補助対象経費	
成果指標の内容	販売農家に占める担い手のシェア
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	36,682	28,886	19,125
決算額	32,182	28,886	18,750
(財源)	市		
	国	32,182	28,886
	県		
	その他		
交付先数	31	25	18

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	34%	34%	34%
成果指標(実績)	35%	35%	35%

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について

【現状】

市は、農業次世代人材投資資金のうち、経営開始資金(以下「本補助金」という。)について事業を行っている。

経営開始資金事業は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付する事業である。

経営開始資金の対象となる経費については、消費税等の対象となるもの(課税仕入)が含まれていると考えられるが、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱(以下「交付要綱」という。)上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。

【指摘事項】

対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けて

おらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。

なお、本補助金の交付対象者は就農直後であることが想定されているが、いわゆる「インボイス制度」の開始に伴い、就農直後であっても消費税の課税事業者になることを選択している可能性がある点に留意が必要である。

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。
(に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)補助事業に対応した成果指標の設定について

【現状】

本補助金の補助対象事業は、以下のとおりである。

< 補助対象事業 >

第2 事業の種類

2 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付する事業

出所：(別記2) 就農準備資金・経営開始資金

一方、(ア) 補助金等の概要に記載のとおり、本補助金の成果指標は「販売農家に占める担い手のシェア」と設定している。

【意見】

成果指標は、補助事業の実施後、本補助金の成果を測定するための指標となるものであるため、補助対象事業との関連性が重要となる。

しかし、市が設定している成果指標については、補助対象事業との関連性が乏しく、事業の評価を行うには適していないと考えられる。

よって市は、補助事業の事後的な評価を適切に行うため、成果指標の設定にあたって、補助対象事業に関連する適切な成果指標を設定することが望ましい。

シ 【No.71】 経営体育成基盤整備事業補助金

(ア) 補助金等の概要

○小島・梅洞地区

< 概要 >

補助金等の名称	経営体育成基盤整備事業補助金
所管部署	農水局西南部農業振興センター基盤整備課
根拠規程等	熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱
制定日	昭和 58 年 4 月 1 日制定
歳出予算事業名	72-23-06 小島・梅洞地区農地集積化基盤整備事業
実施計画	持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
交付先（最終交付先）	熊本市西南土地改良区
対象事業の概要	農地・道路・水路等の基盤整備を実施し、将来の農業生産を担う経営体を育成するとともに、これらの経営体への農地集積や農地の汎用化による農家所得の向上による農業の持続的な発展を図るもの。
交付目的	意欲的に事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、地元負担の軽減を図るもの。
交付の必要性	地元負担の軽減という観点から補助を行うことで、事業効果をより発現する必要がある。
費用対効果	県営農業農村整備事業の実施にあたっては、事業の経済性評価として費用対効果（総費用総便益費）が 1.0 以上且つ、受益者の増加所得償還率が 0.4 以下であることが要件となっており、事業地区はこれを満足している。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	事業費を負担している団体への補助のため
終期設定の有無	無
開始年度	平成 21 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	補助対象事業費の 6 割

補助対象経費	ほ場整備費（電柱移設費除く）
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	県営事業に係る地元負担金に対する補助金のため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		8,122	8,100	4,200
決算額		6,781	5,544	1,498
（財源）	市	6,781	5,544	1,498
	国			
	県			
	その他			
交付先数		2	2	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			
成果指標（実績）			

○県営甲島口地区

< 概要 >

補助金等の名称	経営体育成基盤整備事業補助金
所管部署	農水局西南部農業振興センター基盤整備課
根拠規程等	熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱
制定日	昭和58年4月1日制定
歳出予算事業名	72-23-11 県営甲島口地区農地整備事業（経営体育成型）
実施計画	持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
交付先（最終交付先）	熊本市西南土地改良区
対象事業の概要	本事業により、基盤整備を実施し、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、これらの経営体への農地集積により効率的な営農による農家所得の向上や、農業の持続的な発展を図るものである。
交付目的	農業振興に関する事業を意欲的に行う事業者等

	に対し予算の範囲内において補助金交付するもの。
交付の必要性	農業の持続的発展には農業生産基盤整備事業の推進は不可欠であり、優良農地を確保するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成する必要がある。
費用対効果	県営農業農村整備事業の実施にあたって、事業の経済性評価として費用対効果（総費用総便益比）が 1.0 以上且つ、受益者の増加所得償還率が 0.4 以下であることが要件となっており、ともに満足している。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	事業費を負担している団体への補助のため
終期設定の有無	無
開始年度	平成 25 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	補助対象事業費の 6 割
補助対象経費	ほ場整備費（電柱移設費除く）
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	県営事業に係る地元負担金に対する補助金のため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		30,000	11,250	2,250
決算額		34,438	12,120	11,654
（財源）	市	34,438	12,120	11,654
	国			
	県			
	その他			
交付先数		2	2	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			
成果指標（実績）			

○県営宇土開地区

< 概要 >

補助金等の名称	経営体育成基盤整備事業補助金
所管部署	農水局西南部農業振興センター基盤整備課
根拠規程等	熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱
制定日	昭和58年4月1日制定
歳出予算事業名	72-23-54 県営宇土開地区農地整備事業（経営体育成型）
実施計画	持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
交付先（最終交付先）	熊本市西南土地改良区
対象事業の概要	本事業により、基盤整備を実施し、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、これらの経営体への農地集積により効率的な営農による農家所得の向上や、農業の持続的な発展を図るものである。
交付目的	農業振興に関する事業を意欲的に行う事業者等に対し予算の範囲内において補助金交付するもの。
交付の必要性	農業の持続的な発展には農業生産基盤整備事業の推進は不可欠であり、優良農地を確保するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成する必要がある。
費用対効果	県営農業農村整備事業の実施にあたって、事業の経済性評価として費用対効果（総費用総便益比）が1.0以上且つ、受益者の増加所得償還率が0.4以下であることが要件となっており、ともに満足している。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	事業費を負担している団体への補助のため

終期設定の有無	無
開始年度	平成30年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	補助事業費の6割
補助対象経費	ほ場整備費（電柱移設費除く）
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	県営事業に係る地元負担金に対する補助金のため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		29,625	14,460	9,937
決算額		40,789	14,934	7,346
（財源）	市	40,789	14,934	7,346
	国			
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）			
成果指標（実績）			

○県営元三・木部地区

< 概要 >

補助金等の名称	経営体育成基盤整備事業補助金
所管部署	農水局西南部農業振興センター基盤整備課
根拠規程等	熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱
制定日	昭和58年4月1日制定
歳出予算事業名	72-23-59 県営元三・木部地区農地整備事業（経営体育成型）
実施計画	持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
交付先（最終交付先）	加勢川土地改良区
対象事業の概要	ほ場の拡大、道路、用排水路の整備を行い、大型

	機械の導入による営農の合理化と水管理の省力化を図り、効率のよい営農を可能にし、基盤整備により優良農地を確保する。
交付目的	農業振興に関する事業を意欲的に行う事業者等に対し予算の範囲内において補助金交付するもの。 なお、本事業補助金については、県営事業における地元負担(分担金)軽減を図り、事業効果をより発現するもの。
交付の必要性	農業の持続的発展には農業生産基盤整備事業の推進は不可欠であり、優良農地を確保するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成する必要がある。
費用対効果	県営農業農村整備事業の実施にあたって、事業の経済性評価として費用対効果(総費用総便益比)が1.0以上且つ、受益者の増加所得償還率が0.4以下であることが要件となっており、ともに満足している。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	事業費を負担している団体への補助のため
終期設定の有無	無
開始年度	令和元年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	
補助金等の算出方法	補助対象事業費の6割
補助対象経費	ほ場整備費(電柱移設費除く)
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	県営事業に係る地元負担金に対する補助金のため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	7,875	14,625	32,250
決算額	10,140	15,225	34,217

(財源)	市	10,140	15,225	34,217
	国			
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見) 補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。</p>
--

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱(以下「事務取扱要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する

観点から、事務取扱要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。 (に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見) 補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

ス 【No.72】 県営松の木堰地区かんがい排水事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	県営松の木堰地区かんがい排水事業補助金
所管部署	農水局西南部農業振興センター基盤整備課
根拠規程等	熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱
制定日	昭和 58 年 4 月 1 日制定
歳出予算事業名	72-23-13 県営農業水利施設保全合理化事業
実施計画	持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
交付先（最終交付先）	熊本市西南土地改良区
対象事業の概要	老朽化した基幹水利施設（頭首工）の更新を行うことにより、施設の機能の保全を図り、農業用水の安定供給や河川上流域の水害を予防するものである。
交付目的	農業振興に関する事業を意欲的に行う事業者等に対し予算の範囲内において補助金交付するもの。 なお、本事業補助金については、県営事業における地元負担（分担金）軽減を図り、事業効果をより発現するもの。
交付の必要性	農業の持続的発展には農業水利施設が不可欠であり、本事業実施により適切に施設更新する必要がある。
費用対効果	県営農業農村整備事業の実施にあたっては、事業の経済性評価として費用対効果（総費用総便益比）が 1.0 以上且つ、受益者の総所得償還率が 0.2 以下であることが要件となっており、当該地区は満足している。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	事業費を負担している団体への補助のため
終期設定の有無	無
開始年度	平成 27 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	

補助金等の算出方法	補助対象事業費の6割
補助対象経費	基幹水利施設整備事業費
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	県営事業に係る地元負担金に対する補助金のため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		0	14,625	24,375
決算額		68,625	27,189	25,586
(財源)	市	68,625	27,189	25,586
	国			
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱(以下「事務取扱要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、事務取扱要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

<暴力団の排除に関する事項の記載例>

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。
(に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

セ 【No.73】水害予防事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	水害予防事業補助金
所管部署	農水局西南部農業振興センター基盤整備課
根拠規程等	熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱
制定日	昭和 58 年 4 月 1 日
歳出予算事業名	72 - 23 - 20 農業基盤整備事業
実施計画	持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
交付先（最終交付先）	熊本市西南土地改良区
対象事業の概要	農業用のかんがい及び排水施設において、農業以外の都市部等への排水に影響がある施設に関して、施設管理者に水害予防補助金を交付することで水害予防に努める。
交付目的	水害を予防するため樋門等の管理及び運営に要する費用に対して補助金を交付するもの。
交付の必要性	都市部・公共施設等への影響も大きい施設であり、公共上の効用の観点より水害予防補助金を交付する必要がある。
費用対効果	適切に施設運用することで農業上の水害予防（農業効果）と地域の水害予防（農外効果）に寄与できるものである。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	公共上の効用の観点から判断する必要があるため。
終期設定の有無	無
開始年度	
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	無
補助金等の算出方法	水害予防事業の補助金額（定額補助金額）標準算定基準
補助対象経費	313,000 円
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合	自然現象が影響するので、成果指標の設定がで

は、その理由	きないため
--------	-------

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		300	300	300
決算額		300	300	300
(財源)	市	300	300	300
	国			
	県			
	その他			
交付先数		2	2	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)				
成果指標(実績)				

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)市所有施設の管理に関する委託の検討について

【現状】

本補助金は、操作・監視経費及び塵芥作業経費から構成されている。

操作・監視経費は、大雨、洪水、高潮警報等発令時に必要なゲート操作及び監視に要する人件費をいう。

塵芥作業経費は、排水機場運転時に水面に大量に流れ込む水草の塵芥作業に要する人件費をいう。

補助対象施設のうち二丁樋門は市が所有しているが、当該施設については農業受益地の農業生産向上を目的として運用しているため、受益者である熊本市西南土地改良区が機能管理している。

所有者が市である施設について、市以外の事業者がその管理運営を行う場合、本来は委託業務で実施すべきである。

この点につき、市に質問をしたところ、過去からの経緯で、受益者である熊本市西南土地改良区への補助として事業を行っているとのことであった。

また、委託ではなく補助として行う場合、市所有施設を受益者である熊本市西南土地改良区へ賃貸借もしくは使用貸借をする必要がある。

賃貸借又は使用貸借を行っていることを示す書類について市へ提示を求めたが、提示はなかった。

【指摘事項】

二丁樋門については市が所有する施設であるため、当該施設の管理運営を委託業務として実施するよう検討する必要がある。

なお、当該施設の管理運営を委託業務ではなく、従来どおり補助事業として実施する場合には、所有者である市から熊本市西南土地改良区への賃貸借もしくは使用貸借の関係を書面上明確にする必要がある。

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市農業及び水産業振興補助金事務取扱要綱(以下「事務取扱要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、事務取扱要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。
(に✓を記入)

出所：監査人作成

(8) 都市建設局

ア 【No.74】熊本都市バス株式会社路線確保維持補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本都市バス株式会社路線確保維持補助金
所管部署	都市建設局交通政策部交通企画課
根拠規程等	熊本都市バス株式会社路線確保維持補助金交付要綱
制定日	平成 30 年 3 月 29 日
歳出予算事業名	地方バス路線維持費助成
実施計画	熊本市第 7 次総合計画 第 8 章安全で利便性が高い都市基盤の充実 第 3 節だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立 (1) 公共交通ネットワークの維持・再構築
交付先(最終交付先)	熊本都市バス株式会社
対象事業の概要	・市民の生活に必要な交通手段である、路線バスの維持・確保を図るため、路線バスの運行に対し補助金を交付するもの。 ・市営バス路線の移譲を受けて運行している熊本都市バス(株)の運行に係る欠損額に対する補助。
交付目的	公共交通機関以外に移動手段を持たない市民の移動手段を確保するため、主に赤字路線であっても生活交通に必要とされるバス路線の運行に対しての支援を行い、だれもが快適に移動できる公共交通体系を維持することを目的とする。
交付の必要性	市民の生活、社会活動に必要な交通手段を確保するために、引き続き支援していく必要がある。
費用対効果	生活交通に必要とされるバス路線の運行に対して支援することで、路線バスの維持・運行が図られ、渋滞緩和、まちの賑わい創出、地域間の交流促進、環境負荷軽減などのメリットがあると見込まれる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	

非公募の場合：非公募の理由	特定の事業者における補助事業のため
終期設定の有無	無
開始年度	
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	補助対象系統ごとの補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額の合計額
補助対象経費	人件費、燃料油脂費、修繕費等
成果指標の内容	路線バスの系統数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		511,000	549,081	393,796
決算額		510,349	498,281	339,007
(財源)	市	234,880	281,260	254,014
	国	275,469	217,021	84,993
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

(単位：系統)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	77	72	72
成果指標(実績)	72	72	73

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助対象経費について

【現状】

熊本都市バス株式会社路線確保維持補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)では、以下のとおり補助対象経費が定められている。

< 補助金の額 >

(補助金の額)

第5条 補助対象経費の額は、補助対象系統ごとの補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額(千円未満は切り捨てる。)の合計額とする。ただし、熊本

市域外を含む補助対象系統に係る補助対象経費の額は、次式により算出して得られた額（千円未満は切り捨てる。）とする。

「補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額」

×（「当該補助対象系統の熊本市域に係るキ口程」

÷「当該補助対象系統の総キ口程」

出所：本補助金交付要綱

上記の経常費用及び経常収益とは、損益計算書における集計金額を意味しており、具体的な費目等で補助対象か否かを判断しているわけではないとのことである。なお、次のとおり、補助対象系統は別表に定められているが、現状では全系統が補助対象系統とのことである。

< 補助対象系統 >

（補助対象系統）

第3条 補助対象運行系統は、別表に定めるとおりとする。

出所：本補助金交付要綱

したがって、現状では熊本都市バス株式会社が実施するバス運行事業全体の経常損失の見込額が、その経費の内容に関わらず補助対象として扱われる制度設計となっている。

【意見】

一般的に、交際費や飲食費等などは補助金の対象経費として不適切とされており、また、役員人件費等は補助金の対象経費とするに慎重を期するものである。

よって、市は、補助対象経費となる費目等について、対象外とする費目が無いか等を検討することが望ましい。なお、国補助も同様の考え方になっているとのことであるが、少なくとも熊本市として現状を是とする場合は、その判断内容について文書化しておくことが望ましい。

イ 【No.75】熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金（地域間幹線系統確保維持補助金）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金 （地域間幹線系統確保維持補助金）
所管部署	都市建設局交通政策部交通企画課
根拠規程等	熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付要綱
制定日	平成 25 年 9 月 2 日
歳出予算事業名	地方バス路線維持費助成
実施計画	熊本市第 7 次総合計画 第 8 章安全で利便性が高い都市基盤の充実 第 3 節だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立 （ 1 ）公共交通ネットワークの維持・再構築
交付先（最終交付先）	産交バス株式会社、熊本バス株式会社
対象事業の概要	・市民の生活に必要な交通手段である、路線バスの維持・確保を図るため、路線バスの運行に対し補助金を交付するもの。 ・国庫補助の対象系統のうち、補助要件等により対象外となった部分を補助するもの。
交付目的	公共交通機関以外に移動手段を持たない市民の移動手段を確保するため、主に赤字路線であっても生活交通に必要とされるバス路線の運行に対しての支援を行い、だれもが快適に移動できる公共交通体系を維持することを目的とする。
交付の必要性	市民の生活、社会活動に必要な交通手段を確保するために、引き続き支援していく必要がある。
費用対効果	生活交通に必要とされるバス路線の運行に対して支援することで、路線バスの維持・運行が図られ、渋滞緩和、まちの賑わい創出、地域間の交流促進、環境負荷軽減などのメリットがあると見込まれる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	

非公募の場合：非公募の理由	特定の事業者における補助事業のため
終期設定の有無	無
開始年度	
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和5年度
補助金等の算出方法	事前算定基準対象経費から国等補助対象経費又は国庫補助金申請額を控除した額
補助対象経費	人件費、燃料油脂費、修繕費等
成果指標の内容	路線バスの系統数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		15,174	57,390	46,000
決算額		14,678	50,057	45,901
(財源)	市	12,938	23,378	39,920
	国	1,740	26,679	5,981
	県			
	その他			
交付先数		2	2	2

< 補助金等の効果(成果指標) >

(単位：系統、地域・市施策・自主合計)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	214	211	212
成果指標(実績)	211	212	214

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助対象経費について

【現状】

熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)及び熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付における地域間計画補助金等算定表によれば、補助金額は、損益計算書の経常収益及び経常費用から計算された過去3年間の平均費用単価を主な基礎として算定される。

< 補助対象経費の額 >

(補助対象経費の額)

第6条 補助対象経費の額は、補助対象系統ごとに次のとおりとする。ただし、他の補助金等があるときは、市長は補助対象経費に必要な調整をすることができる。

(1) 補助対象期間における地域計画に定める1日当たりの計画運行回数が3回以上で計画平均乗車密度が5.0人未満の系統（地域計画別表において熊本県が同一の補助対象系統として取り扱うことを認めた系統にあっては、当該系統の主運行系統及び主運行系統と同一の補助対象系統として取り扱う系統を含む。）にあっては、事前算定基準対象経費から国等補助対象経費を控除した額（千円未満は切捨てる。）

(2) 補助対象期間における地域計画に定める平日1日当たりの計画運行回数が3回未満の系統（地域計画別表において熊本県が同一の補助対象系統として取り扱うことを認めた系統にあっては、当該系統の主運行系統及び主運行系統と同一の補助対象系統として取り扱う系統を含む。）にあっては、事前算定基準対象経費から国庫補助金申請額を控除した額（千円未満は切捨てる。）

出所：本補助金交付要綱

< 補助金の額 >

第7条 補助金の額は、補助対象系統ごとに次式で得られた額（千円未満は切捨てる。）を合算した額とする。

$$\text{「補助金の額」} = \text{「補助対象経費」} \times (\text{「市域に係る実車走行キロ」} \div \text{「当該運行系統の実車走行キロ」})$$

出所：本補助金交付要綱

この点、担当課によれば、具体的な費目ベースで補助対象か否かを判断しているわけではないとのことである。

したがって、現状では各バス会社の経常損失の見込額が、経費の内容に関わらず補助対象として取り扱われる制度設計になっている。

【意見】

一般的に、交際費や飲食費等などは補助金の対象経費として不適切とされており、また、役員人件費等は補助金の対象経費とするに慎重を期するものである。

よって、市は、補助対象経費となる費目等について、対象外とする費目が無いかなどを検討することが望ましい。なお、国補助も同様の考え方になっているとのことであるが、少なくとも熊本市として現状を是とする場合は、その判断内容について文書化しておくことが望ましい。

(意見)交付要綱と様式上の記載箇所に係る不整合について

【現状】

上記のとおり、本補助金交付要綱において補助対象経費の額が規定されているが、系統の計画運行回数等に応じて次のとおり、2つのケースに分けて定められている。

< 補助対象経費の額 >

(補助対象経費の額)

第6条 補助対象経費の額は、補助対象系統ごとに次のとおりとする。ただし、他の補助金等があるときは、市長は補助対象経費に必要な調整をすることができる。

(1) 補助対象期間における地域計画に定める1日当たりの計画運行回数が3回以上で計画平均乗車密度が5.0人未満の系統(地域計画別表において熊本県が同一の補助対象系統として取り扱うことを認めた系統にあっては、当該系統の主運行系統及び主運行系統と同一の補助対象系統として取り扱う系統を含む。)にあっては、事前算定基準対象経費から国等補助対象経費を控除した額(千円未満は切捨てる。)

(2) 補助対象期間における地域計画に定める平日1日当たりの計画運行回数が3回未満の系統(地域計画別表において熊本県が同一の補助対象系統として取り扱うことを認めた系統にあっては、当該系統の主運行系統及び主運行系統と同一の補助対象系統として取り扱う系統を含む。)にあっては、事前算定基準対象経費から国庫補助金申請額を控除した額(千円未満は切捨てる。)

出所：本補助金交付要綱

この点、実績報告書を閲覧したところ、計画運行回数が3回以上にも関わらず、補助金算定の様式上、(2)3回未満に該当するものとして記入されている系統が発見された。

担当課へ質問したところ、計画運行回数が3回以上であっても県の補助がない系統については、様式上の計算式の都合で(2)3回未満の算定欄に記入する運用となっているが、実際には(1)3回以上として県の補助を0にして計算されており、補助金額算定に誤りはないとのことであった。

具体的には、補助金額算定において、(1)3回以上の場合は国と県からの補助を差し引くが、(2)3回未満は国の補助のみ差し引く算定方法となっている。しかし、発見された系統には県の補助が存在しないにも関わらず、算定様式(1)3回以上の箇所で計算すると県の補助が差し引かれてしまうので、便宜上、算定様式(2)3回未満の箇所で計算していたとのことである。

【意見】

形式上の不備であり補助金への影響もないことから、今回の発見事案について重要な問題はないものとする。

しかし、本補助金の計算構造は、補助金一般に比べて相対的に複雑なプロセスとなっており、算定誤りに気付かず、重大な過誤につながる可能性も否定できない。

よって、市は、算定様式又は同様式の計算式を修正するなどして、事務処理の過誤防止に努めるとともに、本補助金交付要綱への準拠に関して客観性を確保することが望ましい。

ウ 【No.76】熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金(市施策系統確保維持補助金)

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金 (市施策系統確保維持補助金)
所管部署	都市建設局交通政策部交通企画課
根拠規程等	熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付要綱
制定日	平成 25 年 9 月 2 日
歳出予算事業名	地方バス路線維持費助成
実施計画	熊本市第 7 次総合計画 第 8 章安全で利便性が高い都市基盤の充実 第 3 節だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立 (1) 公共交通ネットワークの維持・再構築
交付先(最終交付先)	九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、 熊本バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社
対象事業の概要	・市民の生活に必要な交通手段である、路線バスの維持・確保を図るため、路線バスの運行に対し補助金を交付するもの。 ・市の施策上、維持していくことが必要と認められた系統等のうち、運行欠損を生じた系統に対して補助するもの。
交付目的	公共交通機関以外に移動手段を持たない市民の移動手段を確保するため、主に赤字路線であっても生活交通に必要とされるバス路線の運行に対しての支援を行い、だれもが快適に移動できる公共交通体系を維持することを目的とする。
交付の必要性	市民の生活、社会活動に必要な交通手段を確保するために、引き続き支援していく必要がある。
費用対効果	生活交通に必要とされるバス路線の運行に対して支援することで、路線バスの維持・運行が図られ、渋滞緩和、まちの賑わい創出、地域間の交流促進、環境負荷軽減などのメリットがあると見込まれる。
公募・非公募の別	非公募

公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	特定の事業者における補助事業のため
終期設定の有無	無
開始年度	
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和5年度
補助金等の算出方法	補助対象系統ごとの経常費用と経常収益の差額
補助対象経費	人件費、燃料油脂費、修繕費等
成果指標の内容	路線バスの系統数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		129,000	141,791	131,000
決算額		128,898	138,889	130,143
(財源)	市	121,268	118,142	121,476
	国	7,630	20,747	8,667
	県			
	その他			
交付先数		5	5	4

< 補助金等の効果(成果指標) >

(単位：系統、地域・市施策・自主合計)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	214	211	212
成果指標(実績)	211	212	214

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助対象経費について

【現状】

熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)によれば、補助金額を算定するに当たっては、損益計算書の経常収益及び経常費用から計算された当該年度の実績費用単価がベースとなる。

< 補助対象経費の額 >

(補助対象経費の額)

第26条 本章における補助対象経費の額は、補助対象系統ごとの経常費用と経常収

益の差額（千円未満は切捨てる。）とする。

出所：本補助金交付要綱

この点、担当課によれば、具体的な費目ベースで補助対象か否かを判断しているわけではないとのことである。

したがって、現状では各バス会社の経常損失が、経費の内容に関わらず補助対象として取り扱われる制度設計になっている。

【意見】

一般的に、交際費や飲食費等などは補助金の対象経費として不適切とされており、また、役員人件費等は補助金の対象経費とするに慎重を期するものである。

よって、市は、補助対象経費となる費目等について、対象外とする費目が無いかな等を検討することが望ましい。なお、国補助も同様の考え方になっているとのことであるが、少なくとも熊本市として現状を是とする場合は、その判断内容について文書化しておくことが望ましい。

エ 【No.77】熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金（自主運行系統確保維持補助金）

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金 （自主運行系統確保維持補助金）
所管部署	都市建設局交通政策部交通企画課
根拠規程等	熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付要綱
制定日	平成 25 年 9 月 2 日
歳出予算事業名	地方バス路線維持費助成
実施計画	熊本市第 7 次総合計画 第 8 章安全で利便性が高い都市基盤の充実 第 3 節だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立 （ 1 ）公共交通ネットワークの維持・再構築
交付先（最終交付先）	九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、 熊本バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社
対象事業の概要	・市民の生活に必要な交通手段である、路線バスの維持・確保を図るため、路線バスの運行に対し補助金を交付するもの。 ・地域間幹線系統、市施策系統、都市バス補助以外の系統で、運行欠損を生じた系統に対して補助するもの。
交付目的	公共交通機関以外に移動手段を持たない市民の移動手段を確保するため、主に赤字路線であっても生活交通に必要とされるバス路線の運行に対しての支援を行い、だれもが快適に移動できる公共交通体系を維持することを目的とする。
交付の必要性	市民の生活、社会活動に必要な交通手段を確保するために、引き続き支援していく必要がある。
費用対効果	生活交通に必要とされるバス路線の運行に対して支援することで、路線バスの維持・運行が図られ、渋滞緩和、まちの賑わい創出、地域間の交流促進、環境負荷軽減などのメリットがあると見込まれる。

公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	特定の事業者における補助事業のため
終期設定の有無	無
開始年度	
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和5年度
補助金等の算出方法	補助対象系統ごとの補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額
補助対象経費	人件費、燃料油脂費、修繕費等
成果指標の内容	路線バスの系統数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		182,026	269,738	184,546
決算額		119,741	256,601	184,340
(財源)	市	41,380	45,048	89,399
	国	78,361	211,553	94,941
	県			
	その他			
交付先数		4	4	4

< 補助金等の効果(成果指標) >

(単位：系統、地域・市施策・自主合計)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)	214	211	212
成果指標(実績)	211	212	214

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助対象経費について

【現状】

熊本市地方バス運行等特別対策事業費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)によれば、補助金額を算定するに当たっては、損益計算書の経常収益及び経常費用から計算された過去3年間の平均費用単価が主なベースとなる。

< 補助対象経費の額 >

補助対象経費の額

第 31 条 本章における補助対象経費の額は、補助対象系統ごとの補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額（千円未満は切捨てる。）とする。

ただし、補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）

出所：本補助金交付要綱

この点、担当課によれば、具体的な費目ベースで補助対象か否かを判断しているわけではないとのことである。

したがって、現状では各バス会社の経常損失の見込額が、経費の内容に関わらず補助対象として取り扱われる制度設計になっている。

【意見】

一般的に、交際費や飲食費等などは補助金の対象経費として不適切とされており、また、役員人件費等は補助金の対象経費とするに慎重を期するものである。

よって、市は、補助対象経費となる費目等について、対象外とする費目が無いかな等を検討することが望ましい。なお、国補助も同様の考え方になっているとのことであるが、少なくとも熊本市として現状を是とする場合は、その判断内容について文書化しておくことが望ましい。

オ 【No.78】熊本城周遊バス運行費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本城周遊バス運行費補助金
所管部署	都市建設局交通政策部交通企画課
根拠規程等	熊本城周遊バス運行事業補助金交付要綱
制定日	平成 18 年 3 月 28 日
歳出予算事業名	熊本城周遊バス運行費助成
実施計画	<p>熊本市第 7 次総合計画</p> <p>第 8 章安全で利便性が高い都市基盤の充実</p> <p>第 3 節だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立</p> <p>(1) 公共交通ネットワークの維持・再構築</p>
交付先(最終交付先)	熊本都市バス株式会社
対象事業の概要	熊本駅を起点に熊本桜町バスターミナルを経由して、桜の馬場・城彩苑や熊本城周辺の観光地を結ぶ周遊型観光バス。
交付目的	熊本駅を起点に、熊本城をはじめ周辺の熊本博物館などの文化施設を結ぶ周遊バスを運行することにより、路線沿線上の観光スポットを訪れる観光客の利便性の向上、市内観光拠点への円滑な移動を目指す。
交付の必要性	<p>熊本市唯一の周遊型観光バスであり、観光客の利便性の向上を図るために、引き続き支援していく必要がある。</p> <p>なお、熊本駅周辺地区と桜町・花畑周辺地区との回遊性向上を図り、中心市街地の一体的なぎわいを創出するうえで「しろめぐりん」は重要なツールとなる。</p>
費用対効果	熊本駅を発着地とした熊本城周遊バスを運行することで、観光客がバスを利用して気軽に中心市街地を回遊できるようになり、観光客にわかりやすい交通手段を提供できることと、熊本城及びその周辺施設を繋ぐルートが確立することで、来熊者の滞在時間が長くなることが見込める。

	また、観光シーズンにおいては、ひと月のバス乗車人数が1万人を超える月もあり、本市観光時における利便性の高い交通手段としての認知度が高まっているものと推測される。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	熊本城周遊バスの運行事業者選定の際に公募を実施しており、選定された事業者と運行協定を締結するため、補助金の受給者が特定事業者に限られるため。
終期設定の有無	無
開始年度	平成4年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和2年度
補助金等の算出方法	算定項目に基づいて算出した経費の額から収入の額を差し引いた額を基準額とし、これを元に当該年度の予算の範囲内で市長が決定する。
補助対象経費	人件費、燃料油脂費、修繕費等
成果指標の内容	熊本城周遊バスの年間利用者数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		40,000	40,000	39,000
決算額		37,569	36,453	35,036
(財源)	市	32,569	31,453	30,036
	国			
	県			
	その他	5,000	5,000	5,000
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

(単位：人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	89,794	40,815	44,689
成果指標 (実績)	40,815	44,689	79,967

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)仕入税額控除の取扱いについて

【現状】

本補助金に関しては、熊本城周遊バス運行事業補助金交付要綱には仕入税額控除に関する規定がない。

すなわち、消費税相当額を補助対象経費から減額する旨の運用がなく、しかも仕入控除税額に関する事後的な報告及び返還に関して明示されていない。

なお、令和4年度の補助対象事業者である熊本都市バス株式会社は、消費税の課税事業者である。

加えて、実績報告書に添付された「令和4年度熊本城周遊バス補助金(決算)算出資料」によれば、「6.消費税 上記1~5の支払いに係る消費税相当額」として、補助金の額に消費税相当額を含むことが明記されている。

【指摘事項】

当該事業は当初、公営企業が実施しており、その際に税込で補助金を交付していた慣行が継続している状況にあるとのことである。また、税込での補填によってようやく赤字が解消する状況にあるとのことであるが、消費税計算による仕入税額控除を踏まえ、実質的には二重に補助していると考えられ、補助金の返還を要する可能性も否定できない。

よって、市は、本補助金については補助対象事業者の仕入税額控除の状況を踏まえ、消費税相当額については原則として補助対象外とすべきである。なお、令和4年度の補助金については、仕入税額控除の状況を把握し、必要に応じて消費税相当額に相当する金額の返還を検討すべきである。

カ 【No.79】熊本市鉄道安全輸送設備等事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市鉄道安全輸送設備等事業補助金
所管部署	都市建設局交通政策部移動円滑推進課
根拠規程等	熊本市鉄道安全輸送設備整備事業費補助金交付要綱
制定日	平成 24 年 6 月 18 日
歳出予算事業名	鉄道維持費助成
実施計画	熊本電鉄安全輸送設備等整備協議会にて決定
交付先（最終交付先）	熊本電気鉄道株式会社
対象事業の概要	熊本電気鉄道に対して、運行を継続するために必要となる輸送設備の更新等経費を、国の支援と連携して関係自治体（県・合志市・熊本市）にて一部補助を行うもの。
交付目的	輸送設備の整備費等の一部を助成することにより、鉄道利用者輸送の安全性の向上、及び鉄道の維持を図ることを目的とする。
交付の必要性	熊本電気鉄道株式会社の安全な運行維持のため必要である。
費用対効果	本補助金により運行が維持されることにより、安心安全な市民の移動手段が確保される。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	熊本電気鉄道株式会社のみが対象
終期設定の有無	無
開始年度	平成 24 年度
終期年度	未定
直近の補助金等見直しの実施年度	無
補助金等の算出方法	補助対象経費の 1/9 を負担（国 1/3、県 1/9、合志市 1/18）
補助対象経費	(1)信号保安設備 (2)保安通信設備 (3)防護設備 (4)停車場設備

	(5)線路設備 (6)電路設備 (7)変電所設備 (8)車両設備 (9)前 8 号に掲げるもののほか市長が必要と認める設備
成果指標の内容	なし
成果指標を設定していない場合は、その理由	運行の継続を目的としているため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		26,867	11,333	43,953
決算額		26,680	10,953	43,618
(財源)	市	26,680	10,953	43,618
	国			
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)暴力団排除に係る施策の実施について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与すること

を目的とする。
(中略)
(市の責務)
第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市鉄道安全輸送設備整備事業費補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

なお、市によれば、この件について特段の対応は実施していないとのことである。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。

具体的には、実施伺において暴力団排除条項に係る規定を定めるとともに、当該規程に基づき、暴力団排除に係る確認を実施することが望ましい。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)指標の設定の再検討について

【現状】

市は、「補助金等の概要」に記載のとおり、「運行の継続を目的としている」ことを理

由に、成果指標を設定していない。

【意見】

本補助金は運航の継続を目的としているため成果の把握がしづらいことは理解できるが、本補助金に係る成果を把握することは重要であると考えられる。

本補助金については、成果指標の設定ではなく、市が実施する活動の指標の設定も考えられる。すなわち、運行を継続するために必要となる輸送設備の更新等経費を補助するものであるため、要整備箇所に対する整備状況や、全運航面等を考慮した指標の設定も考えられる。

よって、市は、活動指標の設定も踏まえ、本補助金の成果を把握する指標の設定を検討することが望ましい。

キ 【No.80】熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金
所管部署	都市建設局交通政策部移動円滑推進課
根拠規程等	熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金交付要綱
制定日	令和3年3月9日
歳出予算事業名	熊本市地域鉄道緊急支援事業
実施計画	無
交付先（最終交付先）	熊本電気鉄道株式会社
対象事業の概要	新型コロナウイルス感染症拡大により利用者が減少するなか、感染予防対策を講じながら事業を継続する鉄道事業者に対して、市民の移動手段を確保するための運行等に要した経費相当額を支援。
交付目的	市民の移動手段を確保するための必要な運行及びその継続に対する支援。
交付の必要性	熊本電気鉄道株式会社の運行維持のため必要である。
費用対効果	本補助金により運行が維持されることにより、安心安全な市民の移動手段が確保される。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	熊本電気鉄道株式会社のみが対象
終期設定の有無	なし
開始年度	令和2年度
終期年度	令和4年度（見込み）
直近の補助金等見直しの実施年度	無
補助金等の算出方法	補助対象経費 × 1/2 × 0.65(0.65は合志市との路線比按分)
補助対象経費	「新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない、直近の決算期における部門別損益対比表のうち、営業費に該当する費用から一般管理費及び減価償却費に該当する費用を減じた額」 × (令和元年度比運行便数(%)-令和元年度比輸

	送人員量(%)) × 支援期間 / 12
成果指標の内容	無
成果指標を設定していない場合は、その理由	運行の継続を目的としているため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		31,000	37,000	25,500
決算額		25,294	29,164	14,594
(財源)	市	25,294		
	国		29,164	14,594
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)実績確認の強化について

【現状】

本補助金の補助対象経費は、鉄道輸送事業に係る経費であり、「補助金等の概要」に記載のとおり、直近の決算期における部門別損益対比表を基礎として補助金が算定される。

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認している。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、事業実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、補助事業者の総勘定元帳等の会計書類まで遡った確認は実施していないとのことである。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法

を決定すべきと考える。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。本補助金については、現地調査を実施し、補助事業者の総勘定元帳等の会計書類と補助金の実績報告書との整合性等を確認することが考えられる。

ク 【No.81】熊本市タクシー事業者燃料費高騰支援事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市タクシー事業者燃料費高騰支援事業補助金
所管部署	都市建設局交通政策部移動円滑推進課
根拠規程等	熊本市タクシー事業者燃料価格高騰支援事業補助金交付要綱
制定日	令和4年11月1日
歳出予算事業名	【原油価格高騰分】タクシー事業者支援事業
実施計画	無
交付先（最終交付先）	タクシー事業者
対象事業の概要	コロナ禍や国際情勢の影響により、原油価格が高騰したため、熊本地域において営業するタクシー事業者へ燃料費（レギュラーガソリン）のうち高騰分を支援。
交付目的	市民の移動手段を確保するための必要な運行及びその継続に対する支援。
交付の必要性	熊本地域のタクシー事業者の営業継続のために必要。
費用対効果	本補助金によりタクシーの営業が維持されることにより、安心安全な市民の移動手段が確保される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	市内に本店（個人事業者においては住所）支店又は営業所を置くタクシー事業者であること
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	無
開始年度	令和4年度
終期年度	令和5年度（見込み）
直近の補助金等見直しの実施年度	無
補助金等の算出方法	補助対象経費 × 1/2
補助対象経費	（「令和4年度燃料単価」 - 「令和元年度燃料単価」） × 「燃料使用量」 令和4年度燃料単価 = 令和4年度の月毎の

	<p>熊本県ガソリン平均単価</p> <p>令和元年度燃料単価 = 令和元年度の月毎の熊本県ガソリン平均単価</p> <p>熊本県ガソリン平均単価とは、資源エネルギー庁が実施する給油所小売価格調査結果に基づき熊本県のレギュラーガソリン価格の当該期間の調査結果を平均した価格とする。</p> <p>燃料使用量 = ガソリン日平均使用量(14.2 (/日)) × 申請月の補助対象車両の延べ稼働日数</p>
成果指標の内容	無
成果指標を設定していない場合は、その理由	運行の継続を目的としているため

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位:千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額				50,800
決算額				12,212
(財源)	市			
	国			12,212
	県			
	その他			
交付先数				83

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金申請に係る利便性向上の検討について

【現状】

本補助金は、補助金受給を希望するタクシー事業者が、必要書類を作成し、書面で市担当部署へ提出することで申請手続が実施されている。

スマートフォン等を利用して、インターネット経由で申請を行えるような制度設計にはなっていない。

【意見】

市が実施している補助金事業のうち、町内自治振興補助金（地域活動推進課所管）、ごみステーション管理支援補助金（ごみ減量推進課所管）等はインターネット経由で申請が行える。これは、市全体で行政サービス DX 化の一環で実施されているものである。

本補助金については、タクシー事業者が対象であり、比較的申請件数も多いが、現状では紙による申請のみが認められる。

よって、市は、本補助金の利便性の向上を踏まえ、本補助金が今後継続される場合は、今後はインターネット経由による申請の可能性について、検討することが望ましい。

ケ 【No.82】熊本市航路事業者緊急支援事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市航路事業者緊急支援事業補助金
所管部署	都市建設局交通政策部移動円滑推進課
根拠規程等	熊本市航路事業者緊急支援事業補助金交付要綱
制定日	令和3年3月2日
歳出予算事業名	熊本市航路事業者緊急支援事業
実施計画	無
交付先（最終交付先）	熊本市内に本社を置く航路事業者
対象事業の概要	新型コロナウイルス感染症拡大により利用者が減少するなか、感染予防対策を講じながら事業を継続する航路事業者に対して、市民の移動手段を確保するための運航等に要した経費相当額を支援。
交付目的	市民の移動手段を確保するための必要な運航及びその継続に対する支援。
交付の必要性	熊本地域の航路維持のため必要である。
費用対効果	本補助金により運航が維持されることにより、安心安全な市民の移動手段が確保される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	熊本市内に本社を置く航路事業者
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	なし
開始年度	令和2年度
終期年度	令和4年度（見込み）
直近の補助金等見直しの実施年度	無
補助金等の算出方法	補助対象経費 × 1/4
補助対象経費	「新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない直近の決算期における航路損益計算書のうち、運航費に該当する費用」×（令和元年度比運航便数（%）-令和元年度比輸送人員量（%））×支援期間 / 12
成果指標の内容	無
成果指標を設定していない場合	運航の継続を目的としているため

は、その理由	
--------	--

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		17,000	28,000	18,500
決算額		16,489	18,060	13,051
(財源)	市			
	国	16,489	18,060	13,051
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)			
成果指標 (実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助対象経費の内容の明確化について

【現状】

本補助金の補助対象経費は、次のとおり、熊本市航路事業者緊急支援事業補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）に規定されている。

補助対象経費算定の基礎となる運航費については、具体的な定めがない。

< 補助対象経費の内容 >

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら継続する航路事業に要する経費とし、次式で得られた各月毎の補助対象経費を合算した額とする。

$$\text{「各月毎の補助対象経費」} = \text{「運航費」} \times (\text{「令和元年度比運航便数割合」} - \text{「令和元年度比輸送量割合」}) \times 1/12$$

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

出所：本補助金交付要綱

【意見】

補助対象経費算定の基礎となる運航費について具体的な定めがない場合、補助事業者の判断により、交際費、役員人件費等の特定の科目が運航費に含まれる可能性がある。結果として、補助事業者の判断で補助対象経費が変動してしまうこととなり、補助金額

の妥当性に疑義が生じかねない。

よって、市は、補助対象経費について、具体的な科目等や補助対象経費としては認められない内容等定め、補助事業者の判断により補助金額が変動するのを防ぐことが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書及び添付されている航路損益計算書等の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書等の具体的な確認方法について質問したところ、現地調査は実施しておらず、補助事業者の総勘定元帳等の会計書類まで遡った確認は実施していないとのことである。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

なお、本補助金については、前項で記載したとおり、補助金額の妥当性に疑義が生じかねない状況にある。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。本補助金については、現地調査を実施し、補助事業者の総勘定元帳等の会計書類と補助金の実績報告書との整合性等を確認することが考えられる。

コ 【No.83】熊本市民営自転車等駐車場短時間無料制度補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市民営自転車等駐車場短時間無料制度補助金
所管部署	都市建設局交通政策部自転車利用推進課
根拠規程等	熊本市民営自転車等駐車場短時間無料制度補助金交付要綱
制定日	平成 24 年 5 月 21 日
歳出予算事業名	自転車活用推進経費
実施計画	放置自転車ゼロ作戦
交付先（最終交付先）	株式会社パースト 24
対象事業の概要	本市では中心部の市営駐輪場の有料化（平成 24 年度～）に合わせて、2 時間以内の使用料を無料とする制度を実施している。 本事業はこの制度に協力する民間駐輪場に対し経費の 1/2 を補助するものである。
交付目的	自転車利用の促進や中心市街地の活性化、短時間の放置自転車の防止を図るため。
交付の必要性	中心部の駐輪場は、その立地から買い物等の短時間利用の割合が高い。そのため、2 時間無料制度を設けることで、来街機会の維持・確保や自転車の短時間放置の防止を図り、中心市街地の活性化や都市景観の形成に寄与するものである。
費用対効果	放置自転車ゼロ作戦を実施により、中心部の放置自転車（10 月金曜 15 時時点）は、平成 22 年度の 1,593 台から令和 4 年度は 41 台まで減少するなどの効果がみられる。
公募・非公募の別	公募（平成 24 年度実施）
公募の場合：応募要件	平成 23 年度熊本市民営自転車等駐車場整備運営補助金交付要綱により補助施設に指定した駐輪場において、入場してから 2 時間以内に出場した自転車等から料金を徴収しない事業者
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無

開始年度	平成 24 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	コロナ対応により令和 4 年度のみ変更
補助金等の算出方法	1 か月の対象車の実績数×100 円と、補助基準額 1,800 円×収容台数のうち、低い方に補助率（1/2）を掛けた額を 1 か月の補助額としている。
補助対象経費	駐輪時間が 2 時間以内の自転車・原付
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	当該補助金は、中心市街地の活性化や都市景観の向上を図るため、継続的・安定的に実施することが求められるものであり、成果指標の設定に馴染まないと考えるもの。

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

（単位：千円）

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		14,044	13,765	24,268
決算額		10,155	7,943	15,835
（財源）	市	10,155	7,943	7,917
	国			7,918
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成果指標（目標）			
成果指標（実績）			

(イ) 監査の結果及び意見

（意見）補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、補助対象者から提出された実績報告書の内容を確認して、補助金額の確定を行っている。当該実績報告書の具体的な確認方法について質問したところ、実績報告書の内容確認を行っているが、現地調査は実施しておらず、また、総在庫台数実績等の1件ごとの精算データは入手しているものの当該データの正確性等の確認は行っていないとのことであった。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての精算データを確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや精算データの正確性等の確認を実施することが望ましい。

サ 【No.84】熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金
所管部署	都市建設局住宅部住宅政策課
根拠規程等	熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱
制定日	平成 21 年 4 月 28 日
歳出予算事業名	建築物耐震化促進事業
実施計画	熊本市建築物耐震改修促進計画
交付先（最終交付先）	住宅の所有者
対象事業の概要	平成 12 年 5 月 31 日以前の耐震性のない戸建木造住宅の耐震改修・建替えなどの耐震化に対する支援を行う。
交付目的	熊本市内に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者等が耐震性向上のために当該補助事業を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図る。
交付の必要性	地震による家屋倒壊を防止するという観点から戸建木造住宅の耐震改修に対する補助を行い、耐震化を推進することが必要である。
費用対効果	戸建木造住宅の耐震改修に対する補助を実施することにより、地震被害の低減による生命・財産の保護、また、軽微な修復で居住が可能な住宅の増加などの効果が期待される。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	対象となる住宅は、耐震診断士が耐震診断を実施し、上部構造評点が 1.0 未満と評価されたもので、次の条件をすべて満たすもの。 1. 熊本市内にある、人が住んでいる又は住む見込みがある戸建木造住宅 2. 在来軸組構法又は伝統的構法によって建てられたもの 3. 3 階建てまでのもの 4. 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの

	<p>5. 平成 12 年 6 月 1 日以降に増築した場合、増築部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以下のもの</p> <p>6. 建築基準法に係る違反のないもの</p> <p>7. 過去にこの事業又は他の事業の補助金等の交付を受けて補強計画設計、耐震改修工事をしたことのないもの</p> <p>8. 建替え後の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存するもの</p> <p>9. 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合するもの</p>
非公募の場合：非公募の理由	
終期設定の有無	無
開始年度	平成 21 年度
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	<p>設計改修一括 （補助対象経費の 4/5 以内、上限 100 万円/戸）</p> <p>補強計画設計 （補助対象経費の 2/3 以内、上限 14 万円/戸）</p> <p>耐震改修工事 （補助対象経費の 1/2 以内、上限 60 万円/戸）</p> <p>建替え設計工事一括 （補助対象経費の 4/5 以内、上限 100 万円/戸）</p> <p>耐震シェルター工事 （補助対象経費の 1/2 以内、上限 20 万円/戸）</p>
補助対象経費	上記 ~ の設計・工事に要する費用
成果指標の内容	熊本市域における耐震性が確保された住宅の割合の増加（令和 8 年度末までにおおむね解消）
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		159,682	110,680	100,934
決算額		126,970	67,632	71,509
(財源)	市	5,591	3,473	466
	国	62,062	33,645	35,322
	県	41,114	11,016	13,242
	その他	18,203	19,498	22,479
交付先数		144	82	83

< 補助金等の効果 (成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標 (目標)	95.0%		
成果指標 (実績)	93.9%		

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)処分制限財産に係る定義及び取扱いの明確化について

【現状】

本補助金は、平成12年5月31日以前の耐震性のない戸建木造住宅の耐震改修・建替えなどの耐震化に対する支援を行うものであるため、補助対象経費には効用の増加を伴う改修工事や建物等の財産が含まれる。

熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)を閲覧したところ、処分制限財産に関する規定の記載がない。

なお、本補助金は、国による財源負担があるが、国の交付金実施要綱については、処分制限財産に関する規定が明記されている。

【意見】

固定資産のような財産は、1年以上の期間に亘って使用可能であり、補助金交付の後年度に譲渡等の処分が行われると、補助金の交付目的を逸するだけでなく、処分により換金可能性がある場合は不正等のリスクも招きかねない。

本補助金については、国の交付金実施要綱については処分制限財産に関する規定があるものの、本補助金交付要綱においては同様の規定がない。

よって、市は、本補助金交付要綱においても処分制限財産に関して、当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等に係る規定を明記することが望ましい。

(結果)補助金に係る消費税等の仕入税額控除の有無の確認について

【現状】

本補助金は、耐震改修・建替えなどの耐震化に対する支援を行うものであるが、そのうち、事務所（店舗）兼住宅に対する補助の場合は、消費税等の仕入税額控除が発生する可能性がある。

その場合において、消費税等に係る仕入税額控除に関する報告について、本補助金交付要綱上で特段の規定はなく、市は対象事業者から報告を受けていない。

【指摘事項】

対象経費として支出した額に含まれる消費税額について仕入税額控除を行っている場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、仮に補助対象が事務所（店舗）兼住宅で、かつ、補助対象者が個人事業主であった場合は、仕入税額控除が発生する可能性があるが、市は、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額の報告を受けておらず、結果として、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行っていない。

よって、市は、本補助金交付要綱に消費税等に係る仕入税額控除の報告をさせる旨の規定を設けるとともに、補助事業者から消費税に係る仕入控除税額報告書入手し、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うべきである。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を求めるべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)実績報告書の適時の入手について

【現状】

交付要綱によれば、補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書及び添付書類を市に提出しなければならないとされている。

<完了実績報告>

(完了実績報告)

第 15 条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第 8 号、様式 13 号、様式 17 号、様式 19 号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

出所：熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

関係書類を閲覧したところ、工事が完了し、工事を行った業者への支払がなされてから数か月後に完了実績報告書が提出されている事例が散見された。

<工事完了から実績報告書提出までのスケジュール例>

工事完了：令和 4 年 4 月 16 日

業者への支払：令和 4 年 5 月 8 日

完了実績報告書提出：令和 4 月 8 月 28 日

出所：市資料を基に監査人作成

【意見】

市によれば、工事完了予定日を超える場合などには、市から補助事業者へ完了実績報告書の提出を催促しているとのことである。

しかし、実際には工事完了日から完了実績報告書の提出日まで数か月経過している事例が複数あることから、市は、本補助金交付要綱に従い、補助事業者に対して完了実績報告書の適時の提出をより一層促すことが望ましい。

シ 【No.85】熊本市被災マンション建替え支援補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市被災マンション建替え支援補助金
所管部署	都市建設局住宅部住宅政策課
根拠規程等	熊本市被災マンション建替え支援補助金交付要綱
制定日	平成 29 年 10 月 31 日
歳出予算事業名	(震災)被災マンション建替え支援経費
実施計画	なし
交付先(最終交付先)	グランピアニュースカイ前マンション建替組合
対象事業の概要	平成 28 年熊本地震により被災し、倒壊等により周辺市街地に悪影響を及ぼす恐れがある区分所有建築物(被災マンション)に対し、補助事業(優良建築物等整備事業)・県復興基金を活用し、補助する。
交付目的	周辺市街地の安全性の確保及び被災者の恒久的住まいの確保に寄与する。
交付の必要性	マンションは、建替えする際に「高層化・共同化のための費用」「権利者間の合意形成に要する費用」など、戸建住宅には無い費用負担が必要になる。また、建替えが進まず、このまま放置されると、周辺環境への影響も想定されることから、被災者の住宅再建の支援・周辺環境の健全化のため、建替えが円滑に進むよう補助を行う必要がある。
費用対効果	被災者の負担軽減、周辺環境の健全化に大きく寄与する。
公募・非公募の別	公募
公募の場合：応募要件	(1) 当該被災マンションの管理組合が、共用部の全壊又は大規模半壊のり災証明書の発行を受けていること。 (2) 当該被災マンションの居住者としてり災証明書の発行を受けている区分所有者が在ること。 (3) 当該被災マンションが、市街化区域内に位

	<p>置すること。</p> <p>(4)被災マンション及び建替え後の建築物については、社会資本整備総合交付金交付要綱に定めるマンション建替えタイプの要件を備えていること。</p> <p>(5)建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第62条第1項の規定による建替え決議、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成7年法律第43号)第4条の規定による再建決議、区分所有者全員の総意による建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていること。</p>
非公募の場合：非公募の理由	-
終期設定の有無	有
開始年度	平成29年度
終期年度	補助金申請期限：令和4年10月4日
直近の補助金等見直しの実施年度	-
補助金等の算出方法	補助対象経費の10分の9
補助対象経費	社会資本整備総合交付金交付要綱イ-16-(2)優良建築物等整備事業の第2三八に掲げるマンション建替えタイプに該当する建替え事業の実施に要する経費
成果指標の内容	補助を実施した団地件数
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		56,160	148,869	176,209
決算額		56,160	148,869	176,209
(財源)	市	24,960	128	129,764
	国	24,960	132,200	26,867
	県	6,240	16,541	19,578
	その他	-	-	-
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	1	1	1
成果指標（実績）	1	1	1

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市被災マンション建替え支援補助金実施要綱(以下「実施要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、実施要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金交付申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

< 暴力団の排除に関する事項の記載例 >

暴力団の利益となる活動を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓します。
(に✓を記入)

出所：監査人作成

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

ス 【No.86】第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会負担金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会負担金
所管部署	都市建設局森の都推進部みどり政策課(旧:都市建設局土木部公園課緑化フェア推進室)
根拠規程等	第38回全国都市緑化くまもとフェア実施運営に関する協定書
制定日	令和2年1月30日
歳出予算事業名	全国都市緑化フェア開催推進経費
実施計画	第7次総合計画実施計画
交付先(最終交付先)	第38回全国都市緑化くまもとフェア実行委員会
対象事業の概要	くまもとフェアの実施運営
交付目的	都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、もって緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的とする。
交付の必要性	くまもとフェアを契機として、改めて市民・企業・行政の力を集結し、「森の都」の再生に向けた取組みを推進することが必要である。
費用対効果	地域住民の緑化意識の高揚、観光客の誘客、造園・花き園芸産業の発展、地域振興に寄与するなど、経済波及効果が期待される。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合: 応募要件	
非公募の場合: 非公募の理由	主催者である公益財団法人都市緑化機構及び熊本市が設置した実行委員会へ負担金を支出するもの
終期設定の有無	有
開始年度	令和元年度
終期年度	令和4年度
直近の補助金等見直しの実施年度	令和2年度(全国的なコロナ対策への事業見直しにあたり、負担金の一部について減額)

補助金等の算出方法	
補助対象経費	
成果指標の内容	入場者数
成果指標を設定していない場合は、その理由	

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		300,000	288,300	1,285,800
決算額		297,000	288,300	1,164,025
(財源)	市	273,050	168,300	1,164,025
	国	23,950	120,000	
	県			
	その他			
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			160万人
成果指標(実績)			168.5万人

(イ) 監査の結果及び意見

監査を実施した結果、記載すべき結果及び意見は特段発見されなかった。

(9) 教育委員会事務局

ア 【No.87】熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金
所管部署	教育委員会事務局教育総務部放課後児童育成課
根拠規程等	熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金交付要綱
制定日	平成 20 年 10 月 2 日
歳出予算事業名	児童育成クラブ管理運営経費
実施計画	
交付先（最終交付先）	民間で児童育成クラブを運営している事業者
対象事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（一部のクラブでは 3 年生まで）の児童を対象に適切な遊びと生活の場を提供する
交付目的	本市が運営する児童育成クラブの設置がない小学校区における放課後児童の健全育成を図る
交付の必要性	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを主たる目的とする公益的な事業推進が必要なため
費用対効果	補助金を交付し運営を任せることにより、本市職員の運営に係る事務処理を減らすことができる
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	
非公募の場合：非公募の理由	校区に 1 施設を基本としており（合併協議による特例は有）現状充足しているため
終期設定の有無	無
開始年度	平成 20 年
終期年度	
直近の補助金等見直しの実施年度	国の基準額改定に伴い毎年実施
補助金等の算出方法	実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と基準額とを比較して少ないほうの額
補助対象経費	児童育成クラブの管理・運営に必要な経費

	(飲食物費を除く。)
成果指標の内容	
成果指標を設定していない場合は、その理由	その小学校区の児童育成クラブを運営することが目的であり、利用児童数や必要施設数の規模は年度毎に変動することがあるため、成果指標は設定できない

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		110,000	112,105	129,634
決算額		97,106	108,313	129,544
(財源)	市	32,370	36,105	43,182
	国	32,368	36,104	43,181
	県	32,368	36,104	43,181
	その他			
交付先数		15	15	15

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			
成果指標(実績)			

(イ) 監査の結果及び意見

(意見)補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、及び確認の検討について

【現状】

市は、平成24年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

【意見】

市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、本補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置を検討することが望ましい。

また、本補助金については、次のとおり、補助金申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

<暴力団の排除に関する事項の記載例>

暴力団の利益となる活動を制限するため、当法人は暴力団でないことを宣誓します。(に✓を記入)

出所：監査人作成

(結果)概算払の必要性について

【現状】

熊本市補助金等交付規則には、次のとおり、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。

<概算払について>

(補助金等の交付)

第11条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

出所：熊本市補助金等交付規則

本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金交付要綱には概算払に関する規定がない。また、本補助金における概算払に関する決裁文書を閲覧したところ、「活動に伴う運営資金の不足を補うため」との記載はあるものの、運営資金の不足が生じる理由等の概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。

【指摘事項】

本補助金は児童育成クラブの運営経費を交付する補助金であることから、概算払の必要性は理解できる。しかし、概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。

よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。

イ 【No.88】熊本市私立学校補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市私立学校補助金
所管部署	教育委員会事務局学校教育部指導課
根拠規程等	熊本市私立学校補助金交付要綱
制定日	平成6年4月1日
歳出予算事業名	私学助成
実施計画	補助金交付
交付先（最終交付先）	熊本市内に私立学校を設置している学校法人
対象事業の概要	教職員の教育研究のための指導書等
交付目的	熊本市内に私立学校を設置している学校法人に対して、教育内容の充実を図るため、教職員の研修、研究に係る経費を補助し、私学の振興を図ることを目的とする。
交付の必要性	教育機会の平等という観点から、私立学校に補助金を交付する必要がある。
費用対効果	教職員の研修及び研究の実施により、その指導力が向上することで、生徒の学力の向上及び本市の次代を担う生徒の教育環境の向上に繋がることが見込まれ、補助経費以上の効果が期待できる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	特定の学校に対して補助金を交付するため。
終期設定の有無	無
開始年度	昭和24年度
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	令和4年度
補助金等の算出方法	生徒割額 + 教職員割額 + 均等割額
補助対象経費	物品購入費、研修旅費、研修会負担金など
成果指標の内容	教職員の指導力向上により、私立学校における大学等進学率を安定的に増加（毎年度0.5%）させ、全国平均との差の縮小を目指すもの（2021年度全国平均：54.9%）

成果指標を設定していない場合は、その理由	
----------------------	--

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		30,000	24,000	24,000
決算額		28,836	24,000	24,000
(財源)	市	28,836	24,000	24,000
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		13	13	13

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			52.5%
成果指標(実績)	52.3%	52.0%	

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金の必要性及び補助額の見直しについて

【現状】

熊本市私立学校補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)における補助対象経費及び補助額の上限は次のとおりである。

< 補助対象経費及び補助額の上限 >

<p>(補助対象経費)</p> <p>第2条 補助の対象となる経費は、補助を受ける年度中(第5条による交付決定前の期間を含む。)の次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 教職員の研究又は研修に要する物品の購入経費</p> <p>(2) 教職員の研究又は研修に要する旅費</p> <p>(3) 教職員が参加する研究会又は研修会への負担金</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか教職員の研究又は研修に要する経費</p> <p>(補助額の上限)</p> <p>第3条 前条に定める補助対象経費における学校法人ごとの補助額は、当該年度の私立学校補助金に係る当初予算に基づき、次の各号により算定した額の合計額を上限とする。この場合において、当該上限額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 生徒制額交付決定を受ける学校法人の生徒数に応じ別表第1で定める額、</p>
--

- (2) 教職員割額交付決定を受ける学校法人の教職員数に応じ別表第2で定める額
- (3) 均等割額 歳出予算から第1号及び第2号により算出した交付決定を受ける全ての学校法人の生徒割額及び教職員割額の合計額を差し引いた額（当該額が歳出予算の6割を超える場合は、歳出予算の6割の額を交付決定を受ける全ての学校法人の私立学校の合計数で除して得た額
- 2 学校法人が複数の私立学校を設置している場合は、前項各号に掲げる額は、私立学校ごとに分けて算出するものとする。

出所：本補助金交付要綱

補助対象経費は、教職員の研究や研修に係る経費とされている。ただし、補助対象経費における学校法人ごとの補助額は、予算額を上限として、「生徒割額＋教職員割額＋均等割額」を基礎として、按分計算される。

令和4年度の実績では、24,000千円の予算額が、市内にある13の学校法人が運営する14私立高等学校に対して按分計算され、交付されている。

各私立高等学校に対しては、県が行う経常費助成等複数の補助金が交付されていると考えられる。また、各私立高等学校の職員や生徒数の状況等は学校によって異なることから、学校運営に係る収支状況も各私立高等学校によって異なると考えられる。

このため、市に対して、各私立高等学校に交付されている他の補助金の状況、及び各私立高等学校の学校運営に係る収支状況を把握しているか質問したところ、把握していないとの回答を得た。

【指摘事項】

上記のとおり、本補助金は教職員の研究や研修に係る経費を補助対象経費として交付されており、私学の振興を図る目的については、問題はない。

しかし、本補助金は、予算額を上限に生徒数や教職員数等を基礎として各私立高等学校へ按分して交付されている。また、市は、各私立高等学校に交付されている他の補助金の状況及び各私立高等学校の学校運営に係る収支状況を把握していない。

例えば、収支が黒字の私立高等学校であれば、本補助金を受けずとも教職員の研究や研修に係る経費は賄えている可能性がある。逆に、収支が赤字の私立高等学校であれば、予算額を上限に按分配付された本補助金では教職員の研究や研修に係る経費のごく一部しか賄えていない可能性がある。

本来、補助金は実施されている事業内容等に基づき、具体的な補助金額が算定されるべきである。しかし、本補助金については、必要かつ十分な補助額が各私立高等学校に交付されているか不明であり、補助金の有効性や金額の妥当性に疑念が生じかねない。

よって、市は、本補助金については、必要性を見直すとともに、補助額については各私立高等学校の実態に即した積算方法へ見直すべきである。

具体的には、まず、市は、各私立高等学校における他の補助金の状況及び学校運営に係る収支状況を把握した上で、本補助金の必要性を改めて検討すべきである。その上で、補助金交付の必要性が認められる場合には、前述の他の補助金の状況及び学校運営に係る収支状況を踏まえ、私立高等学校ごとに交付すべき教職員の研究や研修に係る経費を個別に積算すべきである。

市全体の財政状況を考えると、予算の上限があることや必ずしも十分な補助額を各私立高等学校へ交付できるわけではないとは考えられるが、各私立高等学校の実態に即した補助額が交付されることで、より一層の私学の振興が図られることを期待する。

(意見)消費税の仕入税額控除に係る確認について

【現状】

本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記載されていない。また、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。

【意見】

消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、上記のとおり補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。

よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、本補助金交付要綱において、消費税に係る仕入税額控除の取扱いを記載することが望ましい。

(意見)暴力団排除に係る施策の実施について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)
(市の責務)
第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、本補助金交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

なお、市によれば、暴力団排除に係る確認については、特段実施していないとのことである。

【意見】

上記の熊本市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、本補助金について暴力団排除条項に係る対応は適切に実施すべきである。

よって、市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。

本補助金については、次のとおり、補助金申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

<暴力団の排除に関する事項の記載例>

暴力団の利益となる活動を制限するため、当法人は暴力団でないことを宣誓します。(に✓を記入)

出所：監査人作成

(結果)概算払の必要性について

【現状】

熊本市補助金等交付規則には、次のとおり、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。

<概算払について>

(補助金等の交付)
第11条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に

交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

出所：熊本市補助金等交付規則

本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金交付要綱には概算払に関する規定がない。また、本補助金における概算払に関する決裁文書を閲覧したところ、特段の記載は無く、概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。

【指摘事項】

概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。

よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認するとともに、各私立高等学校から提出された領収書等の写しの内容を確認している。しかし、各私立高等学校から提出された領収書等の写しの内容を閲覧したところ、ある学校は領収書等の写しを網羅的に提出しているが、他の学校は領収書等の写しの提出が不足している等、学校ごとに提出された添付書類が異なっていた。

このため、市に対して、実績報告書の添付書類をどの程度まで求めているか、明確な指示を補助対象者へしているか質問したところ、添付書類については明確なルールは

無く、提出されたものの確認にとどまっているとの回答を得た。

また、市は、本補助金の実績確認のために各私立高等学校に対する現地調査は実施していない。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。具体的には、各私立高等学校から提出を受ける領収書等の写しについては、各学校へ同一の内容を求めること、サンプルベースで各私立高等学校うち数校へ現地調査を行い領収書等の原本を閲覧すること等を検討することが望ましい。

ウ 【No.89】熊本市私立高等学校部活動育成事業補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市私立高等学校部活動育成事業補助金
所管部署	教育委員会事務局学校教育部指導課
根拠規程等	熊本市私立高等学校部活動育成事業補助金交付要綱
制定日	平成 14 年 4 月 1 日教育長決裁
歳出予算事業名	部活動助成
実施計画	補助金交付
交付先（最終交付先）	熊本市内に私立学校を設置している学校法人
対象事業の概要	用具の購入や遠征費
交付目的	熊本市内に私立学校を設置している学校法人に対して、部活動の育成に係る経費を補助し、学業のみならず様々な部活動を通じて高校生の健全な育成を図ることを目的とする。
交付の必要性	教育機会の平等・部活動活性化という観点から、私立学校に補助金を交付する必要がある。
費用対効果	生徒の心身の発達、健全育成に寄与し、生徒の個性を伸ばし豊かな心を育むとともに、ひいては生涯にわたりスポーツや文化、芸術に親しむ資質や能力の向上に寄与しており、補助経費以上の効果が期待できる。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	特定の学校に対して補助金を交付するため。
終期設定の有無	無
開始年度	平成 14 年度
終期年度	無
直近の補助金等見直しの実施年度	令和 4 年度
補助金等の算出方法	部員数割額 + 均等割額
補助対象経費	用具購入費、遠征費など
成果指標の内容	生徒数に対する部員数の割合の増加（毎年度 0.5%）を目指す
成果指標を設定していない場合	

は、その理由	
--------	--

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		15,000	12,000	12,000
決算額		14,940	12,000	12,000
(財源)	市	14,940	12,000	12,000
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		13	13	13

< 補助金等の効果(成果指標) >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標(目標)			56.9%
成果指標(実績)	56.9%	56.4%	

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助金の必要性及び補助額の見直しについて

【現状】

熊本市私立高等学校部活動育成事業補助金交付要綱(以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。)における補助対象経費及び補助額の上限は次のとおりである。

< 補助対象経費及び補助額の上限 >

<p>(補助対象経費)</p> <p>第2条 補助の対象となる経費は、学校法人が設置した高等学校における補助を受ける年度中(第5条による交付決定前の期間を含む。)の体育部及び文化部の部活動に係る経費を対象とする。この場合において、「部活動」には、同好会活動及びサークル活動を含まないものとする。</p> <p>(補助額の上限)</p> <p>第3条 前条に定める補助対象経費における学校法人ごとの補助額は、当該年度の熊本市私立高等学校部活動育成事業補助に係る当初予算に基づき、次の各号により算定した額の合計額を上限とする。ただし、合計額に千円未満の端数がある場合は、当該端数の処理について別に定めるものとする。</p> <p>(1) 部員数割額 交付決定を受ける学校法人が設置する高等学校の部員数に応じ別表で定める額</p> <p>(2) 均等割額 歳出予算から前号により算出した交付決定を受ける学校法人が設置する高等学校の部員数割の合計額を差し引いた額(但し、当該額が歳出予算の6割</p>
--

を超える場合は、歳出予算の 6 割の額)を交付決定を受ける学校法人が設置する
高等学校の合計数で除して得た額

出所：本補助金交付要綱

補助対象経費は、体育部及び文化部の部活動に係る経費とされている。ただし、補助対象経費における学校法人ごとの補助額は、予算額を上限として、「部員数割額 + 均等割額」を基礎として、按分計算される。

令和 4 年度の実績では、12,000 千円の予算額が、市内にある 13 の学校法人が運営する 14 私立高等学校に対して按分計算され、交付されている。

各私立高等学校に対しては、県が行う経常費助成等複数の補助金が交付されていると考えられる。また、各私立高等学校の職員や生徒数の状況等は学校によって異なることから、学校運営に係る収支状況も各私立高等学校によって異なると考えられる。

このため、市に対して、各私立高等学校に交付されている他の補助金の状況、及び各私立高等学校の学校運営に係る収支状況を把握しているか質問したところ、把握していないとの回答を得た。

【指摘事項】

上記のとおり、本補助金は体育部及び文化部の部活動に係る経費を補助対象経費として交付されており、部活動を通じて高校生の健全な育成を図る目的については、問題はない。

しかし、本補助金は、予算額を上限に部員数等を基礎として各私立高等学校へ按分して交付されている。また、市は、各私立高等学校に交付されている他の補助金の状況及び各私立高等学校の学校運営に係る収支状況を把握していない。

例えば、収支が黒字の私立高等学校であれば、本補助金を受けずとも部活動に係る経費は賄えている可能性がある。逆に、収支が赤字の私立高等学校であれば、予算額を上限に按分配付された本補助金では部活動に係る経費のごく一部しか賄えていない可能性がある。

本来、補助金は実施されている事業内容等に基づき、具体的な補助金額が算定されるべきである。しかし、本補助金については、必要かつ十分な補助額が各私立高等学校に交付されているか不明であり、補助金の有効性や金額の妥当性に疑念が生じかねない。

よって、市は、本補助金については、必要性を見直すとともに、補助額については各私立高等学校の実態に即した積算方法へ見直すべきである。

具体的には、まず、市は、各私立高等学校における他の補助金の状況及び学校運営に係る収支状況を把握した上で、本補助金の必要性を改めて検討すべきである。その上で、補助金交付の必要性が認められる場合には、前述の他の補助金の状況及び学校運営に係る収支状況を踏まえ、私立高等学校ごとに交付すべき部活動に係る経費を個別に積

算すべきである。

市全体の財政状況を考えると、予算の上限があることや必ずしも十分な補助額を各私立高等学校へ交付できるわけではないとは考えられるが、各私立高等学校の実態に即した補助額が交付されることで、より一層の部活動を通じた高校生の健全な育成が図られることを期待する。

(意見)消費税の仕入税額控除に係る確認について

【現状】

本補助金交付要綱において、消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項は記載されていない。また、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。

【意見】

消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、補助金の適切な交付について問題が生じる可能性がある。

本補助金について、市は、上記のとおり補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認も行っていない。

よって、市は、補助事業者は消費税の課税事業者か、及び仕入税額控除が生じ得るかの確認を行うとともに、本補助金交付要綱において、消費税に係る仕入税額控除の取扱いを記載することが望ましい。

(意見)暴力団排除に係る施策の実施について

【現状】

市は、平成 24 年度に熊本市暴力団排除条例を施行しており、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを定めている。

< 暴力団の排除に関する総合的な施策の推進 >

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(以下「基本理念」とい

う。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

出所：熊本市暴力団排除条例

上記条例の趣旨に基づき、補助金の交付についても暴力団排除に係る施策が実施されるべきと考えられる。

しかし、本補助金交付要綱には、暴力団排除条項に該当する条項は設置されていなかった。

なお、市によれば、暴力団排除に係る確認については、特段実施していないとのことである。

【意見】

上記の熊本市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、本補助金について暴力団排除条項に係る対応は適切に実施すべきである。

よって、市においては、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクを排除する観点から、暴力団排除条項に係る施策を実施することが望ましい。

本補助金については、次のとおり、補助金申請書様式等に暴力団ではないことの宣誓に係る事項を記載することにより、確認を実施することも検討に値すると考える。

<暴力団の排除に関する事項の記載例>

暴力団の利益となる活動を制限するため、当法人は暴力団でないことを宣誓します。(に✓を記入)

出所：監査人作成

(結果)概算払の必要性について

【現状】

熊本市補助金等交付規則には、次のとおり、補助金等の交付に関する規定があるが、原則は精算払であり、概算払については例外的に補助事業の性質上必要があると認められる際に選択できる。

<概算払について>

(補助金等の交付)

第 11 条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

出所：熊本市補助金等交付規則

本補助金では概算払により補助金が交付されているが、本補助金交付要綱には概算払に関する規定がない。また、本補助金における概算払に関する決裁文書を閲覧したところ、特段の記載は無く、概算払により交付すべき具体的な事情は記載されていない。

【指摘事項】

概算払は例外的な交付方式である以上、上記のとおり、市が概算払の必要性について具体的に検討していないことは問題が大きいと言わざるを得ない。

よって、市は、補助金交付について概算払を行う場合は、その必要性を厳密に判断するため、概算払を行うべき理由を決裁文書等に具体的に記載すべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(意見)実績確認の強化について

【現状】

市は、補助金額の確定に当たり、実績報告書の内容を確認するとともに、各私立高等学校から提出された領収書等の写しの内容を確認している。しかし、各私立高等学校から提出された領収書等の写しの内容を閲覧したところ、ある学校は領収書等の写しを網羅的に提出しているが、他の学校は領収書等の写しの提出が不足している等、学校ごとに提出された添付書類が異なっていた。

このため、市に対して、実績報告書の添付書類をどの程度まで求めているか、明確な指示を補助対象者へしているか質問したところ、添付書類については明確なルールは無く、提出されたものの確認にとどまっているとの回答を得た。

また、市は、本補助金の実績確認のために各私立高等学校に対する現地調査は実施していない。

【意見】

支出内容の把握において原始証憑の確認を行っていない場合、補助対象経費以外へ補助金が交付されている可能性を否定できず、また、私的流用等のリスクも生じかねない。

ただし、実績確認の際、全ての原始証憑を確認することは事実上困難とも考えられるため、実績確認を行う手間と前述のリスク等を比較衡量して、具体的な実績確認の方法を決定すべきと考える。

よって、市は、上記のリスクを踏まえつつ、実施可能な実績確認の方法を慎重に検討の上、必要に応じて交付先へのヒアリングや原始証憑の確認等を実施することが望ましい。具体的には、各私立高等学校から提出を受ける領収書等の写しについては、各学校へ同一の内容を求めること、サンプルベースで各私立高等学校うち数校へ現地調査を行い領収書等の原本を閲覧すること等を検討することが望ましい。

エ 【No.90】熊本市立中学校運動部活動運営費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	熊本市立中学校運動部活動運営費補助金
所管部署	教育委員会事務局学校教育部指導課
根拠規程等	学校保健会等運営補助金交付要綱
制定日	平成9年4月1日
歳出予算事業名	各種団体助成（体育関係）
実施計画	第4章 第1節 1-(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
交付先（最終交付先）	熊本市中学校体育部活動振興会
対象事業の概要	熊本市立中学校における運動部活動の振興又は後援。
交付目的	運動部活動を通して生徒の健全育成を図るとともに、運動部に所属する生徒の運営費負担の軽減を図る。
交付の必要性	<p>本市において運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の児童・生徒が参加し、各運動部の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ振興を大きく支えてきた。体力や技能の向上を図る直接的な効果以外にも、異年齢との交流の中で児童・生徒同士や児童・生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、児童・生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。</p> <p>ひいては、人格の形成や生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む基盤として、子どもの心身の健やかな成長に大いに資するものである。</p> <p>令和4年度、本市中学校の運動部活動は年間総事業費約55,709千円で運営されており、その運営費及び活動費の大半は保護者が負担する部費で賄われている状況にあり、その経済的負担は大きい。また、家庭の経済的事情により生徒が部活動加入をあきらめざるを得ないような状況</p>

	を招く事は、大変耐え難いことである。 生徒に運動部活動の機会を保障するうえで、保護者の負担を軽減するための当該補助金は必要である。
費用対効果	当該補助金は、用具購入や講師謝礼等の運営経費の負担を軽減し、令和3年度においては9,952人の生徒が、多岐にわたる運動部活動を展開する一助となっている。 また、運動部活動部員の全生徒に対する割合は、52%に近い水準を保持しており、運動部活動が、生徒の健全な育成に果たす役割は大きい。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-
非公募の場合：非公募の理由	交付先を特定したものであるため。
終期設定の有無	無
開始年度	昭和56年度(現要綱制定より前から交付しているとみられる。)
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	平成28年度
補助金等の算出方法	運動部活動数×20,000円
補助対象経費	運営費、活動費、指導費
成果指標の内容	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の全国との比較(全国平均を50とした場合の熊本市の値) 小5(男子/女子)中2(男子/女子)
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載ください。

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		9,400	9,400	9,400
決算額		9,400	9,360	9,340
(財源)	市	9,400	9,360	9,340
	国	-	-	-
	県	-	-	-

	その他	-	-	-
交付先数		1	1	1

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	51.0/51.0	51.0/51.0	51.0/51.0
	50.0/50.0	50.0/50.0	50.0/50.0
成果指標（実績）	調査の実施なし	49.9/49.7	49.4/49.5
		50.2/49.9	49.9/50.2

(イ) 監査の結果及び意見

(結果)補助対象経費の具体化について

【現状】

学校保健会等運営補助金交付要綱（以下、本補助金において「本補助金交付要綱」という。）における補助対象団体、補助対象経費及び補助金額は、次のとおりである。

< 補助対象経費及び補助金額 >

補助対象団体：熊本市中学校体育部活動振興会
 補助対象経費：運営費、活動費、指導費
 補助金額：運動部活動数 × 20,000 円

出所：本補助金交付要綱を基に監査人作成

本補助金の補助対象団体は熊本市中学校体育部活動振興会（以下「振興会」という。）であるが、補助金を受けた振興会は本補助金を市内の42の各中学校の部活動振興会へ交付している。

補助対象経費は、「運営費、活動費、指導費」との記載があるが、具体的な科目の設定はされておらず、例えば、人件費、謝金、食糧費等まで補助対象と認めるかを整理した資料はない。

【指摘事項】

上記のとおり、本補助金の補助対象経費は具体的な科目の設定はされておらず、より詳細な補助対象経費の範囲が不明瞭である。また、振興会は市内の各中学校の部活動振興会へ交付することから、各中学校にとってどの範囲まで本補助金を活用できるか分かりづらいと考えられる。

結果として、具体的な補助対象経費が本補助金交付要綱からは把握できず、補助金としての透明性に問題があると言わざるを得ない。

よって、市は、本補助金交付要綱において、具体的な補助対象経費の科目を明示すべきである。

(意見)補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。

(結果)振興会における積立金保有の妥当性について

【現状】

本補助金を受給した振興会の令和4年度歳入歳出決算の概要は次のとおりである。

< 令和4年度歳入歳出決算の概要 >

(単位：千円)

科目	決算額	備考
収入の部		
会費	48,688	
市補助金	9,340	20,000 円 × 467 部
雑収入	449	
繰越金	682	
合計	59,159	
支出の部		
運営費	874	
活動費	29,128	
指導費	25,708	
計	55,709	
雑費	320	
積立	2,434	
合計	58,463	

出所：令和4年度熊本市中学校体育部活動振興会運営事業決算書

令和4年度は697千円(59,159-58,463)の繰越金が次年度に繰り越されている。

支出項目には積立2,434千円が記載されている。このため、積立金の残高、管理状況及び用途を市へ質問したところ、市は把握していないとの回答を得た。なお、本補助金は、振興会から市内の各中学校の部活動振興会へ補助金が交付されているため、当該積立金は、各中学校の部活動振興会で保有していると考えられる。

【指摘事項】

上記のとおり、令和4年度は2,434千円が積み立てられているが、累積で、現時点でいくらの積立金を保有しているか、管理状況及び用途について、市は把握していない。

また、振興会は任意団体であるため作成している決算書は前述の収支決算書のみであり、積立金の残高は不明である。

結果として、決算書上から把握できない積立金が保有されており、かつ、その金額、管理状況及び用途を市は把握していない。また、本補助金は補助対象経費に対して交付されているものの、積立金の残高等の状況によっては補助金額の見直しにも影響しかねない。

よって、市は、各中学校の部活動振興会における積立金の保有額、管理状況及び用途を把握の上、積立金が保有される妥当性、及び補助金額の妥当性を検討すべきである。

(意見)間接補助に関する対応の検討について

【現状】

前項に記載した振興会の令和4年度歳入歳出決算によれば、振興会は本補助金を財源として、市内の42の各中学校の部活動振興会へ補助金を交付している。

すなわち、本補助金は、振興会を介して各中学校の部活動振興会へ補助が行われる間接補助の性質を有している。

このため、市に対して、再交付先となる各中学校の部活動振興会における資金管理の状況、不正等の対策が講じられているかを把握しているか質問したところ、資金の管理状況等までは把握していないとのことである。

また、前項に記載したとおり、各中学校の部活動振興会では積立金を保有しているが、市は、積立金の残高、管理状況及び用途を把握していない。

【意見】

間接補助が実施される場合、一次的に補助を行う市からは最終的に助成を受けた団体における資金の管理、事業の実施状況は把握しづらく、また、不正等が生じる可能性を否定できない。

よって、市は、適切な補助事業が実施されるように、再交付先となる各中学校の部活

勤振興会における資金管理の状況、不正等の対策が講じられているか等を把握することが望ましい。

オ 【No.91】生徒の体育大会遠征費補助金

(ア) 補助金等の概要

< 概要 >

補助金等の名称	生徒の体育大会遠征費補助金
所管部署	教育委員会事務局学校教育部指導課
根拠規程等	生徒の体育大会遠征費補助金交付要綱
制定日	昭和 60 年 7 月 1 日
歳出予算事業名	各種団体助成（体育関係）
実施計画	第 4 章 第 1 節 1-(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
交付先（最終交付先）	各学校部活動振興会等
対象事業の概要	学校教育活動における各種体育大会への参加。
交付目的	中学校及び高等学校の生徒が学校教育活動における大会等に参加する場合に補助金を交付することにより、運動部活動の振興を通して、生徒の健全な育成を図るとともに、遠征費の負担軽減を図る。
交付の必要性	運動部活動において、九州・全国大会への参加は、生徒の健全育成に大きく寄与するものである。しかしながら、遠征総事業費は、12,843 千円（令和 3 年度）にのぼり、部費に加え生徒/保護者の大きな負担となっている。各参加校で物販等により独自の歳入活動を展開するものの、補助金交付がなければ遠征を断念する生徒も出る可能性がある。このことは、本市の運動部活動のレベルダウンにもつながりかねず、当該補助金は、公益性の高い事業でもある。
費用対効果	当該補助金については、宿泊費の上限額の設定や本市旅費規程に基づく定額補助など、既に見直しを実施し、文化部との補助率格差はあるが、生徒/保護者の負担軽減が図られている。 また、多くの学校が、九州・全国大会に参加しており、高レベルの運動部活動が展開されている。
公募・非公募の別	非公募
公募の場合：応募要件	-

非公募の場合：非公募の理由	交付先が特定されるものであるため。
終期設定の有無	無
開始年度	昭和 48 年以前(現要綱制定より前から交付していると思われる。)
終期年度	-
直近の補助金等見直しの実施年度	平成 28 年度
補助金等の算出方法	中学校 熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和 33 年条例第 22 号）及び熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則（昭和 33 年規則第 35 号）の規定に準じて教育委員会事務局で算定した額とする。ただし、宿泊費は 1 泊 7,000 円を上限とする。 高等学校 開催地別定額。ただし補助金対象経費の 50% を限度とする。
補助対象経費	交通費、宿泊費
成果指標の内容	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の全国との比較(全国平均を 50 とした場合の熊本市の値) 小 5 (男子/女子) 中 2 (男子/女子)
成果指標を設定していない場合は、その理由	-

：該当する場合のみ記載

< 補助金等の実績 >

(単位：千円)

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算額		7,215	7,215 歳出予算事業全体の補助金予算額は 19,125	16,655
決算額		96	7,980	13,393
(財源)	市	96	7,980	13,393
	国	-	-	-
	県	-	-	-
	その他	-	-	-
交付先数		1	43	57

< 補助金等の効果（成果指標） >

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成果指標（目標）	51.0/51.0	51.0/51.0	51.0/51.0
	50.0/50.0	50.0/50.0	50.0/50.0
成果指標（実績）	調査の実施なし	49.9/49.7	49.4/49.5
		50.2/49.9	49.9/50.2

(イ) 監査の結果及び意見

（意見）補助事業の終期の設定について

【現状】

市は、本補助金について特段の終期を設定しておらず、補助金を継続して交付することの妥当性等を検証するための定期的な見直しを行っていない。

【意見】

補助事業が継続して交付されている場合に特段の終期の設定が無いと、補助金の固定化、既得権化等を招きかねない。また、社会情勢の変化により補助事業の必要性や公益性が薄れる可能性もある。

よって、市においては、補助事業については終期を設定し、定期的に、補助事業の交付目的や公益性等に問題が無いかを検証するとともに、補助金交付の成果が今後も期待できるか等を検討することが望ましい。